

巻頭エッセイ

- 休眠の軍事郵便に光をあて、地球的舞台に初登場  
—インターネットにデビューした兵士の手紙— 新井 勝 紘 …………… 1

論 文

- 明治期における郵便局ネットワークの伸展と調整 小原 宏 …………… 8

- 高度成長期郵便貯金の地域的展開  
—戦後「郵貯増強メカニズム」の形成・神奈川県的事例を中心として—  
伊藤 真利子 ……………24

研究ノート

- 近世の定宿講と旅行者—浪花講の事例から— 高橋 陽 一 ……………45

エッセイ

- 現代に息づく軍事郵便の息吹  
—荻原浩「遠くから来た手紙」を読んで— 後藤 康 行 ……………60

資料紹介

- 初期の国際年賀状—各国のデザインとその背景 1888-1926—  
井村 恵 美 ……………64

資料調査報告

- 新たに発見された郵政事業関連の特許証 井上 卓 朗 ……………75

トピックス

- 簡易生命保険誕生100年記念・扇面原画展  
「—竹内栖鳳から東山魁夷、平山郁夫まで—  
美をあふぐ 華麗なる巨匠たちの扇の世界展」 岩 島 美 月 ……………82

- 新たに発見された「お年玉付き年賀はがきの見本」 富 永 紀 子 ……………86

資料紹介

- 郵政博物館蔵「甲子延享元年 日記 四番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第四分冊  
〔「宿駅日記」第四分冊／「延享元年 定飛脚日記 四」〕)  
「駅通志料」を読む会…………… 110(56)

論 文

- 近世における飛脚関係の金石史料—常夜灯、道標、墓誌を中心に—  
卷 島 隆 …………… 165(1)

- 新刊紹介 166

- 展覧会紹介 169

- 投稿規程 173

- 執筆 者 175

- 編集後記

YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO No.8

Journal of Postal Museum Japan No.8

Table of Contents

**Prefatory Essay:**

- Recalling the Mail of War Time to Our Current World  
—Soldier's Letters Came Out on the Internet Site— ..... ARAI Katsuhiko..... 1

**Articles:**

- Development and Reorganization of Post Office Network In Meiji era  
..... OBARA Ko..... 8
- The Regional Development by the Reinforcement Mechanism of the Japanese Postal  
Savings —The Case Study of Kanagawa Prefecture—  
..... ITO Mariko.....24

**Notes:**

- Research about the use of "Joyado-Ko" —from the case of "Naniwa-Ko"—  
..... TAKAHASHI Yoichi.....45

**Essay:**

- Undercurrent of Military Mail in Contemporary Japan  
..... GOTO Yasuyuki.....60

**Introduction of the collection:**

- Mastering the Art of Designs in Each Country 1888-1926  
—The Early Stages of the World's New Year Cards—  
..... IMURA Emi.....64

**Report of resource research:**

- Newly discovered postal-related patent  
..... INOUE Takuro.....75

**Topics:**

- The World of Beautiful Folding Fans Created by Maestros  
..... IWASHIMA Mizuki.....82
- The newly discovered sample of New Year's lottery postcard  
..... TOMINAGA Noriko.....86

**Introduction of the collection:**

- Book #4 (1744) from the Serial Diaries by "Shima-ya, Saemon", a Courier (HIKYAKU)  
Service Provider  
.....EKITEI SHIRYO  
(The Documents on the Communication in Modern Japan) Study Group 110(56)

**Articles:**

- Historic masonry of the express messenger —all-night light, milestone, epitaph—  
..... MAKISHIMA Takashi... 165(1)

- Notices: ..... 166

巻頭エッセイ

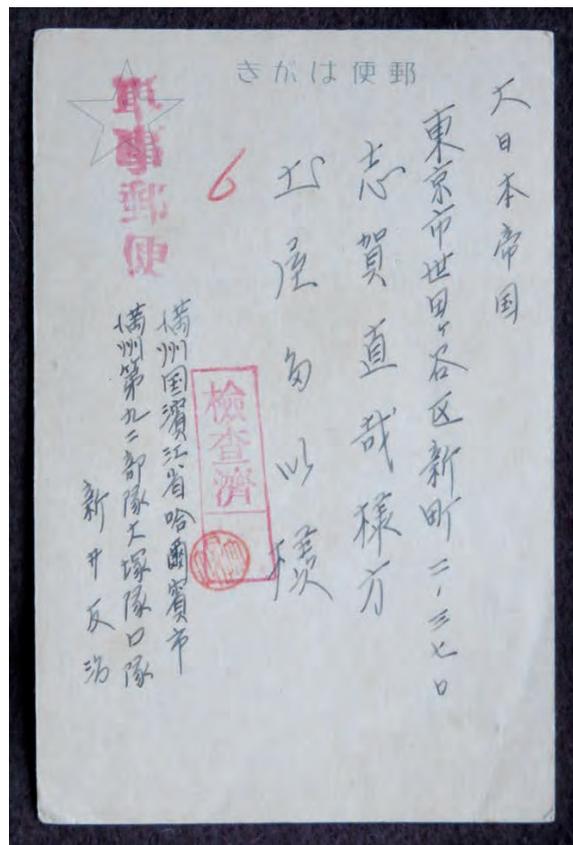
# 休眠の軍事郵便に光をあて、地球的舞台に初登場 ——インターネットにデビューした兵士の手紙——

新井 勝紘

## ① 古びたハンドバックから出てきた軍事郵便

最初に私の個人的な体験からはじめることをお許し願いたい。

私は三人兄弟の長男に生まれたこともあって、1910年代生まれの父母の晩年は、二世帯住宅を建てて同居していた。最初に母が亡くなり、それから十年後に父も亡くなったが、しばらくは手を付けることに躊躇があり、一階にあった父母の生活の場の片づけに取り組まなかった。しかし家をリフォームする機会が訪れ、私たち夫婦の年齢の差を考えると、連れ合いよりも私の方が先に足腰が弱るだろうと推測し、一階部分に私の書斎を移すことになった事情もあって、父母のいた部屋を少しずつ片づけ始めた。父も晩年は老人施設に入居していたこともあって、一階の押入れなどは、誰の手も入らなかったわけだが、私が思い切って廃棄するものと保存するものとを区別するために手を入れたところ、古びたハンドバックが出てきた。母のものだろうと



思いながら口金をひねって開けてみたところ、色あせた葉書の束がでてきたのである。検閲印が押ししてあり、軍事郵便であることは一目でわかった。誰の軍事郵便だろうと表書きをみると、差出地は「満州国濱江省哈爾濱市満州第九二部隊大塚隊口隊」で、差出人に父の名前が記されており、受取人は、母の旧姓名が記されていた。宛先は、大日本帝国のあと、その時母がいた「東京市世田ヶ谷区新町二-三七〇 志賀直哉様方」となっていたのである。

志賀直哉といえば、「城の崎にて」や「暗夜行路」などで著名な白樺派の作家で、“小説の神様”ともよばれるが、その作家の住所宛での軍事郵便であった。結婚前の母は、その頃、志賀邸に家事見習いのような形で奉公しており、武者小路実篤や網野菊などが来ると、応接室のお茶出しなどをしていたということは聞いてはいたが、その職場ともいえる住所に、戦場からの父からの軍事郵便が届いていたことに、まず私は衝撃をうけた。軍事郵便をめぐって、志賀直哉との会話などがなかったのかどうかも、聞いてみたかったなという思いがある。

また、父の生存中に、「俺は二度戦争にとられた」とよく言っていたことは記憶している。それも、二度とも中国であったことは知っていたが、まさか我が家から、両親が亡くなったあと、こんなかたちで軍事郵便が見つかるとは思ってもみなかった。父から戦争の話聞き出すとしたことはあったが、あまり詳しくはしゃべりたがらなかったという印象が強い。また母もそう詳しく語ったこともなかった。戦地にいた父から、まだ結婚前の母に70通ほどの軍事郵便を出し、それを母が死ぬまで大事にとっておいていたことなど、私には知る由もなかった。私が父に聞いたのは中国の南京方面にいた時期が、あの大虐殺のあとだったことがわかったので、しつこく事件のことを聞いたことはあったが、「俺が行ったのはあの事件のあとだった」という簡単な答えだけで、それ以上聞き出せなかったというのが正直なところである。満州の事も聞いたことがあるが、酷寒の地だったというような話だけだった。そんなわけで、軍事郵便のことは話題にもならなかった。父からの軍事郵便を大事に保存していたのは母なのだが、1943年に埼玉県熊谷で結婚し、戦争末期には父の仕事の関係で、東京の多摩地域に転居し、それから以後も、数回にわたって家はかわって来たが、父からの戦地の手紙は一枚も捨てずに秘かにしまっていたことを考えると、母の心情はいかばかりかと、つい考えてしまう。

父からの便りは、「万里異郷の大陸に陣中生活をしていると、何んと言っても母国の便りが何により嬉しい。便りの来ているときは全く一日の労苦を忘れてしまうほど嬉しいですよ」と、婚約者からの便りを待ち望んでいる文面が多い。ごくごく普通の兵士のいつわらざる気持ちだろう。

こんな我が家のプライベートな話を冒頭にもってきたのは、戦争に駆り出された人がいる家族には、多かれ少なかれ、どんな家にもおしなべて軍事郵便が届いていたことと、受け取った側は、「命の便り」ともいべき手紙を、そう安易に処分できない気持ちにさせていた一つの典型的な事例だったのではないかと思うからである。ということは、空襲や火災などにあわず、転居などに際しても意識的に廃棄しなければ、どの家にも多かれ少なかれ軍事郵便が残存しているのではないだろうかという思いが強い。本人が忘れてしまっている場合もあるだろうし、どこにしまったかも覚えていないこともあるだろうが、戦地からの手紙を受け取っていた時のことを思い出すと、たとえ古びてしまっても、戦地から届く間に汚れてしまっても、多少損傷があっても、ごみのような取扱い方はできなかったのではないだろうか。

2010年代も後半に入り、敗戦から70年という歳月を経過した今日、直接の戦争体験者が、次々となくなっている。そんな時、各家にほとんど忘れ去られたような状況で眠っていた軍事郵便が、今度こそ本格的廃棄される運命を迎えているのではないかと、他人事ながら心配してしまう。このまま何もしなければ、兵士の手紙はおそらく残らないだろう。

私は大学の講義（日本近代史特講など）で、軍事郵便を学生一人一人に渡して、それこそ手に取ってもらって「触る、見る、読む、考える」を実践させたが、色あせて古びた汚れた戦地からの手紙ということで、触るのを躊躇した学生がいたことを記憶している。できれば触りたくないという思いが強いのだろう。戦争体験者の孫やひ孫の世代の反応は、その程度であるわけだから、いままでなんとか保存されてきた軍事郵便も風前の灯といえるだろう。

## ② 日本の軍事郵便保存の現状

それでは現在の日本では、軍事郵便の保存の現状はどうなっているのだろうか。私の見聞の範囲ではあるが、まさにお寒い環境であることは指摘するまでもない。

かなり以前から軍事郵便に先駆的に注目して、会員は少ないが、熱い思いを持った会員たち

の情熱で、まず収集することに力を注いで軍事郵便をどん欲に集めてきた「軍事郵便保存会」の努力は評価されなければならない。その手紙類はある場所に、現在は集中的に保存されているが、正確な数はでていないという。積み上げられた段ボール箱には、10万通ほどは収納されているのではないかと、保存会のメンバーの発言を私は聞いたことがある。国内でこれ以上の数を所蔵するところはないだろう。ただ、未整理なものも多く、軍事郵便の内容をじっくり読みたい人向けではない。エンタイヤというジャンルにこだわっての収集といえるのだが、それでもこれだけの数を集めていただいたことは、日本の軍事郵便研究にとっては貴重な史的財産といえるだろう。

また、いくつかの自治体や、資料館や博物館などの機関、あるいはまったくの個人の努力で集められ、保存されているケースもあるにはあるが、かなり限定的なものである。県民が市民が町民が自主的に提供し、それが保存され、戦争に光が当たる夏に限定的に展示される例が多い。軍事郵便に特化して集中的に、あるいは徹底的に集めたわけではないので、枚数も限定される。日本で確認されている軍事郵便の数は、そういうものをすべて足しても、十数万枚というところだろう。戦時期には年に億の単位を数えていた軍事郵便の枚数からすれば、九牛の一毛にしかすぎない。軍事郵便を研究テーマにしている子どもがいても、我が家の例のように、ほとんどが眠った状態のままになっているのが、現状ではないだろうか。

### 3 ドイツには軍事郵便専門の文書館がある

それでは、同じ敗戦国であるドイツでは、兵士の手紙はどのような状況になっているのだろうか。小野寺拓也氏が「『社会知』と暴力経験——第二次大戦末期ドイツの国防軍兵士の野戦郵便から——」(『ヨーロッパ研究』11号 2012年1月)で、ドイツの状況を紹介している。小野寺氏によれば、ドイツの野戦郵便の収集保存状況は三つのパターンに分類されるという。ここで小野寺氏の研究に依拠して少し紹介してみたい。

第一のパターンは個人の収集を柱にしたコレクションである。そのうちの一つはシュトゥットガルト現代史図書館所蔵の13万5000通余り。シュテルツという人物が親戚、家族、友人らに呼びかけて収集したものが中心のコレクションで、1990年代に寄贈された。もう一つが、ケンボウスキという人物が私的に収集した手紙や日記がメインで、独自に文書館を設立したが、その後ベルリン芸術アカデミーに寄贈されたもの。手続きさえ踏めば、誰でもが閲覧可能だという。

第二のパターンが、地方の文書館の例で、郷土史編さん過程で収集された。1980年代にドイツ国内の複数の都市で着手された地域史編さんで、その都市から出征した兵士の手紙が収集され、それが結果的に地域の文書館に保存されているという。

第三のパターンが、2001年にベルリン・コミュニケーション博物館が強く意識して立ち上げたプロジェクトで網羅的に収集された例である。博物館からの呼びかけに応じた野戦郵便は、10万通に近いと言われている。そこでは書き手の個人データ(誕生日、出身地、未婚及び既婚の別、学歴、応召年、派遣地域など)も整備されているという。

ドイツにおける野戦郵便の収集保存状況は、このようになっていると小野寺氏は、紹介している。第一から第三のパターンまでの合計数については、明らかではないが、第一次世界大戦下の野戦郵便の総数については、小野寺論文で紹介されている。それによれば、約400局できた野戦郵便局(職員は1万2000人)が扱う数は、一日平均1670万通という数になり、全体では約400億通というとても大きい数字が明らかになっている。この総数からいえば、数十万通とか数百万通といっても、大した数ではないが、それでも、個人コレクションが収蔵された図書

館や文書館、地域史編さん過程の中で収集されて保存された地域文書館にプラスして、ベルリンにある博物館の大型プロジェクトとして、網羅的に収集してデータベース化した実績は大きいものがある。個人では到底不可能と思える徹底した収集の取り組みは、ドイツの野戦郵便の研究を下支えするものとなっている。それも、国内外を問わず誰でもが一定の手続きさえすれば、閲覧可能となっているという現状は、日本の軍事郵便の現状に憂慮している私から言えば、羨望以外なものでもない。

一方、日本の場合はどうなのだろうか。もちろん小野寺氏が紹介されているように、ドイツの第一や第二のパターンのような形態は、数字の二ケタ位の開きはあるが、日本にも例はある。しかし、その場合も積極的に働きかけて、あるいは軍事郵便に特化して集中的かつ網羅的に集めたわけではない。地域の近現代史、とりわけ戦争の資料に付随されて集まったものが圧倒的に多いだろう。戦争体験者の個人的な資料の中にたまたま軍事郵便が含まれていて、軍隊手帳や従軍日記などとともに寄贈、寄託される場合が多い。軍事郵便そのものに焦点をあてて、地域を網羅的に調査した例はほとんどないといっていいだろう。ましてや、ドイツの第三のパターンのように、ある博物館の大型プロジェクトとして、野戦郵便に特化して集約的に集めた例は皆無だろう。そういう機会のないまま、最初に触れたように。我が家の押入れに眠ったままの状態と同様に、いまだに誰の目にも触れられずに眠り続けている軍事郵便が、まだどれ位あるのだろうか。関係者がいなくなれば、プライベートな内容だということもあって、多くはシュレッター行きの運命が待っているだけとなる。そうでなければ、そのままゴミとなって焼却場行きである。日独の歴然たる差を思い知らされる。

生き残って戦後まで生きた兵士とともに、戦没兵士をはじめ、今もって遺骨さえ収集されずに荒野に放置されたままになっている戦死者たちの“命の便り”に、もっと光をあてなければならないという思いが、私の中では一層強まっている。

かなりの努力を払って収集してきたドイツの場合も、400億通という数からすれば、残存する野戦郵便は微々たる数ではあるが、そうした公的な施設で、未来永劫に保存管理をする体制ができていく状況は、戦争研究への貢献も大ではあるが、戦争の記憶を次の世代まで伝えていくという意識の高さを示すものとして受け止める必要がある。戦争を繰り返してきた人類の愚かさを、戦争を直に体験してきた者が意識して伝えていくためには、どうしても必要不可欠な歴史資料として位置付けているからこそ、こうした積極的な保存活動につながっているのではないだろうか。

翻って日本の現状を見る時、日独の落差に落胆も尋常ではない。軍事郵便に関心を私が持つようになってから、そんなに時間が経過しているわけではないが、それでもかれこれ20年に近い歳月が経過している。この間いろいろな場面で、軍事郵便に接してきたが、保存面での危機的状況は改善に向かっているととても思えない。かつてに比べて関心は高まっているとは思いますが、そのレベルはまだまだ低い。誰かが声を大にして、保存を訴えていかなければ、休眠中の軍事郵便はそのまま朽ちて無くなってしまいう運命にある。個人の努力だけでは無理であることは承知しているが、私としてはいまだに個人的収集に執念を燃やし続けている。我が家の現状は、リビングルームを全室占領するかのようになり山積みになっている、万をこえるさまざまな兵士の手紙に囲まれて生活しているといえよう。私は時々、その中から手紙や葉書を取り出し、一通一通に込められた戦場からの兵士の声に耳を傾けることがある。そういう状況の中で、私は機会があるごとに、さまざまな場面で、最低限でも捨てないでほしいというメッセージを送り続けてきたし、現在でも継続中である。

## 4 インターネット公開を通しての戦争の伝承

そんな状況の中で、一昨年、突然と言っていいタイミングであったが、「100年後まで戦争の記録を残す」企画が、思わぬところから出てきた。“IT企業の巨人”と言われる「Yahoo! JAPAN」に所属する渡辺淳さんという方から、戦争の記憶・記録を100年後の世代に残すためには今何をしたらいいのかを、社の企画として考えているのだけれど、その中に軍事郵便を取り上げてみたいと思っているとの連絡が入った。私が専修大学に在職中に、私のゼミの学生とともに編集に加わって出版した『ケータイ世代が「軍事郵便」を読む』（2009年11月・専修大学出版局）を読んでおられ、軍事郵便を兵士と同じ世代の若者が読むことに、大いなる興味を抱いたといわれた。100年後まで残す戦争関係資料に軍事郵便を候補に挙げて考えているとのことで、どんな形で具体的にとりあげるかは、これから一緒に考えてほしいとのことであった。まずは軍事郵便に触れた学生に声をかけて考えましよう、Yahooの本社の会議室などを使って、ゼミOBOGの参加を得て、企画自体の説明を聞くことからスタートした。

その企画というのが、終戦70年企画として「戦争を語り継ぐ 100年後に残す」をコンセプトに、戦争体験者および戦争を知らない世代すべてに向けて、今と重ねあわせるきっかけとすべく、インターネットを使っての特設サイトをつくり、100年後まで残す戦争アーカイブを設置することだという。ユーザーは検索すれば、いつでもアクセスしてそれを見ることが出来るし、疑似体験等もできるようにするのだという。

Yahooの社内では、2015年から16年にかけて、①空襲の記憶と記録、②みんなの思い、③戦争を読む、④戦争を語るなどの企画が動き出したが、その中の一つに⑤軍事郵便がとりあげられることになったのである。そしてついに2016年8月には、「未来に残す戦争の記憶」として“戦地からの手紙”に焦点が当てられ、「戦場にいる兵士が家族や知人に宛てて書いた私信「軍事郵便」が紹介されることになる。「戦いの合間に書いた手紙からは、兵士としてではない、一個人の想いが伝わってきます」とキャプションがついて、私が個人的に所蔵している、インパール作戦で戦死した川崎市の一兵士が、ビルマから川崎市の家族に宛てて書いた軍事郵便が、最初の画面に登場する。それには軍事郵便そのものの画像写真（文面が記された裏側）と、解説文がついている。これまで何度も専修大学などで展示され、ゼミ生とともに読んで解説文は印刷物ともなって公開されたが、それでもこの軍事郵便に接触することが出来る人は限定的であった。その現状の中で、インターネットを通じてこうして公開されると、日本国内はもとより、一気に世界の舞台に初登場ということになる。誰でもが、いつでも簡単に、軍事郵便に触れることができるようになるのである。大げさにいえば、軍事郵便の世界が地球的なものになったといってもいいだろう。そして、これを最初に、これからも公開を継続していく企画でもある。

公開に当たっては、当然ながら、ご遺族の了解を得たが、この条件はネットでの軍事郵便公開の一つのハードルであった。今後、さらに継続して複数の軍事郵便を公開していくには、このハードルを越えなければならない。となると、戦後72年という歳月を考えると、筆者当人の例は数少ないと思われるが、ご遺族や関係者がわからなければ、なかなか公開にふみきることができないという現実がある。軍事郵便がどこからどういう形で、世の中に出てきたかの来歴が明らかになっていないと、ご遺族探しも無理である。こうした現状に直面してみると、一気に世界に広がると言っても喜んでばかりはいられない。

一般の兵士が書いた軍事郵便には、絵葉書も多い。この絵葉書にもYahooのサイトは、注目して、「絵葉書ギャラリー」と題して、35通を公開した。これも私の所蔵のものであるが、こ

の公開に当たっても、なかなか厳しいハードルがあった。それは絵葉書として画面に登場する絵画の制作者の著作権問題である。絵葉書作成からはすでに70年を優に越える歳月が経過して、すでに絵葉書として公開されているのだからと、私は少し安易にとらえていたが、ネット公開ともなると、最低でも製作者及び関係者の了解が必要であるとのことであった。

公開する絵葉書も、絵の内容などから判断して選択したが、現実はそのすべてが公開できたわけではなかった。遺族の探索が事実上、無理という絵葉書もあったのである。結局、関係者が判明し、了解が得られたものに限定しての公開とならざるをえなかったのである。有名な画家などの場合は、探索可能の場合が多いが、そうでない場合は、関係者になかなかたどり着けない。そうすると、極端に言えば永遠に公開できないということになってしまう。戦場にいる兵士たちは、どんな絵葉書を好んだのだろうか。絵葉書の絵については、どんな画家が協力していたのか。場合によっては写真の場合もあるので、そうすると写真家にも波及する。また、どんな団体がどういう目的でどんな絵葉書を作っていたのだろうか。兵士たちがどこでどんな絵葉書を手に入っていたのだろうか、などなど軍事郵便として採用された絵葉書への関心も多面的になるが、公開が出来ないとすると、こうした興味に答えられなくなる。ハードルはさらに高いのである。

それでも、一つの壁を乗り越えて、Yahooは、公開に踏み切ったし、今後も継続していくとも言っている。

最初に触れたように、公的私的も含めてまとまって軍事郵便を保存公開している機関は、日本にはほとんどない現状を考えると、大きな進歩である。軍事郵便というジャンルにとっては超がつくほど画期的といえるだろう。このチャンスに万を超える数にもなっている私のコレクションが、こんなかたちで活かされることになったことに、大いなる喜びを感じている。このサイトがあれば、一般の人に軍事郵便の史的価値を理解してもらい絶好の場になるだろう。研究者でもあり、コレクターでもある私にとっては、望外の喜びともいえる。

## 5 野戦郵便隊の経験者は語っていた

もう一つ、最近入手した文献について触れておきたい。それは『元北支那派遣軍野戦郵便隊 思い出』という本である。1989年（平成元）にでき、非売品となっている。編集は野友会事務局とある。野友会とは、日中戦争がはじまって以来、逓信省から野戦郵便隊員要員として、戦場に派遣された経験をもつ人たちによって、1964年（昭和39）に発足し、「逓信魂を發揮した戦友の集い」（野友会会長・今岡墩、前掲書の序）を毎年開いている会であるが、私自身、恥ずかしいことながら、最近までこうした組織の存在を知らなかった。戦地にできた野戦郵便局の実態については、まだまだ不明なことが多く、実態解明が課題でもあったが、経験者の全国組織が存在していたとすれば、聞き取りなどが可能だったはずである。会創立25周年になる1989年の時点で、「会員相互が老境に入り、記憶も乏しくなりつつある」（前同 序）と認識し、「戦争の悲劇を再びくりかえさない為にも、次の世代に体験者は、自己の体験記を忠実に飾ることなく、綴り伝え」たいと、この記念誌が企画され、「野戦郵便隊の尊い思い出の記録こそ、郵政史上後世に伝える貴重な資料となる」と、今岡会長の序文では綴られている。

目次をみると、歴代会長、歴代事務局長などの紹介から始まって、「北支派遣軍の歌」、「野戦郵便隊の歌」、北支派遣軍野戦郵便隊所在地名表、北支派遣野戦郵便局所配置図が掲載されている。そしてメインの「思い出の記」（地区別・五十音順）では、48名（遺族も含めて）が、野戦郵便局での貴重な体験を思い出として綴っている。その一人一人の内容についての分析は、

稿を改めたいが、経験者でなければ書けないだろうという記事も見られる。

さらに軍別の「思い出の写真」、各野戦郵便隊の活動記録、従軍画家の慰問絵葉書、野戦郵便隊ゆかりの書類、報道機関ニュースなど、野戦郵便史を見るには欠かすことが出来ない文献である。また、野友会自身の歩み、全国大会開催地一覧表、野友会ニュース、特別寄稿、野友会会則、役員名簿と続き、最後に野友会会員名簿（住所、電話番号付）と、北支派遣軍野戦郵便隊・物故者名簿がついている。

48名もの体験者の「思い出の記」の読み込みと分析は未着手であるが、軍事郵便の現場での実態を明らかにする上で、貴重な文献といえる。また、この本の発行から30年近い歳月が経過している2017年現在、思い出を記した体験者のなかで生存している人は少ないと思われ、聞き取り調査は絶望的であるが、野友会のメンバーの住所等が明示されているので、関係者を尋ねることは可能である。新たな出会いと発見があるかもしれないと、淡い期待も持っているところである。

この中国派遣の野戦郵便隊員による『思い出』から6年後の1995年（平成7）、同じく野戦郵便局の体験者の前川長九郎氏（三重県津市）が、『野戦郵便隊の記録』（自費出版 伊藤印刷）を刊行され、自身の経験を柱に、野戦郵便隊の実態の記録を残した。石川県金沢で編成された第十三野戦郵便隊に所属した前川氏の任地は、濠北地域と言われる南部太平洋の西北部のニューギニア、パング海方面（チモールやモルッカ諸島など）、フロレス海方面（セレベスなど）などの小さな島々での仕事为主であった。同じ郵便隊でも前述の中国北部の野戦郵便隊とはかなり実情が異なっているので、単純な比較はできないが、戦場での郵便隊の現実を知るためには、前川著も貴重な文献である。

2007年（平成19）3月に、私は文部科学省科学研究費助成事業の一つとして認められた研究の一環として、三重県津市在住の前川長九郎氏を同研究メンバーの栗津賢太氏とともに尋ね、聞き取り調査を実施したことがあった。その記録は、専修大学の『専修史学』第43号（2007年11月）に全文掲載してあるが、前川氏から「濠北地域」と言ってどういう地域かわかるかと、きつい質問を受けたことを記憶している。その時、私はオーストラリアの北側の地域位の認識しかなかったが、実際に足を踏み入れて仕事をしていた前川氏の濠北認識は、かなり違ったものだった。

詳細なことは、聞き取り調査記録を読んでいただきたいが、戦場における野戦郵便の現実に迫るには、このような体験者の記録や記憶を、もっと収集しなければならない。

このように私が目指している軍事郵便研究の実状は、まだまだ課題が多いが、ともかく刻々と消えかかっている軍事郵便を一枚でも多く、助け、収集し、保存し、戦場に立った一人一人の兵士の視点から戦争を考える、捉えるための土台づくりを、呼びかけていきたいと思っている。その意味でも、郵政博物館の果たすべき役割は大きいのではないだろうか。

（あらい かつひろ 元専修大学文学部教授）

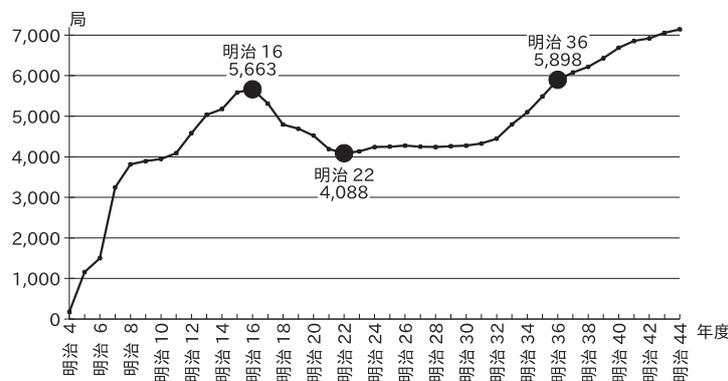
論文

# 明治期における郵便局ネットワークの伸展と調整

小原 宏

## 1 はじめに

明治期の郵便局数の推移をみると、明治4年（1871）の郵便制度の開始に伴う郵便局の設置から16年度まで急速に増加した後減少に転じて22年度まで減少し、その後約10年間ほぼ横ばいの後、明治末まで一貫して増加した。



出所：『郵政百年史資料』第30巻「第1表」より作成。図2も同じ。

図1 郵便局数の推移（明治4年—明治44年度）

このうち、郵便の創業から逓信省が発足した明治18年度（1885）までの明治前期については、近年、個別郵便局の設置・廃止にとどまらず、郵便局数の推移や制度の変遷を含めた研究が伸展しており、この時期の郵便局数がピークとなる16年度までの郵便局の増加について、4年の東京—京都—大阪間の東海道筋での開業に伴う置局以降、5年7月の全国展開に伴う急増、6年度から8年度にかけての一層のネットワークの伸展、13年度以降の特別地方郵便制度（後に約束郵便制度と改称）の実施に伴う郵便局の増設が要因であることが指摘されている。また、その後の郵便局の減少については、16年の「駅逓区編制法」で各郵便局の集配担当地域が明確化されるなど制度の整備が進んだこと、郵便局の設置要望を受けて中央政府に上申するといった地方機関の役割が各府県から中央政府の地方機関である「駅逓出張局」に移管されて府県ごとに濃淡の発生していた郵便局の設置が見直されたことが要因であることが指摘されている<sup>(1)</sup>。一方、19年度以降の明治期については、杉山（2001）のような郵便を含む通信需要の分析や田原（2004）のような制度の変遷を踏まえた一定の地域での置局分析があるが、明治期を通じた郵便局の増減の検討は未だ十分とは言えない。

1 創業からの明治前期における制度の変遷と郵便局の増減について、近年の研究としては井上（2011）がコンパクトにまとめられている。また、明治16年度以降の郵便局の減少については、小原（2015b）等において拠点となる郵便局の間において拠点局との距離が近い郵便局が概ね統合される形で郵便局ネットワークの調整が行われたことを示した。

そこで、本稿においては、郵便の創業期から明治末までの郵便局数の増減について、道府県ごとの差異を確認した上、その幅の大きな道府県の1郡についてその内容を確認するとともに、明治前期における郵便局数のピークとなった16年度、その後の郵便局ネットワークの調整（統廃合）により減少の底を打った22年度および明治前期の水準を回復した36年度の3年次における道府県を単位とした計量分析によりそれらの年次における全国の郵便局の設置がどのような要因により説明できるか、また、年次間に説明要因の差異が認められるかを確認する。

## 2 道府県別の郵便局の増減幅

道府県別に明治16年度（1883）、22年度および36年度の郵便局（特に明記しない場合は郵便取扱所、分局、支局、郵便電信局、郵便受取所および郵便電信受取所を含む。以下同じ。）の増減をみると、図2のとおりその幅は道府県によって様々であるがその変動は概ね4パターンに分けられる。パターン1は東京府や北海道のように16年度と22年度の差が小さい一方で36年度が16年度を大きく上回るものである。このパターンには東京府のように16年度以降に進められた郵便局ネットワークの調整が不要な程度にそれ以前から郵便局の置局が勘案されていたものおよび北海道のように16年度までに郵便局ネットワークの伸展が十分ではなかったものが含まれており、それらの双方ともその後の必要に応じて郵便局の増置が進んだものと推測される。パターン2は埼玉県や和歌山県のように16年度と22年度の差も22年度と36年度の差もともに小さいものであり、双方の期間とも大きな調整や増置の必要が無かったことが推測される。パターン3は茨城県や長野県のように16年度以降に進められた郵便局ネットワークの調整により郵便局数が大きく減少したものの、22年度から36年度の間でそれと同程度の増加があったものであり、16年度までの過剰な郵便局の設置あるいはそれ以降の過剰な調整の後、必要に応じて郵便局の増置が進んだことが推測される。パターン4は奈良県および香川県であるが、この両県についてはそれぞれ22年度までに前者は大阪府から後者は愛媛県から分離したことから、それまでの郵便局数を分離前の府県に含んでいるという特殊事情によるものである。

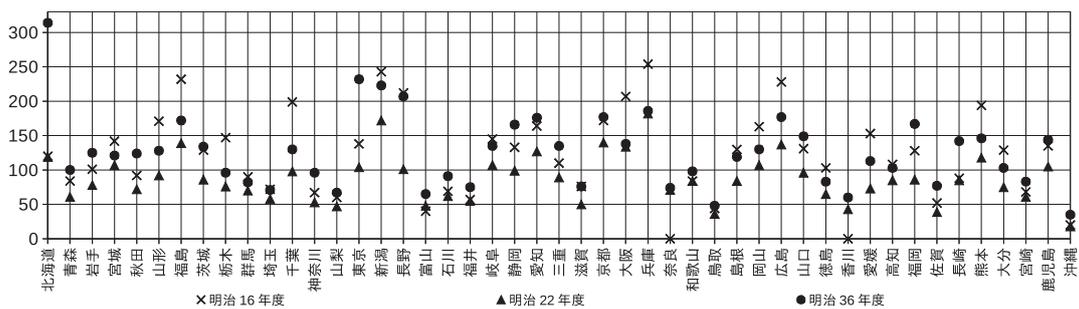


図2 道府県別郵便局数の増減（明治16年度、22年度および36年度）

また、明治16年度（1883）－22年度と22年度－36年度の変動幅の合計が大きいまたは小さい道府県をみると、表1および表2のとおりである。最も変動幅の大きい長野県の両時点間の増減局数（絶対値）をみるとその合計は217局であり10位の山形県は115局であった。一方、変動幅が最も小さい和歌山県の増減局数は14局であり変動幅が小さいほうから10位の石川県は36局であった。最も変動幅の大きい長野県の増減局数は最も変動幅の小さい和歌山県のその15.5倍となっていた。

府県名	郵便局数			年次間の変動		変動幅合計 同時点間絶対値計
	明治16年度	明治22年度	明治36年度	明治16—22年度	明治22—36年度	
長野	212	101	207	-111	106	217
北海道	120	119	314	-1	195	196
東京	138	104	232	-34	128	162
千葉	199	98	130	-101	32	133
広島	228	137	177	-91	40	131
福島	232	139	172	-93	33	126
福岡	128	86	167	-42	81	123
新潟	243	172	223	-71	51	122
愛媛	153	73	113	-80	40	120
山形	171	92	128	-79	36	115

出所：『日本帝国統計年鑑』（第4、10および23回）より作成。表2も同じ。  
注：愛媛県については、明治21年度（1888）に香川県を分離したため、その分（明治22年度の香川県は43局）が明治22年度の減に反映されている。表2も同じ。

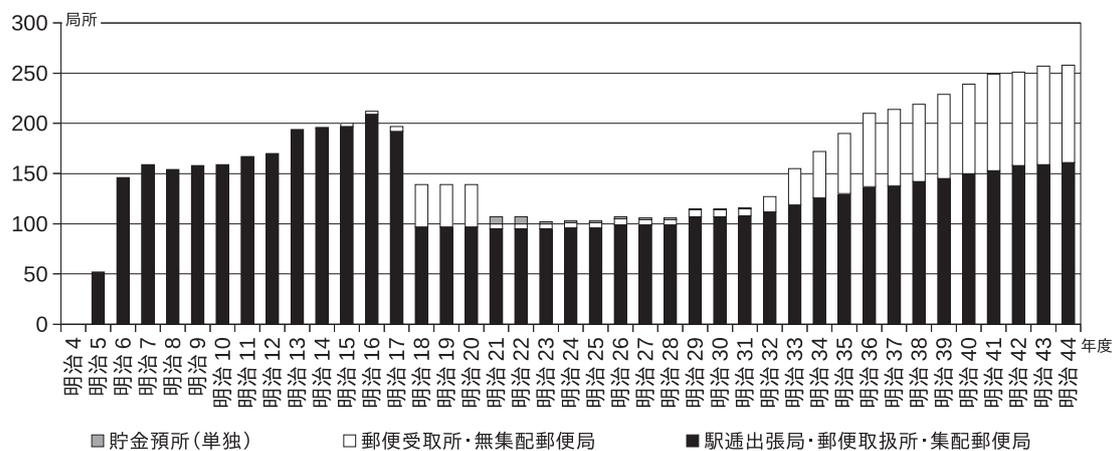
表1 年次間変動局数上位10道府県（絶対値の合計）

府県名	郵便局数			年次間の変動		変動幅合計 同時点間絶対値計
	明治16年度	明治22年度	明治36年度	明治16—22年度	明治22—36年度	
石川	69	62	91	-7	29	36
山梨	60	47	67	-13	20	33
群馬	90	70	82	-20	12	32
宮崎	68	61	83	-7	22	29
埼玉	72	58	71	-14	13	27
富山	40	48	65	8	17	25
福井	57	55	75	-2	20	22
鳥取	44	36	48	-8	12	20
沖縄	20	18	35	-2	17	19
和歌山	84	84	98	0	14	14

表2 年次間変動局数下位10県（絶対値の合計）

### 3 長野県内の郵便局数の増減

そこで、この時期の変動幅が最も大きい長野県における郵便局数の増減をみると、全国と同様に、県内での郵便制度の実施以降数年で急増し、明治16年度（1883）を明治前期のピークとして22年度頃まで減少し、その後31年度頃まで横ばい傾向を示し、それ以降は明治末まで徐々に増加していった。その内訳をみると17年度から18年度の間集配郵便局が半減するものの減少数の約半分は郵便受取所となり、20年度から21年度の間概ね廃止され、そのうちの数か所



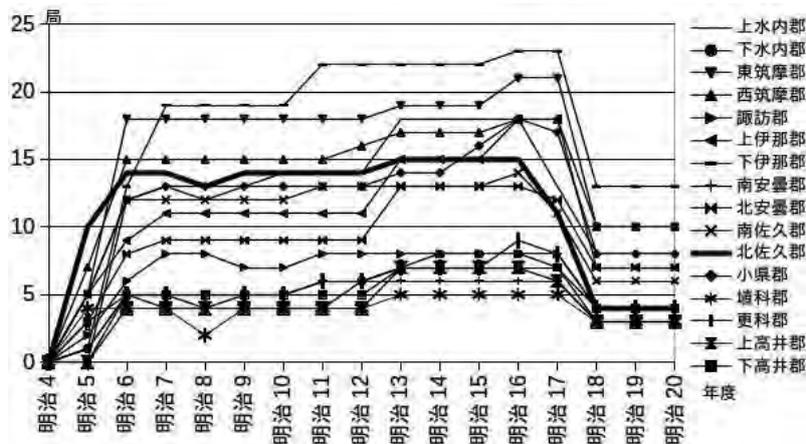
出所：『長野県通信沿革誌』より各局の所在状況を各年度末ごとに合計して作成。

図3 長野県における郵便局数の増減（明治期）

が独立した郵便貯金預所として残ったが、これも数年で廃止された。その後は概ね横ばいであったが、32年度から36年度にかけて郵便受取所（後の無集配郵便局）が急増し、その後は集配郵便局および無集配郵便局が順次増加した。

#### 4 長野県の各郡における郵便局の増減

ここで、明治20年度（1887）までの郡別の集配郵便局の総数についてその増減をみると図4のとおり各郡とも同様の傾向を示している。ピークの16年度に対する18年度の割合をみると、北佐久郡が27%となっており、各郡の中で最も減少割合が大きい。長野県全体は47%であり、北佐久郡において郵便局の統廃合がより大きく進められたことが分かる。



出所：『長野県通信沿革誌』より各局の所在状況を各年度末ごとに合計して作成。

図4 長野県の各郡における集配郵便局数の増減（明治5から20年度）

#### 5 北佐久郡における郵便局の増減

長野県全体の郵便局数の増減をみると明治30年代に入って郵便受取所（無集配郵便局）の増加が顕著であったが、それらの郵便局がどのように設置されたのかについて、同県内で明治16年度（1883）から18年度の間減少割合が最も大きかった北佐久郡を例にとり、郡内における各郵便局の統廃合の状況を見ていく。

まず、北佐久郡内における明治期の郵便局の増減を概観する。この地域においては中山道の各宿駅<sup>2)</sup>等、ヒト・モノ・情報の流通の拠点となる場所が多数あり、長野県内では最も早い明治5年（1872）に郡当たりの設置数が最も多い10か所の郵便役所または郵便取扱所が設置され、続いて7年3月に4か所の郵便取扱所が増置された上、8年1月にそれらは全国的な制度の変更に伴いすべて郵便局となった。その後17年8月に郵便局数の減少が始まるが、それまでの間に2郵便局の廃止があった。しかし、12年3月に廃止された香坂および13年4月に廃止された羽毛山の2郵便局とも自局の集配担当地域内に翌日新設された志賀郵便局および下ノ城郵便局と集配担当地域が同一であり、両事例とも郵便局長の交代を伴っていることから廃止・新設と

2 「長野県史料（十）」（内閣文庫 和書5902）「長野県歴史第30巻 政治部 駅通」の項中の「全国諸街道駅名」によれば、北佐久郡に明治5年に設置された10局のうち9局は中山道の宿駅（軽井沢、沓掛、追分、小田井、岩村田、塩名田、八幡、望月および芦田）、残り1局は北国街道の宿駅（小諸）に設置された。

なっているものの、実質的には担当地域内での郵便局の移転であって担当地域の統合を伴う実質的な郵便局の廃止ではなかった。このため、この間の実質的な変動は13年4月に新設された馬瀬口郵便局および15年3月に新設された小諸与良町郵便受取所の2局所の増加のみであった。17年度の4か所の廃止に続き18年11月にはより多い7か所の廃止があったが、そのうち4か所は郵便受取所へ転換した後、21年4月30日をもって転換したすべての郵便受取所が廃止となった。その後の廃止については、27年7月の小諸与良町および明治33年9月の追分の計2か所の郵便取扱所が実施された。また、旧所在地域への再置については、21年12月の軽井沢、32年11月の塩名田および34年2月の御代田郵便局、35年11月の志賀郵便受取所、39年3月の芦田、41年2月の南御牧および43年5月の沓掛郵便局の計7か所が実施された。さらに、新設については、35年3月の新軽井沢および11月の平塚郵便受取所、42年7月の季節開設の浅間山、44年4月の北御牧および45年7月の春日郵便局の計5か所が実施されて明治末に至った。

局所名\明治年度	5	10	15	20	25	30	35	40	45
軽井沢	■	■	■	■	■	■	■	■	■
新軽井沢							◇	◇	◇
沓掛	■	■	■	■	◇				□
追分	■	■	■	■	■	◇	◇	◇	◇
小諸	■	■	■	■	■	■	■	■	■
小諸与良町			◇	◇	◇	◇			
浅間山								□	□
御代田(小田井)	■	■	■	■	◇		■	■	■
馬瀬口		■	■	■					
岩村田	■	■	■	■	■	■	■	■	■
横根	■	■	■	■					
香坂	■	■	■	↓					
志賀		■	■	■			◇	◇	◇
塩名田	■	■	■	■			■	■	■
中佐都(平塚)							◇	◇	◇
南御牧(八幡)	■	■	■	■	◇			□	□
望月	■	■	■	■	■	■	■	■	■
入布施	■	■	■	■					
春日									□
芦田	■	■	■	■	◇		■	■	■
北御牧									■
下ノ城			■	■					
羽毛山	■	■	■	↑					

出所：『長野県通信沿革誌』より作成。  
備考：「■」は郵便役所・郵便取扱所・集配郵便局を、「□」は無集配郵便局を、「◇」は郵便受取所を表す。

表3 北佐久郡における郵便局等の設置の推移（明治期）

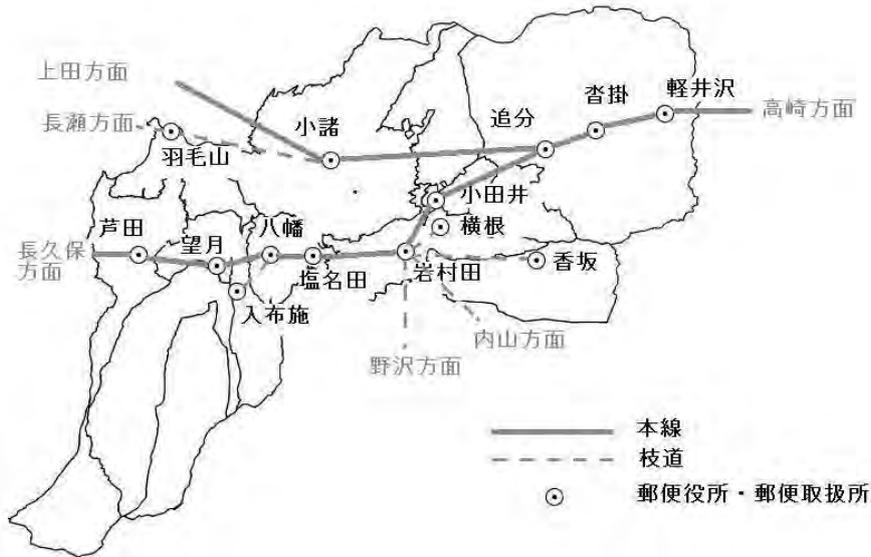
以上の郵便局の設置および廃止のうち、当初の急増が落ち着いた明治7年度（1874）末と明治前期のピークとなった16年度末の設置状況を見ると、図5および図6のとおりである。

その後、明治22年度（1889）まで郵便局の統廃合が行われた。

長野県内では明治18年（1885）11月30日に多くの郵便局が廃止され、北佐久郡内においても同様であったが、それらの郵便局のうち個別のもの廃止前後の経緯として同郡に設置されていた志賀郵便局の例を郵政博物館資料センター所蔵の「志賀郵便局郵便御用書綴（明治十二年三月ヨリ）」からみてみると以下のとおりであった。

まず、明治18年（1885）6月の時点では、10日付で駅通総官子爵品川彌二郎代理一等駅通官日下義雄から郵便取扱役（局長）の神津慎吉あてに

現今郵便物集配受負ヲ命令セル場所及其受負金額ノ割合ヲ以テ明治十八年七月一日ヨリ同十九年三月三十一日迄受負継続ヲ命ス依テ郵便物集配受負人規則ヲ遵奉履行スヘシ  
右確守致スヘキ事



出所：郵政博物館資料センター所蔵「郵便線路図」および「長野県通信沿革誌」より作成。図6、図7および図8も同じ。

図5 北佐久郡内における郵便局の設置状況（明治7年度末現在）

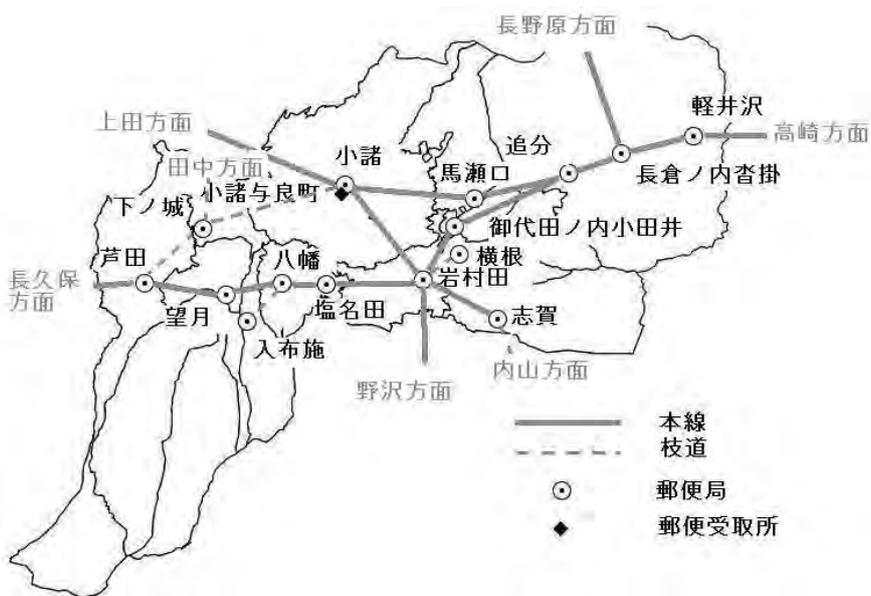


図6 北佐久郡内における郵便局の設置状況（明治16年度末現在）

との命令書が発出され、その後も定期報告や物品受領等を含む郵便局の業務を続けており、この時点では少なくとも年度末までの業務継続を前提に志賀郵便局の運営がなされていた。しかし、11月19日付で駅通総官代理一等駅通官日下義雄から神津慎吉あてに

其方へ長野駅通区志賀郵便区内郵便物集配方受負申付置候処右受負明治十八年十一月三十日限り解止候条此旨相達候事

との文書があり、24日には隣接する岩村田郵便局との間の郵便物通送の受負も30日限りで解止の旨の文書があった。その後、30日付で駅通局から志賀郵便局あてに



図7 北佐久郡内における郵便局の設置状況(明治22年度末現在)

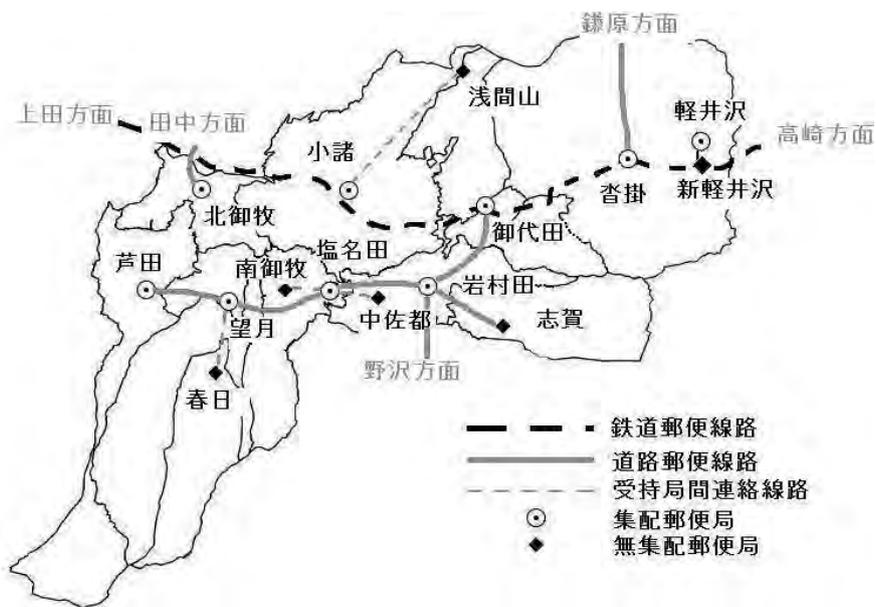


図8 北佐久郡内における郵便局の設置状況(明治45年度末現在)

### 其局相廃止候事

との文書があり、同日、志賀郵便局は廃止となってその業務は岩村田郵便局に移管された。以上のような郵便局のほか、一旦、郵便受取所になった郵便局もあったが、郡内の4か所については県内の他の多くの郵便受取所と同様に21年4月30日をもって廃止となった結果、郡内の郵便局の設置状況は図7のとおりとなった。

それから10年間は大きな増減が無かったが、明治32年度(1899)から郵便局および郵便受取所の設置が進み、明治末には図8のとおりとなった。図の上方(北側)には「折からの登山ブームに応じた」(『御代田町誌図説編』(189ページ))浅間山麓に季節開設として新設された浅間山郵便局もあるが、志賀郵便局や南御牧(旧八幡)郵便局のように一旦廃止されたものが集配

機能を持たずに再置されたものもあった。

## 6 郵便局等の機能

郵便事業の創設以降、郵便利用の大宗を占めていた手紙および葉書については所要の郵便切手を貼って郵便差出函に投函することができたため個人が個別に差し出すこれらの郵便物については郵便切手売下所と函場（郵便差出函）があればその需要に応えることが可能でありその需要を満たすためにより費用のかかる無集配郵便局を設置する必要はなかったと考えられるが、窓口での利用を前提とする小包郵便、郵便為替、郵便貯金の取扱等については郵便局や郵便受取所等の取扱拠点がなければその需要に応えることはできなかった。それら窓口利用を前提とする主なサービス等については、表4のとおり制度創設当初にはその取扱が一部の郵便局や取扱所に限られており、その後取扱局所が拡大されたものが多い<sup>(3)</sup>。また、郵便創業とともに開始された郵便局の輸送および集配業務は窓口機能の分化（郵便受取所等の設置）に伴い一部の郵便局において実施が継続された。さらに、明治37年（1904）8月以降は郵便貯金について集配員による取扱制度が整備された。これらの郵便局の機能の変遷を勘案すると、上記3および5において述べた30年代の郵便局等の増加のうち、過半を占める無集配郵便局の増加については順次拡大した窓口サービスに対する需要を満たすために設置したものと考えられる<sup>(4)</sup>。また、その余の集配郵便局の増加については順調に増加する郵便物数（全国における年度の引受けが15年度に1億通を、29年度に5億通を、37年度に10億通を超えた）に対して配達速度を確保（引受けから配達までの日数を維持）することを念頭に置きつつ「自転車などの利用は、明治末期までであらわれてこないのので、この時期の集配速度は、もっぱら、集配人の脚力と、集配回数によっていた」<sup>(5)</sup>ことを勘案して、限られた費用の中で対応するために、郵便局ネットワークの網の目をより細かくして郵便局からの集配距離を短縮する方向で対応したものと考えられる。

明治4年3月 (1971年4月)	郵便創業（郵便取扱所における郵便物の引受、郵便切手の販売、郵便物の差立て、郵便局間の郵便物の輸送、一部地域への配達）
明治8年1月	郵便為替創業（取扱は一部の郵便局に限定）
明治8年5月	貯金創業（取扱は一部の郵便局に限定）
明治25年10月	小包郵便開始（取り扱わない郵便局等あり）
明治26年8月	郵便為替を特に指定された郵便受取所において取扱開始
明治29年1月	代金引換小包郵便開始（取り扱わない郵便局等あり）
明治32年5月	郵便貯金出張取扱開始（多数預入者のいる会社等に出向くもの）
明治33年10月	郵便為替をすべての郵便局所において取扱開始
明治37年8月	集配員取集め貯金開始
明治39年3月	郵便振替貯金開始

表4 郵便局等における機能の変遷

- 3 貯金事務の取扱については明治18年6月に駅通局達甲117号としてすべての郵便局において貯金事務を取り扱う旨の達が出されたが「施行日限ハ追テ相達スヘシ」としながら実際の施行には至らなかった。この点について、浅見（1997）はその後も郵便局等の開設告示に引き続き貯金事務の取扱の有無表記がなされたことを紹介している。
- 4 郵便の利用については、禁制品等を例外としてその内容を確認しない利用形態のため、具体的な利用品目や利用用途の把握ができない。このような中で、満菌（2014）は明治期以降の通信販売の分析において代金引換小包にかかる個別事例として宇治茶産地の通信販売の展開を取り上げ「小包郵便（1892）や代金引換郵便（1896）、郵便振替貯金（1906）といった郵便事業の整備が進むなかで、産地茶商に通信販売が広く導入されていった事実」を詳細に明らかにしている。

## 7 個別郵便局の廃止および再設置の状況

ここで、明治10年代の廃止および30年代の再置が行われた郵便局の例として、平成4年(1992)時点の北佐久郡御代田町の町域内であった地域に設置された郵便局を例にその状況をみる。『御代田町誌図説編』(188ページ)によれば、その町域においては、まず明治5年(1872)9月1日に小田井郵便取扱所が設置された。「小田井郵便局が開設された尾台喜平治宅」とキャプションのあるこの資料の写真をみると、門前に「旧中仙道小田井宿問屋」の標柱があり、この郵便取扱所が宿駅の問屋に設けられたことが分かる。8年後の13年4月16日には同町域に馬瀬口郵便局も設置された。両局とも長野県において多数の郵便局が廃止された18年11月30日に廃局となり、それらの集配担当地域は隣接する追分および岩村田郵便局にそれぞれ統合された。その際、小田井郵便局については翌日の12月1日に郵便受取所として地域に窓口機能が残ったが、それも21年4月末には廃止となり、34年に御代田郵便局がその地域に再置されるまで、この地域に郵便局は存在しなかった。この時期、小田井郵便局(郵便受取所)には18年8月から21年4月まで貯金預所が併設されていたが、これも郵便受取所の廃止とともに廃止された。約13年ぶりに御代田郵便局が再置された34年2月からは、小包郵便、郵便為替および郵便貯金の業務も取り扱われた。この再置について、34年2月3日付けの信濃毎日新聞は、再置当日の2月1日の様子を「御代田村の有志者」が「郵便局の新設せられしを喜」んで開局式に兼ねて祝賀会を開き、新局舎南側の空き地にて北佐久郡長等の列席の上、煙火により開式、小学校女生徒の君が代斉唱、有志者惣代による開式の辞、村長、学校長の祝辞等の後、尾台氏の広間において祝宴を開いた模様のほか、「当日は朝来数十発の煙火打上げあり各商店は景品引換札を打上げ花火の中に入るなど同地稀なる盛況」であったとも伝えており、地域の商店街を含む地域挙げての祝賀イベントであったことがうかがえる。このようにして再置された郵便局は10年後の44年に駅前に移転した。『御代田町誌図説編』(189ページ)によればその際「この移転について村の利害に重大影響と村会で反対決議がされたが、大勢と人の流れは変えられなかった」とのことであったが、この点については、同局の再置直前の34年1月27日付け信濃毎日新聞に「兼ねて記載したる御代田郵便局は愈2月1日より設置することに決定し……目下局舎の工事中なるが右に付大字停車場耕地の有志家は停車場付近に局場所を定められたしと隣村日下村長の連印を以て目下其筋へ出願中なり」とあり、再置の段階から地域の一部に駅前への誘致の要望があったことも事実であり、この駅前移転は郵便局の業務等の都合のみではなく、地域の要望やより多くの利用者の利便性等を勘案した可能性も考えられる。

## 8 都道府県単位による分析

上記2のとおり道府県の郵便局数については年代によってその変動にばらつきがあり、上記3から5のとおり長野県の一部および長野県全域でも全国と類似の傾向で変動するとともに、その内容をみると集配・無集配郵便局等の増減が時期によって混在していた。また、上記6のとおり順次窓口におけるサービスの取扱開始や取扱窓口の拡大があり、上記7のとおり廃止・再置によってそれらの提供拠点が増減した。これらから明治期の郵便局の設置等については様々な機能的あるいはサービス面での要因がかかわっている可能性が推測される。そこで以下では、郵便局の増減をそれらの取扱サービスの変動がどのように説明し得るのかを確認する。

5 『郵政百年史』260ページ。

## 8.1 先行研究

分析に先立ち、これまで一定の地域を単位とした郵便局の設置や郵便ネットワークの伸展にかかる分析について概観し、どのような要因でそれらが説明されているかをみる。まず、明治期における一定の地域単位での利用量に着目した分析をみると、杉山(1986)が明治24年(1891)までの明治前期について人口1人当たりの道府県間の差出郵便物数を比較することにより、また、杉山(2001)が長野県の各郡別の郵便、郵便為替および電信の利用数を比較することにより、それぞれ取扱数の変動と経済発展との関連についての検討を行い、それらの増減に伴って郵便ネットワークが伸展したことを示した。次に、郵便局の配置について計量分析をしたものをみると、郵便局を金融機関の店舗と捉えて平成12年(2000)以降を対象とした金融機関の店舗行動の分析をしたものが多い。それらには、米国を対象とした Avery et al(1999)の方法を応用した市町村等単位の分析として家森・近藤(2001:全都道府県)、家森(2003:愛知県内)、近藤(2003:同)、伊藤(2004a:東京都内、2004b:鳥取県内、2006:北海道内、2008:新潟・長野県内、2009:大阪府内)、宮本(2012:秋田県内)があり、それぞれ人口、高齢者率、面積、事業所数(家森・近藤2001のみ県内純生産)を説明変数としており、1%の有意水準でみると面積についてはいずれもプラスに有意、人口および事業所については多くの分析でプラスに有意、高齢化率については有意な分析が少ないという結果になっていた。

明治前期の郵便局の調整(統廃合)については、小原(2015b)等で指摘したとおり局数のピークから減少の底までの減少率が20%を超える道府県の割合は全体の7割もあり、その変動は生産国民所得や郵便物数によっては十分な説明ができない一方でこの時期に道府県が担っていた中央政府と郵便局の中間管理機関としての機能が廃止されて直轄方式となったこと、その後の千葉県南部および九州北部の減少期の郵便局ネットワークの調整内容を確認すると拠点郵便局間の小規模な郵便局の減少が多かったことから、これらを勘案すると、明治前期における郵便局(郵便取扱所)の設置および調整については郵便の輸送を念頭に置いた設置・調整が行われていたことが、また、その後の増加については輸送・集配機能を持たない郵便局等の増加が多かったことから窓口の利用に応じた、または利用を勘案した増置が主な要因であったことが考えられる。

## 8.2 分析の枠組み

そこで、本稿においては上記で確認してきた明治16年度(1883)、22年度および36年度について、単年度の道府県ごとのデータを用いて、郵便局数を被説明変数とする回帰分析を行うこととし、上記の先行研究にある事業所数等の需要の代理変数に替えて利用数等の直接の需要を組み込んだ以下のモデルをスタートとしてBIC(Bayesian Information Criterion)によるステップワイズ法によりBICが最も小さくなるモデルを選択する。

$$\log Pofi = a + \beta_1 \log Popi + \beta_2 \log Arei + \beta_3 \log Maii + \beta_4 \log Paci + \beta_5 \log Pmoi + \beta_6 \log Savi + \beta_7 \log Tlgi + \beta_8 \log Psai \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

ただし、

Pofi は、*i* 県における郵便局数

*a* は定数項

Popi は *i* 県における人口

Arei は *i* 県における面積

Maii は *i* 県における内外国通常郵便物の引受数

Paci は *i* 県における内外国小包郵便物の発着数

Pmoi は  $i$  県における内外国郵便為替の振出・払出し高

Savi は  $i$  県における郵便貯金の預入・払出高

Tlgi は  $i$  県における電信の発信数

Psai は  $i$  県における郵便切手類売下所数

とする。

なお、小包郵便物数については、明治25年（1892）に制度が創設されて取扱が開始されたことからそれ以前の年次については以下のモデル式による推定とする。

$$\log Pofi = a + \beta_1 \log Popi + \beta_2 \log Arei + \beta_3 \log Maii + \beta_4 \log Pmoi + \beta_5 \log Savi + \beta_6 \log Tlgi + \beta_7 \log Psai \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

### 8.3 データ

それぞれの年次における各変数の道府県データは、それぞれ日本帝国統計年鑑第4回、第10回および第23回のものであり、そのうち人口については明治16年度（1883）が「府県族籍別人員」の、22年度が「人員族籍別」の、36年が「本籍人口現在住人口及現住戸数」の男女合計である。また、22年度の面積については前後の同年鑑にも該当年度のデータ掲載が無かったことから第10回に掲載されていた23年12月31日現在のデータを使用した。なお、36年度の郵便貯金の預入・支払高のうち岡山県の払戻高の千の位に欠落が認められたことから、掲載された「本州西区計」の計数から岡山県を除く本州西区全府県の計数の合計値を減じて算出した。それら各年次の記述統計量を示すと表5のとおりである。

先に述べたとおり、明治16年度（1883）のサンプル数（N）は奈良県が大阪府から香川県が愛媛県から分離前であるため45であり、22年度および36年度のそれは47である。被説明変数である郵便局数は16年度の平均が126局で最大値が最小値の10倍程度、22年度は平均が87局であり36年のそれは125局であるが、両年次とも最大値が最小値の10倍程度である。説明変数につ

(明治16年度)	最大	最小	平均	標準偏差	N
郵便局数(局)	254	20	126	58	45
人口(人)	1,606,855	190,938	832,261	333,308	45
面積(平方里)	6,095	52	551	868	45
通常郵便物数(通)	27,095,824	104,533	2,387,842	4,158,011	45
為替取扱高(円)	2,883,886	0	343,203	417,310	45
貯金取扱高(円)	1,721,277	0	58,478	256,510	45
電信数(件)	348,793	0	55,949	69,175	45
郵便切手売下所数(か所)	2,649	3	622	559	45

(明治22年度)	最大	最小	平均	標準偏差	N
郵便局数(局)	182	18	87	35	47
人口(人)	1,726,158	270,263	852,596	313,451	47
面積(平方里)	6,095	52	528	855	47
通常郵便物数(通)	47,984,817	73,715	3,906,385	6,982,848	47
為替取扱高(円)	671,113	3,221	76,974	93,704	47
貯金取扱高(円)	5,459,845	15,387	458,184	832,454	47
電信数(件)	508,286	0	70,265	100,223	47
郵便切手売下所数(か所)	1,341	3	537	296	47

(明治36年度)	最大	最小	平均	標準偏差	N
郵便局数(局)	316	35	125	54	47
人口(人)	1,882,559	439,199	994,301	358,406	47
面積(平方里)	6,095	103	527	855	47
通常郵便物数(通)	190,765,644	665,163	19,256,950	28,370,010	47
小包郵便物数(個)	2,167,202	9,355	219,169	336,878	47
為替取扱高(円)	21,098,701	633,529	4,010,757	3,997,098	47
貯金取扱高(円)	4,754,831	111,803	799,233	767,717	47
電信数(件)	4,431,033	146,875	802,555	873,037	47
郵便切手売下所数(か所)	1,921	88	989	420	47

表5 年次ごとの記述統計量

いて16年度の平均値をみると人口は83万人、面積は551平方里、通常郵便物の引受数は238万通、郵便為替の振出しおよび払出しの合計額は34万円、郵便貯金の預入および払戻高の合計は5万円、電信の発信数は5万件程度となっており、それらの年次間をみると、人口は微増、面積は大きな変動はなく、通常郵便物数は36年度が22年度の約5倍、小包郵便物数は36年のみ、郵便為替は36年度が22年度の約9倍、郵便貯金および電信は36年度が22年度の約11倍、郵便切手売下所は36年度が22年度の約2倍である。なお、16年度の郵便為替・郵便貯金・電信および22年度の電信の最小値が0であるのは沖縄県の値である。また、36年度のアリの面積の最小値が22年度のその2倍であるのはその間に神奈川県から東京府に編入された地域があったことによるものである。このように明治期においては府県間の編入替えが多数あり、3年次の面積の平均も若干の変動がある。

## 8.4 分析結果

### 8.4.1 明治16年度の結果

上記のモデルおよびステップワイズ法により選択した明治16年度（1883）のモデルの推定結果は表6のとおりであった（推定に用いた各データは対数変換後のものを使用した。その際0は1に置き換えた上で変換した。以下同じ）。選択を開始するモデルにおいても選択後のモデルにおいても人口および面積が1%水準でプラスに有意な上、選択後のモデルにおいては通常郵便物の引受数もプラスに有意な変数となっており、自由度修正済み決定係数は0.80であった。16年度当時の郵便局ネットワークについては人口、面積および引受通常郵便物数に応じた配置となっていたとして80%の説明が可能であることが明らかとなった。

(明治16年度)	係数	t値	係数	t値
定数項	-3.891672	-5.55 **	-4.102840	-7.12 **
log人口	0.603550	4.47 **	0.573400	5.01 **
log面積	0.437929	7.06 **	0.439710	7.37 **
log通常郵便物	0.172157	1.26	0.249070	3.40 **
log為替取扱高	0.101390	1.60	0.127990	2.67 *
log貯金取扱高	0.037480	0.61		
log電信数	-0.117277	-1.91	-0.131290	-2.41 *
log売下所	0.008616	0.19		
N=45				
自由度修正済み決定係数	0.79		0.80	
F値	24.54		35.68	
BIC	-48.10		-55.17	

\*\*、\*はそれぞれ有意水準1%、5%で限界効果=0という帰無仮説が棄却されることを示す。表7および表8も同じ。

表6 明治16年度における郵便局の設置

### 8.4.2 明治22年度の結果

同じく、明治22年度（1889）のモデルの推定結果は表7のとおり、16年度と同じ変数が1%水準で有意であり符号も同一であった。自由度修正済み決定係数は0.80であった。22年度当時の郵便局ネットワークについても人口、面積および引受通常郵便物数に応じた配置となっていたとして80%の説明が可能であることが明らかとなった。

(明治22年度)	係数	t値	係数	t値
定数項	-3.008821	-4.89 **	-3.058560	-6.47 **
log人口	0.399630	3.40 **	0.432450	4.52 **
log面積	0.343083	6.69 **	0.311730	7.58 **
log通常郵便物	0.118257	0.64	0.251480	5.99 **
log為替取扱高	0.058229	0.33		
log貯金取扱高	0.131200	1.44		
log電信数	-0.016497	-0.48		
log売下所	-0.000111	0.00		
N=47				
自由度修正済み決定係数	0.79		0.80	
F値	26.15		62.55	
BIC	-70.66		-83.25	

表7 明治22年度における郵便局の設置

### 8.4.3 明治36年度の結果

同じく、明治36年度（1903）のモデルの推定結果は表8のとおりであった。前述の選択を開始するモデルにおいてもその後に取り扱が開始された小包郵便物数を加えたモデルにおいても前述と同じく人口および面積が1%水準でプラスに有意な変数となったほか、選択後のモデルについてはそれらに加えて小包郵便物数および郵便為替の取扱高が1%水準でプラスに有意な変数となっており、自由度修正済み決定係数は0.92であった。

明治36年度（1903）当時の郵便局ネットワークについては人口、面積、小包郵便物数および為替取扱高に応じた配置となっていたとして92%の説明が可能であり、窓口利用を前提としたサービスの影響もうかがわせる結果となった。

(明治36年度)	係数	t値	係数	t値	係数	t値
定数項	-3.220060	-7.58 **	-3.033860	-6.81 **	-2.758220	-7.66 **
log人口	0.387360	4.06 **	0.398140	4.19 **	0.375700	5.07 **
log面積	0.289880	7.11 **	0.288210	7.12 **	0.261670	8.50 **
log通常郵便物	0.257750	2.63	0.131330	0.95		
log小包郵便物			0.133230	1.29	0.169910	3.50 **
log為替取扱高	0.127190	1.21	0.150490	1.42	0.158050	2.77 **
log貯金取扱高	0.033290	0.59	0.027830	0.49		
log電信数	-0.060550	-1.41	-0.090940	-1.11		
log郵便切手売下所数	-0.095460	-0.96	-0.088010	-0.90		
N=47						
自由度修正済み決定係数	0.91		0.91		0.92	
F値	68.47		61.15		125.90	
BIC	-111.88		-110.05		-122.37	

表8 明治36年度における郵便局の設置

## 9 まとめ

以上から、明治前期の郵便局数がピークとなった時期、それが調整されて郵便局数が底を打った時期およびその後10年の横ばいを経て明治前期のピークの水準に郵便局数が回復した明治後期の時期のいずれにおいても人口および面積に応じた設置が行われていたことをうかがわせる結果となり、また、明治前期においては通常郵便数に応じた、明治後期においては窓口の利用が必須の小包郵便物や郵便為替の利用に応じた設置になっていたことをうかがわせる結果となった。これは、明治前期においては郵便物の輸送や集配といった郵便物の移動に着目した郵

便局の設置を行っていたものから、明治後期においては窓口機能の利用に着目した設置に移行したことを表していると考えられる。また、長野県北佐久郡内の郵便局の増減で確認したように、明治前期の郵便局ネットワークの調整時には郵便局を廃止する地域の半分程度に激変緩和措置ともいべき窓口機能（郵便受取所）を残したものの、数年後にはその全てを廃止した上、さらに時代が下るとその廃止した地域において再度窓口機能（郵便受取所）が設置されていた。この点については、激変緩和措置として窓口機能を残すことを考える程度に地域のポテンシャルが高く需要も見込まれたものの、実際に残してみるとその局所を維持するだけの需要はなかったこと、時代が下るとその地域において窓口機能を維持可能な程度の需要が発生したことが考えられる<sup>6)</sup>。

なお、計量分析の結果、郵便局の窓口利用を前提とするサービスのうち小包郵便物数や郵便為替の取扱高が有意な変数となる一方で郵便貯金の取扱高が有意な変数とならなかったが、これについては窓口における小包郵便物の個数や郵便為替の金額についてそれぞれの1回当りの利用数・額の振れ幅に比べて郵便貯金の預入金額の1回当りのそれが大きいため、小包郵便物や郵便為替の利用データと比べて郵便貯金の預入および払戻高の合計額である貯金取扱高のデータが窓口へのアクセスを表現するものとしては十分でなかったことが考えられ、上記の結果から当時の郵便局の設置について郵便貯金の利用を勧奨していなかったとすることは適当でないと考えられる。

※ 本稿は、2015年度から2016年度に郵政博物館において実施された「郵政歴史文化研究会」の第一分科会において報告した内容を基に加筆・修正したものです。発表の際、同分科会主査である石井寛治東京大学名誉教授およびメンバーの方々から貴重なご示唆をいただきました。また、査読時に匿名のレフェリーの先生から貴重なコメントをいただきました。深く感謝申し上げます。なお、本文中の誤りはすべて筆者の責に帰すべきものです。

## 【参考文献】

- Avery,R.B., Bostic,R.W, Calem,P.S., and Canner,G.B. (1999), “Consolidation and bank branching patterns” *Journal of Banking & Finance* 23, 497-532.
- 浅見啓明 (1997) 「明治期の局種と取扱変遷について」『郵便史研究』郵便史研究会、第3号、1-11ページ
- 伊藤隆康 (2004a) 「東京都における預金金融機関の店舗配置と競合」『生活経済学研究』生活経済学会、第20巻、113-126ページ
- (2004b) 「鳥取県における預金金融機関の店舗展開の分析—郵便局と民間金融機関の比較を中心に」『新潟大学経済論集』新潟大学経済学会、第77号、1-16ページ
- (2006) 「北海道における地域金融の特徴—預金金融機関の店舗配置を分析して—」『新潟大学経済論集』新潟大学経済学会、第80号、1-12ページ
- (2008) 「信越地域における預金金融機関の店舗配置：新潟県と長野県を比較分析し

---

6 明治34年3月1日に再置された野沢温泉郵便受取所について同年2月19日付けの信濃毎日新聞に「二十年頃迄郵便局所在地なりしを集配区域の都合とて同郡穂高村へ転局せられし……近來浴客の数を増し一方には物産の発達ありて取引上頗る必要に迫りたるを以て愈々来る三月一日より郵便受取所を設置し為替小荷物等の取扱をなさんと実地調査の爲め目下福田郵便課長同地へ出張中なり」との記事があり、この郵便受取所が地域の発展に伴う需要増に応じた設置であったことが明示されている。

- て」『生活経済学研究』生活経済学会、第27巻、1-15ページ
- (2009)「大阪府における地域金融：預金金融機関の店舗配置分析」『生活経済学研究』生活経済学会、第29巻、75-85ページ
- 井上卓朗 (2011)「日本における近代郵便の成立過程 — 公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成 —」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、第2号、18-54ページ
- 御代田町誌編纂委員会 (1992)『御代田町誌 図説編』御代田町誌刊行会、印刷：第一法規出版、188-189ページ
- 小原宏 (2010)「明治前期における郵便局配置に関する分析 — 千葉県郵便局ネットワークに着目して —」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、創刊号、83-95ページ
- (2012)「明治前期における集配郵便局の配置 — 安房国を中心に —」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、第3号、29-47ページ
- (2015a)「明治前期における郵便局ネットワークの調整が郵便局経営に与えた影響 — 筑前国甘木郵便局を事例として —」『郵政博物館 研究紀要』通信文化協会博物館部、第6号、32-56ページ
- (2015b)「明治前期の郵便局ネットワークの調整とその効果」『郵便史研究』郵便史研究会、第40号、42-52ページ
- 近藤万峰 (2003)「愛知県における金融機関の店舗行動の分析 — 民間金融機関と公的金融機関の相違を中心に —」『金融経済研究』金融学会、第19号、15-27ページ
- 杉山伸也 (1986)「明治前期における郵便ネットワーク：〈情報〉の経済史I」『三田学会雑誌』慶応義塾大学経済学会、79巻3号、46-56ページ
- (2001)「通信ネットワークと地方経済 — 明治期長野県の郵便局と電信を中心に —」『郵便史研究』郵便史研究会、第12号、1-13ページ
- 田原啓祐 (2004)「明治前期商業発達地における郵便事業の実態 — 滋賀県江頭郵便局の事例を中心に —」『経済学雑誌』大阪市立大学経済学会、第105巻第1号、193-215ページ
- 長野郵便局 (1916)『長野県通信沿革誌』長野郵便局発行、信濃毎日新聞株式会社印刷
- 満園勇 (2014)『日本型大衆消費社会への胎動 戦前期日本の通信販売と月賦販売』東京大学出版会
- 宮本道子 (2012)「秋田県における地域金融機関の店舗配置について」『生活経済学研究』生活経済学会、第35巻、93-107ページ
- 家森信善 (2003)「地域金融における公的金融機関と民間金融機関の店舗配置」林敏彦・松浦克己・米沢康博編『日本の金融問題』日本評論社、231-245ページ
- 家森信善・近藤万峰 (2001)「公的金融機関と民間金融機関の立地行動」『生活経済学研究』生活経済学会、第16巻、173-185ページ
- 郵政省 (1971a)『郵政百年史』逓信協会
- (1971b)『郵政百年史資料 第三十巻 郵政統計資料・駅逓局統計書・郵政百年史資料総目次』吉川弘文館
- 郵政省貯金局監修 (1978)『為替貯金事業百年史』郵便貯金振興会

### 【その他の資料】

- 内閣文庫 (和書5902)「長野県史料 (十) 長野県歴史第30巻 政治部 駅逓」  
信濃毎日新聞 明治34年1月27日2面、2月3日2面および19日2面

郵政博物館資料センター 9000-0030-259「志賀郵便局 郵便御用書綴(明治十二年三月ヨリ)」  
 BC-A-1 明治五年一月頃 郵便線路縮図 信濃国  
 BC-A-21 明治十六年 郵便線路図 信濃  
 BC-A-36 明治廿二年 郵便線路図 信濃  
 BC-A-67 明治四十五年度 郵便線路図 長野監督区内

本稿の地図情報は「国土数値情報(行政区域データ)昭和30年長野 国土交通省」を使用しました。それらの図の境界線は、1955年当時の行政境界であり、地域のつながりの参考の一つとして表示したものであり、各郵便局の担当地域とは異なるものです。

### 【参考】データ間の編相関係数

(明治16年度)	郵便局数	人口	面積	通常郵便物数	為替取扱高	貯金取扱高	電信数	郵便切手売下所数
郵便局数	-----							
人口	0.56	-----						
面積	0.49	-0.49	-----					
通常郵便物数	0.30	0.03	-0.39	-----				
為替取扱高	0.24	0.23	0.09	0.03	-----			
貯金取扱高	-0.36	-0.22	0.21	0.81	0.52	-----		
電信数	-0.40	0.20	0.53	0.81	0.15	-0.66	-----	
郵便切手売下所数	-0.05	0.32	0.18	0.44	-0.13	-0.27	-0.36	-----

(明治22年度)	郵便局数	人口	面積	通常郵便物数	為替取扱高	貯金取扱高	電信数	郵便切手売下所数
郵便局数	-----							
人口	0.59	-----						
面積	0.37	-0.66	-----					
通常郵便物数	-0.04	-0.49	-0.53	-----				
為替取扱高	0.02	0.55	0.64	0.91	-----			
貯金取扱高	0.11	-0.02	-0.23	0.47	-0.10	-----		
電信数	-0.04	0.45	0.77	0.53	-0.61	0.27	-----	
郵便切手売下所数	-0.01	0.61	0.36	0.50	-0.54	0.01	-0.40	-----

(明治36年度)	郵便局数	人口	面積	通常郵便物数	小包郵便物数	為替取扱高	貯金取扱高	電信数	郵便切手売下所数
郵便局数	-----								
人口	0.57	-----							
面積	0.37	-0.67	-----						
通常郵便物数	-0.27	-0.04	-0.44	-----					
小包郵便物数	0.39	-0.25	-0.02	0.80	-----				
為替取扱高	0.33	0.14	0.53	0.57	-0.46	-----			
貯金取扱高	-0.18	-0.06	-0.25	-0.27	0.46	0.67	-----		
電信数	-0.33	0.24	0.20	-0.10	0.37	0.59	-0.35	-----	
郵便切手売下所数	0.11	0.65	0.53	0.34	-0.10	-0.53	0.32	0.11	-----

(おばら こう 郵便史研究会会員)

## 論文

## 高度成長期郵便貯金の地域的展開

## —戦後「郵貯増強メカニズム」の形成・神奈川県的事例を中心として—

伊藤 真利子

## ① はじめに

本稿の課題は、戦後高度成長期における郵便貯金と金融機関の預貯金市場での資金吸収力の違いが、社会構造および人口分布の激変を背景とした通信政策、郵便局政策の展開過程を通じて市場での競争条件をともしつつ、市場とは独立に規定されていたことを、神奈川県における事例を取り上げ、郵便貯金の地域的展開の分析を通じて明らかにするものである。高度成長期における郵便貯金の増大について、伊藤（2010）は、郵便貯金の発展要因を市場要因、政策要因、制度要因の3つの側面から分析し、これらが絡み合いながら定額貯金という特異な商品中心に郵便貯金が増加するメカニズムを「郵貯増強メカニズム」と名付けている<sup>(1)</sup>。定額貯金は、①最長10年間の預入期間に応じ、②預入時の利率が半年複利で元加されることによって高い利回りが保証されるとともに、③据置期間を過ぎれば随時払戻しができるという流動性を備え、さらに④貯金払戻時には預入日に遡って最高利率が適用されるという有利な商品性をもった長期貯蓄型の商品である。伊藤（2010）では、高度成長期に定額貯金が急速に郵便貯金の太宗を占めるようになった主な要因について、①高度経済成長を通じて所得上昇が生じ、家計金融資産が徐々に蓄積されるという市場要因と②池田内閣の高度成長政策における低金利政策により、預貯金利が低めに抑えられていたという政策要因が重なることにより、家計貯蓄が少しでも利回りのよい定額貯金へシフトしたこと、さらにその制度的背景として、③郵便局が毎年相当数増設され、全国津々浦々の稠密な店舗網において預貯金の吸収に有利な地位を占めていたことを指摘した。

この最後の点について、杉浦（1990）は、明治期の郵便貯金が貯金吸収網の広範な展開度によって他金融機関に決定的に優越していたことを明らかにしつつ、戦前期の預貯金市場には市場セグメントがあり、郵便貯金と他金融機関間にはそれほど「競合」意識は醸成されていなかったとしている<sup>(2)</sup>。それは、金融自由化や郵政民営化段階で語られた「銀行対郵貯」といった預貯金市場における構図とははっきり異なっている。このような対立の構図が生み出されていくきっかけについて、伊藤（2010）は、高度成長期に成立した定額貯金中心の「郵貯増強メカニズム」が存在していたことを明らかにした。同論文ではその上で、杉浦（1990）が指摘している地域的ないし空間的な店舗展開の差について、高度成長期の成長を通じた地域的社会構造変化が無視し得ない影響を与えたことを指摘した。

1 伊藤真利子（2010）「高度成長期郵便貯金の発展とその要因—郵便貯金増強メカニズムの形成をめぐって—」、『郵政資料館研究紀要』創刊号、48-65頁。

2 杉浦勢之（1990）「日露戦後の郵便貯金と預貯金市場」、『経済科学』第38巻第1号、45-68頁。

日本の地域社会構造の変化については、明治維新から産業化の時期、第一次大戦後の電化と都市化の時期、工業地帯の形成と大都市集中を生んだ戦後高度成長期、そしてバブル期とその後の長期不況・人口減少社会への移行の4つの時期を考えることが出来る。その中でも、列島レベルで産業構造の地域配置が激変した敗戦復興期から戦後高度成長期への移行は、日本有史以来、列島最大の人口移動を経験した時代であった。社会の空間編成における太平洋沿岸（＝表日本）優位の大きな方向性は明治期に決定的となったが、今日に至る大都市圏、とりわけ東京一極集中の列島の地域構造が強化されたのは、何といても高度成長期である。戦後とりわけ高度成長期の郵便貯金の展開を考える上で、この地域社会構造変動を無視することはできない。戦後の郵便貯金の地域吸収網の展開問題は、杉浦（1990）のように、当該期の預貯金市場のウィンドーからだけみるのでは捉えきれないと考えられるのである。

この点について簡単にトレースしておこう。変動の大きなインパクトとなったのは、敗戦による軍人、軍属、外地民間人の本土大量帰還＝引揚げと復員であった。1945年段階で内地人口おおよそ7,200万人に対し、復員軍人761万人、軍需産業からの離職者400万人、外地からの引揚げ150万人であった。同年だけで失業者は319万人に及んだとされる<sup>(3)</sup>。これに引きつぎ比較的若い年齢層の復員・引揚げと終戦による結婚の激増によって、1947年から1949年までの出生数は年270万人という高水準を記録し、合計出生率は4.3から4.4と、逸早く戦前1930年代水準に復帰した<sup>(4)</sup>。平和の配当であるこの出生率の急上昇がいわゆるベビーブームである。ある意味日本経済の戦後史は、このいわゆる「団塊世代」のライフステージの推移を通じて描き出すことができるといえよう。実質国民総生産が戦前水準を越すのは1955年であるから、敗戦からの10年間は、経済復興と成長の再開を通じ、経済に先行して突如出現したこの内地人口増の大波を、列島内部でどのように吸収し、平和経済へとソフト・ランディングさせていくかが緊喫の課題となった時期であったといえる。

次いで高度成長期には、重化学工業化の再出発を通じて産業構造の高度化が進み、都市化による工業地帯の形成などを通じ、戦前から始まっていた人口の移動と集中（年齢構成及び地域構成における人口分布の激変）が激甚に進行した。これにしたがい、というより後追いのかたちで国土開発及び社会的インフラ整備が進められた。その一環である通信網の再編成、とりわけ郵便局政策は、戦災からの復興にとどまらず、激変する地域構造に対応することを差し迫って求められることになったのである。

そこで本稿では、戦後の郵便局政策がどのようなかたちで進められたのかを確認し、次に人口変化の著しかった神奈川県事例の分析を通じ、戦後日本における定額貯金中心の「郵貯増強メカニズム」の論理を制度的要因と空間編成の面で補強する。さらに戦後財政投融资との関係で、その大きな柱の一つである住宅政策につき、当該期の動向の一端に触れることによって、郵便貯金の戦後日本経済に持った役割について一定の見通しを得たいと考える。

## ② 高度成長と地域構造変化

最初に平均経済成長率が10%を上回る高度成長を生み出した経済のマクロ的なメカニズムについておさらいしておこう。高度成長期の出発点は1955年であった。生産規模の拡大によって

3 原朗（2007）「被占領下の戦後変革—いわゆる『戦後改革』の歴史的意義—」、石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史4戦時・戦後期』東京大学出版会、275頁。

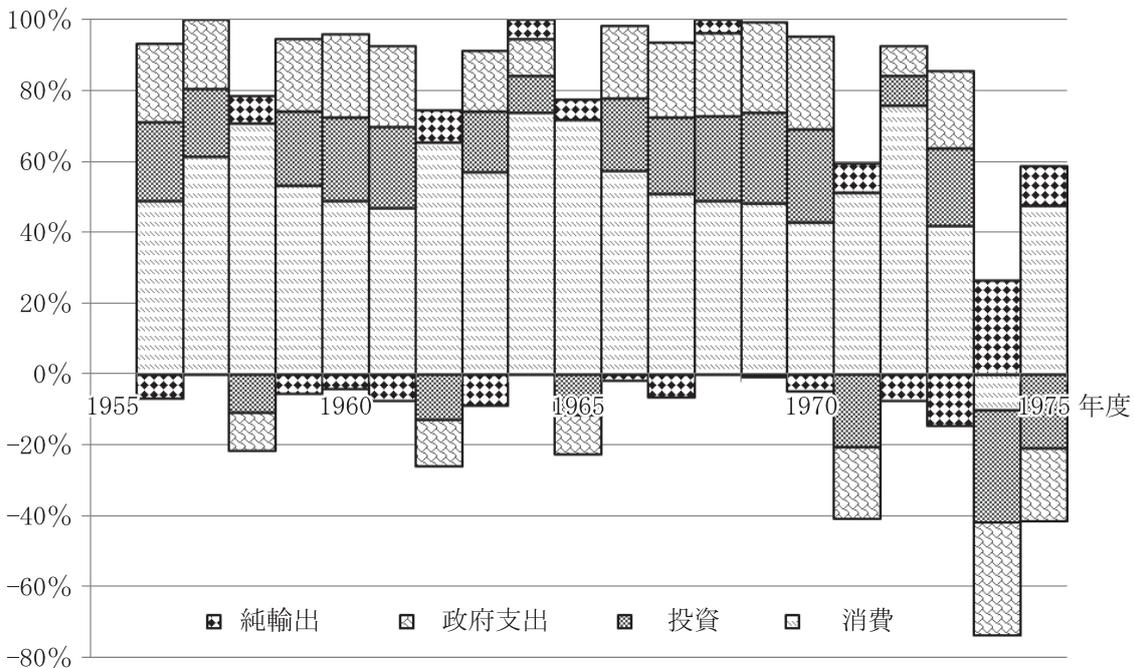
4 大淵寛（2006）「20世紀日本の人口変動と地域発展」、大淵寛・盛岡仁編『人口学ライブラリー5人口減少時代の日本経済』原書房、11頁。

鉱工業生産が戦前水準を超え、1955年に入ると機械、電気機器、化学等、重化学工業を中心とする設備投資意欲が旺盛となった。産業全般で技術革新が進行し、そのための設備投資がさらなる投資を呼ぶという高度成長期前半のパターンが展開された。設備投資の伸びを1955年と1962年で比較すると、製造業は約5倍、鉄鋼が約11倍、機械が約10倍と特に重化学工業の伸びが著しかった。図1にみられるように、1960年代になると個人消費の旺盛な伸びがこれに加わり、総需要を押し上げ、輸出と投資、政府支出と消費が並進する高度成長期後半のパターンに移行していった。これは労働過剰経済から、労働不足経済への移行によって家計所得が上昇していったことを示している。

この間に日本の地域構造と人口分布は大きく変化した。吉川（1992）によれば、高度成長期の日本経済が農業部門と都市周辺工業部門からなる二部門経済であったことが重要であるとされる<sup>(5)</sup>。高度成長期を通じ、人口は農村から都市へ移動し、これが経済成長の主導部門であった工業部門への労働力提供を可能にした。「民族大移動」といわれるような農村から都市への人口移動は、量だけではなく、その質において特徴的であった。「金の卵」、「集団就職」という言葉に代表される「比較的安価」で初等および前期中等教育を終えた「粒の揃った」豊富な若年労働力が、大都市圏の第二次、第三次産業の貴重な資源として吸収されていった。このような若年労働力の存在こそ、生産及び消費の両面から、高度成長、ひいては戦後日本の製造業部門の発展を支えることになったのである。

このような人口移動は、新民法の影響も被りつつ、都市部における単独世帯、核家族世帯を急増させることになった。人口増加を超える消費単位である世帯数増加は、そのこと自体で消費拡大をもたらした。また、労働力需要が旺盛であることを背景に、相対的に生産性の高い工業部門へ労働力が移動し、次第に労働市場がタイトになり、労働分配率を改善したことから所得が上昇、この面からも消費は拡大されることになった。旺盛な国内消費需要に支えられ、耐

図1 寄与度の推移



(注) 寄与度 = (当年度の実数 - 前年度の実数) / (前年度の国内総支出 (GDP) の実数) × 100。  
(出所) 内閣府『国民経済計算』より作成。

5 吉川洋（1992）『日本経済とマクロ経済学』東洋経済新報社、82頁。

久消費財部門で「規模の経済」を活かす大量生産が可能になり、コストダウンによる「価格革命」を通じ、「三種の神器」、「3C」に代表される広範な耐久消費財需要を中心とした「消費革命」が引き起こされた<sup>6)</sup>。

次に、このことを成長期の日本の空間編成の変化という視点でみてみよう。第一次産業から第二次、第三次産業への産業構造の変化、とりわけ重化学工業化の第二段階への移行は、電化、石炭から石油へと進められた「エネルギー革命」を通じ、臨海工業地帯への工場集積を加速した。これにより東京圏、名古屋圏、大阪圏の三大都市圏を核とする「太平洋ベルト地帯」が形成されるとともに、当該圏への人口移動が促進された。試みに、表1より、大都市圏である東京大都市圏における人口増減率につき各期の全国の人口増減率順位でみてみよう。47都道府県のうち、東京都の順位は1950-60年の首位から1975-80年の最下位へと大きく変動している。三大都市圏の残る2つの中心府県である大阪府と愛知県は、東京都から10年のタイムラグをともなつて上位から下位へと変動している。東京都よりも大阪府、さらに愛知県の方がその増減の振幅は小さかった。高度成長期前半に東京を先頭として大都市への人口集中が進み、ついで高度成長期後半になると、地価高騰、都心部の住環境劣化にともない、大都市から隣接県に人口が流出していった姿を物語っている。同表からは、人口スプロールが全方向的に一様に進行するものでないことも示されている。東京大都市圏では、東京都に隣接する神奈川県、ついで埼玉県、千葉県の人口増加が顕著で、この順で順位が推移している。東京大都市圏の外延部に位置する茨城県、群馬県、栃木県には目立ったピークがみられないものの、1970-75年に順位を上げている。

以上のことは、この間の大都市圏の人口変化が二重の過程で進んでいたことを示している。すなわち、産業構造変化と産業集積による大都市への人口の集中と、タイムラグをもつた大都市郊外、通勤圏にある近県への人口移動、いわゆるスプロール現象が生じ、総体としての大都市圏の膨張が進んだのである。特に神奈川県は、戦前から続く臨海部工業地帯である京浜地区、戦前より私鉄が展開し延伸していった首都圏西南部の土地開発によって、高度成長期中頃に全国および東京都からの人口流出の最大の受け皿となっていたのである。このスプロールの特徴は、面として横への延伸が進められただけでなく、中高層住宅という縦への延伸が進むなど、

(単位：位)

	1950-55年	1955-60年	1960-65年	1965-70年	1970-75年	1975-80年
東京	1	1	6	11	35	47
神奈川	3	3	1	3	3	6
埼玉	14	7	3	1	1	2
千葉	20	9	4	2	2	1
茨城	34	27	22	13	8	5
群馬	38	36	17	18	20	12
栃木	42	33	21	14	13	11
山梨	45	42	31	29	33	35

(出所) 総務省統計局『国勢調査』より作成。

表1 東京大都市圏における人口増減率の順位の推移

6 2000年代を展望する上では、戦争というインパクトによる人口の年齢構成変化といわゆる「団塊世代」の形成およびそのライフステージの移行という歴史的に1度限りの事態が、戦後の消費と貯蓄の動向、したがって戦後経済成長システムのパターンを規定したという視点から、長期的に見直すことが必要であろう。

土地活用の広域化と高度化・稠密化が並進し、一地域の人口集住を一挙に高めたことにある。こうした人口集住は、郊外住宅の開発及び通勤手段のありようにより、さらにニュータウン・ベットタウンと呼ばれる、生活の場を中心とした衛星都市群を生み出すことになった。

従来の工場地帯にあっては、主導的大工場の周辺に下請工場を密集させ、部品や製品の物流組織を創出するとともに、勤労者住宅需要が喚起され、道路や鉄道等の交通、通信のインフラ整備、住宅街に組み込まれた商店街の形成、学校や郵便局、医療機関などの諸施設（社会的共通資本といえるかもしれない）が順次拡張されていった。戦後におけるこのような地域での課題は、まず罹災からの復旧と社会的ネットの外延的拡張という順序をとる。これに対し、郊外住宅や衛星都市の場合、開発当初より社会インフラ整備、生活必需品を提供する商業施設の充実等が総合的に計画されなければならない。

以上を政策課題から見直せば、重化学工業化の再開は、敗戦復興から引き継ぎ、都市部における人口集住による生活環境の劣化＝都市問題の発生をともなった。新憲法の下、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを国民に約束した政府の公共政策的観点からは、重化学工業の高度化に対応できる質の高い労働力の確保という産業的要請や雇用と成長を支えるインフラ整備、エネルギー資源を主要ターゲットとした国土開発の総合計画の必要に加え、戦前の社会政策の一環としての貧困対策とは次元を異にする生活基盤としての住環境整備と次世代養育環境＝教育整備が火急の課題となったのである<sup>(7)</sup>。

郵便貯金との関係で特に注目しなければならないのは4点である。①大都市圏における人口変化による住宅開発にまず対応が迫られるのは、ライフラインや教育機関などの公共サービスなどであるが、これに加え交通機関と通信施設が必要となる。したがって、「民」による電鉄・自動車交通の開発投資が進められるとともに、「官」による道路整備、郵便・電話施設の拡充が、開発計画にしたがい当該地域中心にオートマチックに進められることになる。②この時期に郊外住宅や集合住宅を取得する層は、高度成長の過程で所得を上昇させつつあった勤労者世帯であり、住宅取得につづき次世代の養育が主要な関心事となったと考えられる。③このような所得上昇とともにもっとも個人貯蓄動機が強く、その伸びが期待される世帯の集住する新興住宅地域において、郵便局の新增設が特に求められ、新增設された郵便局では、郵便集配業務に加え、郵便貯金・簡易保険業務が付帯された。④これを預貯金市場における競争条件の観点からみれば、新興住宅地、新興ターミナル街地に郵便貯金業務をおこなう郵便局が政策的かつオートマチックに配置されるのに対し、銀行他金融機関は従来からの店舗規制により、その新規参入及び展開を厳しく制約されていた。以上のことは、高度成長の進行と社会構造の変化過程に即応することを求められた郵便局の新增設を通じ、郵便貯金が、高度成長の果実を受け取る大都市圏中間層の貯蓄を中心に吸収する拠点を、効果的に、しかも民間金融機関に先んじて展開するメカニズムをこの時期に実装したということの意味している。この点を次に、高度成長を通じて人口と社会変化が最も大きかった神奈川県的事例でみていこう。

7 住宅政策は、内務省社会局による1919年度大蔵省預金部融資による公益社宅（賃貸）の建設奨励に始まり、関東大震災復興のため、1924年財団法人同潤会設立が進められた。しかし、準戦時期になると、生産力拡充政策に重点が移動し、同局は厚生省に移管され、1941年に住宅営団が設立された。敗戦後GHQの営団廃止方針により、体系的住宅政策は空白の時期となっていた（魚住弘久（2009）『公企業の成立と展開一戦時期・戦後復興期の営団・公団・公社一』岩波書店、54頁）。

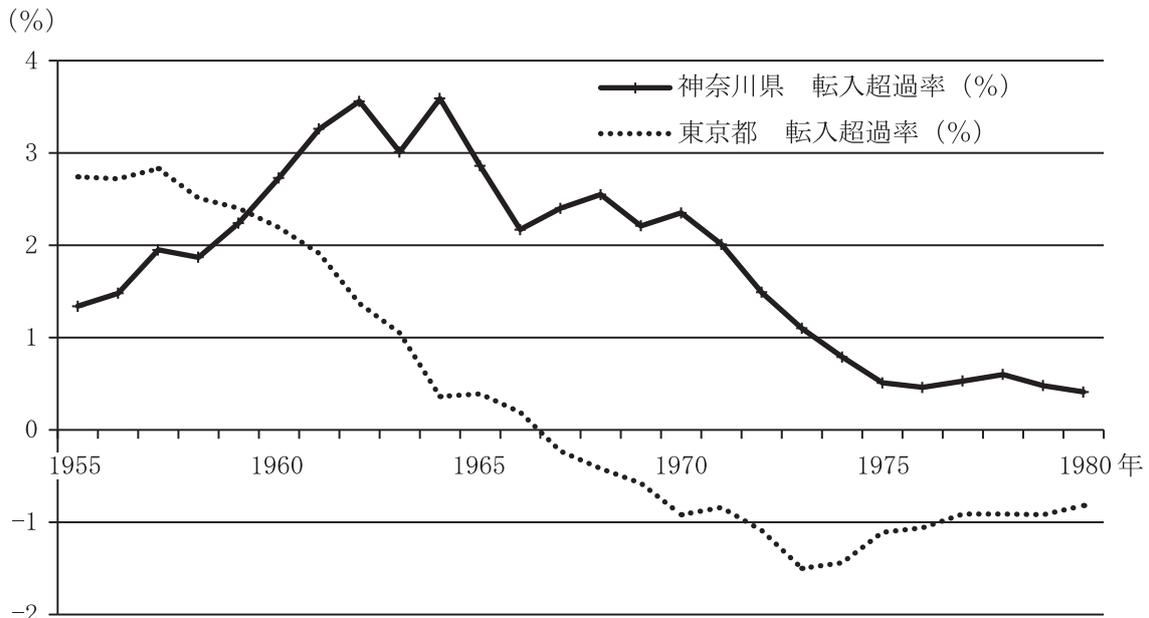
### 3 神奈川県人口の長期趨勢

戦前の神奈川県は、県南に展開する軍需産業を中心に、重化学工業の比重が極めて高い工業地帯であった。戦災による設備の壊滅、平和産業への転換の遅れ等により復興が遅延したものの、朝鮮戦争の特需を受けた1952年ごろを画期に重化学工業化第二段階の開始を受け、電機・食料品・石油・精密機械中心に本格的な生産拡大が進むようになった。高度成長期に入ると、電機・輸送機といった県内工業の主要部門において内外の需要が好調となり、技術革新のための設備投資が集中し、京浜工業地帯の面目を一新、神奈川県経済は日本経済の高度成長に大きな役割を果たした。こうした工業の進展を支える新規工場立地の開発も活発におこなわれ、臨海部から内陸部へ工場用地の造成が拡大することで、相次ぐ大規模工場の進出をうながした<sup>(8)</sup>。

地域における労働力需要の増大を受け、神奈川県には、高度成長期を通じて全国から人口が流入した。先にも述べたように、この過程は二重の過程としてあらわれた。図2は、東京都と神奈川県の転入超過率の推移をあらわしたものである。高度成長期には首都圏の東京・神奈川共に全国からの人口転入が続いているが、そのピークは東京都と神奈川県でタイムラグが生じている。東京都は、高度成長期の前半、すでに人口転入の増加傾向が弱まるようになるが、神奈川県の人口転入はむしろ高まり、そのピークは1960年代中頃にずれ込む。さらに高度成長期の後半、東京都が人口転出に転じたのに対し、神奈川県は第二の転入増加の山を描いている。このことは、京浜工業地帯の発展に伴う全国からの人口集中と並んで、東京方面からの転入人口増（いわゆる神奈川都民）が引き続き進み、神奈川県のベッドタウン化が進んでいたことを意味する<sup>(9)</sup>。この二重の過程を通じ、高度成長期の神奈川県への人口転入の伸びは高原状態を維持したのである。このような傾向は、第1次石油危機によっていったん終わりを告げている。

人口の急激な増加は、住宅用地の旺盛な需要を生むことになった。神奈川県では、この時期

図2 東京および神奈川県における転入超過率の推移



(出所) 総務省統計局『住民基本台帳人口移動報告年報』より作成。

8 横浜銀行企画部編(1980)『横浜銀行六十年史』横浜銀行、259頁。

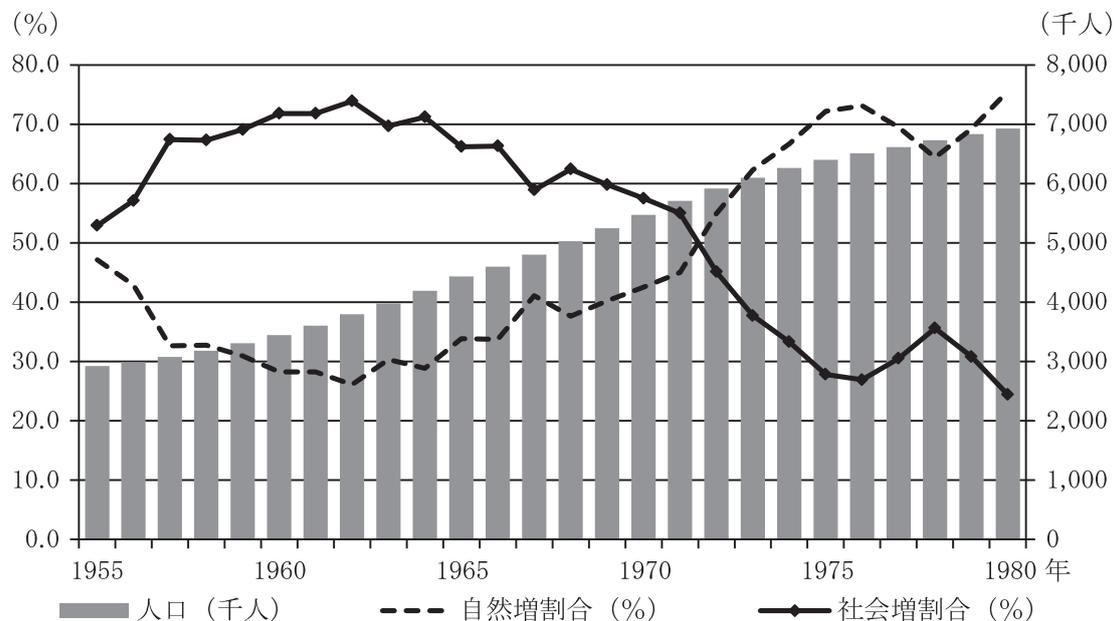
9 神奈川県企画調査部統計調査課編(1966)『統計神奈川県史—戦後20年のあゆみ—』上巻、神奈川県、52頁。

に工場用地と競合しながら、農地あるいは山林の宅地への転用開発が進んだ。神奈川県におけるニュータウンや大規模団地の造成は、1953年に東京急行電鉄が田園都市線構想とともに明らかにした「城西南地区開発構想」、1955年に設立された住宅公団による神奈川県生田地域の造成により始まった<sup>(10)</sup>。以降、1950年代には、金岡団地、荻窪団地、五十子団地、十日市場団地、百合ヶ丘団地、浜見平団地等、鉄道網の拡大にともなう様々な規模の宅地開発がおこなわれた。1960年代になると、開発がいっそう活発となり、その規模も1950年代を上回るものとなった。1960年代の代表的な大規模団地には、横浜市の洋光台団地・笹山団地・勝田団地、二宮町の二宮団地、平塚市の横内団地、相模原市の上溝団地・相武台団地などがあった<sup>(11)</sup>。さらに1960年代後半になると、公的開発とは別に、神奈川県を中心に東京の民間資本による住宅開発が本格的に進展していくことになった<sup>(12)</sup>。

転入人口の増加（＝社会増）は、二次的に居住者人口の増加（＝自然増）に帰結する。神奈川県の人増の全体につき、図3によってみてみよう。神奈川県は戦後復興からバブル期開始まで、一貫して人口を増加させている。図3では人口増加を居住者の人口増加＝自然増加と移入による人口増加＝社会増加に区分し、その寄与率を示した。これによると、もともと社会人口増が自然人口増を超えていた神奈川県においても、高度成長期に大きなうねりを描いて人口流入が加速したことがわかる。この流れは1970年代に入ると、自然人口増の大きなウェーブによって塗り替えられる。移入世帯の二世帯が神奈川県の人口増を規定していく姿がうかがわれる。この人口増の担い手の変化は、バブルの発生によって激変するが、とりあえず高度成長期が都市スプロール化による大きな波動を含みつつ人口を増加させ、次世代の誕生で引き継がれた時期であったことは明らかであろう。

これはやがて、児童・生徒数の増大となってあらわれ、各地に学校不足をもたらすことになっ

図3 神奈川県における人口の推移



(出所) 神奈川県企画調査部統計調査課編 (1966)『統計神奈川県史—戦後20年のあゆみ—』神奈川県、神奈川県企画調査部統計調査課編 (1991)『統計神奈川県史—かながわのあゆみ (昭和40年～60年)—』神奈川県より作成。

10 土山希美枝 (2007)『高度成長期「都市政策」の政治的過程』日本評論社、17頁。  
 11 横浜銀行企画部編 (1980)『横浜銀行六十年史』横浜銀行、260頁。  
 12 下村恭広 (2009)「不動産資本による郊外地区の空間形成」、玉野和志・浅川達人編『東京大都市圏の空間形成とコミュニティ』古今書院、203頁。

た。幼稚園、小学校の不足から始まり、中学校の不足に進み、さらに進学率の上昇とともに県立高等学校の不足という事態に発展していった<sup>(13)</sup>。これは京葉工業地帯の1962年調査になるが、日本住宅公団の団地移住世帯は、比較的高い収入、エンゲル係数の低さ、比較的高学歴という特徴があり、ほぼ全世帯で子供に高等学校以上、男子については約90%、女子については約50%が大学への進学を希望しているという結果が見出されている<sup>(14)</sup>。『〈高卒当然社会〉の戦後史』では、学齢人口の急増と中等後期教育への進学率上昇の吸収について、府県により公立拡張型、私立拡張型、大都市型、中庸型の4パターンに整理されており、大都市型の神奈川県は、公立高校の拡充および、もともと広く展開していた県内私学に「日本一」の助成をおこなうという併存協調路線を選択したとしている<sup>(15)</sup>。神奈川県は、この時期の人口増と進学率上昇に、相対的に高品質な教育の提供で応じられたケースであったといえる。

交通インフラについては、この圏域に特徴的な歴史的事情が関わっている。東京西部、神奈川県から静岡県までに延伸する民間鉄道の多くは、1930年代後半、五島慶太の率いる東急資本傘下に収められていた。1948年に過度経済力集中排除法によって分割を余儀なくされたものの、東京西部に拡がった鉄道網を通じ、一資本の下で県境を越え総合的に土地開発を進めるモデルがすでに与えられていたのである。先述の戦後1953年における「城西南地区開発構想」は、東急分割後の五島が、1,560万平方メートル、計画人口50万人の巨大プロジェクトをもって、「第二の東京」建設をめざした戦前の地域開発構想を再出発させたものであった。1956年に「首都圏整備法」が制定されたことにより、五島構想はいったん製肘を加えられたものの、地権者による土地区間整理組合の勧奨による「一括代行方式」＝「東急方式」によって、1960年代後半に入ると、住宅開発は民間資本中心に全面化していくことになる<sup>(16)</sup>。その軸となる田園都市線が全線開通したのは、実に1984年のことである<sup>(17)</sup>。この時期には、戦前から発達していた鉄道網に加え、1965年12月第3京浜道路が開通、1968年4月東名高速道路東京～厚木間の開通、同年11月首都高速道路横浜～羽田空港線全通開通、1969年5月東名高速道路全面開通など神奈川県下の道路交通網が大幅に拡張整備され、鉄道交通網に続き、モータリゼーションの進行を通じて東京都と神奈川県をまたぐ広域経済圏が展開することになった<sup>(18)</sup>。

以上のようにみると、神奈川県は、戦前からの社会的基盤整備を与件として、大規模な人口の社会増と引き続く自然増、学齢人口の急増、進学率上昇という巨大な変化に、比較的時間をかけ、良好な社会資本の整備と拡充を準備できた事例だといえよう。そしてこのことがさらに、高度成長期後半になって、比較的所得の高い層を、ベッタウンとしての神奈川県に導いてい

13 なおこのことは、特定時期に、特定の地域に住宅を求めた世帯が一定地域に集住し、その第二世代が登場してくることによって、比較的所得や年齢の近い都市中間層の塊が当該地域に集中し、世代の波動が生みだされ、ライフステージの同期化とライフモデルの同調となってあらわれることを示唆するものであろう。預貯金市場の地域展開を課題とする本論文との関係でいえば、当該地域に、家族構成、年齢推移にしたがい、貯蓄目的が近似しつつ変化していく核家族世帯の大きな塊が形成されたことを意味する。『統計神奈川県史』では、第一次ベビーブームが終わったのちの1960年の年齢別人口構成比では、男女とも、15歳から45歳未満人口の割合が全国に比べ大きく、45歳以上15歳未満の構成比ではむしろ小さいという特徴が指摘されている。ベビーブームが終わるのは、1950年前後であるから、このことは、高度成長期前半に、比較的若い生産年齢人口、すなわちこれから貯蓄を高めていく年齢層が、神奈川県に大きく流入していたことを如実に示している（神奈川県企画調査部統計調査課編（1966）『統計神奈川県史—戦後20年のあゆみ—』上巻、神奈川県、55頁）。

14 大島宏（2009）「ベビーブーム世代の進学問題」、老川慶喜『東京オリンピックの経済史』日本経済評論社、162頁。

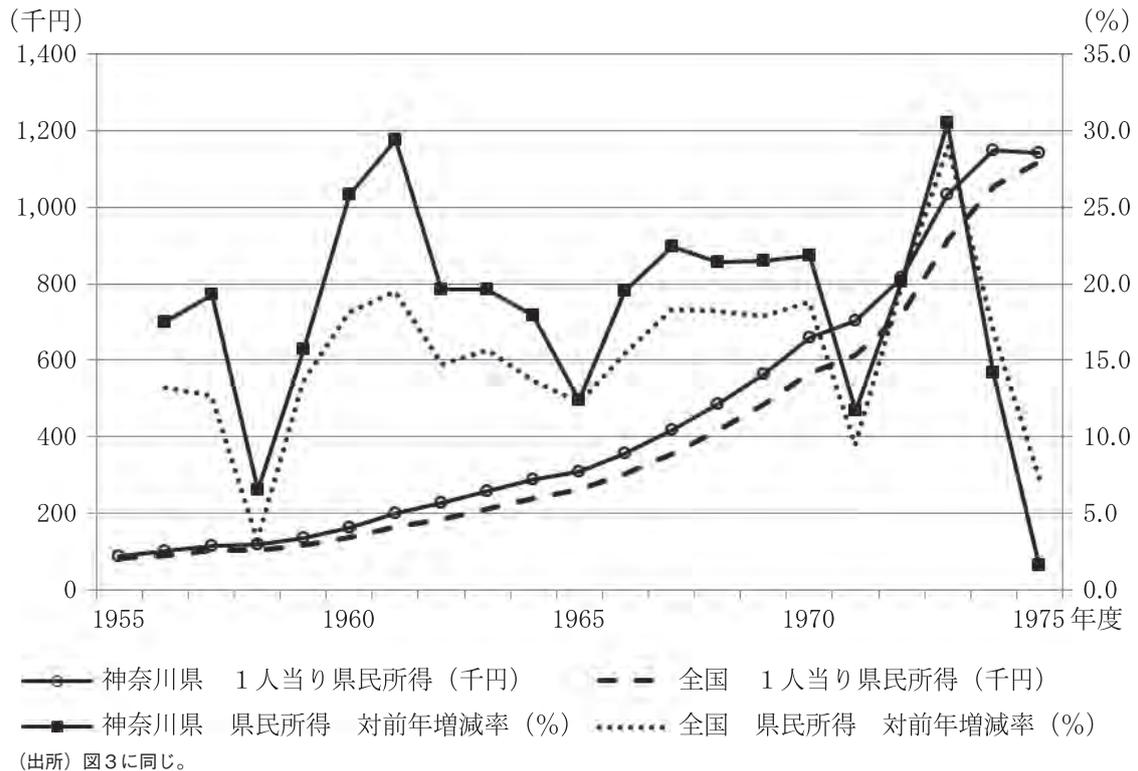
15 香川めい・児玉英靖・相澤真一（2014）『〈高卒当然社会〉の戦後史』新曜社、166頁。

16 玉野和志（2009）「住宅開発と地域形成」、玉野和志・浅川達人編『東京大都市圏の空間形成とコミュニティ』古今書院、210頁。

17 北原遼三郎（2008）『わが鐵路、長大なり 東急・五島慶太の生涯』現代書館、325頁。

18 横浜銀行企画部編（1980）『横浜銀行六十年史』横浜銀行、264頁。

図4 神奈川県における県民所得の推移



く誘因となったと考えられる<sup>(19)</sup>。図4にみられる通り、神奈川県は、特に1960年度前後に高い伸び率で推移している。一人当り県民所得をみても、1950年代前半には全国とそれほど違いなかったものが、1950年代後半、特に1960年代に入るとその差をひろげていったことがみて取れるのである。

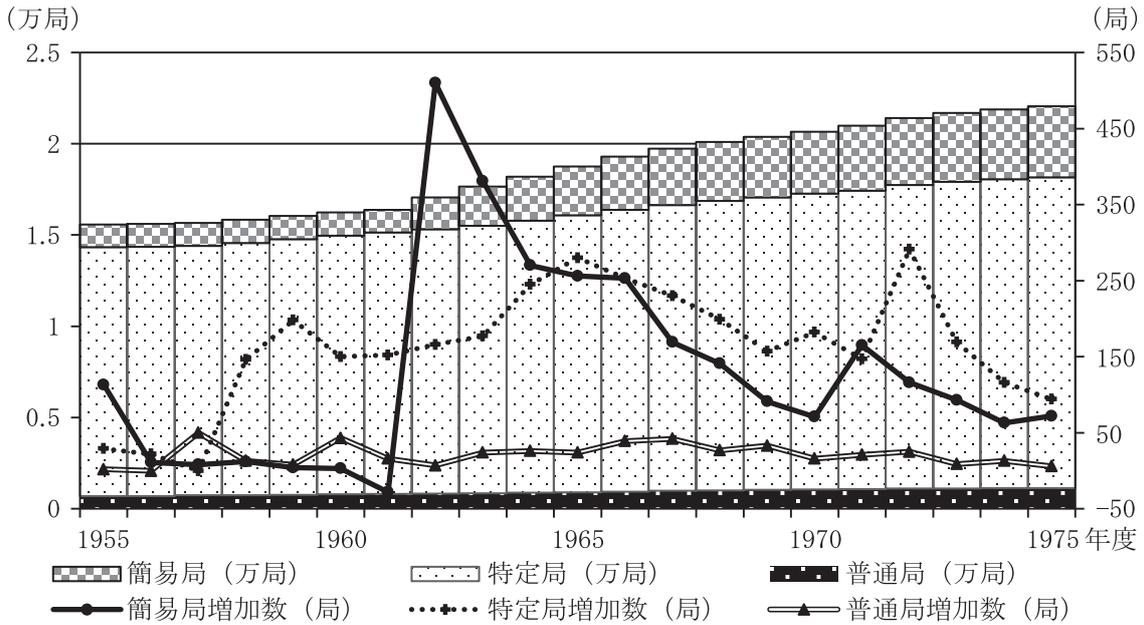
それでは次に、高度成長期を通じた郵便局政策とその実際につき、まず全国レベルでみていこう。

#### 4 郵便局政策の展開

図5には、全国の種類別郵便局数と対前年度の増加数の推移を掲げている。普通局、特定局、簡易局の合計である郵便局総数は、1955年度の15,566局から1960年度16,234局（対1955年度増加率4.3%）と1950年代は比較的漸増傾向で推移しているが、1965年度18,740局（対1960年度増加率15.4%）、1970年度20,643局（対1965年度増加率10.2%）と急増している。国が直営する普通郵便局についてみれば、着実な局数増加をみせているものの、この時期の総局数に占める割合は5%程度で推移し、局数だけでみればネグリジブルである。もっとも普通局は郵便為替貯金業務の地域における枢要をなしている。戦争による罹災や、敗戦後の資材難、資金難により、普通局の復旧は困難を極めたが、吉田茂内閣の池田勇人大蔵大臣、佐藤栄作郵政大臣の下、1951年11月の郵便料金引上げによる郵政事業特別会計の黒字転換を受け、1954年に入るとよう

19 ただしこのことは、高度成長期、特にその前半に京浜工業地帯に低所得の単独世帯が集中し、劣悪な環境を形成していたことを否定するものではない。敗戦復興期の木造賃貸から公営共同賃貸住宅、高度成長期の公団（賃貸→分譲）、郊外戸建住宅へと、時間的推移が距離延伸を通じて地域空間を重層的に構成していったということがここでは重要である。同時に、このことが預貯金市場の空間編成を大きく規定した要因となることを指摘しておきたい。

図5 種類別郵便局数の推移



(出所) 郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度版より作成。

やく局舎改善の促進が検討されるようになった<sup>(20)</sup>。

国費による早急な普通局の局舎改善を図る方針の下、1955年度を初年度とする「郵便局舎緊急改善8カ年計画」が策定され、以降、普通郵便局舎の新設・改善については大規模な長期計画の下で順次実施されることになった。しかし、大都市圏における急激な人口集中と経済発展にともなう郵便需要増大によって集配作業が渋滞し、集配郵便局の業務運行が困難となったことを受け、同計画は1961年度の「郵便局舎改善5カ年計画」に修正・統合された<sup>(21)</sup>。この「5カ年計画」は、1960年12月に発表された池田内閣の「国民所得倍増計画」に同調するもので、老朽化および狭隘化した局舎の増改築をおこなうと同時に、大都市圏における局舎施設の改善・設置に重点がおかれた<sup>(22)</sup>。1961年以降の郵便需要急増は、大都市圏の産業および人口集中を反映し、大都市圏のベッタタウン、あるいは臨界工業地帯における郵便物が集中したことが特徴であった<sup>(23)</sup>。同計画の実施過程では、このような大都市周辺地の発展による集配作業難改善のため、普通局を増設していくとともに、これらの地域における郵便物の増加と郵便区の調整にともなう郵便局の統廃合によって要員が増加された特定局を普通局に改定し補うことになった<sup>(24)</sup>。

これに対し、簡易局は、戦後の資金難、建設資材不足、インフレによる事業財政の逼迫等の状況下において、郵政事業の公共性と企業性（独立採算制）との要請に沿って効率的に郵便局窓口施設の拡充を図る方法として、1949年7月に創設された<sup>(25)</sup>。同制度は、窓口取扱機関の

20 郵政省編(1971)『郵政百年史』通信協会、718-719頁。

21 『通信文化新報』第1488号、1960年8月20日。郵便事業においては、郵便需要の増大および大口利用者による業務用通信の増加など利用形態の変化に即応することが難しく、1958年ごろから局舎施設や要員増加の面で立ち遅れが生じ、業務運行が乱れたことにより、郵便遅配が社会問題化するに至った(郵政省編(1971)『郵政百年史』通信協会、810頁)。

22 『通信文化新報』第1565号、1961年5月17日。「5カ年計画」は、初めての郵政三事業全般にかかわる長期計画(郵便事業・貯金事業は5年計画、簡易保険事業は10年計画)として策定された。

23 郵政省編(1971)『郵政百年史』通信協会、813頁。

24 同上、824頁。

設置を必要とする地域の地方公共団体等に対し、一定の手数料を支払って郵政事業の窓口事務を委託する制度で、初年度に483局、翌1950年度に434局が開設された。簡易局は業務委託によるものであったことから、郵便局舎の新たな建築等、郵政財政に負担をかけずに郵便窓口を一気に増加させ、稠密な通信ネットワークを構築することが可能となった<sup>(26)</sup>。対前年増加数で見ると、特定郵便局の第一次拡大期を引き継ぎ、1962年度に510局と著増していることがひときわ目を引く。その後、同計数は減少に転じ、1965年度の特定郵便局増加の第二のピークを期に郵便局増加の牽引役を特定局に譲っていくこととなる。

図5からも明らかなように、郵便局の量的多数は、特定郵便局によって占められていた。特定局は、明治維新当時、中央政府の財源も乏しく、一挙に多数の郵便局を設置する必要があったことを受け、各地方の名士、資産家を局長に任用し、その私有家屋の提供による局舎の設置をみた三等郵便局制度に端を発する<sup>(27)</sup>。1941年の通信関係官制の改正によって、三等局は特定局と改称され、戦後復興期に無集配特定局の人件費の直轄化（1946年10月）、「特定郵便局運営に要する経費の公経済化」（1947年10月）、局舎等の提供義務廃止（1948年1月）、局舎の直轄借入れ（1948年4月）等、特定局に対する各種の財政支出が制度化された<sup>(28)</sup>。とはいえ、戦災によって実質廃局状態となった局の再建を含め、特定局舎そのものの復興および改善は郵政省の改善計画に含まれず、原則局長個人の負担による局舎の復旧・改善を待つ他はなく、普通局に比べ、その修善は遅延した。この時期の特定郵便局長は、明治期のような地方名望家層ではなく、多くは中小地主の兼営段階に移っており、戦後改革による農地解放によって経営基盤に大きな打撃を被っていたから、このような自己負担に耐えることは相当困難であったと考えられる。しかし、高度成長の開始による郵便業務の急増と大規模な社会的人口移動によって、郵便局を量的に支えてきた特定郵便局の改善あるいは拡充は、経済的要請からも、公益性の観点からも、もはや日延しを許さないものとなった。

1957年8月に発足した特定局制度調査会は、岸信介内閣の田中角栄郵政大臣への答申において、特定局舎につき国有局舎と借入局舎併用の原則を提案、翌1958年度からこの原則の適用が開始される運びとなった<sup>(29)</sup>。以降、普通局への種別改定が予定される特定局、個人負担による改善が困難な特定局（例えば、観光地、都市地その他の特殊事情により地価が著しく高い等）については、国費によって改善がおこなわれることになった。これに該当しない局についても、郵政互助会資金あるいは自己資金等（自費もしくは特定局長会の貸付資金等第三者融資、簡便融資）による改善によってこれを支弁し、改善と近代化、新增設が促進されることになった<sup>(30)</sup>。

表2は、特定局舎改善の実施状況をまとめたものである。特定局舎の修繕については、郵政互助会によるものと、自己資金によるものがある。郵政互助会資金による局舎改善については、1956年度より、郵政互助会の不動産投資の一環として、郵政互助会が自己資金を投じて敷地を

25 郵政省編（1960）『続通信事業史 第3巻 郵便』前島会、66頁。

26 簡易局の設置については、①受託者が限定されていること、②手数料が低いこと、③1953年以降の大幅な町村合併にともない、新地方公共団体が受託を引き継がない傾向がみられたことから、1951年度以降増置の勢いが鈍化したとされる（同上、70頁）。

27 なお、三等郵便局制度の源流に関する詳細な分析については、籾内吉彦・田原啓祐（2010）『近代日本郵便史』明石書店、を参照されたい。

28 郵政省編（1971）『郵政百年史』通信協会、700頁。

29 郵政省編（1960）『続通信事業史 第1巻 総説』前島会、290-291頁。この調査会の答申に対し、田中角栄郵政大臣は、報道関係者に「答申は尊重する」旨表明し、第28回国会および1958年2月7日の衆議院通信委員会、同年2月11日の参議院通信委員会において、特定局の運営につき、「簡易郵便局の受託者の範囲を公益法人、個人にまで広げ、恩給その他国庫金の取扱いを行うことが出来るようにして、簡易郵便局方式を活用し、郵政財政の負担を軽減し、郵政事業の窓口機関の増設に資する方策をとるべきである」と説明をおこなった（同上、292頁）。

30 郵政大学校（1965）『本科事業研究報告書 郵便』昭和40年度、87頁。

(単位：局)

年度	郵政互助会資金による特定局舎の改善							自己資金による特定局舎の改善			総計
	集配局			無集配局	竣工局			自費・ 第三者融資	簡保融資	合計	
	提 示	取り消し	決 定	決 定	集 配 局	無集配局	合 計				
1960	70	4	66	17	57	15	72	300	—	300	455
1961	77	(1)	76	23	50	20	70	217	—	217	386
1962	78	(2)	76	32	83	19	102	226	—	226	436
1963	80	(10)	70	44	115	56	171	225	178	403	688
1964	92	(5)	87	43	112	41	153	250	326	576	859
計	397	(18) 22	375	159	417	151	568	1,218	504	1,722	2,824

(注) 集配局の取消欄の ( ) は未決定を示す。  
(出所) 郵政大学校 (1965) 『本科事業研究報告書 郵便』昭和40年度、88-89頁より作成。

表2 特定局舎改善の実施状況

買収の上、局舎を新築し、国が郵政互助会からその建物を局舎として借り上げるものである<sup>(31)</sup>。もっとも不動産投資とはいっても、実情は郵政省が年度に当たり、あらかじめ国費によって建設する局計画を決定し、その必要は認めるものの、実施が予算その他の事情で困難な局計画について、郵政互助会に提示し、地方郵政局の承認を受けたものについて互助会サイドで採算計算をおこない、建設の可否を決定するものである。郵政互助会に提示される案は、①要改善の緊急度が高いが私費による改善が困難、②普通局に改定される見込みのない小規模局、③郵政互助会の建設が可能なこと、④特定局長から郵政互助会による改善希望のあることなどによって選定されている<sup>(32)</sup>。このような郵政互助会による改善局数は年々増加傾向にあったが、高度成長の進行とともに、大都市およびその周辺地での敷地確保は困難になり、採算のあう建設は次第に難しくなっていったとされる。

自己資金等による局舎改善は、もともとは個人資金および第三者融資に依存したが、利用者の利便やサービス向上あるいは作業条件、職場環境の改善などについて、公益性の原則、事業運営上の見地から、不良局舎の一掃と業務改善を図る目的で、簡保積立金融資が実施された。

「簡保積立金による特定局舎整備資金遊資実施要領」が地方郵政局長宛てに通達され、自治省から各都道府県知事宛て、大蔵省からは地方財務省宛てに通達がだされ、局舎改善資金については地方公共団体を通じて局舎改善希望者に融資されるものとした<sup>(33)</sup>。1963年度を初年度に、5カ年計画で23億円が融資されることとなり、1963年度に3億円、1964年度には5億円が融資され、それぞれ178局、326局の改善がなされた。もっともこの施策は、特定局の国有化を阻止するものであるとして、全通労働組合の反対闘争を生み、1964年度限りで打ち切りとなった。

以上の施策により、特定局の対前年増加数は1965年度に、簡易局の同計数を超える当該期に最大のピークを迎えたのである。しかもこれは、新局開局、既存局の近代化共に寄与するものであった。普通局の復興・改善・近代化の過程で放置されていた特定郵便局長達にとって、この田中郵政による局舎政策の抜本的転回こそが、真の意味での「戦後の終わり」を意味したのである。

31 郵政省編 (1962) 『続通信事業史 第9巻 経理・資材・建築』前島会、378頁。なお、この場合の局舎は、国の指導により設計し、工事についても国の監督を受けて施工された。

32 郵政大学校 (1965) 『本科事業研究報告書 郵便』昭和40年度、88頁。

33 同上、89頁。自己資金等に含まれる第三者融資の中身と性格については、より詳細な検討が必要であり、この点は続稿にてその責を果たすこととする。

ところで、郵便局舎政策は、ユニバーサル・アクセスの原則にもとづく郵便ネットワークの展開の必要と不即不離の関係にある。郵便局設置は、郵便局間の距離、および郵便局窓口の利用予定の（享便人口）人数あるいは世帯数（享便戸数）を基礎とした設置基準が定められ、これに該当する地区が「要設置個所」とされていた<sup>(34)</sup>。1947年12月の新郵便法制定後、1948年3月に改正された無集配特定局の標準的な基準は、人口稠密な都市圏など「郵便区市内及びこれに準ずる地」では局間距離800m以上ないしは享便人口6,000人以上、「郵便区市外地」では局間距離2km以上ないしは享便戸数600戸以上とされた<sup>(35)</sup>。一方、簡易局の設置基準は、局間距離1.5km以上ないしは享便戸数200戸以上とされている<sup>(36)</sup>。特定局の市内および市外にまたがった基準が示されていることから、おそらく地方公共団体等への委託業務として特定局における市街地基準が、農協や漁協のような集落規模の委託業務においては享便戸数を当てはめていたのではないかと思われる。

さらにこの一般基準に加え、1956年8月より「優先標準」が設定された。これは、1948年に改正した設置基準に合致する地域が2,000ヶ所あったものの、定員・予算の事情から設置を期待できない状態への対応策で、優先基準に該当する地域から優先的に置局計画におりこんでいくという方針によるものである<sup>(37)</sup>。人口ないし世帯の過密な地域を優先し、無集配特定局の優先基準は、郵便区市内地で局間距離800m以上ないしは享便人口8,000人以上、郵便市外地で局間距離2km以上ないしは享便戸数800戸以上とされた。もともと、但し書きにより、享便人口が1,000人増すごとに局間距離100m逡減可能、また局間距離が100m増すごとに享便人口1,000人逡減可能とされた<sup>(38)</sup>。これは過疎な地域へ配慮したものと考えられる。また、簡易局についても但し書きによって優先標準が設定され、局間距離800m以上ないし享便戸数200戸以上から局間距離5.5km以上ないし享便戸数100戸以上までを6段階に分け、局間距離の増加にとまない享便戸数を減ずることが出来ることとしている<sup>(39)</sup>。

郵便局新設の必要については「要設置個所」が存在し、「開局許可申請」が提出され、衆議院の郵政（通信）委員会において審議の上、予算委員会で予算としてまとめられている。1960年2月12日の第34回国会衆議院決算委員会において、植村郵政大臣は下記のように答弁をおこなっている<sup>(40)</sup>。

「三十三年度（1958年度一筆者注）予算の編成当時は、緊急を要します無集配特定局が五百カ所あったのでありまして、これを三カ年に解消して要求に満たしていきたい、さように考えておりましたところが、予算の方は二百局の増置しか認められなかったのでありますが、その後、設置の要望が全国に広がりまして、七百カ所ばかり特定局を作ってくれという要望がございました。そこで三十四年度（1959年度一同上）、本年度におきましては、三百局増加の要求をしたのでございますが、また、三十四年度、本年度も二百局に決定されました。その予算の範囲内で新しい無集配特定局の設置を実施しております、本年度のは、大体局の配分が決定いたしました。以上のことをまとめて申し上げますと、三十年度（1955年度一同上）から三十四年の秋までに、配分の局数の五百五十の配分がきまったわけでございます。そのうち、

34 郵政大学校（1973）『本科事業研究報告書 為替貯金』昭和48年度、97頁。

35 郵政省編（1960）『統通信事業史 第3巻 郵便』前島会、34-35頁。

36 同上、69頁。

37 同上、36頁。

38 同上、36頁。

39 郵政大学校（1973）『本科事業研究報告書 為替貯金』昭和48年度、21頁。

40 以下、第34回国会衆議院決算委員会議録第4号、昭和35年2月12日（国会会議録検索システム（<http://kokkai.ndl.go.jp/>））。

三百二十五局はすでに完成いたしましたして、残りの二百二十五局につきましても、大体もうで上がる、あるいはすでに建築に着手したような次第でございます。そうしてこの建物につきましては、借り上げの場合もございますし、また、役所の方で建設費を出して建てる場合もございますして、その土地の状況、また置局を希望いたしますものの実情を勘案いたしまして、そういったようにあるいは個人で持っておりますものを借り上げて使っておる場合と、両方あるわけでございます。むろん、これは全部役所の方で持ちますのが建前上はけっこうなのでございますが、財政的になかなか全部は予算が獲得できないので、こういったような状態でございます。」

これによれば、一般基準に拠って必ず実施しなければならない「要設置個所」に加え、地域の開局要望により置局形態については柔軟に対応する方針が採られていたことがうかがわれる。この答弁の前後の質疑では、時間的優先順序をめぐり、「利用度」についても参考にするとの発言もみられ、「総合的」判断がされていたと考え、裁量余地のある基準であったといえよう。しかし、「要設置個所」という、ユニバーサル・サービスの原則にもとづく一応客観的な基準により、「不足局数」が数値化され、さらに高度成長による通信環境の激変、列島規模の社会的人口の大移動という当該期の状況を勘案すれば、このような裁量的余地を持たせることに一定の意義があったといえる。このような郵便局拡充計画に予算的あるいは自助に加えた助成的な手当ての制度を作り上げ、「不足」を現実には解消する手だてを開発したのが田中角栄郵政大臣であった。田中郵政によって、高度成長期の社会構造変化に柔軟に対応できる特定局の長期拡張計画の立案が可能になった。そこでは公益性の原則にもとづき、一応客観的とされた基準による政策目標値が与えられ、郵政互助会による経営合理性に立ったモニタリング・システムも組み込まれた。特定郵便局の拡充は地域住民の利便を向上させるものであることは明らかで、国費を直接充当する必要がないのであるから、これほど公益性と効率性がともに満足するシステムはないようにみえる。しかしそれはまた、国費の制約で上限が画されない自己増殖的な郵政メカニズムが生まれる可能性を意味する。このことは、郵便貯金において明らかになっていくことになる。

## 5 神奈川県下の郵便貯金と銀行預金

戦後の金融システムは、金利規制による債券流通市場の事実上の「封鎖」に加え戦後占領期の証券改革の挫折＝ドッジ不況下における株式暴落を契機として間接金融優位へと傾斜していった。1960年代前半、高度成長を通じた所得上昇により、株式流通市場が急速に拡大し、公社債投信のような新商品も開発され、直接金融移行の胎動がみられるようになったものの、1965年の証券危機によって間接金融優位への劇的逆転が生じ、その後のいわゆる「メインバンク制」に帰結していくというダイナミックな動きを内包していた。高度成長期は、輸出を起動点に「投資が投資を呼ぶ」設備投資主導型の前半の成長と、個人消費など「総需要」が一斉に拡大した後半の成長との間に転換点を介在させながら、間接金融優位の体制が本格的に確立した時期であったといえよう。高度成長期の金融構造の基本的性格についての当時における標準的理解は、①間接金融の優位、②オーバー・ボロイング、③オーバー・ローン、④資金偏在というものであった<sup>(41)</sup>。サウンド・バンキングというオーソドックスな考え方から、これらは「不正常」な事態と理解され、「金融の正常化」の必要性が論じられた。これに対し、池尾（2006）は、当時の金融制度の際立った特徴をルールや規制のあり方に見出し、①金融システムの安定

41 西村吉正（2011）『金融システム改革 50年の軌跡』金融財政事情研究会、26頁。

性を確保するという政策ターゲットから「護送船団方式」が、②経済発展を促進するために金融的貯蓄の動員を図るという政策ターゲットから「人為的低金利政策」が体系的に導入されたとし、時代的條件の下でその積極的意義を認めている<sup>(42)</sup>。重要産業への重点的な産業資金供給によって企業投資を誘発し、成長を促進するための「人為的低金利政策」下で、預貯金金利は臨時金利調整法によって規制され、ほぼ一律に固定されていた<sup>(43)</sup>。高度成長期において、預貯金金利の改定があったのは、1957年（引上げ）、1961年（引下げ）、1970年（引上げ）、1971年（新設）のわずか4回に過ぎず、預貯金金利は据え置かれ続けた。このことから、当該期における預金吸収力は主に店舗の数と立地条件によって規定されることになった<sup>(44)</sup>。

銀行店舗については、1949年9月の通牒「銀行店舗の整備について」において、「不自然尚且つ不合理な過剰店舗の統合整理」と合理化のための配置転換の促進を挙げ、例外を除き店舗新設を認めないことが基本方針とされ、店舗行政の基調となっていた<sup>(45)</sup>。さらに、戦時期から戦後初期に預金吸収のため乱設された簡易店舗の整理がほぼ完了したことを受け、1953年3月には「配置転換も概ね完了したものと認められるので、今後営業所の設置については、経済事情の変化に基く配置転換等、真に已むを得ない場合を除き、原則として認めないものとする」と店舗新設・配置転換等の原則全面停止を通告する通牒「銀行業務の合理化等について」が発せられた<sup>(46)</sup>。これにより、1953年12月以降、銀行の増店舗は原則不承認とされ、1958年まで厳しい店舗行政の下、銀行店舗数が大きく変化することはなかった<sup>(47)</sup>。

このような店舗規制が緩和方針に転換されたのは、1963年4月の店舗行政方針に関する通達改正、いわゆる「自由化通達」によってであった。この通達によって「貯蓄の増強、大衆へのサービスの向上に資するとともに、経営基盤の拡充強化その他銀行経営の改善合理化に役立つと認められるときに」営業所の増設が認められ、金融機関（特に普通銀行）の店舗数は拡充され、1963年から1965年度にかけて、新設による店舗純増がみられるようになった<sup>(48)</sup>。

しかしこの緩和方針は、1965年の証券危機と大型企業倒産の発生を契機に、1966年度より再び抑制に転換する。まず年度内認可店舗の内示をおこなわないという店舗行政の「休業」「凍結」の実施によって、1966年度の店舗認可は前年度内示店舗のずれ込み処理分のみとされ、新抑制方針は1968年度まで継続された<sup>(49)</sup>。1969年12月、「当面の金融機関の店舗行政について」と題する通達において、新設店舗抑制というこれまでの基本方針を踏まえながらも、配置転換を積極的に活用することにより、店舗運用の効率化を促進し、金融機関の自主的運営の範囲拡大が図られることになった<sup>(50)</sup>。これは資金不足経済の下で、サウンド・バンキングの原則に則りつつ、長期的な成長資金を生み出すことを目指した苦肉の策であったが、同時に高度成長にもなう都市化の進展や人口分布の激変という空間配置にも配慮し、柔軟で効率的な資金動員を目指すものであったといえよう。同通達は、店舗を三大都府県の各周辺地域に配置転換し、集

42 池尾和人（2006）『開発主義の暴走と保身』NTT出版、62頁。

43 香西泰（1989）「高度成長期の経済政策」、安場保吉・猪木武徳編『日本経済史8 高度成長』岩波書店、229頁。

44 寺西重郎（1982）『日本の経済発展と金融』岩波書店、500頁。

45 大蔵省財政史室編（1991）『昭和財政史 昭和27～48年度 第10巻 金融（2）』、東洋経済新報社、101頁。

46 同上、102頁。

47 同上、199頁。

48 金融財政事情研究所編（2000）『金融 世紀を超えて』金融財政事情研究所、126頁。

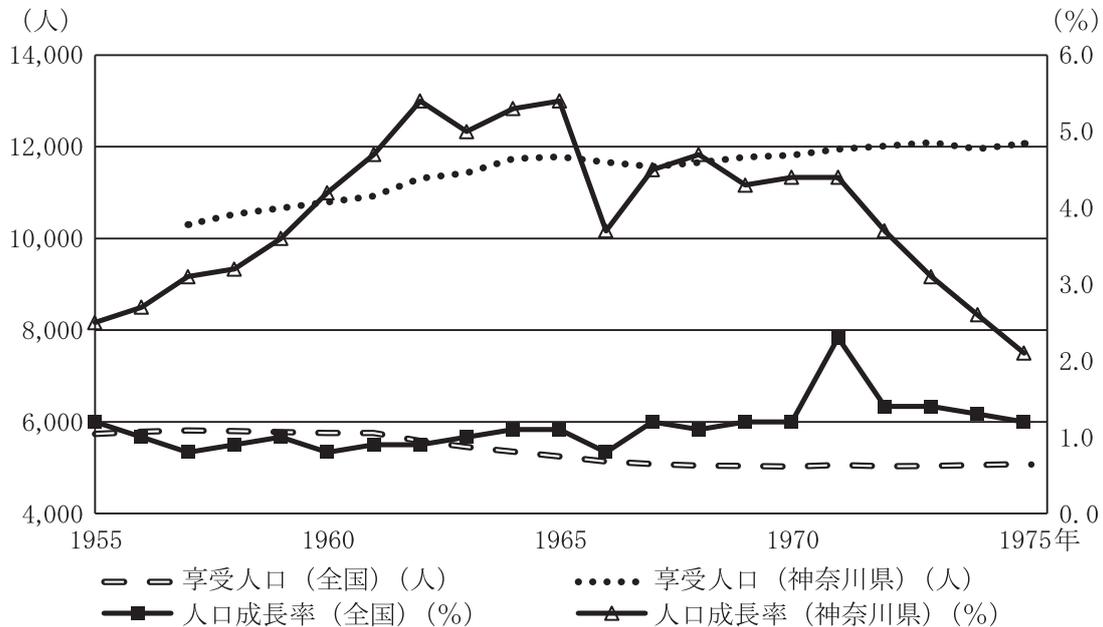
49 大蔵省財政史室編（1991）『昭和財政史 昭和27～48年度 第10巻 金融（2）』、東洋経済新報社、445頁。ただし、1行（金庫）2店舗以内の配置転換および人口急増地区（団地、新設駅周辺など）で適当と認められる場合については、1行（金庫）1店舗以内の新設を認め、若干の弾力化が導入された。また、1967年度以降は急速な地域経済の変動に即応するため純増新設を抑制しつつ配置転換を弾力的に活用する方針が採用されるようになった。

中させることによって営業基盤を深耕する戦略をとっていた銀行からすれば、大蔵省銀行局の店舗行政上の裏書きを得たものとなった。

以上のように、高度成長期には、競争制限政策（護送船団方式）によって、銀行他民間金融機関は、その末期を除き、店舗の拡張展開を厳しく規制されていた。これに対し、すでにみてきたように、郵便貯金については郵便為替貯金業務を付帯する郵便局の近代化と量的拡大が積極的に進められていた。厳しく規制されていた銀行に対し、この時期の郵便貯金は、資金吸収網において圧倒的な優位を確保しつつ、変化に柔軟に対応することが許されていたのである。図6は、全国および神奈川県の人人口成長率および享便人口の推移を示したものである。全国の享便人口は1950年代には5,700人台で推移していたが、1962年以降減少に転じ、1967年以降には5,000人台まで低下している。市内地、市街地区分の違いを排除できないが、前述の郵便局設置基準における一般標準を参考にすれば、かなりの環境改善がみられたといえそうである。これに対し、神奈川県はどうであろうか。表3にみられるように神奈川県の郵便局数は、1955年度の293局から65年度394局と101局の増加をみている。しかし神奈川県の享便人口は、1955年には9,964人であったものが、1965年になると11,784人まで増加の一途を辿り、むしろ状況が悪化していたことが判明する。神奈川県の人口増加率の著しい伸びをフォローすべく、急ピッチで郵便局が大増設されたものの、全国と比べて明らかなように、膨大な人口流入により、神奈川県の享便人口の改善は引き続きみられなかったのである。

県内配送業務が急増する中、享便人口が増え続けたのであるから、その帰結は労働強化である。この時期には郵政の労働問題が激発するようになっていた。しかしこれを郵便貯金の側からみるとがらりと風景が変わって見える。表3に神奈川県における金融機関店舗数および預貯

図6 神奈川県における享便人口の推移



(出所) 総務省統計局『国勢調査』および郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度版より作成。

50 同上、445頁。その主な内容は、①通達の多年変化（店舗設置認可について従来の単年度形式から多年度形式変更）、②配置転換の弾力化（従来の1行2店舗という数的制限を廃止し、廃止店舗があればそれに見合うだけの店舗設置を認める）、③新設店舗の抑制（新設適地がある場合、1行1店舗を限度に新設を認める。また同一地区に新設の希望が競合した場合には地元金融機関を優先する）などであった。

年度	銀行店舗		郵便局		銀行預金残高		郵便貯金残高	
	店舗数	増加数	局数	増加数	預金残高	5カ年増減比	貯金残高	5カ年増減比
	店	店	局	局	百万円	倍	百万円	倍
1955	150	0	293	6	102,512	3.2	22,307	3.5
1960	155	5	319	26	269,352	2.6	53,807	2.4
1965	207	52	394	75	670,289	2.5	139,628	2.6
1970	276	69	478	84	1,723,817	2.6	415,173	3.0
1975	333	57	546	68	4,131,128	2.4	1,318,702	3.2

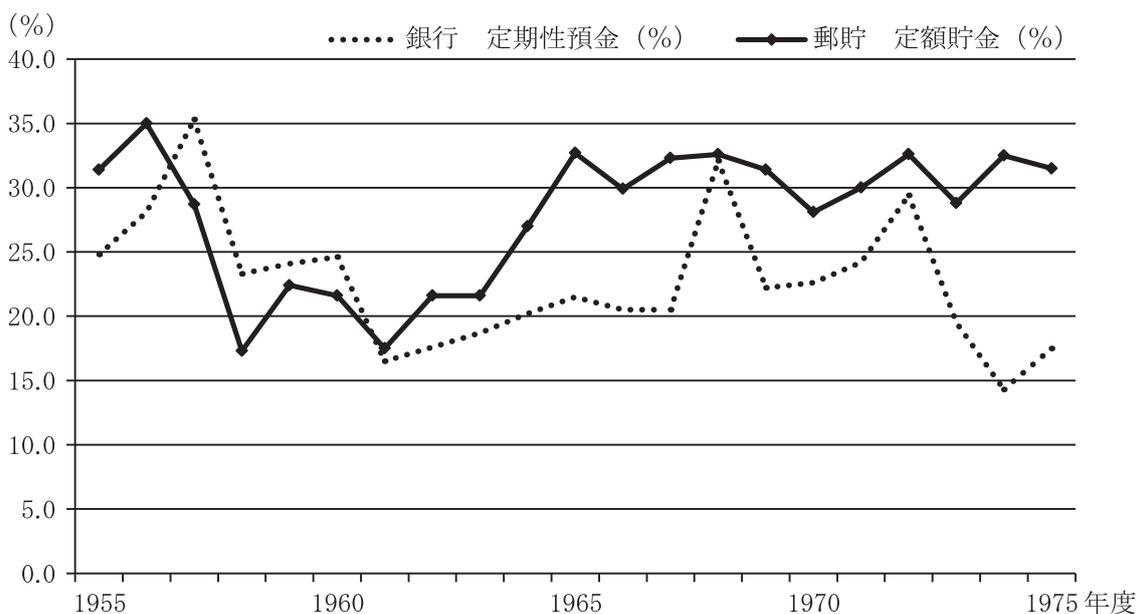
(注1) 店舗数には本支店(所)のほか出張所を含む。  
 (注2) 全国銀行は、都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行の合計である。  
 (注3) 銀行預金残高および郵便貯金残高は、各年末の数値である。  
 (出所) 図3に同じ。

表3 神奈川県における金融機関店舗数の推移

金残高と郵便貯金局数と郵便貯金残高を掲げた。1950年から1955年、1955年から1960年までの残高でみると、高度成長期に入って銀行預金残高の伸びが郵便貯金残高の伸びをいったん逆転している。ところが田中郵政大臣の特定局改革以降、1960年代前半における郵便局の増加は圧倒的であり、これにしたがって1970年以降郵便貯金残高の伸びが銀行預金残高の伸びを突き放していったことがわかる。もっとも銀行預金には企業預金に加わることから、個人性預貯金をより反映する銀行定期性預金と定額貯金の対前年増減率を図7によってみておこう。1955年を基準にみても、郵便貯金から1年のラグをもって銀行は1957年に預金を大きく増加させている。一般的な個人貯蓄の増加傾向を背景としつつも、この一年のラグは興味深い。この時期、都市銀行の店舗行政は依然として厳しく縛られている。

それでは地方銀行はどうであろうか。店舗行政の微妙なこの時期の地方銀行の動向につき、横浜銀行でその動きをみてみよう。『横浜銀行六十年史』によれば、「当時の「預金源」開発プロジェクトに乗って大きく動く土地代金・補償金、商店街集まる消費資金に加えて、所得水準が上昇しつつあった勤労者預金もその対象として意識するなど多様化していた。当行はこうした動向をとらえ、(昭和一筆者注)32年から継続式定期預金『ホーム定期』、(昭和一同上)33

図7 神奈川県における定期性預金対前年増減率の推移



(注) 郵便貯金定額貯金には、定期郵便貯金は含まれない。  
 (出所) 図3に同じ。

年からはクーポン式積立預金『浜銀のハッピープラン』と名付けた商品メニューを掲げて個人預金の吸収に努めた」と述べている<sup>(51)</sup>。オーバーローン是正が目指された都市銀行だけでなく、地方銀行においても、高度成長期の社会構造変化にキャッチアップしていくことが目指されたのである。

それでは横浜銀行の店舗政策はどうであったろうか。「神武景気のなかで設備投資が進み、都市銀行を中心にオーバー・ローンが激化したことから、預金増強によってその是正を図るため店舗行政の変化が生じ、(昭和一筆者注)33年5月の地方銀行店舗整備通牒によって預金吸収店舗の設置については弾力化の方向が示されるに至った。これに対応して当行は、その年の8月に相鉄・東横地区の2コースでバスによる移動出張所を開設した」<sup>(52)</sup>。翌1959年から、同行は支店の開設を再開している。さらに1961年に住宅団地などの新しい開発地域に、地方銀行の場合、100平方メートル以内、行員3名のミニ店舗を認めるという大蔵省の「小型支店構想」が打ち出され、1962年から小型店舗の開設に踏み切っている<sup>(53)</sup>。したがって1950年代後半の神奈川県における郵便貯金を超える銀行定期性預金の伸びは、このような地方銀行に対する店舗規制の弾力化によってもたらされたものであったと考えられる。

これに対し、景気変動を反映しつつも、定額貯金残高は、田中郵政による局舎行政の大転換を受けた1958年度以降、銀行定期性預金を超える伸びを取り戻し、1961年度を底に一貫した高い伸びを示し、銀行定期性預金を凌駕していくことになった。制度に支えられた預貯金吸収網の差が、この時期の預貯金市場における競争構造を決定的に規定していたことは、これをもって明らかであろう。これが、経済成長による業務の膨張、人口動態の激変と流動化に対応し、公益性の原則の下、政策的に郵便局を拡大しつづけていたことの預貯金市場からみえる風景だったのである。

この期の郵便局数の増加＝郵便貯金吸収網の拡張は、局舎のみに限定されるものではなかった。1928年2月の月掛貯金の創設とともに、郵便貯金における外務員制度が新設されて以来、郵便局窓口と外務員による募集の2本柱で貯蓄増強がなされていた。外務員には歩合制が採用され、同制度開始当初は月掛貯金の募集・維持の強化を責務としており、戦争激化によって逼迫する戦時財政資金の調達とインフレ急進を阻止するために貯蓄増強が強く叫ばれる中で、積極的な外務員の増員が図られた<sup>(54)</sup>。戦後になると、経済の安定・自立体制の確立のために長期資金が必要とされ、郵貯には財政投融资のための貯蓄という新しい役割が誕生した。外務員においては、積立貯金から定額貯金に主力が注がれるようになり、1968年度には積立貯金が募集目標から外され、制度が極めて複雑であるものの、運用次第で妙味が著しく異なってくる商品である定額貯金を勧誘することが奨励されたのである<sup>(55)</sup>。

1955年度から1965年度にかけて募集にあっていた外務員数は、普通局および特定局合わせて約9,000名前後で、普通局外務員における1人あたりの平均募集額は、積立貯金が約3倍、定額貯金に至っては約4倍に著増した<sup>(56)</sup>。これを神奈川県の場合として図8をみると、積立貯金残高伸び率がほぼ一貫しているのに対し、高度成長後半から定額貯金残高の伸び率が上昇、1960年を境に積立貯金の伸び率を越えつづけている。外務員の勧誘を通じて形成されていた積立貯金が一定額に達した時に定額貯金に切り替えられ、その後それが預け替えされ、郵便

51 横浜銀行企画部編(1980)『横浜銀行六十年史』横浜銀行、221頁。

52 同上、236頁。

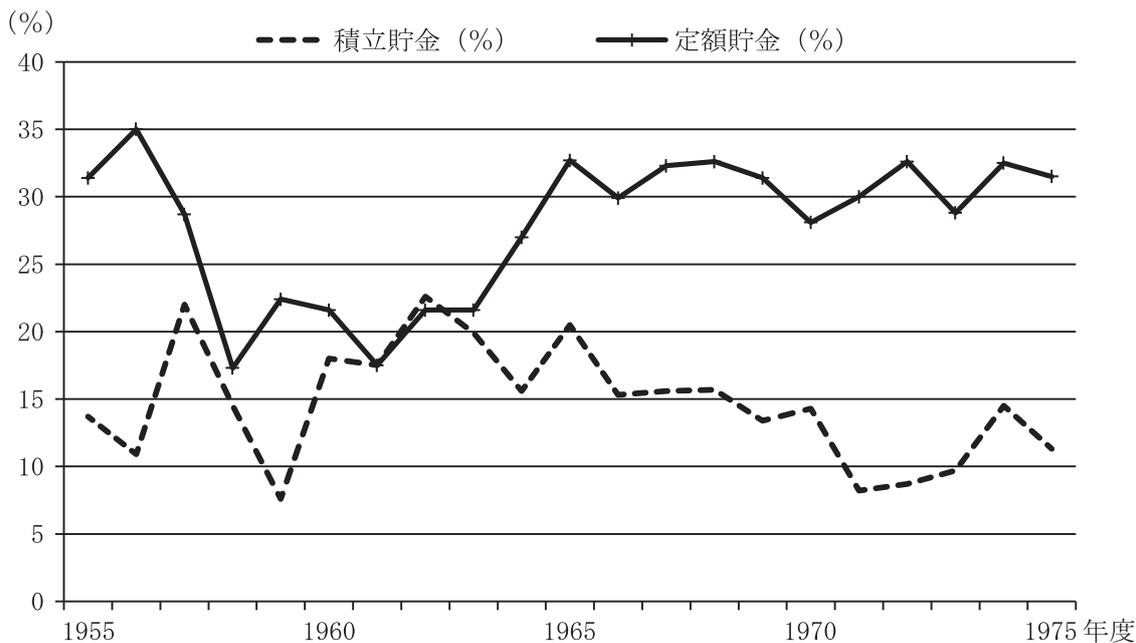
53 同上、236頁。

54 郵政大学校(1973)『本科事業研究報告書 為替貯金』昭和48年度、35頁。

55 同上、36頁。

56 郵政大学校(1974)『本科事業研究報告書 為替貯金』昭和49年度、125-126頁。

図8 神奈川県における定期性貯金対前年増減率の推移



(出所) 図5に同じ。

貯金の太宗となっていく姿がここに浮かび上がる。戦後の郵便貯金外務員制度自体については、積極的な外延的拡張を行なう努力がみえないと、省内ではその効率性や積極性について高い評価があったわけではない。しかしこのようにみていくとき、ボーナスなどの一時金のない農家や、自営業、市外地の家計の貯蓄形成に郵便貯金外務員制度が持った意義はかなり大きかったと考えられる。

こうして郵便局舎の増設とともに、インセンティブ＝募集手当を与えられ、専門知識を有した外務員による募集・集金組織が、郵便局の外延に幅広く展開されることにより、1960年代の郵便貯金は、銀行の追随できない、広汎かつ稠密な貯金吸収網を展開していくことになり、そこに堆積したとりわけ定額貯金のボリュームこそが、金融自由化以降の郵便貯金の発展を決定づけていくことになったのである。

## 6 おわりに

高度成長期には、大都市への産業集中、都市間工業地帯の形成などを通じ、巨大な人口の移動と集中が生じ、社会的インフラ整備、通信網の再編成、特に郵便局政策の展開が差し迫って求められた。このことは、銀行行政における戦後の規制体系とも相俟って、政策的意図を超え戦後の預貯金市場における定額貯金優位の郵便貯金の競争条件を制度的に規定することになった。戦前の店舗規制を戦後に引き継いだ銀行に対し、郵便貯金の場合、公益性の観点から郵便局が地域の経済社会変化に対応することが求められ、それに応えていくことが同時に郵便貯金を「自動的」に増加するメカニズムを創りだした。高度成長期以降定額貯金は、このような公益にもとづき人口社会変動に対応する郵便局政策の展開に下支えされることによって、「郵貯増強メカニズム」として成立したのである。毎年増加し続ける郵便貯金が長期安定的に保有され、郵便貯金特別会計を通じ、資金運用部資金の原資となることにより、財政投融资制度は長期資金を計画的に社会に再配分する機能を維持することが出来るようになった。すなわち財政投融资制度は、成長に合わせて郵便貯金の自然増を見込み、先取りするかたちで企業等への政

策金融、社会資本投資を計画し、急速な社会変化に対応する様々な政策課題に依っていくことを可能にしたのである。戦後財政投融资が「第二の予算」と呼ばれるようになった所以である。その用途について多少の重点移動はあったものの、産業への長期資金供給と国民の生活基盤整備のどちらにおいても、財政投融资に占める郵貯資金の役割は重要であった。特に、高度成長の末期には、見返り資金等戦後処理によって生まれた各種原資の重要度が低まり、新たに期待されていた超長期的な年金保険資金の伸びが当初期待されたほどでなかったことも手伝って、長期安定的な定額貯金を中心とする郵貯資金の役割は決定的となっていた。

このような財政投融资制度の展開にあっては、田中角栄という特異な政治家が大きく関与していた。この点を住宅政策と絡めて最後に触れておこう。戦後政策体系の再構築の過程において大きな課題となったのが、国土政策の位置づけであった。この点につき、戦後国土開発政策に一貫して従事してきた下河辺淳は、ヒアリングにおいて戦前の国土政策が内務省の権威主義的施策であったのに対し、戦後の公共事業は「社会資本」と位置づけられることによって費用—便益を考えるものによって変わっていったということを述べている<sup>(57)</sup>。日本の住宅政策は、戦前の内務省の社会政策から準戦時期の厚生省の生産力拡充政策、そして戦後の広義の福祉＝公共政策へと移行したものと考えられるが、国土政策の展開との一体化が進んだのが高度成長期であったと考えられる。敗戦直後は応急の住宅対策がおこなわれたものの、体系的な政策はみられなかった。当初政府は、戦前型の大蔵省預金部、復興金融金庫を通じた住宅金融を考えていたものの成案に至らず、GHQの示唆を受け、吉田茂自由党内閣の下、1950年住宅金融公庫の設立によって戦後の住宅政策が始まった<sup>(58)</sup>。同年、「国土総合開発法」も制定され、一応国土政策に「開発計画」が冠されることになる。しかし下河辺淳によれば、「計画」嫌いであった吉田茂の下でその実効性は見いだされなかった。

その後住宅政策については、住宅金融公庫の対象が比較的高所得の世帯向け融資であったことから、鳩山一郎民主党内閣では1951年の「公営住宅法」により、低所得世帯向けの賃貸住宅の供給が進められ、さらに1955年には鳩山自由民主党政権で中所得向け賃貸住宅を供給する「日本住宅公団法」が成立した。これにより、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する体系的住宅政策が重層的に成立することになった。一方、国土開発については、鳩山内閣から岸内閣の時代について、御厨貴は「東海道新幹線、名神・東名高速道路、首都圏高速道路、各都市の公団住宅といった公団公庫を活用するかたちでの特定プロジェクトを推進」した時代とし、「計画」とは何か求められ続けた時代であると指摘、その行き着いた結論こそ、池田隼人内閣における「所得倍増計画」という「経済計画」への「国土開発計画」の合流であったとする<sup>(59)</sup>。これが「所得倍増計画」による太平洋ベルト地帯構想と表裏一体をなした「全国総合開発計画」および「新産業都市構想」となって結実する。

ここでもう一度田中角栄という政治家の足跡を考えてみよう。田中は1947年の総選挙に民主党公認で出馬当選を果たしている。国土計画委員会に所属し、戦後内務省解体で設置された建設院を建設省に昇格することを訴える。「田中は戦後復興を衣食住の生活レベルで捉え、とり

57 下河辺淳 (2016)『戦後国土計画』日本経済評論社、31頁。

58 住宅金融公庫総務部編 (1960)『住宅金融公庫十年史』住宅金融公庫、28頁。なお、預金部資金の住宅建設充当案はこの限りで戦前の地方還元資金に近いものであるが、GHQはその主体である内務省の解体・預金部廃止方針であり、復興金融金庫についてもその存在自体について否定的であった。したがって、均衡財政主義の下、占領政策の延長上に可能であったのは、公団・公庫方式による財政投融资方式だけであったといえる。

59 御厨貴 (2016)『戦後をつくる』吉田書店、86頁。

わけ住宅問題の解決こそが喫緊の課題と考えており、そのためには母体となる建設省が是非とも必要」と考えていたとされる<sup>(60)</sup>。先に述べた「国土総合開発法」、「公営住宅法」の立法活動に邁進し、さらに「日本住宅公団」の設立にも大きく貢献している。その田中が初めて大臣として内閣に入ったのが岸内閣の郵政大臣であった。生活基盤から政治全体を考える田中の一貫した政治スタンスからして、特定郵便局問題の抜本的改善は当然のことであったはずである。それと同時に、この特定局問題の解決が、その結果として、公庫を通じて公団・公社型プロジェクトに郵便貯金を原資とするファイナンスをおこなう戦後財政投融资の「長期計画」の可能性を原資面から与えることになった。

1960年代半ば、都市部、特に首都圏への経済資源と人口集中が進み、生活様式の近代化・現代化と産業の工業化・重化学工業化が相乗し、公害などの都市問題が激発、都市中間層を中心に成長に対する懐疑が生まれ、革新自治体首長が次々に生まれた。「経済計画」から「社会計画」への政策重点の移動こそが、高度成長期後半、佐藤栄作内閣における課題として現われる。露呈した都市問題に対しては、1968年5月、皮肉にも田中角栄自民党都市政策調査会長によって「都市政策大綱」が発表され、その改善が図られた。田中の本意とは若干異なるとされたこの「都市政策大綱」こそが、田中角栄の声望を一般に広めることになった。田中は本来の自己のポリシーである地域間格差是正に焦点を当てた『日本列島改造論』を発表し、国民の圧倒的支持を得て内閣首班への道をかけ上っていくことになった。田中角栄という政治家を通じて、「衣食住」という地べたから始まる生活基盤整備が、初めて国家政策の前面に登場したのである。そしてその過程が、長期安定的な資金を生み出す特定郵便局体制を通じた定額貯金中心の「郵貯増強メカニズム」の構築と相互規定的であったというところに、他の政策家とは異なる田中角栄の特異な存在価値があったのだと総括できよう。

社会インフラ整備は、成長の条件であるとともに、成長の成果を再分配する機能を持っていた。本稿では神奈川県事例として叙述するにとどめたところであるが、戦後財政投融资の柱の一つである、公営—公団—公庫を通じた所得に合わせた重層的住宅政策の展開と借家から持家主義への政策の高度化は、新憲法に規定された「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、それらの最先端地帯であった神奈川県に、住宅取得・教育などの貯蓄動機を持つ都市中間層を形成することによって、さらに郵便貯金の発展がもたらされたことに示されている。田中の目指したものは、財政投融资による地域間再配分を通じた、その全国への拡大であった。

このような田中郵政によって構築されたといってよい、極めて精巧な特定局舎体制、定額貯金中心の「郵貯増強メカニズム」に支えられた財投システムは、高度経済成長という大きな環境条件の中で生み出された、かなりオートマチックな装置であった。日本経済の自由化、国際化といったマクロ経済環境が変化した時、それがどのように機能し、どのように修正されるべきかの判断については、田中角栄の後継者たちに委ねられていたということを末尾に明記しておきたい。

(いとう まりこ 静岡英和学院大学 人間社会学部 専任講師)

60 同上、135頁。

研究ノート

# 近世の定宿講と旅行者

## —浪花講の事例から—

高橋 陽一

### はじめに

日本の近世社会において、人々が旅をする上で最も重要な施設は宿駅であり、その中の宿屋であろう。陸上交通体系の柱である宿駅伝馬制は、幕藩領主の交通を直接担う組織として作り上げられたが、幕府や藩は宿屋の設置そのものには関与しなかった<sup>(1)</sup>。ただ、当時の旅の隆盛ぶりからすると、実際に宿駅存続のカギを握っていたのは、幕藩領主関係の御用交通ではなく、商用・私用による一般旅行者の宿屋利用の盛衰であろう。

旅行者が利用できる宿屋に本陣・脇本陣・平旅籠・飯盛旅籠・木賃といった呼称があったことはよく知られている。宿駅において、こうした宿屋が仲間組織を結成していたことも明らかにされており<sup>(2)</sup>、江戸・京都といった都市部における宿屋の存在形態については詳細な研究がある<sup>(3)</sup>。

ただし、宿屋の社会結合は宿駅や都市内で完結したのではない。近世後期には全国各地の宿屋が一堂に加盟する協定組合（講）も誕生した。その嚆矢であり代表が浪花講である。浪花講は旅行者が安心・安全に宿泊できる宿を定宿に指定した講であり、飯盛旅籠の増加を背景に結成されたとされる<sup>(4)</sup>。こうした定宿講の誕生は、旅を広く大衆化させた要因の一つであり<sup>(5)</sup>、講の発展により庶民の旅の施設が充実し、旅行者の便宜は格段に向上したと高く評価されている<sup>(6)</sup>。定宿講の歴史は旅行史上の画期的動向として見逃すことはできず<sup>(7)</sup>、宿駅全体の存立を考える上で重要なテーマであるといえよう。しかし、浪花講をはじめとする近世の定宿講に関しては、概説的にしか語られることはなく、その運営や利用の実態が研究として深められてはいないように思われる。旅行者が実際にどの程度の頻度で定宿講を利用していたのか、といっ

- 1 深井甚三「水運と陸運」（大津透ほか編『岩波講座日本歴史12 近世3』岩波書店、2014年）。
- 2 深井甚三「宿と町」（『幕藩制下陸上交通の研究』吉川弘文館、1994年）。
- 3 保谷七緒美「江戸の宿仲間の基礎的研究—旅人の止宿をめぐる諸問題の分析から—」（『論集きんせい』13、1991年）、佐々木夏妃「近世京都の宿屋と都市空間—三条大橋西詰・中島町を中心に—」（『史林』97-6、2014年）。
- 4 浪花講の概要に関しては、大島延次郎『日本交通史』（四海書房、1942年）384頁、今井金吾「江戸の旅」（『江戸の旅風俗—道中記を中心に』大空社、1997年）、同「解題」（『道中記集成39』大空社、1997年）、深井甚三『江戸の宿—三都・街道宿泊事情』（平凡社、2000年）95-97頁、池上真由美『江戸庶民の信仰と行楽』（同成社、2002年）18-22頁、山本光正「旅行案内書の成立と展開」（『国立歴史民俗博物館研究報告』155、2010年）、森悟朗「神風講社と浪花講・三都講・一新講社」（長谷部八朗編著『「講」研究の可能性』慶友社、2013年）などを参照。
- 5 原淳一郎「近世寺社参詣史の現状と展望」（原淳一郎・中山和久・筒井裕・西海賢二『寺社参詣と庶民文化—歴史・民俗・地理学の視点から—』岩田書院、2009年）。
- 6 註4 今井「江戸の旅」。
- 7 山本光正氏によると、講の成立に伴う定宿帳等の道中記（旅行案内書）の出版が、19世紀の道中記全体の出版増加に寄与しているという（註4 前掲論文）。旅と出版物との関係を考える上でも、定宿講は重要な素材であるといえよう。

た基本的な点すら具体的に明らかにされていないのである<sup>(8)</sup>。

本稿もまた、研究といえるほど深い議論を展開する用意があるわけではないが、こうした現状を打開する一つのきっかけとして、浪花講発展の足跡をたどりつつ、旅行者の道中日記をもとに、浪花講定宿の利用実態とその特徴の一端を明らかにしてみたい。

## 1 浪花講の成立と展開

### 1 浪花講の成立

浪花講は、綿打器械の唐弓弦を商う大坂玉造上清水町の松屋甚四郎を講元とし、松屋の手代源助を発起人として結成された。成立年は文化元年（1804）説と文化13年説があるが、先学では後者が有力視されており、その根拠になっているとみられるのが「浪花講創立手続書」である。「浪花講創立手続書」は郵政博物館収蔵「駅通志料」の『宿屋規則集』<sup>(9)</sup>の中に収められている。明治13年（1880）4月の改正浪花講成立に際し、近世に三都講を組織するなどしていた荊豆屋茂左衛門によってまとめられた浪花講の沿革である。これによると、甚四郎らは商用で全国をめぐる中で、一人者が宿泊できず、また売女等を抱える宿屋が多く、行商の者が困惑する姿を目の当たりにしたことから、文化13年（1816）に「誠実ノ旅店」を選んで「浪花組」を結成した<sup>(10)</sup>。同じく郵政博物館収蔵で、講加盟の宿を紹介した定宿帳『諸国定宿帳浪花講』<sup>(11)</sup>（文久3年〈1863〉）の「口述」は、講の趣旨を次のように記す。

諸国道中筋定宿并定休所ニ此通り木の看板かけ置申候、是を目当ニ御泊可被成、尤諸事実意御世話申売女飯盛など決てすゝめ不申候、是当講の矩定也、御安心ニて御泊可被成候、万一右看板有之方ニて龜末之儀在之候ハ、其宿名前御記し被下書面を以大坂松や源介方迄御しらせ被下、早速定宿替可申候、以上

講の看板を掲げた宿屋に宿泊すれば売女飯盛等を勧められる憂いはなく、もし粗末な扱いがあれば、申し出によって定宿を代えるとしている。旅行者に安心して宿泊できる健全な宿を提供するというのが、浪花講の講是であった。天保10年（1839）の『浪華組道中記』<sup>(12)</sup>によると、講加盟の宿屋に宿泊するには鑑札が必要であり、仲間に加した旅行者は鑑札を宿屋に預けて宿泊した。



写真1 「浪花講創立手続書」

8 筆者は『近世旅行史の研究—信仰・観光の旅と旅先地域・温泉—』（清文堂出版、2016年）、および『旅と交流にみる近世社会』（清文堂出版、2017年）において、近世旅行史研究の深化を試みたが、定宿講については研究対象にできなかった。

9 資料番号SBA-53。

10 ただし、今井金吾氏によると、宿屋の選定は相当以前より始められていたという。寛政年間の発行とみられる『定宿附道中記』には、大坂の「まつや源介」ほか、後の浪花講定宿帳に登場する宿屋が数多く確認できる（註4『道中記集成39』）。

11 資料番号SJJ-11。

12 註4『道中記集成39』。



写真2 『諸国定宿帳浪花講』表紙



写真3 『諸国定宿帳浪花講』「口述」

## 2 浪花講の展開

「浪花講創立手続書」によると、文政5年（1822）、講設立の功績が認められた発起人の松屋源助は、独立して宿屋営業を始めた<sup>(13)</sup>。講の名称は当初「浪花組」であったが、天保12年（1841）に「浪花講」に改められた。弘化3年（1846）には、鑑札が贋造されるようになったことを受け、木札から織物製の鑑札を代えている<sup>(14)</sup>。また、嘉永5年（1852）の『浪花講定宿帳』<sup>(15)</sup>巻末には、「浪花議定書」として、講世話方などと称して定宿帳への加盟料や看板料を申し立てる者は全て偽りであるなどと明記されている。講を語った詐欺まがいの事件が横行しているのは、それだけ講が繁栄していた証しとも受け取れる。「浪花講創立手続書」によれば、発起人源助の宿屋も繁盛していたようである。

講加盟の宿屋を列挙した帳面が定宿帳である。設立当初の文化年間の定宿帳はみつかっておらず、発足当初の加盟宿屋数は判然としないが、文久3年（1863）の『諸国定宿帳浪花講』には全国1808軒<sup>(16)</sup>の宿屋が紹介されている。表1は『諸国定宿帳浪花講』で紹介された東海道の宿屋180軒の一覧であり、講に選定された宿屋は各宿駅1、2軒ほどであったことがわかる<sup>(17)</sup>。これだけの宿屋数は講の設立当初から不変だったわけではない。天保10年（1839）の『浪華組

- 13 天保10年（1839）の『浪華組道中記』（註4『道中記集成39』）によると、その場所は日本橋北三丁目堺筋周防町であった。
- 14 この点、山本光正氏より、実際の鑑札は木札に布製の袋をかぶせたものであるとのご教示をうけた。郵政博物館に調べていただいたところ、ご教示の通り、布製の袋が確認できた（資料番号1564-38）。袋には「此鑑札袋持参無旅人は当講内之人ニは無之候」、木札には「織物袋無この木札不用」とあり、袋と木札をセットで所持することを講加盟の証しとする方針であったことがわかる。



写真4 浪花講鑑札(袋(右)と木札)

- 15 『道中記集成41』（大空社、1997年）。
- 16 宿所・休所・宿坊を含め、船問屋等を除いて計算している。
- 17 畿内の浪花講定宿は、鎌田道隆・安田真紀子「道中記・定宿帳にみる近世大和の宿場と宿屋」（『奈良大学総合研究所所報』8、2000年）でも紹介されている。



写真5 『諸国定宿帳浪花講』「京々伊勢参宮大和めぐり大坂道」

道中記』の宿屋は968軒であり、その後もしだいに追加されて1808軒にまで増加したのである。表2は、各年代の浪花講定宿帳の中で宿屋が紹介される街道名を列挙したものである。五街道のほか、白河以北のいわゆる奥州街道、北国街道・伊勢参宮道・金毘羅参詣道といった通行量の多い主要街道・参詣道は天保10年時点ですでに宿屋が紹介されており、嘉永5年(1852)にはいわゆる江戸浜街道(江戸-水戸-岩沼)、羽州街道(桑折-久保田)、盛岡・青森道、広島・長崎道といった街道のほか、秋葉鳳来寺道・三峰山道・熊野道・草津温泉道といった参詣道・温泉道が追加され、上方・伊勢間の参詣道も加増されていることがわかる。さらに、文久3年(1863)には、成田・相模大山・出雲大社・大宰府・有馬などへの参詣道・温泉道が加えられると共に、「京々伊勢参宮大和めぐり大坂道」などの「めぐり」と表記される周回コースが紹介されるようになっていく。こうした参詣道・温泉道・周回コースは商用ではなく、一般の旅行者を想定して盛り込まれたことが明らかであろう。文久3年『諸国定宿帳浪花講』の巻末には主要都市の書肆が列挙されており、大衆向けに広く頒布されていたと考えられる。

以上のように、浪花講は結成後順調に加盟宿屋を増やし、路線を全国に拡大した。商用利用者の不便解消が当初の結成目的であったが、時代が下るにつれ、それ以外の一般の旅行者を積極的に取り込もうとする講元側の姿勢をみてとることができよう。

## 2 旅行者の浪花講利用

### 1 道中日記からみえる浪花講利用状況

浪花講の展開を述べてきたが、果たして旅行者は実際にどの程度の割合で浪花講の定宿を利用していたのだろうか。旅行者の書き残した旅日記(道中日記)から、この点に迫ってみたい。

表3～表7は、東北地方を出発し上方・伊勢神宮方面を巡った旅行者の道中日記の記述から、宿泊地・宿屋名を列挙したものである。このうち、浪花講の定宿を利用している場合は太字で示した。定宿の典拠としたのは旅行年の前後で年代的に最も近い浪花講定宿帳であり、表3『西国道中記』(天保12年<1841>)・表4『伊勢参宮道中記』(嘉永2年<1849>)・表5『伊勢参宮道中記』(嘉永3年<1850>)は天保10年(1839)<sup>18)</sup>と嘉永5年(1852)<sup>19)</sup>の定宿帳を、表6『伊勢参宮道中記并宿附帳』(安政3年<1856>)・表7『参宮道中諸用記』(文久2年<1862>)は嘉永5年(1852)と文久3年(1863)<sup>20)</sup>の定宿帳を参照した。両者のいずれかに登場する宿屋を利用してれば、あるいは登場していなくても道中日記中の宿屋名の脇に「浪花講」などと注記されていれば講を利用したとみなしている。

18 註13『浪華組道中記』。

19 『浪花講定宿帳』(註15『道中記集成41』)。

20 『諸国定宿帳浪花講』(註11)。

表3『西国道中記』は、伊勢参宮、西国三十三ヶ所礼所巡礼（西国巡礼）、大坂・奈良・京都巡りに金毘羅参詣を加えた旅であり、往路東海道・復路中山道のルートも含め、近世後期の東北から上方への旅の一つの典型である。合計86泊のうち浪花講定宿の利用は芦野・幸手・大坂・下村の4泊であり、利用率は約5パーセントである。

表4『伊勢参宮道中記』は、伊勢参宮後西国巡礼を行わずに奈良へ向かい、堺近郊の福町で記述が終わっている記録であり、松坂をはじめ各地で酒色に耽る様子が記録されているのが特徴である。合計55泊のうち浪花講利用は13泊で、利用率は約24パーセントである。

表5『伊勢参宮道中記』は、伊勢参宮後西国巡礼を部分的に行い、奈良・大坂・京都を巡り帰郷している。合計65泊のうち浪花講利用は13泊で、利用率は20パーセントである。

表6『伊勢参宮道中記并宿附帳』は、伊勢参宮後西国巡礼を行わず奈良・大坂・京都を巡り、金毘羅宮まで足を延ばした後に帰郷している（記録は日光今市で終わっている）。合計75泊のうち浪花講利用は12泊で、利用率は16パーセントである。

表7『参宮道中諸用記』は、幕末の女性の旅行記録として著名である。日本海側を通過して上方へ入り、金毘羅参詣、京都・大坂・奈良巡り、伊勢参宮の後、東海道・奥州道中等を通過して帰郷している。合計151泊のうち浪花講利用は61泊で、利用率は約40パーセントである。

以上、現時点では僅か5点の事例しか示せないが、これらから一般旅行者の浪花講利用について、いくつか特徴を指摘しておきたい。

まず、全体的な傾向としていえるのは、浪花講定宿の利用率はそれほど高くはないということである。表3『西国道中記』の利用率は約5パーセントに過ぎず、最も利用率の高い表7『参宮道中諸用記』でも約40パーセントであった。旅行中のほとんどの宿屋が浪花講というケースはおろか、半数が浪花講定宿というケースすら確認できない。次に、時代が下るにつれ浪花講利用率が上昇している傾向をみてとることができる。これはあくまで少ないサンプルからつかめる大まかな傾向であるが、天保年間の約5パーセントから、嘉永・安政年間の10～20パーセント台、文久年間の約40パーセントへと上昇していることがわかる。また、東海道・中山道といった主要街道や江戸・京都といった都市部での利用率が低いことも特徴として指摘できるだろう。東海道でよく利用される浪花講定宿は池鯉鮒の「山吹屋新右衛門」くらいであり、江戸で浪花講定宿を利用しているのは表5『伊勢参宮道中記』のみ、京都ではいずれも浪花講定宿を利用していないのである。

## 2 旅行者の宿屋選定事情

先述の如く、浪花講は設立以来順調に加盟宿屋を増やし路線を拡大してきた。しかし、本稿の事例からは、実際の旅行者はそれほど浪花講定宿を利用していないように見える。時代が下るにつれ利用率が高まる傾向は見出せるが、それでも取り立てて高い利用率であるとはいえない。このままでは、講の発展により庶民の旅の便宜が格段に向上したという見解には疑問を抱かざるを得ないのである。浪花講の機能を明確にするため、先学の指摘も念頭に、ここで旅行者の宿屋選定に関する情報整理をもう少し進めてみたい。

浪花講定宿には各宿駅で上等な宿屋が選定されたといわれている<sup>(21)</sup>。道中日記を書き、後年に残すことができたのは村役人をつとめたり、経済的に一程度の余裕を持っていた地域の有力者だが、浪花講の利用率が低調なのはそうした階層でも手が届かないほど講定宿の宿泊料が高額であったからとも考えられる。この点に関し、比較的全国の講定宿を満遍なく利用してい

21 註4 深井前掲書96-97頁。

る表6『伊勢参宮道中記并宿附帳』と表7『参宮道中諸用記』を例に、講定宿とそれ以外の宿屋の宿泊費の平均値を算出した。表6では講定宿13泊の1泊あたり宿泊費は平均約170文、それ以外の(伊勢御師宅と船中宿泊を除く)宿屋56泊は1泊平均約198文、表7では講定宿61泊の1泊あたり宿泊費は平均約571文、それ以外の(伊勢御師宅と船中宿泊を除く)宿屋83泊は1泊平均約649文であった。もっとも、表7は幕末の物価高騰を考慮してもあまりに高額であり、恐らく道中日記に記されたのが同行者を含めた2名分の費用であったとみられ、1名分に換算すれば講定宿は約286文、それ以外は約325文となる。以上から明らかな通り、実際には講定宿の宿泊料金は他の宿屋より総じて低額であり、むしろリーズナブルな価格設定になっていたといえよう。浪花講定宿は、宿泊料が高額であったため利用率が低かったわけではないのである。

また、都市部での宿屋選定に関しては、「近世末には広範囲に、熾烈な旅客の獲得合戦が行われていた。そのため、大多数が大坂・京都を訪れるであろう東国からの参宮者・巡礼者は固く拒否しない限り、伊勢参宮以前に宿の予約をさせられ、必然的にその宿に宿泊することになったはずである」<sup>(22)</sup>という指摘がある。都市部では宿屋による集客合戦が熾烈を極めており、旅行者は旅の途上に勧誘された宿屋に宿泊していたという見解である。この点に関して、表3『西国道中記』の旅行者角田藤左衛門らは、途中の桑名で「京都宿引」にあい、「鐙屋多右衛門手代より樽貫」、伊勢山田でも同じ手代から酒をもらうサービスを受け、結局京都で鐙屋(「あふみや」)に宿泊している。さらに、表5『伊勢参宮道中記』の旅行者大和屋らは、佐屋で京都の「ちくぜんや」から宿引きを受け、京都で「ちくぜんや治郎右衛門」に宿泊し、月本では大坂の「川ちや」から宿引きを受け、大坂で「かわちや又六」方に宿泊している。大坂の浪花講発起人松屋源助の宿屋には宿泊していないのである。都市部の宿屋は主要な街道や参詣路に出店を構えるなどして活発に客引きを行っており<sup>(23)</sup>、旅行者の宿屋選定に一定の影響力を及ぼしたとみるべきだろう。

一方、嘉永4年(1851)に浪花講ほか計4つの講が合同で出版した『大日本細見道中記』<sup>(24)</sup>の「附記」には、宿引きにあった際、鑑札を所持していないのに浪花講その他の講の名前を出して定宿があると主張すれば却って面倒であり、定宿があるとだけ答えればよいなどと記されている。講定宿を利用する際には鑑札を提示するのがルールであるが、恐らくこの頃には鑑札を所持していなくても講定宿に宿泊することができたのだろう。

最後に付け加えておきたいのは、浪花講定宿が当初の結成目的に反し、実態として健全な宿屋ではなかった可能性があることである。表4『伊勢参宮道中記』では、陸奥国郡山宿の講定宿海老屋次右衛門方に宿泊しているが、その際「妓八人有」と記している。この記録の旅行者小野寺龍太郎の同行人が「宿妓戯此夜沐」したとあることから、「妓」は売女であった可能性が高い。小野寺一行は道中の宿屋で芸妓らを招いて頻繁に酒宴を催しているが、一方で浪花講利用率も20パーセントを超えている。売女がいることを織り込み済みで講定宿に宿泊していた可能性もあるだろう。また、本稿では具体的に紹介していないが、陸奥国黒沢尻から伊勢参宮・上方巡りを行った『伊勢参詣道中記』<sup>(25)</sup>には、同国本宮宿に滞在の際、「渡辺屋式百式十文宿り、

22 田中智彦「道中日記にみる金毘羅参詣経路—東北・関東地方の事例—」(『聖地を巡る人と道』岩田書院、2004年)。また、塚本明氏も「道中記研究の可能性」(『三重大史学』8、2008年)の中で、「道中日記を著す旅人の宿泊は、定宿帳で勤める旅籠屋ではなく、参宮街道等で盛んに宿引きをする旅籠屋をこそ、利用していたようなのである」と述べている。

23 桜井邦夫「近世の道中日記にみる手荷物の一時預けと運搬」(『大田区立郷土博物館紀要』9、1999年)によると、こうした出店は旅行者の荷物を先に宿屋へ運ぶサービスも行っていた。

24 『道中記集成40』(大空社、1997年)。

25 『北上市史12 近世10』(北上市史刊行会、1986年)。

浪わ組なれ共女共有」と記されている。具体的にどのような「女」であったかは不明だが、「浪わ組なれ共」という文脈から、講の方針にそぐわない売女等であったと判断するのが妥当であろう。全国的な状況は不明だが、「売女飯盛なと決てすゝめ不申」という講の根幹的な方針を守らない加盟宿屋が存在したのである。

## おわりに

分析対象とした道中日記の数が少なく、さらなるサンプルの分析が最大の課題であることはいまでもない。今後の分析により今回と異なる傾向が抽出される可能性も否定できないが、これからの検証の参考とすべき、浪花講定宿の利用実態に関する仮説を示して拙い小論を終えたい。

- ①年代が下るにつれ講定宿の利用率が上昇しているのは、講の路線拡大、およびそれによる認知度の上昇と関連があるように思われる。ただし、それでも講定宿の利用率は総じて低い。無論、数多くの旅行者が集まる宿駅において、講定宿が1、2軒である以上、宿泊したくてもできなかったという事態は想定されなければならないが、この利用率はひとまず注視すべきであろう。講が多数の旅行者の便宜を格段に向上させたと評価するには、(どのような旅行者が利用していたのかといった点を含め) 今少し慎重な検討が求められるだろう。
- ②東海道・中山道といった主要街道の宿駅や江戸・京都のような都市部で講定宿の利用率が低いことの背景には、これらの町は宿屋の数が多く、各宿屋が出店を持つなどして熾烈な集客争いを展開していたことがあると考えられる。当時、東北地方から江戸・上方方面のような遠隔地への旅は何度も経験できるものではなく、経験の少ない旅行者には出店によるサービスなどの働きかけが宿泊先選定の決め手になっていたのではないだろうか。
- ③本稿の分析で最も講定宿の利用率が高かった、表7『参宮道中諸用記』の旅行者今野於以登は商家の出身であり、個人的な知己を頼って宿屋を選定しているようすが見受けられる<sup>(26)</sup>。このことからすると、於以登の講定宿利用率の高さについては、講の認知度の上昇ではなく、結成当初の目的であった商用旅行者の利便性向上との関連を念頭に置き、於以登が各地の商人とのネットワークを介して講定宿を選定していたことによるという見方も排除できない。ただ、この見方のみを採用するならば、講が各地の参詣道や温泉道を加盟路線に組み入れていったことの説明に窮することになる。浪花講は一般旅行者もターゲットにして組織を拡大させており、明治維新後も後継団体が組織されていたことから、やはり講に一定の一般的需要があったと考えるべきだろう。そうした場合、道中日記から判明する講定宿の利用率の低さと講への需要との整合性をどのように考えればよいのだろうか。筆者は、他の宿屋と比べて宿泊料金が低いことから、商用以外の講定宿の利用者に道中日記として記録が残らないような、経済的に余裕のない旅行者が多くいたのではないかと考えている。また、講の鑑札を所持していなくても利用が可能であったとみられること、全体の状況は不明ながら、現実には売女を置く講定宿がみられたことから、旅行者にとっての講定宿の利点は、売女を勧められないという意味での健全さではなく、各宿駅の有力な、なおかつ全国の旅館チェーンに加盟している家にリーズナブルな値段で手軽に宿泊できる利便性のよさと安心感にあったと考えたい。

26 出羽国鶴岡近郊の大山に宿泊した際、「拙宅ノ抱人」である酒造杜氏川内屋万次郎方に無料で宿泊している。

表1 文久3年(1863)『諸国定宿帳浪花講』(郵政博物館収蔵)に掲載された東海道の宿屋

宿駅名	宿屋名	宿駅名	宿屋名	宿駅名	宿屋名	宿駅名	宿屋名
大坂	まつや源助	庄の	石見や喜兵へ		大米や市郎右衛門	吉原	甲州や喜左衛門
守口	新や武兵へ	石やくし	米や弥三郎	浜松	島や甚八	柏原	まつや小右衛門
さた	大和や与兵へ		八百や左兵へ		いたや正八	原	若さや久兵へ
枚方	京や新兵へ	追分	浅州や五兵へ		吉のや弥右衛門		かねぎや十右衛門
橋本	しほや弥兵へ	四日市	山田や作兵へ	天竜川	江戸や吉右衛門	沼つ	大和や五郎右衛門
	角や三郎兵へ		帯や七郎右衛門		酒や権左衛門		元問や伊右衛門
八はた	千とせや弥兵へ		竹や平三郎	見附	大江戸や万太郎	三島	村田や佐吉
淀	三島や喜平次	とんだ	吾妻や宇右衛門		大塚や源八		わたや伊兵へ
伏見	北こくや七之助	まつ寺	江戸や小三郎	袋る	若松や平右衛門	山中	かちや十左衛門
	小道具や弥兵へ	桑名	つたや孫三郎		山田や勘兵へ		大和や源助
京	まつや吉兵へ		さや	京や小兵へ	原川	金田や林蔵	箱根
	亀や吉兵へ	糸ひすや藤八		かけ川	ねち金や治郎右衛門	江戸や十左衛門	
	かゝや与兵へ	つしま	近江や次三郎		常わや藤吉	はた	めうがや畑右衛門
	鍵や半七	名古屋	山田や平三郎	日坂	さかや所左衛門	湯本温泉	福住九蔵
尾張や源助	宮	近江や清八	川さかや治右衛門		とらや三四郎		
大つ		いつゝや弥兵へ	笠寺	紀の国や易右衛門	さよ中山	東や清蔵	小田原
	海老や弥五郎	山しろや吉左衛門		小泉や忠左衛門		羽島や安兵へ	
	住吉や庄右衛門	なるみ	山口や藤助	金谷	松や忠兵へ	うめ沢	つたや藤八
	近江や喜兵へ		銭や新三郎		たはこや善右衛門		大磯
	鯨や市兵へ		桑名や松兵へ	松葉や常吉	かぶとや七郎右衛門	森田や久兵へ	
かきや伝兵へ	ぜんご	きくや円助	島田	松や文四郎	平塚	米や又兵へ	
やばせ	ちりふ	みとりや新三郎		越前や治郎兵へ	南湖	江戸や八郎左衛門	
ぜゝ	坂本や伊兵へ	大はま	山吹や新右衛門	藤枝	みなとや喜作	四つ谷	ふちや平左衛門
石山	丸や六左衛門		中村や半三郎		亀田や久平	藤沢	たばこや庄右衛門
せた	伊勢や伊兵へ	矢はき	油や久右衛門	岡部	江戸や治郎右衛門	江ノ島	みなとや六左衛門
草つ	野村や安兵へ	岡崎	さゝや又十郎		うつのや峠		江戸や伝右衛門
	藤や与左衛門		桔梗や半三郎	山家や清兵へ	まりこ	米や市郎右衛門	浦賀
め川	いせや与兵へ	ふち川	菱や喜兵へ	あべ川	池田や源八	金沢	
うめの木	花や万蔵		かどや佐七		大万や清右衛門		はふや六兵へ
石部	扇や孫左衛門	木下	若松や仁兵へ	府中	万や清三郎	程ヶ谷	中村や治兵へ
	大黒や善十	赤坂	置や源右衛門		近江や市右衛門		いせや吉兵へ
なつミ	餅や庄八	御油	いてうや伊佐右衛門	小吉田	いなハや源右衛門	堺木	すゝきや惣八
水口	枅や市兵へ		ますや庄七郎		糸ひや安左衛門		江尻
	富田や源兵へ	さかミや平左衛門	山家や助五郎	とうふや佐兵へ	神な川	羽沢や佐兵へ	
くり林	もちや六郎兵へ	ふた川	万や助左衛門	清見寺		府中や与四郎	生麦
大の	森田や徳左衛門		橋本や治郎吉	万や助左衛門	おきつ	清水や次右衛門	
松のを	にはや五兵へ	白すか	岡田や吉三郎	西くら沢	かしハや幸七	大もり	新田や平三郎
土山	大こくや長兵へ		三升や久次郎	若松や仁兵へ	由比		うとんや四郎兵へ
すゝか	てつや藤吉	あらゐ	きの国や弥左衛門	かん原	府中や新助	品川	村田や平兵へ
坂の下	京や権左衛門		めうかや清兵へ		さかミや平左衛門		木瓜や只吉
	小松や文吉	まひ坂	しの原	かめや幸助	江戸	島や藤兵へ	
ふで捨	山形や太右衛門	しの原	浅田や善兵へ	岩ふち		松むら善右衛門	辻や平兵へ
せき	玉や利右衛門	浜松	帯や七郎右衛門	吉原	扇や伊兵へ	山本市郎右衛門	
かめ山	藤や久左衛門						
	玉や仁兵へ						

※宿屋・休所の双方を掲載。

※表記は原文のままだが、異体字は常用体に改めている。

表2 浪花講定宿帳で宿屋が紹介される街道（宿駅に講定宿がある街道）

「浪花組道中記」(天保10年(1839)、『道中記集成39』)	「浪花講定宿帳」(嘉永5年(1852)、『道中記集成41』)	「諸国定宿帳浪花講」(文久3年(1863)、郵政博物館収蔵)
大坂の江戸道	東海道	大坂より京通り東海道定宿
中仙道垂井宿の古や道	土山宿より多賀道中仙道鳥居本宿迄	尾州名古屋の津島天王 夫より伊勢参宮大和めぐり大坂道
名古屋の仙道大井迄	桑名より佐屋廻り津島 名古屋下街道中仙道大井迄	土山宿より多賀道
大坂の木曾街道江戸迄	御油より分れ懸川へ出る秋葉風来寺道	名古屋下海道仲仙道大井宿迄
信州つまご上ノ入口はしバの伊那道中	岩ふち宿の甲府郡内通身延参詣道	御油分れ懸川へ出る秋葉風来寺道
信州追分宿ノ下仁越武州本庄道	木曾街道	御油より気賀道天竜川まで
下ノ諏訪の甲府道	合渡よりせき廻り太田まで	ふち沢の大山石尊道了権現参詣小田原まで
中仙道洗馬の善光寺道	垂井より尾州名古屋道	岩瀬より甲府道身延さんけい道
越後路津軽道	太田より飛騨高山道	大坂より仲仙道木曾路
北国道中記	中津川より飛騨高山道	たるゑ宿より尾州名古屋ミち
大坂のいせ道中	高山より越前福井道	合渡より関廻り太田迄
東海道関の山田道	高山より越中富山道	太田より飛騨高山道
津の江戸道追分へ出る道	広瀬追分の舟津通かに寺道	中津川より飛騨高山迄
東海道土山宿より多賀海道	高山より郡上道	高山より越前福井道
大坂の讃州金毘羅参詣船路	高山より信州松本道	高山より越中富山道
京都の小浜道中	つまご上ノ入口はし場より飯田廻塩尻迄	広瀬追分の船津蟹寺道
小浜より敦賀道	せはより善光寺道	高山の郡上道
江戸の日光道中仙台南都盛岡まで	篠の井追分の仲山道追分迄	高山より信州松本道
中仙道上州倉ヶ野の日光例幣使道并二宇都宮の道	善光寺の越後高田道	妻籠上の入口橋場より飯田廻り塩尻宿迄
宇都宮の日光道中	善光寺飯山道	中仙道せはの善光寺道
西江州道中記	善光寺の草津温泉道	しの、井追分より中仙道追分まで
大坂の北国行淀川横小廻し荷物問屋	下すはの甲府ミち 甲府より郡内江戸道	善光寺の越後高田道
大坂の若山通紀州田辺道	仲山道追分の下仁田通武州本庄道	善光寺の飯田(山カ) 通越後長岡迄
貝塚の浜通粟島ミち	上州高崎の三國通新潟道	善光寺の草津温泉道
大坂の和歌山上高野道	倉ヶ野の日光例幣使道	中仙道追分の下仁田通武州本庄道
大峯の天の川越高野山へ道法	下野足尾通日光街道	上州高崎の三國通り越後新潟道
とろ川の五桑廻り高野道	江戸より日光道 仙台南都盛岡并津軽三馬屋迄	下野足尾通日光街道
高野の紀見越大阪道	奥州白川より会津米沢通久保田迄	上州高崎の沼田道
大阪明石通阿州道	桑折ヨリ千浦マテ	倉ヶ野より日光例幣使道
善光寺の中仙道追分迄	江戸より水戸海道并浜通り岩沼まで	下諏訪より甲府郡内通り江戸まで
信州かりや原の保福寺こへ上田ミち	江戸の河越通松山いなり参詣并三峰山道	奥州海道仙台通松前マテ并二宇都宮の日光道
甲府の郡内通り江戸道	飯納通り三峰山道	桑折より山かた通り秋田久保田まで
中仙道太田の飛騨高山道	京の西江州路北国今庄迄街道	最上舟形庄内鶴岡迄
高山の雷山道	京の北国筋小浜つるか今庄街道	水戸通り仙台岩沼迄
あら張追分の美濃岐卓道	仲山道鳥居本北の北海道佐井浦	江戸より下総成田不動参詣鉢子迄
中仙道中津川の高山道		西上総木更津津加納山道并登戸の東金八日市八迄

『浪華組道中記』(天保10年(1839)、『道中記集成39』)	『浪花講定宿帳』(嘉永5年(1852)、『道中記集成41』)	『語国定宿帳浪花講』(文久3年(1863)、郵政博物館収蔵)
ひろせ追分る舟津通りかに寺道	越後木崎の会津通白河迄	登戸の東金八日市場迄
高山の郡上道	大坂より高野山并はせ寺道	東上総東金の房州小湊誕生寺道并浜の村の山通小湊道
高山の越前道	紀州加田より大坂迄街道	京都より若州小浜并越前敦賀道
高山の信州松本道	大坂より伊勢参宮道	大津より西江州路越前敦賀今荘迄
	はい原より伊勢本街道田丸越	中山道鳥居本宿より北国筋越通松前まで
	京より奈良迄街道	新潟の会津通奥州白河迄
	奈良の伊賀越井かふと越道	新潟の米沢通奥州福島迄
	上野るかぶとこえ	京の伊勢参宮大和めぐり大坂道
	京より伊勢参宮道	京の八はた参詣まで奈良道
	大坂より河内并たへま高野街道	京の宇治名所めぐり奈良道
	高野より熊野道	京の丹州福知山元伊勢道并切戸の文殊湯島まで
	大坂の若の浦高野街道	丹波福智山の湯島道
	大坂の若山道紀州田辺道	京のあたこ山越丹州かめ山よしみね西の宮迄道
	播磨廻り金比羅参道中定宿	京の能勢参詣大坂道
	金ひらる讃岐路街道	京の山崎通西宮迄
	津田の丸亀迄浜道	大坂よりならあを伊勢参宮道
	丸亀の伊予松山道	奈良の上野通月本迄并上野の東海道関迄
	備前矢板の広島長崎道	はい原の田丸こへ伊勢参宮道
	備前岡山のおの道浜通	奈良の大和めぐり高野山きみの越大坂みち
	小屋の瀬より福岡道	大坂より河内廻り壱阪奈良道
	高山の肥後熊本道長さき迄	大坂の若山道紀州田辺迄
	広島より宮島島田迄	高野の熊野道紀州田辺迄
	大坂より但馬豊岡湯島道	若山の加田高野山榎の尾塚大坂まで
		播磨路中国肥前長崎マテ并金毘羅参詣道
		備前の尾の道へ浜通り
		小屋の瀬より筑前福岡大宰府まで
		山家の肥後熊本并長さき迄
		滝の宮の大坂越阿州むや迄
		津田より丸かめ迄浜道
		丸かめより伊よち大洲郡中みち
		明石の岩屋渡徳島道
		姫路の雲州松江大社迄
		姫路の因幡鳥取迄
		姫路の但馬湯島まで
		大坂の丹波通但じま湯島迄并有馬の湯道

※表記は原文のままだが、異体字は常用体に改めている。

表3 『西国道中記』(天保12年(1841))の宿泊所

月日	宿泊地名	宿屋名	月日	宿泊地名	宿屋名
<b>12月11日</b>	<b>芦野</b>	<b>丸屋与利右衛門</b>	1月24日	(不明)	(不明)
12月12日	喜連川	(不明、脇本陣)	1月25-28日	京都	あふみや多右衛門
12月13日	石橋	(不明)	1月29日	亀山	枅屋五右衛門
<b>12月14日</b>	<b>幸手</b>	<b>釜屋利兵衛</b>	閏1月1日	総持寺	かどや小三郎
12月15-16日	江戸	■■屋茂右衛門	閏1月2日	西宮	大坂屋文吉
12月17日	川崎	矢向屋	閏1月3日	大蔵谷	常本屋治平
12月18日	江の島	渡辺四郎兵衛	閏1月4日	姫路	ひのえ屋庄兵衛
12月19日	大磯	枅屋定右衛門	閏1月5日	有年	赤屋利七
12月20日	箱根	山田屋善吉	閏1月6日	岡山	岩田屋甚之助
12月21日	吉原	万屋源蔵	<b>閏1月7日</b>	<b>下村</b>	<b>油屋藤右衛門</b>
12月22日	久能山	とうふ屋伊右衛門	閏1月8日	丸亀	福島屋文重郎
12月23日	藤枝	浜松屋庄七	閏1月9-10日	串田	あたらしや儀助
12月24日	森町	蛭子屋保兵衛	閏1月11日	香登	米屋清次郎
12月25日	戸倉	大田屋次郎右衛門	閏1月12日	片島	吉田屋庄次郎
12月26日	門谷	小松屋仁兵衛	閏1月13日	(不明)	(不明)
12月27日	藤川	(不明)	閏1月14日	馬瀬	花屋重兵衛
12月28日	名古屋	をこし志や	閏1月15日	竹田	とふふや茂兵衛
12月29日	桑名	境屋三右衛門	閏1月16日	宮津	ほふ来屋茂八
12月30日	津	八百屋利兵衛	閏1月17日	中山	井筒屋清兵衛
1月1日	山田	野村屋	閏1月18日	本郷	藤や又右衛門
1月2-3日		三日市太夫次郎	閏1月19日	追分	橋本屋徳左衛門
1月4日	三瀬	前野屋常右衛門	閏1月20日	今津	中屋与左衛門
1月5日	長島	大杉屋利助	閏1月21日	米原	柏屋惣兵衛
1月6日	三木	塩屋松兵衛	閏1月22日	谷汲	表く屋大坊
1月7日	井田	大黒屋善八	閏1月23日	鷺沼	橋屋又右衛門
1月8日	那智山	宝如坊	閏1月24日	大久手	ふたばや友五郎
1月9日	湯峯	島屋伝次郎	閏1月25日	三留野	若坂屋伴次郎
1月10日	志ば(檜葉カ)	中屋幸七	閏1月26日	宮ノ越	柏屋又左衛門
1月11日	切目	中屋弥兵衛	閏1月27日	洗馬	志なのや忠助
1月12日	宮原	山形屋平蔵	閏1月28日	法橋	機屋三郎次
1月13日	むまつぎ	有田屋慶助	閏1月29日	善光寺	現金屋源兵衛
1月14-15日	高野山	藤野坊	閏1月30日	坂城	平林与惣右衛門
1月16日	横山	米屋惣兵衛	2月1日	小諸	上田卯源次
1月17日	(不明、大坂カ)	(不明)	2月2日	松井田	つちや国三郎
<b>1月18日</b>	<b>大坂</b>	<b>松屋源助</b>	2月3日	大胡	蛭子屋桑次
1月19日	ご志る(御所カ)	申屋清右衛門	2月4日	足尾	やお屋源右衛門
1月20日	西門前	大坂屋利平	2月5日	今市	糺や壹平
1月21日	奈良	かど屋新吉	2月6日	大田原	中野屋忠左衛門
1月22日	長池	かとや清吉	2月7日	白河	ちとせ屋
1月23日	瀬田	松屋清右衛門			

旅行者：角田藤左衛門(他計5名(変動あり))／行程：陸奥国石川郡形見—伊勢神宮・西国札所・上方・金毘羅宮  
※『石川町史下』(石川町教育委員会、1968年)より作成。天保10年『浪華組道中記』もしくは嘉永5年『浪花講定宿帳』掲載の宿屋は太字。

表4 『伊勢参宮道中記』（嘉永2年〈1849〉）の宿泊所

月日	宿泊地名	宿屋名	月日	宿泊地名	宿屋名
1月6日	横山	(不明)	2月8日	久能山	川島屋八右衛門
1月7日	広淵	桜井屋清兵衛	2月9日	日坂	敷島屋八十右衛門
1月8-9日	塩釜	稲荷屋某	2月10日	浜松	大和屋善平
1月10-11日	仙台	清水野屋甚右衛門	2月11日	御油	尾張屋六右衛門
1月12日	大河原	高山屋正吉	<b>2月12日</b>	<b>池鯉鮒</b>	<b>山吹屋新右衛門</b>
1月13日	瀬上	備前屋伝蔵	2月13日	名古屋	銭屋所持右衛門
1月14日	二本松	大坂屋彦三郎	2月14日	桑名	井野屋亀四郎
<b>1月15-16日</b>	<b>郡山</b>	<b>海老屋次右衛門</b>	2月15日	白子	大黒屋九郎左衛門
1月17日	白河	千年屋利平	<b>2月16日</b>	<b>松坂</b>	<b>大石屋喜兵衛</b>
<b>1月18日</b>	<b>大田原</b>	<b>川島屋安右衛門</b>	2月17-18日	伊勢山田	井面館
1月19-20日	今市	住吉屋利兵衛	<b>2月19-20日</b>	<b>松坂</b>	<b>大和屋与兵衛</b>
1月21日	宇都宮	山本屋茂兵衛	2月21日	松坂(西町)	油屋新七
<b>1月22日</b>	<b>間々田</b>	<b>館野良助</b>	2月22日	松坂(西町)	京屋
1月23日	幸手	米屋某	2月23日	平松	東屋佐次兵衛
1月24-30日	江戸	升屋重兵衛	<b>2月24日</b>	<b>島ヶ原</b>	<b>伊勢屋久兵衛</b>
<b>2月1-2日</b>	<b>川崎</b>	<b>新田屋平三郎</b>	2月25日	奈良	茶碗屋某
2月3日	鎌倉	岡田宗助	2月26日	初瀬	小田屋
2月4日	藤沢	葛屋庄右衛門	2月27日	吉野	佐古屋平右衛門
2月5日	小田原	江戸屋孫兵衛	2月28日	高野山	五大院
2月6日	原	丸屋又八	<b>2月29日</b>	<b>河根</b>	<b>中屋国次郎</b>
2月7日	江尻	花屋門次郎	<b>3月1日</b>	<b>福町</b>	<b>柴屋新助</b>

旅行者：小野寺龍太郎（他計6名）／行程：陸奥国磐井郡津谷川—伊勢神宮・上方

※宮城県図書館蔵K290.9-イ2より作成。天保10年『浪華組道中記』もしくは嘉永5年『浪花講定宿帳』掲載の宿屋は太字。

表5 『伊勢参宮道中記』（嘉永3年〈1850〉）の宿泊所

月日	宿泊地名	宿屋名	月日	宿泊地名	宿屋名
1月9日	滝原	伊三郎	2月5日	栃原	(不明)
1月10日	五十里	問屋庄右衛門	2月6日	長島	松屋伊蔵
1月11日	大桑	島屋平兵衛	2月7日	尾鷲	やまとや半六
1月12日	今市	すみよしや利兵衛	2月8日	木本	山本屋文吉
<b>1月13日</b>	<b>宇都宮</b>	<b>かどや利右衛門(「門」欠カ)</b>	2月9日	宇久井	(不明)
<b>1月14日</b>	<b>間々田</b>	<b>立野良助</b>	2月10日	小口	中村屋為助
<b>1月15日</b>	<b>春日部</b>	<b>(不明、「浪花講泊」とあり)</b>	2月11日	本宮	橋本太夫
<b>1月16-17日(カ)</b>	<b>江戸</b>	<b>土屋平兵衛</b>	<b>2月12日</b>	<b>矢倉</b>	<b>和助</b>
1月18日	川崎	(不明、「良蔵組泊」とあり)	2月13日	大股	さかもとや平蔵
1月19日	鎌倉	かどや庄右衛門	2月14日	高野山	(不明)
1月20日	平塚	さるや伊平	2月15日	阿田	つもとや清右衛門
1月21日	箱根	さこや三右衛門	2月16日	多武峰	丸屋徳兵衛
1月22日	吉原	たばこや伝蔵	2月17日	奈良	大津や喜助
1月23日	府中	松ばや文左衛門	2月18日	大坂	かわちや又六
1月24日	金谷	(不明)	2月19日	守口	(不明)
1月25日	浜松	川口治郎兵衛	2月20-22日	京都	ちくぜんや治郎右衛門
1月26日	吉田	ふたばや和三郎	2月23日	大津	小ずちや庄三郎
1月27日	岡崎	つしまや重兵衛	<b>2月24日</b>	<b>武佐</b>	<b>米屋孫平</b>
<b>1月28日</b>	<b>名古屋</b>	<b>大江屋清八</b>	2月25日	川合	三郎右衛門
1月29日	桑名	(不明)	2月26日	君ヶ畑	信濃守
2月1日	上野	ちやうぢや伝蔵	<b>2月27日</b>	<b>多賀</b>	<b>あふぎや喜兵衛</b>
<b>2月2日</b>	<b>櫛田</b>	<b>もちや九郎兵衛</b>	2月28日	関ヶ原	玉屋治三郎
2月3-4日	山田	三田市太夫治良	<b>3月1日</b>	<b>加納</b>	<b>米屋善平</b>

月日	宿泊地名	宿屋名	月日	宿泊地名	宿屋名
3月2日	御嵩	くすりや重兵衛	3月10日	追分	大黒屋新太郎
3月3日	大井	はしもとや	3月11日	板鼻	(不明、「本じん様泊」とあり)
3月4日	三留野	いづみや源治良	3月12日	白井	まるおかや
3月5日	福島	入屋仁右衛門	3月13日	高平	酒屋勘兵衛
<b>3月6日</b>	<b>洗馬</b>	<b>ふくや太郎兵衛</b>	3月14日	戸倉	清吉
3月7日	青柳	大極屋八右衛門	3月15日	桧枝岐	藤左衛門
3月8日	善光寺	藤屋平左衛門	3月16日	木賊	武右衛門
<b>3月9日</b>	<b>坂木</b>	<b>平林与惣左衛門</b>			

旅行者：大和屋（小椋氏、他計11名）／行程：陸奥国会津郡森戸村保城一伊勢神宮・西国札所・上方

※『日本庶民生活史料集成20 探検・紀行・地誌・補遺』（三一書房、1972年）より作成。天保10年『浪華組道中記』もしくは嘉永5年『浪花講定宿帳』掲載の宿屋は太字。

表6 『伊勢参宮道中記并宿附帳』（安政3年〈1856〉）の宿泊所

月日	宿泊地名	宿屋名	月日	宿泊地名	宿屋名
<b>12月5日</b>	<b>板谷</b>	<b>酒井屋平七</b>	<b>1月12日</b>	<b>橋本</b>	<b>河内屋治右衛門</b>
<b>12月6日</b>	<b>八丁目</b>	<b>杣屋銀五郎</b>	<b>1月13日</b>	<b>堺</b>	<b>薩摩屋卯右衛門</b>
<b>12月7日</b>	<b>郡山</b>	<b>海老屋</b>	1月14日	大坂	大和屋和二郎
12月8日	釜子	岩瀬屋万之助	1月15-18日		船中泊
12月9日	大坂	満寿屋	1月19日	正条	なみや
12月10日	太田	大黒屋	1月20日	一日市	(不明)
12月11日	大貫	富士屋	1月21日	三輪	(不明)
12月12日	鹿島	吉野屋善蔵	1月22日	下村	浦屋藤右衛門
12月13日	佐原	大和屋太兵衛	1月23日	金毘羅	毛みち屋茂八郎
12月14日	酒々井	吉田屋半右衛門	1月24日	丸亀	肥前屋藤蔵
12月15-18日	江戸	米沢屋四郎兵衛	1月25日	せうし新田	上村屋
12月19日	川崎	藤屋源蔵	1月26日	入中	まんちゃうや弥右衛門
12月20日	鎌倉	丸屋源助	1月27日	姫路	銭屋
12月21日	小田原	島屋源五郎	1月28日	大久保	はやしや与次兵衛
12月22日	沼津	高田弥惣左衛門	1月29日	西宮	十文字屋
12月23日	江尻	小鶴屋政右衛門	2月1日	伏見	三河屋
12月24日	鞠子	桑名屋善兵衛	2月2-3日	京都	縫物屋加兵衛
12月25日	掛川	矢ノ口屋伊左衛門	2月4日	草津	志満屋
12月26日	戸倉	大黒屋	2月5日	鳥居本	天川屋伊勢次
12月27日	門谷	差物屋善市	2月6日	美江寺	松屋重左衛門
12月28日	御油	池田屋代吉	2月7日	太田	坂本屋庄助
<b>12月29日</b>	<b>知立</b>	<b>山吹屋新右衛門</b>	2月8日	大井	藤屋七右衛門
12月30日	名古屋	銭屋長兵衛	<b>2月9日</b>	<b>野尻</b>	<b>布袋屋与右衛門</b>
1月1日	桑名	舟津屋藤助	2月10日	奈良井	越後屋藤兵衛
1月2日	津	野口屋平六	2月11日	岡田	(不明、「御本陣」とあり)
1月3日	山田	中川安太夫	<b>2月12-13日</b>	<b>篠ノ井</b>	<b>菱屋丈次郎</b>
1月4日	山田(カ)	中川安太夫(カ)	2月14日	小諸	桐屋清左衛門
1月5日	松坂	佐々原吉五郎	2月15日	松井田	穀屋金升金左衛門
1月6日	平松	東屋佐次兵衛	2月16日	柴	柏屋武右衛門
<b>1月7日</b>	<b>大河原</b>	<b>伊賀屋平助</b>	2月17日	岩船	大黒屋弥右衛門
<b>1月8日</b>	<b>奈良</b>	<b>小刀屋平助</b>	2月18日	中粕屋	中屋
1月9日	長谷	小島屋甚次郎	2月19日	古峯ヶ原	別当前岡隼人
<b>1月10日</b>	<b>六田</b>	<b>辰己屋忠左衛門</b>	2月20日	今市	板屋安右衛門
1月11日	高野山	清浄心院			

旅行者：五郎右衛門（他計3名カ）／行程：米沢一伊勢神宮・上方・金毘羅宮

※『三沢郷土誌』（三沢公民館、1981年）より作成。嘉永5年『浪花講定宿帳』もしくは文久3年『諸国定宿帳浪花講』掲載の宿屋は太字。

表7 『参宮道中諸用記』(文久2年(1862))の宿泊所

月日	宿泊地名	宿屋名	月日	宿泊地名	宿屋名
8月22日	塩越	岡本与兵衛	<b>9月27日</b>	<b>三石</b>	<b>福田や五右衛門</b>
<b>8月23-24日</b>	<b>吹浦</b>	<b>村上勘左衛門</b>	<b>9月28日</b>	<b>藤井</b>	<b>大松や喜平次</b>
8月25-26日	酒田	はりまや太兵衛	<b>9月29日</b>	<b>瑜迦</b>	<b>太兵衛</b>
8月27日	狩川	大黒屋権助	9月30日		船中泊
8月28日	羽黒山	(不明、「宿坊」とあり)	10月1日	琴平	久太郎
<b>8月29日</b>	<b>鶴岡</b>	<b>吉川屋喜兵衛</b>	10月2日	金毘羅	斎右衛門
8月30日	大山	川内屋万次郎	10月3日	田口	寅五郎
<b>閏8月1日</b>	<b>温海</b>	<b>斎藤太郎右衛門</b>	<b>10月4日</b>	<b>岡山</b>	<b>吉のや助次良</b>
閏8月2日	中村	七兵衛	<b>10月5日</b>	<b>片上</b>	<b>蛭屋林治</b>
閏8月3日	村上	佐五兵衛	10月6日	鶴亀	猶次郎
<b>閏8月4日</b>	<b>中条</b>	<b>権次郎</b>	<b>10月7日</b>	<b>姫路</b>	<b>米屋清右衛門</b>
閏8月5日	新発田	乙次郎	10月8日	長池	清右衛門
<b>閏8月6-7日</b>	<b>新潟</b>	<b>秋田屋良之助</b>	<b>10月9日</b>	<b>兵庫</b>	<b>嘉兵衛</b>
閏8月8日	弥彦	三郎右衛門	<b>10月10日</b>	<b>西宮</b>	<b>大平屋茂兵衛</b>
閏8月9日	出雲崎	金兵衛	<b>10月11日</b>	<b>中山寺</b>	<b>嘉平</b>
閏8月10日	鯨波	武蔵	<b>10月12-15日</b>	<b>大坂</b>	<b>松屋源助</b>
閏8月11日	潟町	儀左衛門	10月16日	福町	武蔵
閏8月12日	新井	八郎右衛門	<b>10月17日</b>	<b>橋本</b>	<b>川内や治右衛門</b>
閏8月13日	関川	甚四郎	10月18日	高野山	心南院
閏8月14-15日	善光寺	(不明、「宿坊」とあり)	<b>10月19日</b>	<b>学文路</b>	<b>玉や与次右衛門</b>
閏8月16日	野尻	升や太助	<b>10月20日</b>	<b>土田</b>	<b>竹や岩吉</b>
閏8月17日	高田	儀左衛門	<b>10月21日</b>	<b>多武峰</b>	<b>まつや佐兵衛</b>
<b>閏8月18日</b>	<b>名立</b>	<b>塚本治兵衛</b>	<b>10月22日</b>	<b>長谷</b>	<b>又一郎</b>
<b>閏8月19日</b>	<b>青海</b>	<b>金兵衛</b>	10月23日	当麻寺	権右衛門
<b>閏8月20日</b>	<b>市振</b>	<b>仁右衛門</b>	<b>10月24-25日</b>	<b>奈良</b>	<b>佐兵衛</b>
<b>閏8月21日</b>	<b>三日市</b>	<b>あさしや新左衛門</b>	10月26日	小原	弥兵衛
<b>閏8月22日</b>	<b>富山</b>	<b>下条や利右衛門</b>	<b>10月27日</b>	<b>伊勢路</b>	<b>武左衛門</b>
閏8月23日	高岡	常次郎	<b>10月28日</b>	<b>六軒</b>	<b>喜右衛門</b>
<b>閏8月24-29日</b>	<b>竹橋</b>	<b>出村屋又四郎</b>	10月29-11月1日	山田	三日市太夫(カ)
9月1日	金沢	豊右衛門	<b>11月2日</b>	<b>六軒</b>	<b>喜右衛門</b>
9月2日	本吉	六兵衛	<b>11月3日</b>	<b>白子</b>	<b>次郎兵衛</b>
<b>9月3日</b>	<b>大聖寺</b>	<b>いとや七右衛門</b>	11月4日	桑名	清左衛門
<b>9月4日</b>	<b>三国</b>	<b>久右衛門</b>	<b>11月5日</b>	<b>名古屋</b>	<b>近江や清八</b>
9月5日	福井	久右衛門	<b>11月6日</b>	<b>池鯉鮒</b>	<b>山吹や新右衛門</b>
9月6日	永平寺	元右衛門	11月7日	赤坂	市右衛門
<b>9月7日</b>	<b>鯖江</b>	<b>かみや栄助</b>	11月8日	三日市(三ヶ日カ)	熊吉
<b>9月8日</b>	<b>今庄</b>	<b>長浜や九右衛門</b>	<b>11月9日</b>	<b>浜松</b>	<b>米屋</b>
<b>9月9日</b>	<b>柳ヶ瀬</b>	<b>かがや吉兵衛</b>	<b>11月10日</b>	<b>日坂</b>	<b>川坂や治右衛門</b>
<b>9月10日</b>	<b>長浜</b>	<b>志保や又右衛門</b>	11月11日	藤枝	半兵衛
<b>9月11日</b>	<b>高宮</b>	<b>玉や清助</b>	11月12日	江尻	嘉七
9月12日	鏡山	仁三郎	11月13日	吉原	勝次郎
9月13日	大津	魚や卯助	11月14日	三島	治郎右衛門
9月14-19日	京都	勘右衛門	11月15日	小田原	四郎兵衛
9月20日		船中泊	11月16日	平塚	安兵衛
<b>9月21日</b>	<b>大坂</b>	<b>松屋源助</b>	11月17日	鎌倉	神主小池石見
<b>9月22日</b>	<b>西宮</b>	<b>大平屋茂兵衛</b>	11月18日	横浜	幸次郎
<b>9月23日</b>	<b>兵庫</b>	<b>嘉兵衛</b>	11月19日	川崎	吉次郎
<b>9月24日</b>	<b>明石</b>	<b>橋本や久右衛門</b>	11月20-26日	江戸	竹屋藤助
9月25日	石宝殿	はたこや彦兵衛	11月27-12月2日		三島屋権次
<b>9月26日</b>	<b>正条</b>	<b>丸や利右衛門</b>	12月3日	越ヶ谷	川内屋清吉

月日	宿泊地名	宿屋名	月日	宿泊地名	宿屋名
12月4日	幸手	いとや清吉	<b>12月14日</b>	<b>渡瀬</b>	<b>三升や太兵衛</b>
12月5日	新田	幸之助	12月15日	湯原	高橋孫右衛門
12月6日	宇都宮	いねや庄平	12月16日	山形	柴田や伝七
12月7日	日光	釜屋喜三郎	12月17日	楯岡	西屋十治郎
12月8日	大沢	松や周五郎	<b>12月18日</b>	<b>船形</b>	<b>早川や長次兵衛</b>
12月9日	喜連川	久助	12月19日	金山	柴田九平次
12月10日	白坂	岩井屋清右衛門	12月20日	院内	阿部や吉右衛門
12月11日	白河	喜左衛門	<b>12月21日</b>	<b>横手</b>	<b>湊や紋兵衛</b>
12月12日	本宮	はきや久米吉	12月22日	北野目	惣右衛門
12月13日	福島	黒沢六郎兵衛	12月23日	荒沢	文右衛門

旅行者：今野於以登（他計4名）／行程：出羽国本荘一上方・金毘羅宮・伊勢神宮

※『本庄市史史料編Ⅳ』（本庄市、1988年）より作成。嘉永5年『浪花講定宿帳』もしくは文久3年『諸国定宿帳浪花講』掲載の宿屋は太字。

(本稿はJSPS科研費26770213、および郵政歴史文化研究会第5分科会における調査の成果です。調査にご協力いただいた郵政博物館のみなさま、様々な助言を賜った山本光正先生をはじめとする第5分科会のみなさまに厚く御礼申し上げます)

(たかはし よういち 東北大学 東北アジア研究センター 助教)

エッセイ

## 現代に息づく軍事郵便の息吹

### —荻原浩「遠くから来た手紙」を読んで—

後藤 康行

#### はじめに

近代日本においては、外国との間で数多くの戦争や軍事衝突が発生した。そこには、残念ながら多くの犠牲者が生まれた。一人の死が家族、友人、知人、故郷、社会のなかにどれだけの衝撃、悲劇をもたらしたのか、現代に生きる我々が想像するのは簡単なことではない。

当時の日本において、軍隊が存在することは当然のこととなっていたとはいえ、強制的に多くの人間を戦地に赴かせる以上、戦争に巻き込まれる人たちのために何らかの措置を講じる必要が、国家には求められていた。近代日本にとっての初の対外戦争である日清戦争期に、兵士やその家族などに宛てて手紙を出すことを許可する軍事郵便制度が創設されたのは、自然なことであった<sup>(1)</sup>。そして、制度ができると、日本人は数多くの軍事郵便を出すことになった。戦地と銃後は、軍事郵便を通してつながっていたのである<sup>(2)</sup>。

#### ① 荻原浩「遠くから来た手紙」

人の「つながり」をいかに考えるか。つながりは、実際には目に見えないものだが、その目に見えないものの形の多様性に注目が集まる現代において、その存在を考えることは、人々をひきつけるテーマであるといえるだろう。

作家の荻原浩は、小説「遠くから来た手紙」(第155回直木賞受賞作品『海の見える理髪店』に収録、集英社、2016年)に軍事郵便を登場させている。「ユニバーサル広告社」シリーズや『誘拐ラブソディー』などのような、作品全体にどこことなく温かみがあり、登場人物たちの感情表現はユーモアにあふれ、読んでいて自然と笑みがこぼれてくる小説を数多く発表している荻原らしく、「遠くから来た手紙」も、まさに荻原作品の真骨頂といえるものであろう。筆者は文学研究者ではないので、数ある荻原作品のなかで、「遠くから来た手紙」をいかに位置づけるかなどという学術的な考察は行えないが、あくまでも素人らしく、とにかく楽しく読めたということは伝えたい。

荻原によると、「義母の遺品の中にこれ(軍事郵便=引用者)があって」、それは「妻の父が妻の母に宛てたもの」であるという<sup>(3)</sup>。荻原は、軍事郵便と無縁ということではないわけであ

1 日本における軍事郵便制度の創設は日清戦争開戦直前の1894年6月、廃止はアジア・太平洋戦争後の1946年11月である(郵政省編『続通信事業史 第三巻 郵便』財団法人前島会、1960年、209～212頁、郵政省編『郵政百年史資料 第二十九巻 郵政総合年表』吉川弘文館、1972年、46頁、164頁)。

2 軍事郵便の歴史について、筆者は本紀要の第2号から第7号まで、関連するテーマも含めた論考を連続で発表しているので参照されたい。

3 聞き手・構成山本圭子「インタビュー荻原浩」(『青春と読書』第51巻第4号、2016年4月)。

る。荻原の義母が残した軍事郵便の内容は、「子どもは元気かとか、切々と書かれていた」というものらしく、検閲のため「墨で塗りつぶされた部分」もあったという<sup>(4)</sup>。

筆者は歴史学の視点から軍事郵便研究を行っており、これまでに二千通以上の軍事郵便を読んだことがあるが、やはり戦地からの手紙の場合は、家族や家業の心配が記されているものが少ない。荻原の義母が残したのも、そのような便りが多かったのだろう。検閲については、実態が不明なところはあるが、戦時中の軍事郵便の数の多さ<sup>(5)</sup>から、検閲印が押されていたからといって、中身が詳細に調べられていたかどうかはわからない。もちろん、数多くの軍事郵便に接していると、墨塗り部分のある手紙を目にする機会はある。

さて、「遠くから来た手紙」の内容はいかなるものか、以下に紹介する。

残業続きの夫(孝之)に頭にきた祥子は、幼い娘を連れて、静岡で梨園を営む実家に戻る。実家には弟夫婦も転がり込んできており、祥子が落ち着ける場所はあまりない。かつての自分の部屋は、すでに弟夫婦に占拠されていたので、祥子は仏壇のある和室、6年前に亡くなった祖母の部屋で過ごすことになる。孝之はすぐに迎えに来ず、祥子のイラつきは消えない。夜になり、見知らぬアドレスからスマートフォンにメールが受信される。家族のことを気にかけているが、件名も本文も古めかしい内容で、祥子は孝之が送信したものと思い、ますます機嫌が悪くなる。翌日の夜も、メールが届く。やはり件名・本文ともに古めかしい。

翌日の朝、祥子は孝之に電話をかけると、孝之はメールのことは知らないという。そして、その日の夜も、同様にメールが届く。そこで祥子は、実家に戻った日に仏壇の収納棚から出し、しまい忘れてそのままにしていた箱があることに気づく。そこには、手紙の束があり、そのなかに戦地で亡くなった祖父からの手紙(軍事郵便)も入っていた。その軍事郵便の内容は、スマートフォンに届いたメールとほぼ同じ内容であった。祥子は、届いたメールは祖父母が自分を心配してくれたものだと感じ、翌朝東京へと帰る。

以上が内容である。夫婦間に生じたずれが原因で実家に戻ってみるも、祥子の立場は微妙なものになっていた(義理の妹からすると、なんとなく邪魔)。しかし、あり得ないような形で祥子に軍事郵便が届き、そこに亡くなった祖父母の自分への思いを感じ取った祥子は、気持ちを大きく変化させることができた。

祥子は、離婚まで考えているわけではなく、夫婦仲も破綻しているとはいえない。実家の家族たちも、義理の妹を含めて、祥子を本当に邪魔者扱いしてはいない。しかし、祥子は父親と口喧嘩になる。ただ、家族はたいがいそうであろう。つながりは目に見えないのだから、仕方ない。だからこそ、祥子の気持ちは落ち着かなかつたのだろうが、軍事郵便を通して、祥子は目に見えなかつたつながりを実感することができたのである。荻原は、その場面を「大きな、目には見えないけれどとてつもなく大きな、そして深くて優しい何かに包まれた気がして、祥子は心から安堵していた」と表現している(『海の見える理髪店』118頁)。「遠くから来た手紙」を読み、かつて戦地と銃後のつながりを実現していた軍事郵便の息吹が、現代においても息づいていると筆者が感じ取るのは、感傷的に過ぎるだろうか。

なお、荻原浩には「バァバの石段」という作品もある(『千年樹』収録、集英社、2007年、集英社文庫化は2010年)。ここには軍事郵便は登場しないが、それと近いような手紙が出てきて、その手紙が現代に生きる人のつながりに影響を及ぼしている。「遠くから来た手紙」と併せて、

4 同前。

5 推計も含まれた数字であるが、1937年から41年の5年間は、毎年4億通前後の軍事郵便が発信されていた(前掲郵政省編『続通信事業史 第三巻 郵便』948~949頁)。

読んでもらいたい作品である。

現代を代表する戦争文学作家である古処誠二にも、「銃後からの手紙」という作品がある（『線』収録、角川書店、2009年、角川文庫化は2012年）。同作の舞台はアジア・太平洋戦争末期であり、過酷な戦地にいる兵士たちが主役となっている。ここでは、日本の兵士たちの軍事郵便は登場しない（兵士たちは家族に宛てて軍事郵便を出してはいる）。登場するのは、兵士たちが殺害した敵兵が持っていた、敵兵の母からの手紙である。そして、その手紙に触れたことから、帰ることがもはや不可能となっている故郷に「執着」してしまう日本の兵士たちが描かれている。やはり、ここでも人のつながりを考えさせる素材として、軍事郵便が選ばれているといえるだろう。

## ② 河内仙介「軍事郵便」

軍事郵便が文学作品に登場するのは、現代に限ったことではない。実際に制度として存在していた時代にも、文学作品のなかに登場していた<sup>(6)</sup>。ここでは、河内仙介「軍事郵便」を紹介する。同作は第11回直木賞受賞作品で、1940（昭和15）年に『軍事郵便』として単行本化された（新潮社、「軍事郵便」以外の収録作品は、「遺書」、「あいす・きゃんでい」、「山で果てる」、「縮絨帽子ふえると・はつと」）。

その内容は、以下の通りである<sup>(7)</sup>。交番勤務の芝村巡査は、1909（明治42）年（作品内では和暦のみ表記）10月、大阪のとある「貧民街」が担当区域となる。ある日の夜、この街の長屋に住む車夫東稔貞吉の息子貞造が一人で徘徊しているのを呼び止める。話を聞くと、父親が帰ってこないという。翌朝、貞吉の家に行ってみると、すでもぬけの殻であった。芝村は、貞造を引き取り育てることにする。

貧しいながらも大事に育てられた貞造は、小学校を卒業すると鉄工所で働くようになる。優れた鉄工技師として、家計を支えるまでに成長する貞造。その後芝村は病に倒れ、貞造と自分の娘との結婚を見届けて亡くなる。芝村の妻も、その後を追うように亡くなる。昭和に入ると貞造は独立し、自らの工場を興す。工場は拡大し、日中戦争期には財閥と手を組むことで、貞造は軍需品生産工場を経営する会社の専務となった。

自らの生活が安定していくも、貞造はどうしても実の父親のことが忘れられない。1938（昭和13）年1月、新たな年を迎えた仕事始めの日、従業員名簿に何気なく目を通していた貞造は、父と同じ名字（東稔）の工員（義次郎）がいることに気づく。貞造は、義次郎を呼び、話を聞くと雑談ばかりで肝心なことは聞けなかった。それから間もなく、義次郎の父は亡くなり、義次郎には召集令状が届く。貞造は、出征する義次郎の見送りに行くだけでなく、出征後は手紙や慰問袋を義次郎に送った。出征から半年後、戦地から義次郎の手紙が届く。その中身は、自分が決死隊に選ばれたこと（作戦の詳細は描かれていない）、自分が貞造の弟であること、父親が貞造を捨てることになった理由、自分が素性を明かさなかった理由、兄への思いなどを告白したものであった。

筆者は以前、この「軍事郵便」について考察したときに、小説の最後に出てくる軍事郵便は義次郎の遺書のようなものであり、同作は戦時中の軍事郵便がもつ性質の1つとして確認され

6 筆者はこれまでの研究のなかで、軍事郵便が登場する文学作品をいくつか紹介してきた。詳しくは拙稿「メディアに描かれた軍事郵便—イメージにみる戦地と銃後—」（『専修史学』第45号、2008年11月）、同「戦争を描く、軍事郵便を描く」（『歴博』第189号、2015年3月）を参照されたい。

7 前掲拙稿「メディアに描かれた軍事郵便」でも、河内「軍事郵便」の内容は紹介している。

ている、遺書としての軍事郵便を描いたものだと述べた<sup>(8)</sup>。戦地と銃後をつなぐはずの軍事郵便で、死という、関係の断絶を伝える。それは、一見すると矛盾していることのように思える。しかし義次郎は、この軍事郵便のなかで初めて自分が貞造の弟であることを打ち明けた。また、父親は貞造に申し訳ないと終生思っていたことも。ここで登場した軍事郵便は、永遠の別れを告げる内容ではあったが（義次郎が戦死したかどうかまでは描かれていない）、家族としての新たなつながりを表明するための手紙でもあった。

「軍事郵便」は、直木賞受賞作品である。当時において、それがどれほどの意味を有しているのか、筆者にはわからない。ただ、少なくとも賞の受賞は、軍事郵便は人のつながりを実感させるものであるという認識が、当時の国民の間で一定程度共有されていたことの証であるといってもよいのではないだろうか。

## おわりに

人間関係というものは、単純化できないものである。そして、多種多様な関係が認められるべきものである。特に現代社会は、家族、夫婦、恋人、友人、知人、様々な関係において、型にはまった見方をしているのは、気づかないところで人を傷つけていることになる可能性がある。そのような時代の文学作品のなかで、軍事郵便を登場させる。そのことの意味をいかに考えるべきか。

軍事郵便を歴史学の視点から研究している筆者としては、戦時中に戦地と銃後の「つながり」を生み出していた軍事郵便の性質に注目したい。たとえ人間関係が多様であろうとも、そこには必ず何らかのつながりが存在する。軍事郵便は、時には死（別れ）を伝える役割も担っていたが、それも含めて人のつながりというものは新たな方向性へと向かわざるを得ない。生きるか死ぬかという問題が身近であった戦時という時代の産物である軍事郵便だからこそ、人のつながりを考えるときの素材に適しているのではないだろうか。

人が決して目にすることはできない「つながり」というものを、戦時中は戦地と銃後に実感させていた軍事郵便。その軍事郵便が残した息吹は、現代社会においても確実に息づいていると、筆者は考えている。

(ごとう やすゆき 千葉商科大学 国際教養学部 非常勤講師)

---

8 前掲拙稿「メディアに描かれた軍事郵便」。なお、軍事郵便の遺書としての性質については、藤井忠俊が『兵たちの戦争 手紙・日記・体験記を読み解く』（朝日選書、2000年）のなかで言及している（57～73頁）。

## 資料紹介

## 初期の国際年賀状

—各国のデザインとその背景 1888-1926—

井村 恵美

## ① はじめに

郵政博物館の約197万点の収蔵資料群のうち、大分類のみで詳細な分類が終了していない資料がまだ多く存在している。その中から2016年に新たに調査を開始したのが「国際年賀状（外国年賀状）」のコレクションである。これらの年賀状は、万国郵便連合（UPU）<sup>①</sup>に加盟する各国の郵政庁等の間で交換されてきたもので、一枚のカードに表されたデザインから各国の通信事業などを知ることのできる興味深い資料である。

このコレクションは、明治1888（明治21）年（図1）からおおよそ5,000点が収蔵されているが、このほど明治から大正時代に受け取った1,558件のデータ化が終了したので報告するとともに、新たに判明した内容を含めて資料の紹介を行っていくこととした。

今回の分類作業に当たっては、「国際年賀状」の定義付けが難しく、本資料について比較事例がほとんどないことから新設した凡例に基づいて整理を行うこととした。

また、各資料の文字情報は当時の万国郵便連合の基準言語であるフランス語を軸としながらも、多言語の解説が必要となった。そこで解説とデータベース化には、外国の郵便通信史に詳しい星名定雄氏<sup>②</sup>に携わっていただいた。星名氏の的確なアドバイスや多大なる協力を得て今回の分類作業とデータ化が実現したもので、ここに厚く御礼申し上げたい。

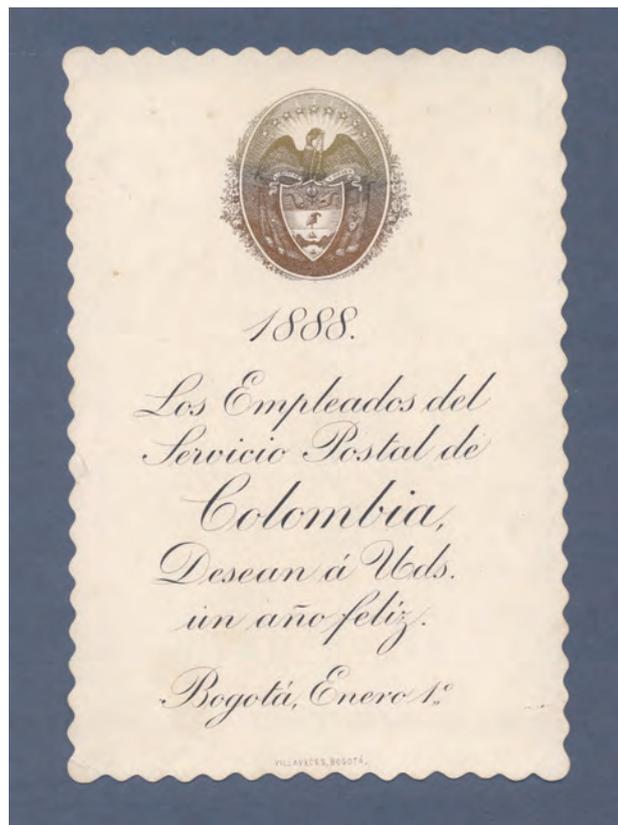


図1 1888年 コロンビアの年賀状

- 1 1874年にスイスのベルンに設立された郵便に関する国際機関。Union Postale Universelle（英：Universal Postal Union）
- 2 交通史研究会編集委員、郵便史研究会副会長。著書に『郵便の文化史－イギリスを中心として』（みすず書房、1982年）『郵便と切手の社会史－ペニー・ブラック物語』（法政大学出版局、1990年）『情報と通信の文化史』（同、2006年）『イギリス郵便史文献散策』（郵研社、2012年）ほか

## 【凡例】

資料の再整理にあたっては、原則当館の分類項目に則りながら、資料記載事項から読み取れる情報を考慮し、次のような凡例によりデータ化した。

- 1 発出地の国名は、原則現在の呼称に統一した。植民地などは備考欄に明記した。
- 2 発出者は、現地標記に加え国や組織によりさまざまな表記があるため、仮訳として郵便（郵政）は「郵政庁」郵便・電信（電話）は「郵電（電）庁」という標記を新たに定めた。例：Le Directeur Général des Postes, des Télégraphes et des Téléphones = 郵便電信電話庁（郵便電庁）長官（PTT長官）。
- 3 発出年は、日本が受理した年を記載した。
- 4 図案の標記は、「記章」「賀詞」のほか特徴的なものは別途記載した。
- 5 備考には、封筒の有無やその他特殊事項を記載した。

## ② 発出国の情報について

### (1) 件数

現時点の整理終了合計数は1,556件に上るが、年別に見て通数が増えるのは、1899（明治33）年からである（表1）。通数の増減理由は定かではない。

最初期の受取例としては、郵便発祥の地のイギリスなどの主要国はわずかで、北欧や南米が多くみられる（表2）。国地域別の内訳（表3）をみるとヨーロッパが39件で最も多く、発信者の大半が各国の郵政庁とその機関によるもので104件である。郵政庁以外には国際機関として万国郵便連合があるほか、電信電話に関する商業通信会社からの年賀状があり、大北電信会社<sup>3)</sup>やアメリカ電話電信会社（American Telephone and Telegraph Company）が代表例である。

年	通数	年	通数	年	通数
1888（明治21）	1	1901（明治34）	58	1914（大正3）	67
1889（明治22）	2	1902（明治35）	63	1915（大正4）	18
1890（明治23）	0	1903（明治36）	50	1916（大正5）	46
1891（明治24）	3	1904（明治37）	40	1917（大正6）	48
1892（明治25）	10	1905（明治38）	67	1918（大正7）	59
1893（明治26）	26	1906（明治39）	58	1919（大正8）	55
1894（明治27）	0	1907（明治40）	41	1920（大正9）	42
1895（明治28）	0	1908（明治41）	7	1921（大正10）	40
1896（明治29）	0	1909（明治42）	71	1922（大正11）	40
1897（明治30）	2	1910（明治43）	88	1923（大正12）	71
1898（明治31）	1	1911（明治44）	71	1924（大正13）	60
1899（明治32）	40	1912（明治45）	66	1925（大正14）	88
1900（明治33）	47	1913（大正2）	20	1926（大正15）	92
					1,558

表1 国際年賀状受取通数（年別）

3 長崎まで海底ケーブルを敷設し、1871（明治4）年から日本の国際電信事業を開始。大北電信株式会社編『大北電信株式会社百年略史』（国際電信電話株式会社、1972年）p. 17.

年	国・地域名／機関名
1888 (明治21)	コロンビア
1889 (明治22)	ポルトガル
	ドイツ
1890 (明治23)	—
1891 (明治24)	ブルガリア
	デンマーク
1892 (明治25)	エクアドル
	ノルウェー
	フィンランド
	モンテネグロ
	サルヴァドル
1893 (明治26)	ペルー
	ルーマニア
	セルビア
	ウルグアイ
	グアヤキル
	アメリカ
	スペイン
	コーチシナ (ベトナム)
	ロシア
	メキシコ
	万国郵便連合 (UPU)
	ルクセンブルグ
	コスタリカ
	ホンジュラス
	ポリヴィア
オーストラリア	

表2 国際年賀状 (最初期受取例)

### (2) 受取状況

これらを総合し、明治から大正時代にわたって39年間で日本がどの国から多く年賀状を受け取っているかをリスト化した(表4)。回数、枚数ともにデンマークが最多で1891(明治24)年から1926(大正15)年までの間に29回受け取っている。

### (3) 発出先

国際年賀状の大半は省庁が国を代表して送付しているが、データ化して見えてきたのは一国一通というわけではなく、国によっては複数枚送付されている場合があるということである。最たる例はドイツで、受取枚数の累計を回数で割ると1年あたりの平均数は3枚と多い。ドイツの場合は、郵便電信局や鉄道郵便局等から同年に複数枚を差し出しているため、発出先の

国地域・会社・機関	国数等
ヨーロッパ	39
アジア	18
アフリカ	16
南アメリカ	14
中央アメリカ	12
オセアニア	3
北アメリカ	2
小計	104
商業会社	12
国際機関	2
不明	2
小計	16
合計	120

表3 外国年賀状 (国地域・会社等別)

国名	回数	枚数	枚数／回数
デンマーク	29	58	2.0
ノルウェー	26	40	1.5
インド	25	49	2.0
メキシコ	24	39	1.6
ベルギー	24	40	1.7
ドイツ	23	68	3.0
スウェーデン	23	40	1.7
ルーマニア	22	31	1.4
ポルトガル	21	33	1.6
コーチシナ (ベトナム)	21	27	1.3
ブラジル	21	30	1.4
ギリシャ	21	25	1.2
エクアドル	20	23	1.2
スペイン	20	23	1.2
イタリア	20	21	1.1
チリ	20	24	1.2
スイス	20	28	1.4
アルゼンチン	20	23	1.2
オランダ	19	36	1.9
中国	19	44	2.3

表4 国際年賀状 (回数・枚数)



図2 1899年 帝国ケルン上級郵便管理局



図3 1905年 ライプチヒ鉄道乗務員

例を挙げると、ベルリン帝国郵便局、ベルリン電信局、バイエルン郵電局、帝国ケルン上級郵便管理局（図2）、ライプチヒ鉄道乗務員（図3）、オーバーハウゼン地区鉄道乗務員、エムデン電信局、フランクフルト郵便局、ブレーメン上級郵便管理局などがある。

### 3 文字情報

#### (1) 宛先について 江戸「Yedo」と東京「Tokio」

最初期には江戸宛に到着となっている年賀状例がある。図4のグアヤキルは「Yedo (Japon)」、図5のコスタリカは「Yedo」という標記で記されている。多くの国々は、図6のオーストラリアのように東京「Tokio」または「Japon (Japan)」宛で差し出されている。19世紀末、日本という国がどのように認識されていたかがわかる事例として興味深い。これら国際年賀状は封書で差し出されることが多く、カードそのものには宛先が明記されている例が少ないため、どのような宛先で差し出されたかを体系的に知ることができない。収集当時にカバー（封筒）が保管されなかったことは残念である。カバーが残っている例としては、現時点調査までに数件ほど判明しているが、押印された日付印（消印）からは、日本までの輸送経路を知る手がかりがあり、通信・運輸の状況を知るものとしても貴重である。



図4 1893年 グアヤキル郵電庁長官（江戸宛）



図5 1900年 コスタリカ郵政庁（江戸宛）



図6 1899年 メルボルン郵便局電信部（東京宛）

## (2) クリスマスカードとニューイヤーカード

はがき（カード）は、1869年にオーストリア＝ハンガリー帝国の郵便局で販売が始まり、手軽にメッセージを送ることができるツールとして瞬く間に世界各国でカード文化が花開くようになる。今日、欧米では年末年始のあいさつ状は専らクリスマスカードが主流だが、かつては日本と同じく年賀状（ニューイヤーカード）も差し出されていたようである。

今回取り上げている国際年賀状は、その名の通り基本的には賀詞を記した「年賀状」だが、なかにはクリスマスと賀詞を併記する例がある。こちらは少数派でインドの例（図7）が上げられる。



図7 1899年 インド郵政庁長官（クリスマス・賀詞併用例）

## ④ 年賀状のデザイン

これまで紹介した年賀状例にあるようにそのデザインはさまざまだが、初期においては賀詞のほか、神話的図像などを施した華麗なデザインが多い。例外はあるが、大きくは以下の6つに分類することができる。それぞれに対応する図版を用いて事例を紹介する。

### 【事例】

#### (1) 賀詞と徽章を配したもの

徽章には国や省庁の文様のほか、郵便事業を表す徽章も多く用いられている（図8）。これはヨーロッパの王室のある国に多い郵便徽章で「王国＝王冠」「ホルン＝郵便」を示している。



図8 1907年 スウェーデンの郵便徽章

## (2) 郵便事業をあらわしたもの

図9は、デンマークのコペンハーゲンのような。郵便馬車と郵便外務員らを描いたものである。左手のレンガ建ての建築物はコペンハーゲン中央郵便局。図像がある場合は、このように通信事業に関する要素が一枚に収められている例が多い。

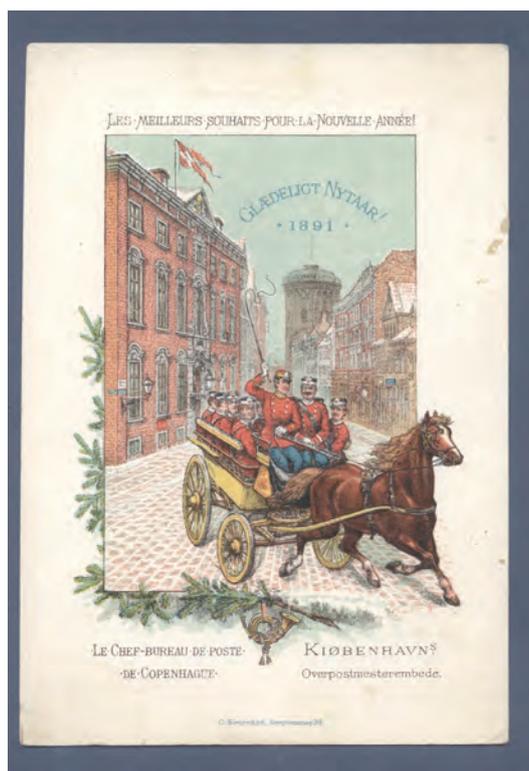


図9 1891年 郵便馬車と中央郵便局（デンマーク）

## (3) 電信電話、通信事業をあらわしたもの

背景に電線を表現した事例は多い。なかでも図10は工夫を凝らしており、電線に止まる小鳥で新年のあいさつの文言であるProsit Neujahr（新しい年に乾杯）を表現している。

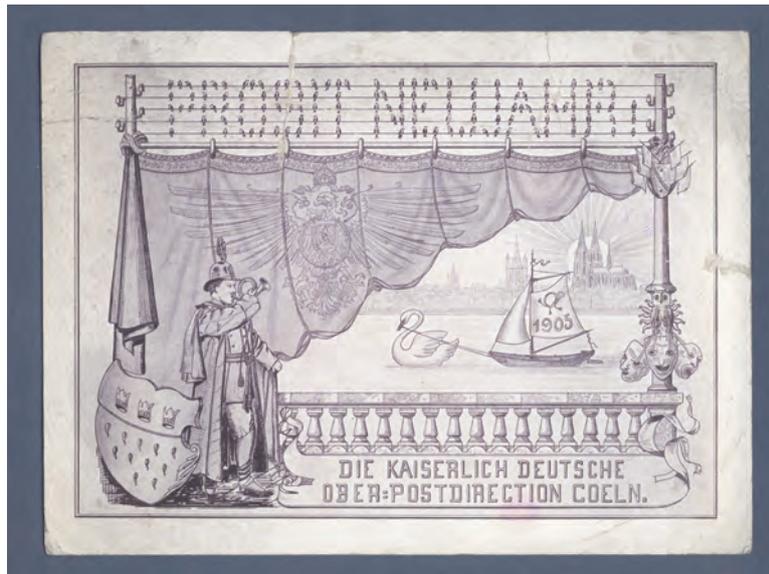


図10 1905年 電線を表した例（ドイツ）

(2) (3) の要素を神話的図像で表現した例

図11、12は全能神ゼウスとそのアトリビュートである「雷」で電気通信事業を表している。この雷の表現は、フランスなどヨーロッパの多くの郵便電信電話部門の徽章となっており、当館収蔵の外国制服や制帽のデザインに同様の事例がある。



図11 1901年 ゼウスと雷（ドイツ）



図12 1903年 雷と電話機（ホンジュラス）

図13、14は通信の象徴とされるヘルメスとそのアトリビュートである「ケリュケイオン（双翼と蛇の杖）」により、通信事業のイメージを図像化している。



図13 1901年 ヘルメス切手（ギリシャ）



図14 1904年 ケリュケイオンと電信局（ドイツ）

(2) (3) の要素を組み合わせた例

郵便関連の図像を主題として描くスタイルが主流で、背景に電線を配して通信事業全般を巧みに表現している。図15は雪の夜の鉄道による郵便輸送。図16では後方の電線の前に立つ馬上の通信使（郵便配達員）を描いている。いずれもドイツの事例だが、同国のデザインは印刷技術も高品質で、通信事業を描きながらも作品としての完成度の高い華麗なデザインが多いのが特徴的である。

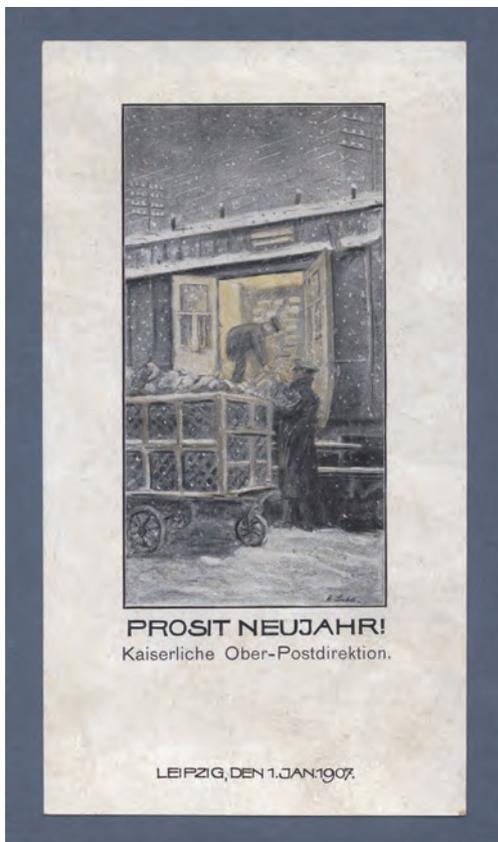


図15 1907年 鉄道郵便と電線（ドイツ）

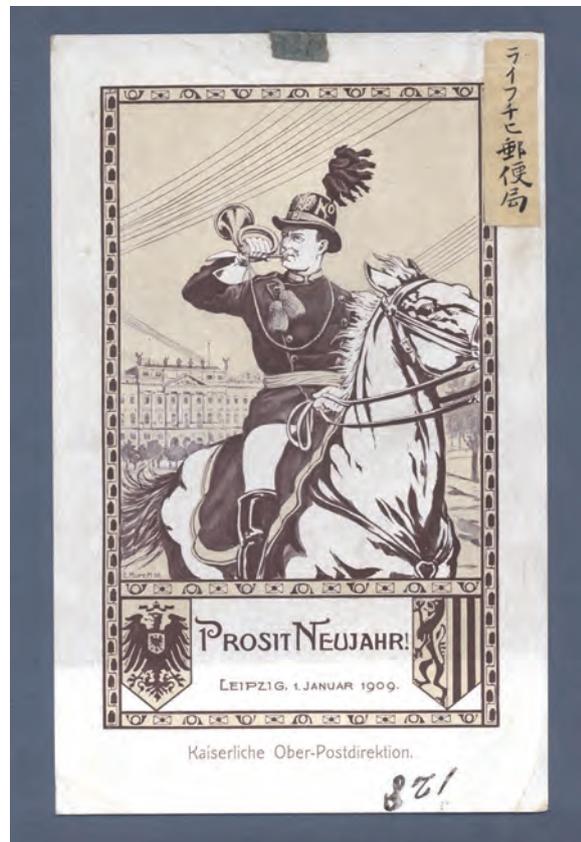


図16 1909年 郵便と電線（ドイツ）

(4) 庁舎、局舎などの建物をあらわしたもの

郵便・電信局のほか、威厳を象徴する庁舎を主題として表現している例もある（図17）。



図17 1905年 ベルン郵政庁舎（スイス）

(5) 発出国の景勝地などその国のイメージを伝えるもの

通信事業のモチーフではなく、写真や風景画を用いた年賀状デザインの例（図18）。



図18 1901年 ルクセンブルグの街並み

(6) その他

外国の年賀状の中には、日本的なエッセンスがある例もみられる。図19はフランスの事例だが、1900年開催の第5回パリ万博の影響があるのか、桜を用いた日本的モチーフの年賀状である。図20の万国郵便連合の年賀状には、連合のシンボルマークと同様に各国の女性像に加え日本女性が表現されている。

19世紀末から20世紀初頭の国際年賀状で特徴的なのは、電信電話を象徴するデザインである。現在では描くのを避けてしまいがちな電線、碍子、電柱などを積極的に描く。これは最先端のシステムを導入している様を見せつけるような図柄とも言えるだろう。このごく小さな紙片の中には、美しさともに新時代の幕開けを象徴する最先端の動力や電気電信のパワーを体現するようなデザインにあふれている。



図19 1902年 フランス郵電庁の年賀状



図20 1902年 万国郵便連合からの年賀状 (スイス)

## 5 今後の検証

当館の初期の収蔵資料の多くは通信省の各部署から移管された物品類で形成されているが、この国際年賀状については受入れの経緯が判明していない。

日本が万国郵便連合に加盟したのは、1877（明治10）年である。各国郵政庁との直接交換が始まった同時期の年賀状が存在していてもおかしくないが、当館のコレクションとしては1888（明治21）年の年賀状が最初で、それ以前の資料は存在していない。その頃の資料がない理由の一つとしては、1887（明治20）年の通信省の組織改正<sup>(4)</sup>が考えられ、この新体制下以降の資料が当館にあるとも思えるが、推察の域を出ない。

ちなみに博物館としての資料収集は、1892（明治25）年から当館の前身である郵務局経理課物品掛により行われ、さまざまな収集を積極的に行っていたようである<sup>(5)</sup>。外国の物品に関しては、1897（明治30）年以降に外国郵便課で保管していた万国郵便連合交付の外国切手の移管が開始されたことから、国際年賀状もその頃から物品掛に移管されていたと考えられる<sup>(6)</sup>。収蔵経緯については、当時の資料目録や文書類をあたり、別途調査を進めたいところである。

そのほか前述の統計にあるように毎年交換される年賀状が、国地域や年によりばらつきがあ

4 3月10日組織改正。通信省に大臣官房と総務・会計・内信・外信・工務・為替貯金・燈台・管船の各局を置く（郵政省編『郵政百年史』（通信協会、1971年）p. 123.）

5 井上卓朗「郵政資料館所蔵資料概要」（郵政資料館『郵政資料館 研究紀要』創刊号、2010年、p. 98.）

6 通信博物館編集『通信博物館75年史』（信友社、1977年）pp. 11-15.

る点も気になるところである。単純な増減があるわけではなく極端に少ない年があるほか、北  
欧や南米の量に比べて欧州主要国が少ないなどの差についても取蔵経緯などを調査し明かにし  
ていきたい。

最後に日本の事例を紹介する。1903（明治36）年に日本が差し出した国際年賀状の原画で、  
博物館主任の樋畑雪湖が担当した<sup>(7)</sup>。近代化の象徴といえる「通信」と伝統的な日本の「風土」  
を対比させるデザインを用いている。桜舞う春風の中、自転車で郵便を配達する外務員の姿で  
ある。



図21 1903年 通信省の国際年賀状（原画）

（いむら えみ 郵政博物館 主席学芸員）

7 井上卓朗「郵政資料館所蔵資料概要」（郵政資料館『郵政資料館 研究紀要』創刊号、2010年、p. 97）

資料調査報告

# 新たに発見された郵政事業関連の特許証

井上 卓朗

## 1 はじめに

郵政博物館では、未調査の保存書類等の整理、調査を適宜行っているが、過去、その過程において、「東海道絵巻（写真帳）<sup>(1)</sup>」、「中世東大寺文書と往来軸<sup>(2)</sup>」、黒田清輝画「暮雲<sup>(3)</sup>」など重要資料を発見している。本年度、通信博物館事業課文書綴の中から郵便関連器機類の実用新案登録証及び特許証を発見した。その内訳は回転式郵便箱、鉄道郵便自働受授装置、郵便葉書自働売捌器各1点、自働押印機4点、計7点である（表）。

これらについては、機器類が現存するものもあり、特許証の内容から装置の詳細について知ることが可能となるので、漸次調査を進めていくこととするが、ひとまず、その概要を報告する。

特許等名	発明者	特許番号	取得年月日
回転式郵便函（実用新案）	藤井勝一	9631	明治41年 7月 9日
鉄道郵便自働受授装置	吉野又四郎	7053	明治42年11月10日
俵谷式郵便葉書自働売捌器	俵谷高七	1942	明治44年 2月23日
郵便はがき消印機	島縫之助	17652	明治43年 2月16日
林式郵便葉書押印器	林里作	19427	明治44年 2月23日
小代式郵便葉書自動消印機	小代為重	25786	大正 3年 4月11日
自働押印機	大賀福次郎	60912	大正12年 3月28日

表 特許証等リスト

## 1 回転式郵便函（図1）

回転式ポストは明治41年10月、公達第808号によって正式にその雛形が定められた<sup>(4)</sup>。そのため、明治41年7月9日に実用新案登録となった藤井勝一の回転式郵便函装置は、最初の公式鑄鉄製赤色円筒形郵便柱箱（回転式ポスト）の原案といえる。

中村幸治の登録実用新案登録 第15999号の登録名称は「郵便柱函差入口」であり、「郵便物ヲ投入後自動的二作用ヲ起スヘキ郵便柱函差入口の構造」<sup>(5)</sup>となっているので、回転式という部分については藤井勝一が最初の考案者といえる。

- 1 井上卓朗「江戸時代の東海道における通信と交通について」郵政省郵政研究所編『郵政研究所10周年記念論文集』（1998年）
- 2 田良島哲「郵政資料館所蔵の中世東大寺文書と往来軸」『郵政資料館 研究紀要』創刊号（2010年3月）、井上卓朗「新たに発見された東大寺文書」『郵便史研究』第27号（2009年3月）
- 3 東京文化財研究所企画情報部『黒田清輝 美術研究作品資料』（東京文化財研究所、2008年）
- 4 井上卓朗「最初の公式鑄鉄製赤色円筒形郵便柱箱—回転式ポストとその改良について—」『郵政博物館 研究紀要』第7号（2016年3月）76-77頁
- 5 前掲、井上卓朗「最初の公式鑄鉄製赤色円筒形郵便柱箱」81頁

郵便物投函後に差入口が自動的に回転して元の位置に戻る部分が中村の実用新案ということであろう。また、公達第808号によって正式に定められた雛形及び現存する回転ポストの構造は、中村式の実用新案と合致している。



図1 回転式郵便函

## ② 鉄道郵便自働受授装置 (図2)

吉野又四郎による鉄道郵便自働受授装置とは、鉄道郵便車が通過する駅において郵袋を受け渡しする装置である。明治27年、山陽鉄道に急行列車が導入され、明治29年には東海道本線にも急行列車が登場した。急行列車による郵便輸送は、その停車駅の地域にいち早く郵便物を届けることができるが、通過駅附近の郵便物は遅延してしまうことになる。そのため、走行中、急行列車に連結された郵便車と通過駅とで、機械により郵便物を直接受け渡しする方法が検討された。これが鉄道郵便自働受授装置である。

この装置の機能は、「走行中の列車から郵袋を降ろすことと、通過駅から列車に郵袋を積み込むこと」の二つであり、この作業を同時に行わなければならない。最初に考案された装置が、「鉄環式鉄道郵便行囊受授機」である<sup>(6)</sup>。鉄環式という名称は、その装置が鉄輪を用いている

6 「鉄道郵便行囊受渡機械の設置と機械の構造・用法」『交通』第19巻第189号（1898年11月）38-39頁

ため、その形状から付けられたと考えられる。この行囊受授機は、明治31年11月から、東海道本線の大森、川崎、藤沢の三駅でその使用が開始された。しかしながら、この方式での受授は事故が続発した。そのため、新たな装置の開発が進められ、完成したのがこの「吉野式鉄道郵便自働受授装置」である。

この装置による受渡方法は、設置当初は良好な成績を上げ、急行が走る本線を中心に設置されていた。しかし、その後の鉄道運用車両の幅員改良等により、車窓と機械柱とが接近し、事故が多発するようになった<sup>(7)</sup>。

職員や旅客の人命に与える危険度が高く、それを防ぐための安全監視等で車内事務にも支障を来し、結果から言うと、昭和6年以降、実質的に廃止の状況に至っている。

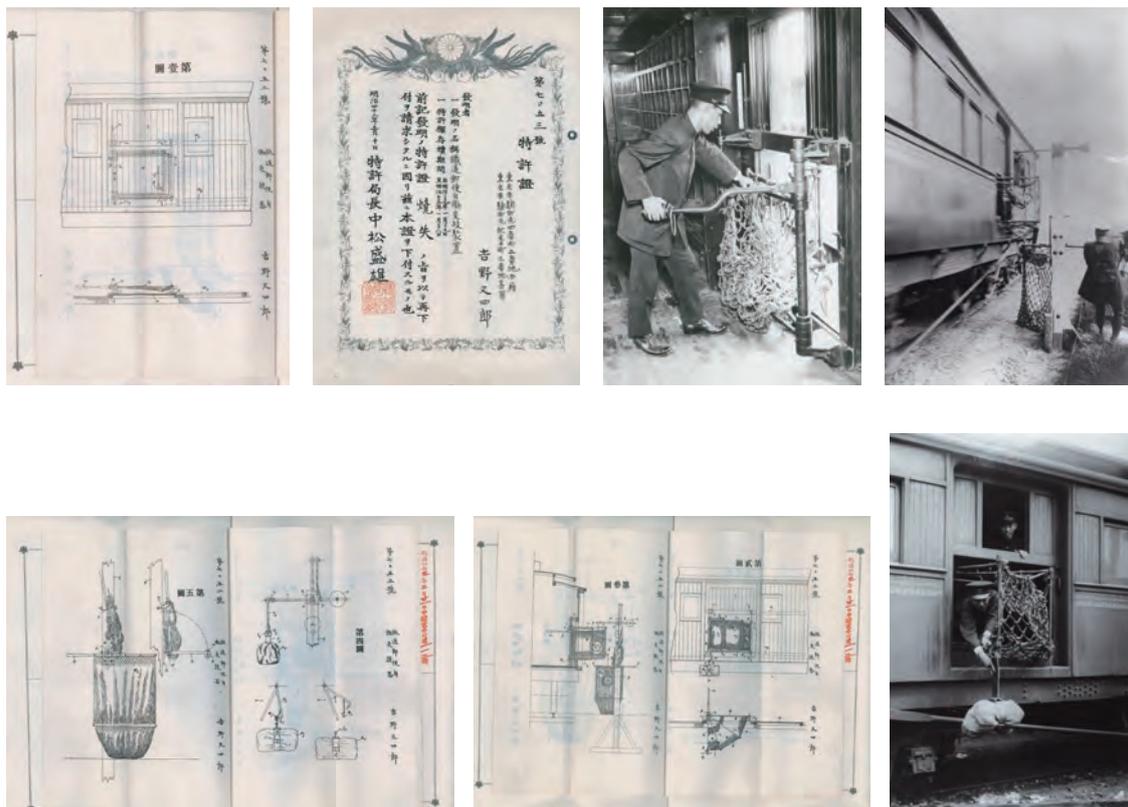


図2 鉄道郵便自働受授装置

### 3 俵谷式郵便葉書自動売捌器 (図3)

これは郵便はがきの自動販売機である。考案者の俵谷高七は中村幸治氏とともに最初の鉄製赤色ポストの開発者として知られている<sup>(8)</sup>。

俵谷製の郵便関係の自動販売機としては、これが二代目である。初代は「自働郵便切手葉書

- 7 当時通信書記官を務めた米田奈良吉も、「採用せる吉野式受渡機械は今やその創設当時より十数年を経過し、その間運用車両の幅員改良等のため車窓と機械柱との接近を来し、旅客又は鉄道従事員の機械に触れて負傷するものを生じ、郵便物の機械受渡は鉄道業務上の一問題となり、遂に増設を見合わずの外なきに至れり。」と評している(米田奈良吉「東海山陽直通線路の改良計画に就て」『通信協会雑誌』第49号(1912年8月)9頁)
- 8 「郵便差出箱(ポスト)のうつりかわり(その2)」『郵政省通信博物館資料図録』No.2(1975年)、「郵便ポストの移り変わり(その1)」『郵政省郵政研究所附属資料館(通信総合博物館)資料図録』No.39(1989年)

売下機」である<sup>9)</sup>。この売下機は、明治37年に制作された切手と郵便はがきの自動販売機であり、日本で現存する最古の自動販売機といわれている。この機械は、投入されたコインの作用だけで作動するもので、江戸時代からの伝統である人形や時計のからくりの技術を利用して作られており、動力は全く使われていない。

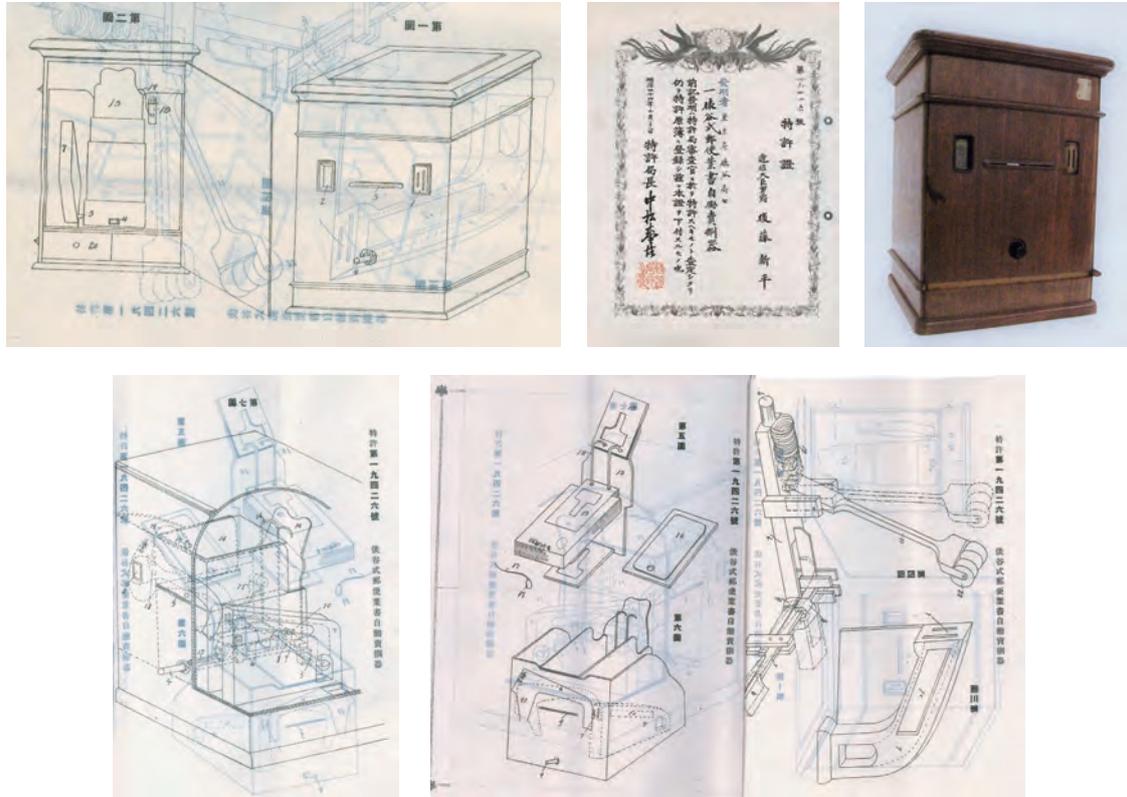


図3 俵谷式郵便葉書自動売捌器

#### 4 郵便はがき消印機（島縫之助）（図4）

自動押印機（消印機、押印器）は郵便物の消印作業を行う機械である。明治10年代になると、差し出される郵便物が増加し、手作業による押印作業は困難を極めた。特に、年賀状の消印は困難を極め、郵便局の職員は元日から不眠不休で消印を行い、印軸を握る右手はマメで腫れあがるといった状況があった<sup>10)</sup>。そのため、消印作業の機械化が検討されたのである。

海外においても同様な状況が発生しており、各国で自動押印機の研究開発が行われた。明治18年には郵便総局官野村靖がドイツで開発された「足踏式押印機」を購入し持ち帰ったが、同機が国内で最初に試験運用された押印機であるとされている<sup>11)</sup>。

さて、島縫之助の「郵便はがき消印機」であるが、この特許証以外には資料が残っていない。島縫之助についても和歌山県出身という特許証の情報以外は詳細が不明であり、今後の調査が必要である。国産の押印機としては「林式郵便葉書自動押印機」が一号機とされているが、島の特許取得はそれより1年早い。しかし同消印機は現存しておらず、まぼろしの一号機といえるかもしれない。

9 井上卓朗「現存する最古の自動販売機 自動郵便切手葉書売下機」『郵便史研究』第34号(2013年3月)  
 10 「中外郵便週報」(明治14年1月2日付)  
 11 村山隆拓「現存するわが国最古の自動押印機『足踏式押印機』」『郵政資料館 研究紀要』第2号(2011年3月)

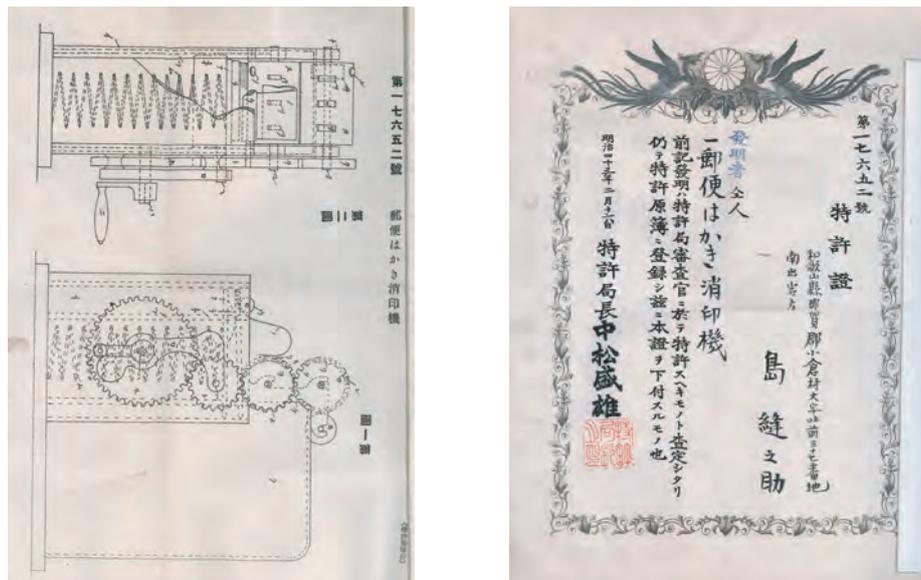


図4 郵便はがき消印機（島縫之助）

## 5 林式郵便葉書押印器（図5）

前述のとおり、林式郵便葉書押印器は、明治44年に国産として初めて実用化された押印機である。特許考案者の林理作は通信博物館の職員であり、同機も現存している。

同機は、葉書を押印器上部にセットすると、自動的に1枚ずつ中央の押印部に搬送され、押印後、下部の集積部に格納される仕組みとなっている。平均的な消印能力は1分間に手動式250枚、電動式300枚で、昭和5年頃まで約30台が活躍した。

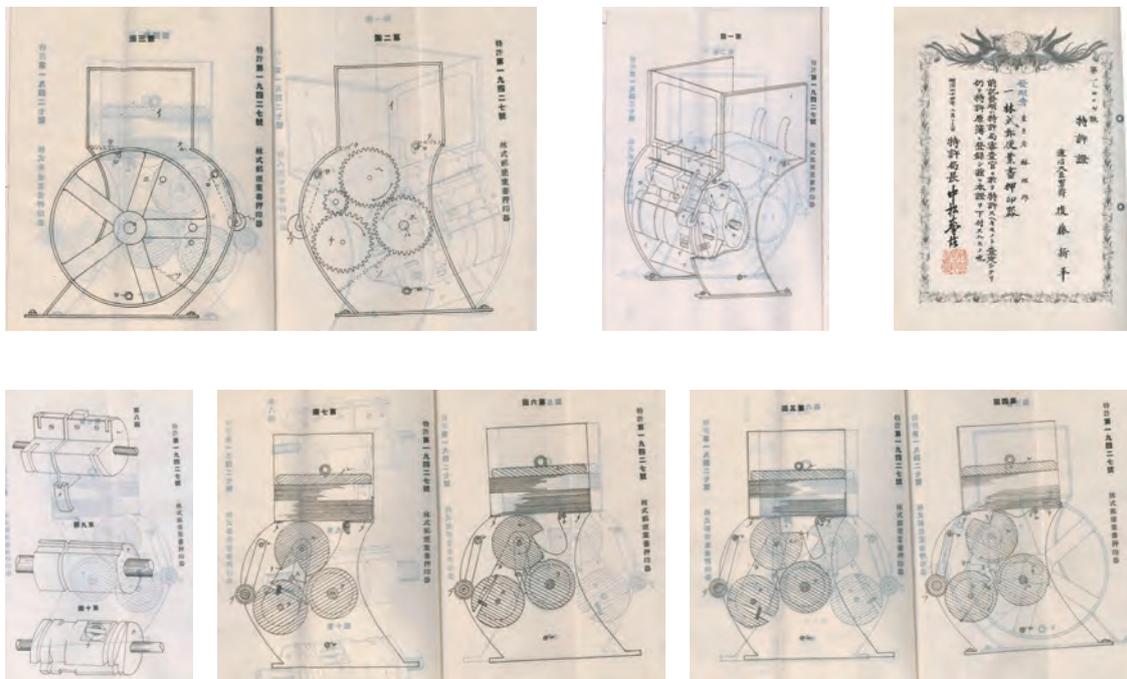


図5 林式郵便葉書押印器<sup>(12)</sup>

12 (参考) 大賀式自動押印機写真 郵政博物館HP 収蔵品の紹介  
<http://www.postalmuseum.jp/collection/genre/detail-167879.html>

## 6 小代式郵便葉書自動消印機（図6）

小代為重が大正3年に開発した押印機の特許証であるが、この押印機は現存していない。電磁石を利用しているなど興味深い点があり、今後の調査が必要である。

発明した小代為重は逓信博物館に勤務する逓信局技手であり、大正大礼記念画葉書の原画<sup>(13)</sup>も描いている。洋画家として著名な小代為重と同一人物であると思われる。



図6 小代式郵便葉書自動消印機

## 7 （大賀式）自働押印機（図7）

国産押印機の研究は継続して行われており、大正6年には福岡郵便局平川常弥による平川式手動押印機が開発された。同機はその後電動式に改良されている。大正8年には米国のユニバーサル・キャンセリング・マシン社製D型押印機が導入され、一種、二種郵便物の押印に試用された。大正13年に特許を取得した大賀式押印機は、その長所を取り入れた押印機となっている<sup>(14)</sup>。開発者の大賀福次郎は逓信博物館の職員である。同機は封書・はがきの両方に押印でき、電動式にもなり、D型の半額程度で調達できるため、実用機として昭和前期には200台以上が郵便局に配備された。

大賀式押印機については、特許証だけでなく特許取得の立案文書など関連文書類も同時に発見した。

13 小代為重「即位禮紫宸殿御式場之圖」『大正大礼記念画葉書原画』郵政博物館蔵

14 郵政省編『郵政百年史資料』第26巻 事業用品史料集（吉川弘文館、1971年）91-95頁



図7 (大賀式) 自動押印機<sup>(15)</sup>

## 8 さいごに

郵政関連の特許等については、特許公報などからその内容についてある程度判明していたが、特許証等の実物の収蔵品は、中村幸治の実用新案登録証「郵便柱函差入口」(第15999号) 1点のみであった。今回の発見によって一挙にその数が増えることになる。

今回の発見は、旧通信博物館の事業書類関係の未整理品の中からのものであり、このような書類のなかに貴重な歴史資料が埋もれている可能性を示唆している。

(いのうえ たくろう 郵政博物館 館長兼主席資料研究員)

15 (参考) 大賀式自動押印機写真 前掲HP  
<http://www.postalmuseum.jp/collection/genre/detail-167881.html>

トピックス

簡易生命保険誕生100年記念・扇面原画展

「一竹内栖鳳から東山魁夷、平山郁夫まで—  
美をあふぐ 華麗なる巨匠たちの扇の世界展」

岩島 美月

本展は、平成28年が簡易保険誕生100年にあたる年であることを記念し、かつて簡易保険局で制作された、著名な画家の扇子の原画を前期後期に分けて一挙に紹介した展覧会である。この簡易保険局の扇面原画は、当館収蔵資料の中でも最も貴重なコレクションのひとつといえる。

簡易生命保険が創業されたのは、大正5（1916）年。その創業後まもなく、通信省において、事業功労者への配布用として美しい扇子が制作された。

その扇子の原画は、竹内栖鳳、土田麦僊から東山魁夷、平山郁夫まで、大正から昭和、平成の各時代を代表する日本画壇の名高い巨匠たちによって手がけられており、小さな作品ながら、近代日本美術史の縮図を見るかのような作品群となっている。コレクションは、扇子は大正7（1918）年の松岡映丘「平安時代の長柄の鉋子を持つ女官」から、原画については大正13（1924）年の平福百穂「竹林の隠者」・山村耕花「金魚」から形成され、原画61点（別保管品として整理収蔵されていた堅山南風の扇子原画「飛燕の図」を一連の扇子コレクションの原画として含めるとすると62点<sup>(1)</sup>）、扇子76種を収蔵している。

この扇子の制作が始まった時期や、制作に関する経緯詳細については定かではないが、当館では、簡易生命保険の最初のポスターが制作された時期と同時期、おそらく大正7（1918）年頃から始まったのではないかと推定している。

扇子の制作は、昭和39（1964）年まで続き、その後27年ほど中断されたが、平成3年（1991）年、簡易生命保険創業75周年の記念事業の一環として再開された。この制作再開に際し、原画を依頼する作家について、省内では、日展入賞者、文化勲章等受章者、文化功労者、芸術院会員等の中から選出するよう基準が設けられた<sup>(2)</sup>。

再開最初の原画は、日本画家小倉遊亀に依頼され、「桔梗」の扇子が完成した。その後も平成12（2000）年までに、上村松篁、平山郁夫、東山魁夷、加山又造などいずれも著名な画家の原画による扇子10点が制作されたが、平成13（2001）年からは、旧原画を再使用した扇子が制作されるようになった。旧原画の再使用から2年後、旧郵政省から旧郵政公社となった平成15（2003）年からは再び制作が中断され、そのまま現在に至っている。

さて、昭和39（1964）年以前（制作中断する以前）の原画については、郵政省に粛然と保管されていたが、平成3年（1991）年の簡易生命保険創業75周年の記念事業の柱として、扇子制作再開とともに原画集の制作と一般公開の展覧会が実施されることとなった。これにより、過

1 当館の簡易保険局の扇子コレクションの従来リストでは、堅山南風の「つばめ」について、扇子本体は存在するものの「原画の収蔵は無し」とされている。が、本コレクションとは別物として当館に保管されていた詳細不明の簡易保険局関係の原画の中に、本コレクションの堅山南風「つばめ」扇子と類似した堅山南風による燕の扇面原画が存在している。本展では、これを本コレクションの扇面原画のひとつとして展示した。

2～4 平成3（1991）年、扇子制作の再開等に携わった元郵政省簡易保険局職員への聴取り調査による。

去の作品群も再び表舞台に登場することになったが、原画は、保管されていた間に傷みが進んでおり、そのままではとても画集制作や展示に耐えうる状況ではなかったため、まず、修復作業が行われた<sup>(3)</sup>。当館には、修復された後の原画が収蔵された<sup>(4)</sup>。

本扇子の制作については、始まりの時期などはっきりしないことも多く、収蔵コレクションについても、扇子は存在するものの原画が不明なもの、原画のみならず扇子本体も不明なものがあり、継続的な調査が今後の課題である。

なお、本展を開催するにあたり、改めて収蔵品を整理し、これまで当館で発表した過去の調査リストの正誤を次の表の通り改訂した。

小稿を記すにあたり、御協力、御教示いただいた、一般財団法人簡易保険加入者協会理事長齋尾親徳氏と簡易生命保険創業75周年の記念事業で扇子制作再開等に携わった元郵政省簡易保険局職員の方に対し、この場を借りて御礼申し上げます。

[表] 郵政博物館収蔵 簡易保険扇子原画 コレクション リスト

	名称	作者	制作年代	西暦	原画の有無	扇子の有無	男女サイズの別
1	長柄の銚子を持つ女官	松岡 映丘	大正7年	1918年	無	有	女物
2※	不詳	結城 素明	大正7年	1918年	無	無	—
3	古銭	小堀 鞆音	大正8年	1919年	無	有	男物
4※	長春花	川合 玉堂	大正8年	1919年	無	無	女物
5	俳句	野田 大塊	大正9年	1920年	無	有	男物
6	蘭	野田 大塊	大正9年	1920年	無	有	女物
7	逆富士	川端 龍子	大正10年	1921年	無	有	男物
8	牡丹	竊木 清方	大正10年	1921年	無	有	女物
9	延年益寿	橋本 閑雪	大正11年	1922年	無	有	男物
10	螢	上村 松園	大正11年	1922年	無	有	女物
11	山水	中村 不折	大正12年	1923年	無	有	男物
12	鮎と撫子	池上 秀畝	大正12年	1923年	無	有	女物
13	竹林の隠者	平福 百穂	大正13年	1924年	有	有	男物
14	金魚	山村 耕花	大正13年	1924年	有	有	女物
15	山水	山内 多門	大正14年	1925年	有	有	男物
16	花鳥	荒木 十畝	大正14年	1925年	有	有	女物
17	金魚	竹内 栖鳳	大正15年	1926年	有	有	男物
18	あやめ	竹内 栖鳳	大正15年	1926年	有	有	女物
19	ざくろ	小杉 未醒	昭和2年	1927年	有	有	男物
20	百合	石井 柏亭	昭和2年	1927年	有	有	女物
21	川蟬	福田平八郎	昭和3年	1928年	有	有	男物
22	金魚	福田平八郎	昭和3年	1928年	有	有	女物
23	甘草	長野 草風	昭和4年	1929年	有	有	男物
24	撫子と桔梗	長野 草風	昭和4年	1929年	有	有	女物
25	一瞬千里	小室 翠雲	昭和5年	1930年	有	有	男物
26	一八	小室 翠雲	昭和5年	1930年	有	有	女物
27	牡丹に黄金虫	山元 春拳	昭和6年	1931年	有	有	男物
28	巖に松	山元 春拳	昭和6年	1931年	有	有	女物
29	楓に鳩	榊原 紫峰	昭和7年	1932年	有	有	男物
30	竹に雀	榊原 紫峰	昭和7年	1932年	有	有	女物
31	鮎	土田 麦僊	昭和8年	1933年	有	有	男物
32	あやめ	土田 麦僊	昭和8年	1933年	有	有	女物
33	緑陰投網	川合 玉堂	昭和9年	1934年	有	有	男物

	名称	作者	制作年代	西暦	原画の有無	扇子の有無	男女サイズの別
34	うつき	山口 蓬春	昭和9年	1934年	有	有	女物
35	富士雪景	横山 大観	昭和10年	1935年	有	有	男物
36	まんま	小林 古径	昭和10年	1935年	有	有	女物
37	かささぎ	前田 青邨	昭和11年	1936年	有	無	男物
38	あじさい	富田 溪仙	昭和11年	1936年	有	無	女物
39	鶴	橋本 関雪	昭和12年	1937年	有	有	男物
40	おしどり	川端 龍子	昭和12年	1937年	有	有	女物
41	京洛春色	西山 翠嶂	昭和13年	1938年	有	有	男物
42	白百合	安田 靱彦	昭和14年	1939年	有	有	男物
43	ぶどう	松林 桂月	昭和15年	1940年	有	有	男物
44	網打	野田 九浦	昭和16年	1941年	有	無	男物
45※	つばめ	堅山 南風	昭和17年	1942年	有	有	男物
46	柿	奥村 土牛	昭和17年	1942年	有	有	男物
47	けし	山口 蓬春	昭和18年	1943年	無	有	男物
48	百合と薊	堂本 印象	昭和18年	1943年	有	有	男物
49	ばら	川崎 小虎	昭和18年	1943年	有	無	女物
50※	雨蛙	中村 丘陵	昭和19年	1944年	無	無	男物
51	松に雪	福田平八郎	昭和19年	1944年	無	有	女物
52	毒だみと蛙	田中以知庵	昭和20年	1945年	有	有	男物
53	柳につばめ	堂本 印象	昭和21年	1946年	有	有	男物
54	せきれい	三輪 晁勢	昭和22年	1947年	無	有	男物
55	つばき	木村 荘八	昭和23年	1948年	有	有	男物
56	縞ひよ	高間 惣七	昭和24年	1949年	有	有	男物
57	せきれい	山口 華揚	昭和25年	1950年	有	有	男物
58	山と松	不詳	昭和26年	1951年	無	有	男物
59※	(不明)	—	昭和27年	1952年	—	—	—
60	百合	鴨下 晁湖	昭和28年	1953年	有	有	男物
61	萩とバツタ	平井 模仙	昭和29年	1954年	無	有	男物
62	縞あしと赤とんぼ	西山 英雄	昭和30年	1955年	有	有	男物
63	熱帯魚	樋口富麻呂	昭和30年	1955年	有	有	女物
64	青栗	濱田 台児	昭和31年	1956年	有	有	男物
65	おもだか	西山 翠嶂	昭和32年	1957年	有	有	男物
66	首夏	加藤 晨明	昭和32年	1957年	有	有	女物
67	ばら	鈴木千久馬	昭和33年	1958年	無	有	男物
68	桔梗	橋本 明治	昭和34年	1959年	有	有	男物
69	波紋	奥村 厚一	昭和35年	1960年	有	有	男物
70	夏の日	田沢 八甲	昭和36年	1961年	無	有	男物
71	あじさい	松林 桂月	昭和37年	1962年	有	有	男物
72	夏の太陽	朝倉 攝	昭和38年	1963年	有	無	女物
73	花	三岸 節子	昭和39年	1964年	有	有	女物
制作中断							
74	桔梗	小倉 遊亀	平成3年	1991年	有	有	男物
75	矢車草	上村 松篁	平成4年	1992年	有	有	男物・女物
76	河畔涼風	平山 郁夫	平成5年	1993年	有	有	男物・女物
77	青富士	東山 魁夷	平成6年	1994年	有	有	男物・女物
78	朝顔	佐藤 太清	平成7年	1995年	有	有	男物・女物
79	濱邊	高山 辰雄	平成8年	1996年	有	有	男物・女物
80	奥入瀬涼々	奥田 元宋	平成9年	1997年	有	有	男物・女物
81	桜花	片岡 球子	平成10年	1998年	有	有	男物・女物
82	初秋	加山 又造	平成11年	1999年	有	有	男物・女物

	名称	作者	制作年代	西暦	原画の有無	扇子の有無	男女サイズの別
83	朝顔	大山 忠作	平成12年	2000年	有	有	男物
84	緑陰投網 (復刻)	川合 玉堂	平成13年	2001年	昭和9年 原画	有	男物
85	川蟬 (復刻)	福田平八郎	平成14年	2002年	昭和3年 原画	有	男物

※2 作者・結城素明については、同年制作の扇子(松岡映丘)の入っていた袋に記載されていたメモによる。

※4 作者・川合玉堂、作品名「長春花」については、同年制作の扇子(小堀鞆音)の箱のメモ及び添付の解説書による。

※45 本コレクションの原画とは別に当館で保管されていた「簡易保険局・原画」類の中に、本原画と思われる原画が存在。従来リストでは「原画無」としているが、本リストでは、これを本コレクションの原画として記している。

※50 原画・扇子は未発見だが、記録により、作者と名称が明らかである。

※59 資料が無いため、制作されなかったのか、扇子・原画が未発見なのか、不明。

※扇子のサイズについては不明な点が多い。



【展覧会オープニング】



【展覧会会場のようす】

(いわしま みづき 郵政博物館 主席学芸員)

トピックス

# 新たに発見された「お年玉付き年賀はがきの見本」

富永 紀子

お年玉付き年賀はがきは、「お年玉付き郵便はがき等の発売に関する法律」に基づいて、昭和24（1949）年12月1日、新しい試みとして昭和25年の年賀用として発行された。内訳は2円の通常はがき3000万枚と、中央共同募金委員会・日本赤十字募金委員会に対する寄付金1円を付けたもの1億5000万枚である。

この新しい試みである「お年玉付き年賀はがき」を考案したのは、京都に住み大阪・心齋橋で英国物を取り扱っている仕立て屋を経営する林正治（はやしまさじ）氏（当時42歳）であった。

年賀はがき発行半年前の6月、「終戦後、うちひしがれた状態の中で通信が途絶えた。年賀状が復活すればお互いの消息が分かるのに。それにくじのお年玉をつけ、更に寄附金を加えれば夢もあり、社会福祉のためにもなる」と思いついたのがきっかけであった。

林氏はまず、大阪の郵政局に行き、郵政大臣への紹介状をもらおうと7月に上京し、郵政大臣より郵務局長を紹介された。

郵政審議会において、この提案は「面白い案だが日本は今、疲弊して食べるものも食べられない時代、送った相手にクジが当たるなんて、そんなのんびりしたことができる状態ではないでしょう」と、時期尚早といった意見も強かったが、曲折を経た末、世界で初めてのくじ付きの郵便物という制度が創設された。

因みに郵政審議会への諮問は、くじによるお年玉の贈与先を、1案では受取人に、2案では受取人と購入者双方にと、併記してあった。購入者に贈る場合は、はがき数に応じたくじの交付を考えていたようである。

世界で初めてのお年玉付き年賀はがき発行のその背景には、郵政省の懐事情も関係していたようである。

戦後、日本の郵便事業は、戦争のもたらした被害が甚大で、その復旧に莫大な資金を必要としたが、郵便利用の低調もあって郵便事業経営は赤字に悩み、この赤字を克服するのが急務であった。そのため、郵便による通信量を増大することが望まれ、その呼び水として年賀状の差し出しを積極的に推奨することになったのである。

林氏はただの思い付きで上京したのではなく、プレゼン資料として、見本のはがきや宣伝用のポスター、お年玉の賞品の案等、具体的なものも携えていた。



図1 お年玉付き年賀はがき見本

図1は林氏の作ったお年玉付き年賀はがきの見本である。ここにはくじ番号や売り出し期間、賞品の受け取り方等が記述されている。

そして、実際に郵政省より発行された年賀はがきは図2のとおりである。

お年玉付き年賀はがきの発行情が決まると、その発売に向け急ピッチで準備が進められたが、林氏もこの間、何もしなかった訳ではない。

自費で、各方面にお年玉付き年賀はがきの発行を知らせる挨拶状を送付しているのである(図3)。

余談ではあるが、この時、林氏は郵政省郵政審議会の専門委員に任命されている。

また、8月には大阪郵政局でお年玉付き年賀はがきの申込書を作成している(図4・図5)。記載が8月となっていることから、林氏の持ち込みから異例のスピードである。



図2 最初のお年玉付き年賀はがき(昭和25年用)

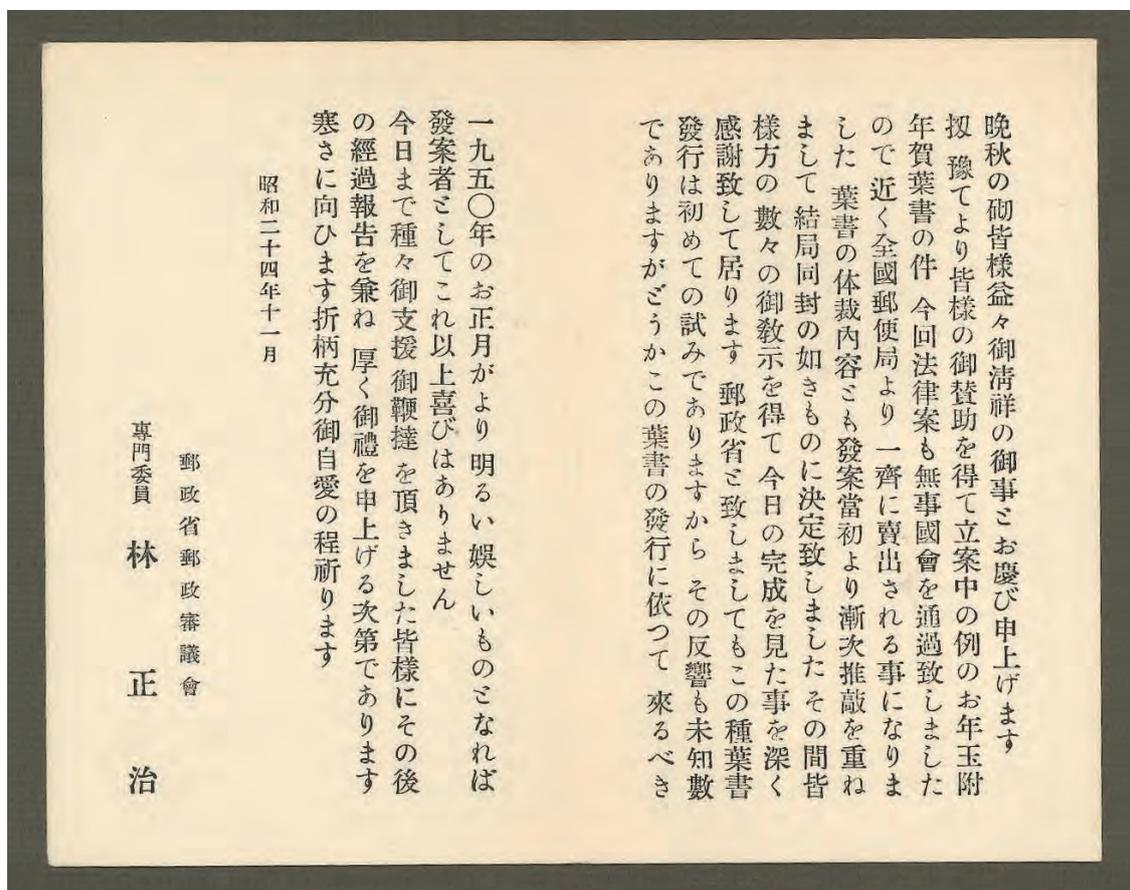


図3 お年玉付き年賀はがきの発売を知らせる挨拶状

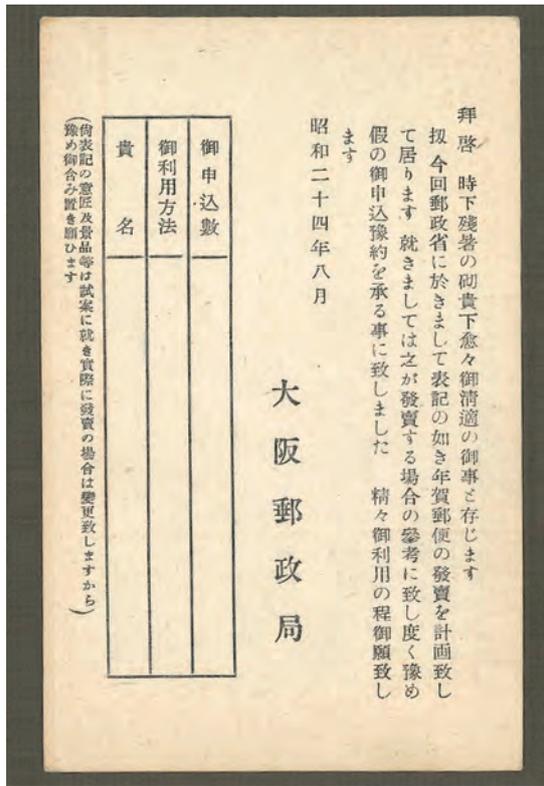


図4 お年玉付き年賀はがき申込書（表面）

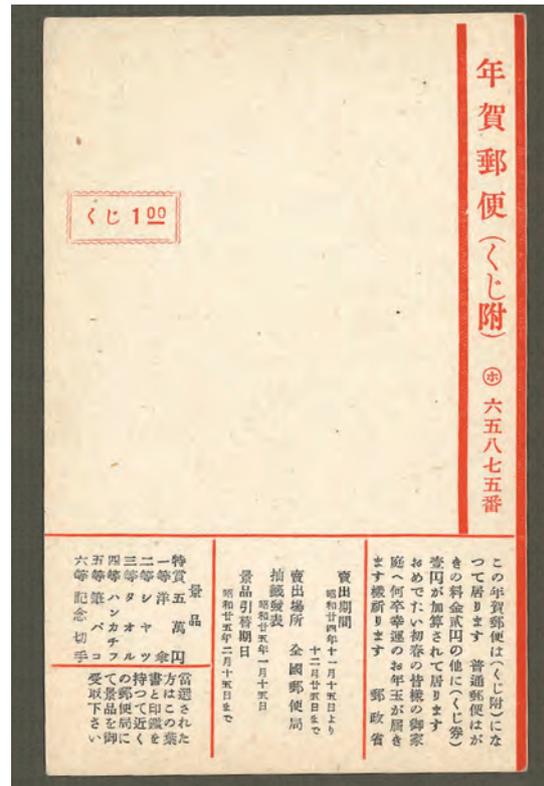


図5 お年玉付き年賀はがき申込書（裏面）

年賀はがきの初年度の販売数は微々たるものであり、林氏は多数の売れ残りを買取ったという話も残っている。

林氏のプレゼン資料には、お年玉付き年賀はがきの宣伝ポスター案もある(図6・図7)。

図6はかなり具体的で、発売期間や抽選発表日が記入されているほか、はがきの値段や特賞50万円、1等ミシンといった賞品まである。

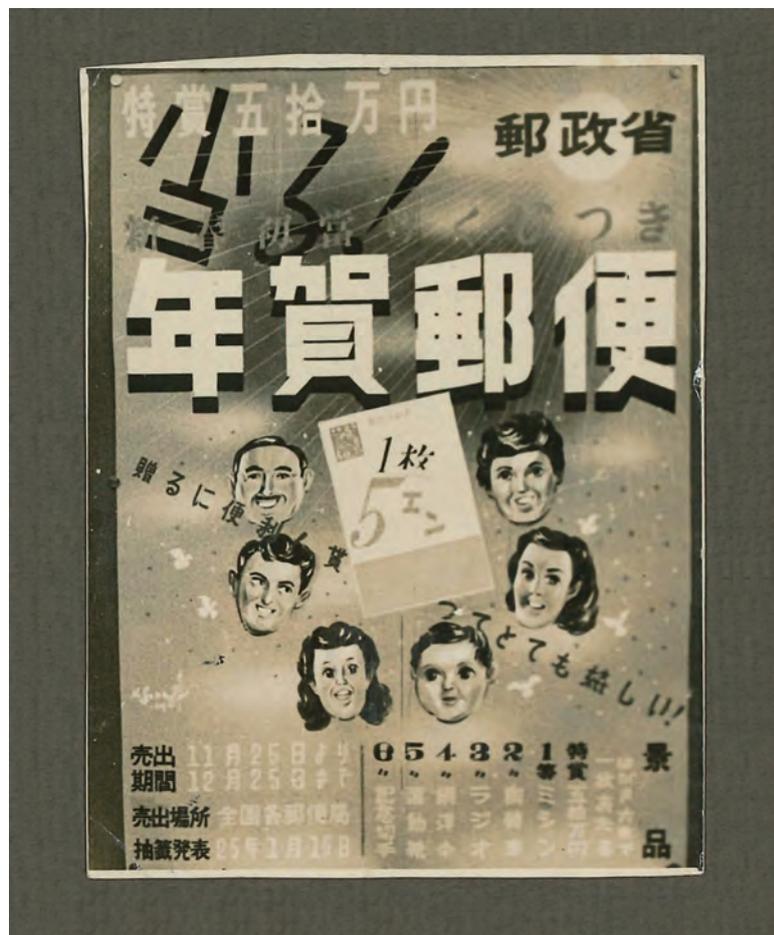


図6 宣伝ポスター案

図7はかなり抽象的ではあるが、ここで、当館が所蔵している昭和25年用のお年玉付き年賀はがきの宣伝ポスターの1つに、図7とよく似たものがある(図8)。これは林氏のデザイン案が元になっているのではなかろうかと考えられる。

後年、林氏は雑誌のインタビューで「お年玉年賀はがきが、こんなにまで続くとはねえ。物のない2、3年のことと考えていましたよ」と語っている。

携帯やスマートホンが普及し、メールやLINEが多く使われるようになった今日でも、新年のあいさつはやはり年賀状が主役である。

その「最初の見本となったはがき」が、林氏の次男 正史氏より年賀イノベーション研究会 高尾氏の元に届き、今回日の目を見たのである。

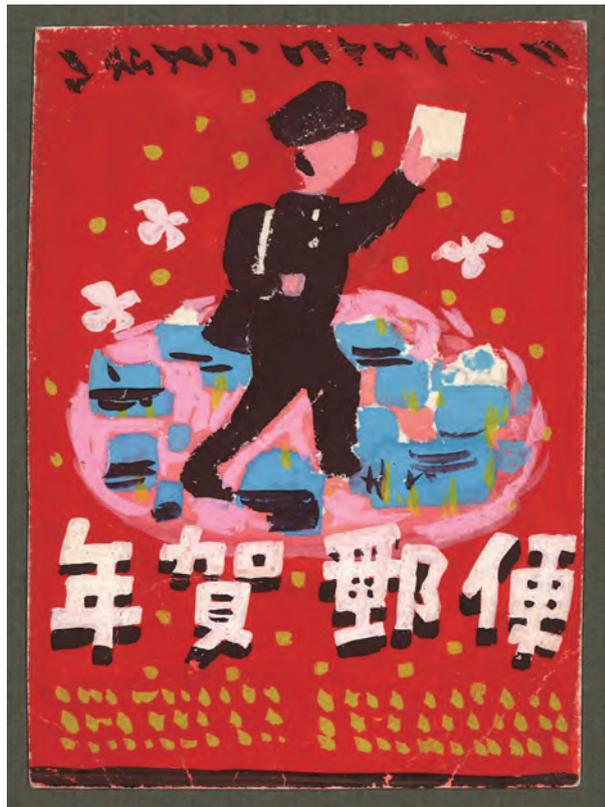


図7 宣伝ポスター案



図8 お年玉付き年賀はがきの宣伝用ポスター  
(昭和25年用)

(付記) 今年度の年賀状展で、これらの資料をお貸しくださり、かつ、小稿を記すにあたり、御協力及び掲載を快諾して下さった高尾均氏(年賀イノベーション研究会)に対し、この場を借りて御礼申し上げます。

#### 【参考文献】

林みのる『童夢へ』幻冬舎、2009年  
『サンデー毎日』1987年1月4・11日  
合併号、毎日新聞社

(とみなが のりこ  
郵政博物館 学芸員)

資料紹介

郵政博物館蔵「甲子延享元年 日記 四番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記  
第四分冊〔「宿駅日記」第四分冊／「延享元年 定飛脚日記 四」〕

史料解題

今号でも前号に引き続き、飛脚問屋・嶋屋佐右衛門の日記を掲載する。本史料は大坂の飛脚組合・手板組の江戸会所である飛脚問屋・嶋屋の日記であり、今回の翻刻分は全十二冊中の第四分冊にあたる。嶋屋や本史料の概要・史料名称等については、本紀要第五号(二〇一四年三月)を参照頂きたい。

前三冊と同様、今回の翻刻で底本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与されている史料である。「宿駅日記」は、和綴本計十二冊からなり、今回掲載するのは、同博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0020/614」として登録されている史料である。史料の表紙には第一〜第三分冊までと同様、「宿駅日記」とだけ書かれた題簽が左端に貼られており、また「駅伝ノ部」「甲延享元歳子三月吉日宿駅日記」「六冊四」と書かれた郵便博物館の蔵書票が表紙下部に貼付されている。この表紙をめくると本来の史料の表紙と思われる部分が現れ、掲載にあたってはこれを表紙とし、史料名もこの記載によった。

この「宿駅日記」は明治期に駅通局において筆写が行われ、その筆写版

「駅通志料」を読む会

の史料が「定飛脚日記」と題されて郵政博物館に所蔵されている。今回の翻刻分に相当するのは、資料番号「SBA/0022/1314」が付与された史料である。この「定飛脚日記」は、「駅通局」の文字が入った罫紙に筆写され、和綴製本されたものである。史料の表紙には旧・郵便博物館の図書番号「第一八八号」などが記された蔵書票の添付があり、また「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押され蔵書番号「和第二百卅六号 共十二冊」などが記された付票等も貼付されているが、形状等の詳細は前号までに記したので、ここでは省略する。ちなみに、第一分冊の解題に記したことであるが、一橋大学にも「定飛脚日記」と題された同内容の史料が収蔵されている。これは旧・東京高等商業学校時代の明治三十九年に購入され、同校図書館で所蔵されていたものである。同史料は虫損の表現、文字の判読の特徴や改行の形式などから、原本の「宿駅日記」ではなく、郵政博物館所蔵の「定飛脚日記」を忠実に筆写したものと考えられる。現在は一橋大学機関リポジトリ「HERMES-IR」において、他の「駅通志料」の一部の筆写史料とともに、インターネット上での閲覧が可能である。翻刻にあたっては、これまでと同様、底本に加え、写本である郵政博物館所蔵本の「定飛脚日記」とも対照し、適切な解説を心掛けた。ただし、原本の「宿駅日記」と比較すると、「定飛脚日記」には文字の判読ミスや

表記違いが多数確認できる。また、これも前号までに記したことだが、『東京市史稿』(産業編第一五―二〇、東京都、一九七一―一九七六年)には本史料が「定飛脚御日記」として採録されている。しかし省略箇所が存在し、「定飛脚日記」を底本としていると考えられるため、原本と比較すると多くの異同が存在する。『東京市史稿』と重複する部分<sup>①</sup>についても、これまでと同様に「宿駅日記」と対照し、比較検討を行った。

本史料の解説と校正作業も、これまで同様、「千葉古文書の会」の隅田孝氏が中心となり、同会の青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会という作業グループを組織して行った。作業を進めるにあたっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を勤め、最終的な校正作業に参加した。

原稿作成に際しては、やはりこれまでと同じく、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げたい。

以下、今回の掲載史料の内容について簡単な解説を行いたい。

本史料は、延享元年(一七四四)三月二十四日の記載に始まり、翌二年の十一月十四日付の記載で終わっている。本史料に記された中心的な記事は、延享元年六月<sup>②</sup>に道中奉行から申し渡された継早飛脚停止に至る顛末と、これに関連する諸事項であろう。ほかに盗難など輸送事故に関する件、嶋屋で新たに出入された家内の掟書に関する件、江戸をはじめ各地の火事情報と火事見舞いに関する件、出水のための川支・各宿の慢性的な馬不足などによる荷物延着とこれに起因する飛脚賃銀値下げ要請に関する件、住吉講(上方の酒造家から派遣され、江戸酒問屋との間に介在した江戸支配人の仲間寄合)に関する件、武家の用達に関する件、大坂城番・三度飛脚請負に関する件などが見られる。

幕府道中奉行による継早飛脚停止の申し渡しは、嶋屋佐右衛門日記の第二分冊、第三分冊に記されている寛保三年(一七四三)閏四月に起きた芝・宇田川町での盗難事件に端を発したものである。これは江戸の飛脚問屋七軒仲間(嶋屋佐右衛門・山城屋宗左衛門・伏見屋五兵衛、和泉屋甚兵衛・十七屋孫兵衛・木津屋六左衛門・京屋弥兵衛)の共同早物会所から差立て

られた走り飛脚(継早飛脚)が遭遇した事件である。この頃、江戸の七軒仲間では早便物は個々では差し立てず、会所に取り集めて共同配達を行っていた。早便には、継所で継走しながら独行する「継早」と、宰領が馬で行く「馬早」の二種があった。この事件をきっかけとして、当時の道中の治安悪化<sup>③</sup>を背景に、継所で交代しながら夜間も独行する継早飛脚について町奉行・島長門守祥正のもとで詮議が進められた。今回掲載史料に見る通り、延享元年三月二十七日以降、継早飛脚を最初に行った若狭屋忠右衛門<sup>④</sup>とその道中継所十八か所を含め、関係者の事情聴取が数度にわたって行われている。事情聴取は若狭屋・道中継所のほか、七軒仲間、大坂の飛脚組合・江源組合(江戸屋組)の江戸屋源右衛門、江源組合の江戸相仕・山田屋八左衛門、百二十軒に及ぶ江戸の上下飛脚屋(六組飛脚)を召し出している。四月十日には道中奉行稲生下野守正武、水野対馬守忠伸立ち会いのもと、町奉行・島長門守番所で聴取が行われており、その後も七軒仲間に対し呼び出しが行われている。六月十九日に道中奉行稲生下野守役所で申し渡された内容は、継早飛脚を禁止することにも、七軒仲間が希望した通り、馬早抜状は従来通り認められるというものがあった。馬早抜状とは宰領が馬を用いて出発し、途中の宿で到着日限を見計らい、荷物から急状を抜いて走り飛脚に持たせて先行・継送させ、宰領は後からこれを追い、先行した飛脚の着刻を改めつつ通行するという折衷的なものである。四月十日の審問によれば、東海道で抜状を行う場所は宮島田、四日市であるという。審問中に山田屋が申し述べているように(廿八日条、七頁下段〜八頁上段)、三日半限・四日限は馬でも可能であるが、抜状を行わなければ勤め難いという事情があり、飛脚問屋は町方の商用通信のほか諸家の御用を多く請け負うため、速達性も確保する必要があることからこのような裁許となったと考えられる。この結果、若狭屋の継早飛脚は停止され、競争相手の七軒仲間にとっては有利な展開となった。本史料には事情聴取の際に用意・申告された当時の継早飛脚・馬早飛脚の所要時間とスピード、料金、道中継所の数などが記されており、料金その他には解釈の余地が残っているものの<sup>⑤</sup>、大まかな傾向を知ることができる。この間、七軒仲間では継早飛脚の禁止を予想し、「四月朔日出訴仕候願書」

(八頁上段)以下にみられるような出訴を行った。その内容は、七軒仲間では古来より四日限・五日限で抜状を行っており、これは継飛脚とは異なること、また、他業者による「早飛脚に紛敷飛脚」を差し止めてほしい旨のものであった。継早飛脚禁止に便乗した他業者排斥の出訴であり、これは差し戻されているが、その際の言い渡しには七軒仲間が優遇されている感がある。他方、「(四月)廿三日七ツ時」条(九頁上段)以下で、町奉行所からの呼び出しがあり、三日半限について複数の出状が重なった場合の値下げについて問われている。七軒仲間では、そもそも三日半限は稀であり、これまでそうした例はなかったが、今後そのような場合には荷主と対談して持ち合わせが許される場合は賃銀の引き下げを行う旨の回答を行っている。これらの奉行所側の対応は、七軒仲間が諸家の書状など公用輸送にも深く関わる点に留意したものといえるのではないだろうか。

継早飛脚停止の件に関しては、新たな事態に対応するため、大坂の早飛脚業者である柳屋嘉兵衛も七月五日より馬早飛脚で下り、また柳屋の道中継所計十七か所から、抜状への対処について証文を改めてとっている様子が見られる(一一頁上段～一一頁下段)。この部分に柳屋の継所を見ることができ、とくに抜状について、昼は一人、夜間は二人で届ける旨の記載が目される。このとき証文を改めるために向いた六右衛門と平三郎は、元文四年(一七三九)に柳屋を立ち上げた人物で、六右衛門は手板組の宰領、平三郎は江源組合・江戸屋源右衛門の宰領であり、柳屋の開業は、大坂に進出した京都の早飛脚業者・近江屋喜平次に対抗するため、それまで対立していた江源組合と手板組が手を結んだものである<sup>(6)</sup>。江源組合、手板組の大坂からの早便物も、この柳屋が取りまとめて急送した。

しかし、すでに審問中に山田屋が危惧していたように、この抜状は宿側では継早飛脚と見分け難いものがあったようである。七軒仲間では延享元年冬以来、「宿継之様成早状箱」が通行する風聞があると、道中宿々に合印を置き区別を確実にする願書を延享二年二月付で町奉行所に提出、その後も四月二十三日に再度伺書を提出している。これを受けて道中奉行が各宿問屋役を召し寄せ、事実関係を問いたですとともに継早飛脚禁止の旨を改めて通達したところ、却って宿側では委縮して抜状の通行が思うに任

せなくなつたとして、七軒仲間では抜状通行に差支えがないよう道中宿々に通達を出してほしい旨、同年六月に願い出ている。しかし史料に見られる通り、この年の九月になって、継早飛脚を請け負う者は確認できなかつたとして、合印の配置などの措置は認められずに終わった。このようにして、これ以後、道中では継早飛脚は禁止となり、のちには出発地の飛脚屋の店先で抜状を行う、実質的には継早と変わらない「庭抜」という抜け道を出現させ形骸化はするものの、長く法度として存続することとなった<sup>(7)</sup>。

このほか、日記記事中に見える主な事項について、簡単にまとめておく。  
〈輸送事故〉

盗難など輸送事故については、延享元年八月十九日の飛脚宇兵衛の伊勢行荷物から、計百十三両三分の金子が盗み取られていた件、同年十一月中と思われる「勘四郎上り船荷」が鬼怒川・阿久津において転覆した件、同年十二月二十一日に東海道・権太坂において道抜をした書状が捨て置かれていた件が見える。転覆事故からは鬼怒川舟運が飛脚荷物の輸送に利用されていたことがわかる。

〈掟書の制定ほか〉

延享元年十一月冒頭以降には、「近年大坂、江戸共物人多、徳用減居」として、嶋屋における経費節減に関する掟書が記載されている。この記載からは、宰領に添人をつけていること、江戸からの上りの際には下りに比して添人を節減しようとしている様子が窺える。添人については四月八日条に、早継について「夜添人賃具候様願」があり相談が行われたことが見え、道中の危難に備えるためこの頃始められたものかもしれない<sup>(8)</sup>。また、詳細は不明だが、大黒講という掛け金積み立ての講があること、戸棚番という役目があり配分金を管理し、これは手板組とは別会計になっており、そこでの使い込みのような「心得違」が発生していたらしいこと、その他、宰領の借金に関する規定などの記載がある<sup>(9)</sup>。また、「近年家風猥二相成」として、当時支配人を勤めた久兵衛に「勤方急度相改候様申付」け、さらに手代宗助には「不勤」であるとして暇が出されている<sup>(10)</sup>。

〈他の飛脚問屋との関係〉

延享二年十月付で、京都・越後屋喜右衛門から奥州・上州行の金子輸送

を京都の飛脚問屋・大黒屋庄次郎が請け負うに際し、同じく京都の飛脚問屋・奈良物屋三右衛門が証人となり、江戸より先については手板組が証人となる旨の奈良物屋宛一札が記載されている。江戸から奥州・上州方面は、嶋屋が輸送を担当したと考えられる。また、これに続いて江戸の上州煙草問屋の書上がある。

そのほか、江戸の飛脚問屋・山田屋八左衛門に関する記述が各所に見られる。本日記第一分冊でみた大坂屋茂兵衛の営業停止後、山田屋は大坂屋に代わり、大坂の飛脚組合・江源組合の江戸相任となった。しかし、前号の解題に記したように、古くは江戸の飛脚問屋仲間属していたものの、その後除外され、この時代には七軒仲間への再加入を求めているところであった。本史料中、延享元年三月二十八日の嶋長門守役所での審問にもみられるとおり、山田屋では若狭屋忠右衛門に早飛脚を下請けに出していた。これは山田屋が七軒仲間の共同早物会所を利用できなかったためである（前号二十五頁参照）。本史料ではその後の動向として、山田屋が三日半限の直仕立を行った旨の情報を嶋屋が入手している様子を、延享元年の九月十日・十六日条、延享二年九月二十四日夕条に見ることができる。前者は七軒仲間の山城屋宗左衛門が下請けに出したものとされているが、これは仲間の早物会所を利用しない点で山城屋の規約違反に当たる。しかし、延享元年十一月十九日の記載には、大坂への三日半仕立（火事情報を伝えたものと思われる）を嶋屋が山田屋の持合で行った旨の記載も見られる。前述の同年十二月二十一日の抜状の輸送事故の際にも嶋屋から山田屋に通報がなされているが、これは山田屋が江源組合の江戸相任であったためと考えれば、大坂・柳屋の早便の事故であったものであろうか。いずれにしても、山田屋の微妙な立ち位置を窺うことができる。

〈川支・馬支〉

延享元年五月八日条には、近年道中筋で馬支のため延着が生じている旨の断りを、大伝馬町太物問屋に口頭で伝えた旨の記載がある。延享二年は四月中旬から五月末まで諸国で大雨が降り続き、大井川、安倍川、富士川などの川支により、京都・江戸間で五十六日、上りも江戸・大坂間で三十四日など、飛脚の大幅な延着が生じた。これにより、五月十八日には

嶋屋から太物問屋行事宛に早便以外の飛脚便の運休通知を出し、さらに同月二十一日にも運休通知を出している。その際の宛先は太物問屋のほか、茶店、酒問屋、紙店などで、計九通の断書きが出されている。

〈賃銀値下げ要請〉

延享二年九月二十四日、大伝馬町太物問屋行事寄合に嶋屋、和泉屋が呼ばれ、延着を理由とした飛脚賃銀値下げの要請を受けている。嶋屋と和泉屋では協議を行い、下り状について嶋屋は大坂の早飛脚業者柳屋、和泉屋は京都の早飛脚業者に持たせて下らせる旨を取極め、早着に努力する旨の回答を行って、値下げ要求の猶予を求めている。このような延着の改善と賃銀値下げの要請は、同年十月一日に十組問屋仲間大行事からも和泉屋に對して伝えられている。

〈大坂城番関係〉

大坂城大番頭・番衆の交代に伴う、いわゆる三度飛脚の契約更改の際の延享二年十月付証文の記載がある。大坂城在番武士は毎年交代し、江戸との連絡を行うため、飛脚業者との間でその都度こうした契約の更新が行われた。これより前、「丑九月八日」条に続く記載では、大坂の尾張屋宗右衛門、江戸の山城屋宗左衛門がこの年の輸送を請負い、大坂からは柳屋嘉兵衛が下請けとして差し立て、江戸では嶋屋、山城屋、山田屋がこれを受けて、上りはこの三軒が順番で差し立てるとしている。同年七月一日に島津山城守久芬が大番頭に任ぜられており、十月付の証文には「島津山城守様賃銀附」として飛脚賃銀の書上げがある。

〈大名家等との関係〉

「延享元年五月朔日御役替」として、酒井雅楽頭（忠恭・前橋藩主・西丸老中上座）、堀田相模守（正亮・山形藩主・大坂城代）が記載され、嶋屋では和泉屋、十七屋とともに堀田家への出入りを願っている。また、延享二年十一月十四日の日付のある記載に、本多紀伊守（正珍・田中藩主、奏者番・寺社奉行兼任）役人宛に出された手板組飛脚率領の名前書上、大坂城交代に伴う阿部伊勢守（正福・備後福山藩主）役人書上がある。そのほか、延享元年十一月二十九日には、酒井修理太夫（忠用・小浜藩主）家より火事見舞の礼として、相客四十余人とともに饗応を受けている。

〈火事その他の情報〉

火事については、延享元年四月十日(深川六間堀・八名川町)、九月十七日(大坂・高麗橋・ボヤ程度の火災)、十一月十九日(八丁堀・日比谷町・幸町ほか大規模な延焼)、十二月十五日、(豆州三島および尾州枇杷島)の記載がある。遠隔地でもこうした情報は飛脚が最も早く伝えたものである。得意先が火事に見舞われれば遠方の場合は見舞状を出し、江戸であればいち早く駆けつけ、また食事などの見舞いの品を届けているさまが見られる。火事ではないが、延享元年の三月二十九日、四月五日条には得意先の人物の死去の情報が記載され、四月五日には喜右衛門が弔問に訪れている。ちなみに三月二十九日の「新ほり津国屋喜右衛門」は同名の人物が手板組にも存在するが、死去したのは茅場町組に属する下り酒問屋の主人であろう<sup>(1)</sup>。

〈住吉講関係〉

延享元年十一月二十九日、延享二年六月十二日ほかに記載が見られる。十一月二十九日条には十二月四日に「住吉講之中より年忘に押かけ」とあるので忘年会の接待である。延享二年六月十二日の住吉講参会では、嶋屋の河内屋喜右衛門(武田氏)が料理にも工夫を凝らし、顧客たちを喜ばせている。延享元年三月二十四日条の詳細は明らかにできないが、参加者の中には雑喉屋弥右衛門・津国屋新兵衛など住吉講メンバーが見られる<sup>(2)</sup>。また、延享元年十一月十八日条には、江戸米屋仲間(米仲買)が買米を免除された際、嶋屋が住吉講中などから仕立便を請け負った旨の記載がある。

〔「駅通志料」を読む会 事務局 物流博物館 玉井幹司記〕

(1) 今回掲載部分と『東京市史稿』の重複する部分は以下の通り。「継早飛脚差止方出願」(産業編第一六、四五八〜四六三頁)、「飛脚三日半仕立問合回答」(同、四六五〜四六七頁)、「継早飛脚停止令」(同、五〇三〜五〇四頁)、「馬早継飛脚抜物請負者証文取極」(同、五一七〜五一九頁)、「米仲買人買置米免除」(同、六七七頁)、「飛脚屋費用増加ニ付申合掟書」(同、七〇一〜七〇三頁)、「米屋組合及米吟味所設置」(同、七二四頁)、「馬早飛脚抜状ニ付出願」(同、七七四頁)、「飛脚延着諸問屋ニ通告」(同、七九五〜七九六頁)、

「大坂御状箱飛脚屋請負決定」(同、八二七頁)、「継飛脚取締不採用」(同、八三二〜八三五頁)、「飛脚屋延着陳弁」(同、八四九〜八五〇頁)、「飛脚屋下り金請負証人ニ証文提出」(同、八五六〜八五八頁)、「江戸大坂城内三度飛脚請負証文提出」(八五八〜八六二頁)。これらは史料中に散在する関係箇所について同内容<sup>(3)</sup>にまとめたものである。

なお、『東京市史稿』に採録されていない箇所は以下の通りである(二ツ書きの数字は省略。カッコ内は史料掲載ページ・段。冒頭〜三月廿四日条(六一頁上段)、「三月廿九日、新ほり」条(六三頁下段)〜「七日夕、中間廻状参」条(六四頁上段)、「十日、酒屋行司へ」条〜「十日朝六ツ時」条(いずれも六四頁上段)、「廿八日、御せんき場ニ而御伺」条(六五頁上段)〜「五月八日、大伝(馬)町」条(六五頁上段〜六五頁下段)、「子八月十九日出飛脚宇兵衛」条(六六頁下段)〜「右之通申来候」条(六七頁下段)、「近年家風猥ニ相成」条〜「勘四郎上り船荷」条(いずれも六八頁下段)、「同十九日、七ツ時より」条(六八頁下段)〜「十二月四日夕」条(六九頁上段)、「去ル八月十九日」条(六九頁上段)〜「廿二日八ツ時」条(七〇頁上段)、「三月廿八日」条〜「右同日」条(いずれも七〇頁下段)、「大川支覚」条(七一頁上段)〜「右之通丑五月十八日」条(七一頁下段)、「延享二乙丑年道中大水」(抹消部分)条(七一頁下段)〜「六月十二日」条(七二頁上段)、「糸荷四固」条(七二頁下段)〜「明後十日九ツ時」条(七二頁下段)〜「七三頁上段」条(七三頁下段)、「乍憚口上書ヲ以御断申上候」条(抹消部分)(七三頁下段)、「九月廿四日夕」条〜「十月十一日二書」(いずれも七四頁上段)。

(2) 本史料には七月に道中奉行より出された東海道各宿宛の廻状が掲載されているが、「定飛脚発端旧記」にはこの申し渡し<sup>(4)</sup>が六月十九日であったことが見える。児玉幸多編『近世交通史料集』七、吉川弘文館、一九七四年(以下、「史料集」と略す)、四八三頁。

(3) 『六組飛脚屋旧記』(『史料集』、六三三〜八十八頁)。

(4) 若狭屋忠右衛門は本史料掲載の道中奉行触書には「江戸新橋森山町弥兵衛店若狭屋忠右衛門」とあり、延享元年とされる六組飛脚の史料中、芝口組に名前が見える(『六組飛脚屋旧記 乾』、『史料集』、八十七頁)。この若狭屋の継早飛脚について、宇野脩平氏は馬によるものとしているが(宇野脩平「十八世紀なかごろの飛脚業」、『比較文化』第八号、東京女子大学比較文化研究所、一九六二年、および日本通運㈱『社史』、一九六二年、五十一



(表題)

「甲 延 享 元 歳  
日 記 四 番  
子 三 月 吉 日」

不用事・覚書・珍事等無遺失書記可置事

三月廿五日以後  
万事無怠記置可申事

三月廿五日、樽屋へ之書付ハ前帳ニ留置申候

- 一 三月廿四日、上嶋太兵衛様もてなし之為、宇左衛門十(住)居へ請超(招請力)申候、相伴商屋様、中河様・矢田内六・雜吸(喉)屋弥右衛門様・津国屋新兵へ様・福山清三様・さこ弥御客木綿屋孫右衛門様、其外さこ弥客四五人、小久様・加嶋次郎兵へ様・残敷三軒、右御挨拶ニ五郎右衛門・喜右衛門参申候
- 一 若忠走り継所十八ヶ所御召ニ而、其外江戸屋源右衛門殿ニも御召故、廿三日江戸着被致、廿四日夕、五郎右衛門見廻りニ参申候
- 一 廿五日、惣道中継所御召ニ而(以下記載なし)
- 一 同日、江戸中上中飛脚之向不残書付可出由、町々御触御座候

直段付内控覚書

- 一 三日半 継 金四両 馬 金七両貳分  
但走り一時二、三り半
- 一 四日切 継 金三両壹分 馬 金六両貳分  
但走り一時二、三里
- 一 五日切 継 金貳両三分 (馬) 金五両壹分  
但走り一時式り半

右御尋も可有敷と拵置者也

- 一 廿六日、(以下記載なし)
- 一 廿七日、道中奉行所へ継所不残被召出候、様子未考、同日名主より呼参候、久兵衛参候、明日長門守様へ御召被遊候趣也、右直段書付も先用意ニ控置申候
- 一 三月廿八日、町奉行処へ御召被為遊(以下記載なし)
- 一 馬早継(以上三字右横線あり) 飛脚渡方請合方(以上三字右横線あり)

一 廿八日、嶋長門守様へ御召 継所不残 七軒屋

若狭屋忠右衛門・江戸屋源右衛門  
山田屋八左衛門 次右衛門・善左衛門

加(兵衛力)

右人数御召被遊、七軒の者ニハ継早・馬早直段等御尋被遊、其上、継飛脚相やミ候而も差構ハ無之哉との御尋、只今ニ而ハ宇田川町以来馬早計ニ仕、相詰罷有候、口書御取被遊候、山八方へハ若忠方早請負届方、何年以前より致遣候哉、是又徳用御座有事哉と御尋被遊候、治右衛門・加兵衛とハ、江源方ハ飛脚問屋之義故、諸方之請方何ニ不依御請負申候、其上若忠前度より倉持仕罷有、六年以前より頼申ニ付、大坂届方等致遣候と申上候、然ラハ同商売致候とも徳用なく事ニ相勤候義、いか、と御尋、夫ハ届(方カ)先より御返事等出候ハ、夫を徳分ニ致申と申上候、大坂より早ハ直々出ス敷と御尋、柳屋加兵衛と申下請人へ相渡、加兵衛方より差立申御儀ニ候、即三日半八両、四日六両と申上候

若忠・継所両所之御尋ハ、余人御入ニ不被成訳不分明、夕方・夜入御せんき場ニ而御尋も同前ニ御座候、三日半・四日、馬ニ而も勤申哉と御尋、差出候時ハ馬、道より飛脚差略致、荷物作方、道より貫(抜)状ニ致、継送り申候而相勤申候

三日半 馬 八二より九兩  
四日 馬 六兩一分

大坂へ継 古 十九継 と申上候 三日半ハ差別なし  
新 廿一継 四日 三兩一分

右之貫状事、山田屋加兵衛申上候ハ、右馬ニ而も相勤候得共、道より貫遣不申候而ハ相勤かね申候、右継早御差留被遊候而ハ、右貫状と継と同所故、道中之者憚ニ存、継送り申ぬ様ニ相成候而ハ、馬早勤兼申由申上候、此一件別ニ書付御座候、戸棚ニ入有之候  
廿八日八ツ時、浜町山崎屋左隣表家一軒やけ早速火留り申候  
廿九日七会所ニ而寄合仕、馬早・継早之義出訴之事

四月朔日出訴仕候願書 乍恐以書付御詔申上候

一 飛脚屋七人之者共申上候、私共御請負仕候早飛脚之義、古来より馬飛脚ニ而、四日切・五日切共ニ差出シ来り申候、然処近年道中筋ニ継所相定メ置、外々より早飛脚荷物宿継ニ仕差出申候、然共私共義ハ御大切之御用筋、道中宰領なしニ夜通仕候義、用心向共ニ無覚速(束)奉存候、其上古来より不仕新法之義ニ御座候故、旁恐入、継飛脚之義、私共義ハ一同不仕候、依之大坂屋茂兵衛と永々及争論候得共、御差留メも無御座候付、茂兵衛始外々よりも継早飛脚差出し申候故、私共家業段々減少仕、難儀至極仕候ニ付、右申上候通、継早飛脚之儀不宜儀とハ奉存候得共、無是悲(非)私共義も去十月迄ハ継飛脚ニ而相勤罷有候処、去閏四月、早飛脚荷物うばい被取、其上道中ニ而も右之類御座候付、弥以御大切之義無心元奉存候、去十月廿二日より私共義ハ継早飛脚相止メ、古来より仕来り候通り、馬飛脚ニ而當時相勤罷有候、尤馬飛脚ニ而相勤申候賃銀、継飛脚とハ高直ニ罷成候様ニ相見へ申候得共、馬飛脚之義ハ継飛脚より荷物貫目余慶付させ申候ニ付、賃銀相増シ候筋ニハ罷不成候、勿論御屋敷様方・町方共ニ請合候賃銀、馬飛脚ニ仕候而も直段相増シ候義少も不仕候、且継飛脚相止メ申迄、少茂差支ニ罷成候義無御座候  
一 古来より四日切・五日切馬飛脚、若道中筋ニ而相滞、日限定之通届兼候節者、道中之内ニ而前々より勤来候慥成者を相雇、随分差急せ候、

先達而差遣し刻限間を合せ申候、才領之者ハ跡をしたひ吟味仕、罷通り候義ニ御座候、尤継飛脚ニ紛敷様ニ御座候得共、継飛脚之義ハ才領なしニ夜通し仕り□(候カ)、馬飛脚之義ハ、才領之者段々跡を相しらべ吟味仕罷通り候故、継飛脚ニ紛敷義少も無御座候

一 私共義ハ古来より数代三度飛脚并早飛脚共ニ飛脚一件相勤罷有、外々より紛敷飛脚差出し候義無御座候処、近年継飛脚外商売之者より差出し候義御座候而、自然と私共家業ニ相済(障)ル義共御座候而、難儀至極仕候、尤私共儀御大切之御儀ニ奉存候付、自今共ニ継早飛脚之義ハ何分相止メ、古来より相勤来り候通、馬飛脚ニ而相勤候様仕度奉存候、然ル上ハ古来より之通、三度飛脚之義ハ勿論、早飛脚ニ紛敷飛脚外々より差出し候儀御差留メ被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、已上  
延享元年申四月 所付 七人印

御奉行様

右七軒御願出申候処、「右之内」(抹消)

□(三カ)度飛脚之儀数年相勤来候、外々同商致候故、家業さわりニ成候事相聞得申候

此度継早之義、善悪之処一朝一夕ニハ定かたく、年寄衆とも評判之上、いか様共片付可申、我等か商売当前之理悲(非)ニハ及かたく、世上ニかゝり、何ニ而も我れらか商ニハもれる事なし、左すれハ、此度道中筋其外飛脚百廿軒の者共も、追而呼出し吟味之上、其方ラか為ニも可成間、能折と存願申候義候間、聞へもあしく候故、先願事ハやめよと被仰候

三月廿九日、新ほり津国屋喜右衛門様死去被成候

子四月朔日、松浦庄兵へ様・彦右衛門様・松本兵助様同道ニ而御着

三月廿九日、買物代差引残金十六兩三分登ス

廿九日、津国屋喜右衛門様死去被成候(この項重出)

四月四日、(以下記載なし)

五日、大伝馬(町)永田伊兵衛様死去被成候、喜右衛門悔參候

五日、小嶋善右衛門様湯治参候暇乞、積物遣ス、小久ひま出申候

五日より手代庄五郎目見奉公致候、同夜鉄炮洲願最初

六日、七日、津国屋・かせ屋忌中見廻遣ス

七日、町内太々講、喜右衛門・利助参候、同夕高松銀着、翌朝届断外

二有

七日夕、中間廻状参、八日寄合可申との事也

八日、早継者夜添人賃呉候様願候故其相談

九日(以下記載なし)

九日夕、差紙来候、京屋弥兵衛二外六人之内、行司之者差添罷可出由、

仲間より為知来申候

十日 朝五ツ時御召

嶋長門守様御番所へ

稲生下野守様

水野対馬守様

右御立合

次所不残、若忠・山八・江源

百廿軒の上下飛脚

京屋弥兵衛・手前

此日一ト人ツ、御召、外の者御入なし

一 手前方御尋被成候者、往古より道中ニ而飛脚貫遣し候所、何方そと御

尋、宮・嶋田・四日市三ヶ所、慥成処ニ御座候、右所より貫遣候と申

上候、右口書御取被成候、猶山宗ニも有と申上度存候へ共、是ハ無用

之由ニ被仰遊候由、百廿軒の飛脚屋ハ、手前共ハ馬ニ而も、走ニ而も、

何ニ而も不苦、兎角用事通達能方宜と被申上候

一 若忠申上候ハ、古来より継来候間、何とそ只今迄之通継送り申度と願

申候由、御上よりハ七軒之者共ハたとへ三百両・四百両紛失ニ而も早

速出ス者共也、我イラハ当座百両・式百両も早速ニハ得出スまいと被

仰候由、是ハ聞計、門より内へ御入不被成候故、くわしくハ不承候

十日、酒屋行司へ御見廻申上候

十日朝六ツ時、深川六間堀・柳川(八名川)町出火、廿間二八九間、

竈数十六七軒もやけ、角側十軒計やけ、四時火留ル

廿三日七ツ時、長門守様より御召

早物三日半、山八方八十両ニ而請負候、手前共義九両式分と申候、左

候得ハ早物三ツ重り候ハ、一所ニ遣候其賃銀之割を以、直段引下ケ申

哉と御尋被成候、先御返答ハ延引致

廿四日早朝、口上書を以御願申上候文言

乍恐口上書

一 三日半切仕立飛脚之儀、相重り候節ハ相定置候四日限九両式分と銘々

より受取申候哉、又者割合を以引下候哉と御吟味被成候付、此儀古来

より御屋敷様・町方共、三日半切と申ハ稀成義御座候、是迄同刻ニ出

合候義覺無御座候、殊状主より飛脚出立迄人相付置、たとへ封状一通

ニ而も是迄持合致不申候ニ付、仲間相定仕方」とても(以上三字抹消)

無御座候、然共此度右体之儀、已来いか、仕候哉と御吟味ニ付、自今

相重成候節者、状主へ対談致、持合仕候へとも不苦候分ハ、其節相對

ヲ以賃銀引下可申候

行司 嶋屋佐右衛門

乍恐口上書を以申上候

一 三日半切仕立飛脚之儀、相重候節ハ、相定置候賃金九両式分宛銘々よ

り請取申候哉、又者割合を以賃銀引下候哉と御吟味御座候

此儀古来より御屋敷様方・町方共三日半切と申ハ稀成義御座候、殊

即刻仕立差為登候御儀御座候へハ、相重り候程之間ハ無御座候、勿

論是迄同刻ニ出合候義覺無御座候、右三日半切差出候状主より人付

置、品川・川崎辺も見届候程之儀御座候得ハ、外状一通ニ而も持合

為致不申候、依之只今迄相定メ候仕方ハ無御座候、此度右体之義以

後有之候節、致方御吟味御座候付、乍恐得と奉考候所、前条ニ奉申

上候通、同刻出合候義是迄ハ無御座候へ共、万一自今可有御座哉、

其段難計奉存候、向後同刻ニ出合せ之義御座候ハ、其節状主へ致

対談、持合仕候而も不苦候分ハ、相對を以賃銀引下ケ、下直ニ請負

仕候様申合仕候

右之通相違無御座候、以上

年号月日  
子ノ四月廿五日

御奉行様

しま屋左右衛門  
山城屋宗左衛門  
ふしミ五兵衛  
いつミ甚兵衛  
十七屋孫兵衛  
木津屋六左衛門  
京屋弥兵衛

右差上申候所、明日罷出可申旨被仰付候、右願書今日差上申置帰り申候  
廿八日、御せんき場ニ而御伺  
早仕立飛脚之外、幸便早飛脚と申義いか、覚候、早ニハ幸イの便と申  
ハ不得其意と御尋、返答、左様ニ御座候、早仕立飛脚ハいさ、か御座  
候、尤幸便早と申ハ、往古より定日相定置、早飛脚仕立申極故、諸大  
名方・町方共、五日切・六日切・七日切杯中の急成御状等持合飛脚仕  
立申を早幸便と申候、是を早飛脚常の渡世と仕候、将又仕立飛脚ハ、  
其不時被仰付御一家計之御状差立候義との申上ニ候

五月朔日御役替被為 仰付候

酒井雅楽頭様、西丸御老中上座被仰付候

堀田相模守様、大坂御城代被為 仰付候

右堀田様御出入之願久兵衛参候処、和泉屋甚兵衛義、十七屋と以上三  
人相出入之旨被仰付候、甚兵衛義ハ能引ニて上役より被申付候間、達  
而願候而ハ其方為ニも不相成と買物役人被仰付候、賃銀之義ハ十七屋  
と申合、一紙差出申候

一  
五月八日、大伝(馬)町江願候意趣ハ、近年道中筋馬差込、殊外成延  
引故、町内ニも内証ニ而度々取沙汰有之、一ヶ所ニ而直々被仰候御方  
より有之候故、先願書ニも差出御断申入度、差支候一通り書付一札相  
認候処、書付而ハ外への意味合も可有と存、先口上ニ而御願申上候、  
行司長谷川清兵衛様へ願候、喜右衛門・庄右衛門参候、其外両売場ニ  
軒とも、大黒屋へも右之断御咄申上候、若書付而も差出申候様被仰候

一  
ハ、認置候書付を以御見セ可申つもりニ御座候  
鉄炮洲へ又々願出申候、庄右衛門参候

従大津大坂江為知候由ニ而、左之通写書到来候、仍而控置候者也

追而左之趣宿々承知之旨請書可差越候、此触書相廻、留り之宿送  
りを以可相通候、已上

一  
江戸新橋森山町弥兵衛店若狭屋忠右衛門と申者、登り継飛脚請負、元  
来奉行所江茂不相願、三拾七八年以前より道中所々ニ而致相対、京・  
大坂江歩行飛脚差立候処、廿六年程以前より、品川より大坂迄之間、  
拾八ヶ所江継所相極メ置、宿々追通シ候儀、御定法ニも違、其上継早  
飛脚ニ而度々不埒之儀有之付、此度吟味之上令停止候  
早飛脚茂古来之通馬ニ而差立、若着割(刻)遅ク候節、抜状と申、道  
中何れ之宿ニ而成共人を雇ひ、状宮為持先江走せ、宰領之ものハ跡よ  
り宿々改罷通候、此抜状ハ不苦候

右之通今度吟味之上登り継候飛脚停止申付候、其旨可相心得、若此已後  
右体之儀在之候ハ、早々可訴出者也

子七月 对馬 印  
下野 印

東海道  
品川より守口迄  
但佐谷路共  
問屋  
年寄

右之通道中駄順宿々相廻候由及承候付写置候也  
子七月

一 大坂柳屋加(嘉)兵衛方早繼之義も、延享元年甲子七月五日出より馬早飛脚ニ而罷下候、則五日出早之義ハ、浜飛脚権兵衛初而罷下候、扨其次八日出よりハ浜・手前常飛脚兩人仕立候、内壱人ハ早飛脚ニいたし罷下候、跡荷壱人して道中物取集下候、定格番也

七月十五日出船ニて京都へ廻り、六右衛門・平三郎兩人、道中筋証文此度相改候、ひかへ七月廿九日ニ江戸着候

証文之事

一 大坂柳屋加兵衛殿より御仕出シ被成候通り、馬早飛脚各方御請負被成、御持参之内ニ御急用物在之、抜状ニ被成度節ハ、慥成者雇、昼ハ一人、夜ハ式人宛、賃錢相極メ御指図之方江急度相届させ可申候、万一雇之者道中ニ而紛失仕候歟、又ハ取落等御座候ハ、拙者早速罷出尋出し、其品々相改、各々方江少も御難義懸ケ申間敷候、為後日仍如件

延享元年

遠(園) 田庄九郎

子七月十九日

柳屋加兵へ殿  
馬早飛脚衆中

右之趣証文取置、柳屋方ニ罷在候

丸屋喜兵衛 一通  
 川北五郎左衛門  
 園田庄九郎  
 桑名 黒河彦左衛門  
 宮 貝谷権左衛門  
 ちりふ 土居兵助

箱根 大坂屋与惣兵衛 新居 吉田  
 野口屋勘次郎  
 中村七左衛門 一通  
 佐野喜右衛門  
 渡部善之助  
 金原助太郎  
 同 十左衛門 一通

小田原 (山下や清六 橋輪 金谷 阿部川端 野中清左衛門 中村屋富士右衛門 同 十左衛門 一通)

藤沢 (金川屋次兵衛 興津 阿部川端 野中清左衛門 大橋次郎右衛門 一通)

川崎 大坂屋九郎右衛門 吉原 奥宮作兵衛 手塚又助 山田小平次 一通

ノ十七ヶ所 三嶋 小池新八 駿河屋清右衛門 問屋小路九兵衛 一通

子八月十九日出飛脚宇兵衛登い七荷壱固、立繩切繼ニ致在之候所、関ニ而見付、宇兵衛・喜兵衛立合相改候所、左之通金子不足仕候、何れ宿ニ而致方と申儀相知不申候

覚

一 金拾五兩入 中河三十郎殿出  
 一 金六兩入 同 喜兵衛殿出  
 一 金五拾兩入 同 平兵衛殿出  
 小津宇右衛門殿迄  
 疇地理右衛門殿分  
 まつ坂 小津孫右衛門殿  
 いさわ 中村喜左衛門殿

一 金八両式分入 中村喜兵衛殿出

まつ坂

鶴屋甚六殿迄

高橋善三郎殿

一 金拾五両入 宇野仁兵衛殿出

まつ坂

近藤五郎右衛門殿迄

結城茂兵衛殿

一 金十九両壹分入 中条瀬兵衛殿出

まつ坂

小津七郎兵衛殿

右之通八月朔日ニいせより申来候ニ付、此元ニ而金主方へ相断、早速金子登七候所、八月廿九日ニ大坂より大和屋善右衛門并飛脚弥兵衛兩人ニ而関迄持参、早速相弁相届、いせ表相済申候、此方より為登申候金子、九月十六日ニ飛脚六右衛門持下、受取申候

一 子九月十七日夕、大坂高麗橋屋倉下浜かわといし屋手あやまち在之、家内少々やけ申候よし

一 九月十日出山八左衛門より天作(カ)川崎迄乗出、三日半切拔送り候由、川崎走り権兵衛方より右無相違と申証文取置候

一 九月十六日夕、山宗殿より山八へ三半切頼遣、山八より直仕立ニ遣申候由大坂より申来候、此儀十月十日ニ参会之上、中間へも咄置申候

延享元子十月廿一日ニ町年寄差紙来候、左之通

覚

飛脚屋行司

京屋弥兵衛

外々仲間

五六人

右用之儀在之候間、明廿二日五つ時ニ樽屋役所刻限無遅々可参候、已上

十月廿一日

町年寄

三人

右之通申来候、廿二日朝、七軒会所へ寄合仕、樽屋へ罷出候

十一月

近年大坂・江戸共物入多、徳用減居、配分其外雑用等勘略致捷書一通定候、即十一月晦日大坂へ為□(登カ)候写

覚

一 当七月より大坂江戸屋源右衛門・手前両組申合之上、持合一組出立申候、尤毎月本人下り之節者、駄数無構添人付可申候、添人賃金として仲間より金壹両本人へ相渡、其外入用并道中よなひ共、本人より出シ可申候

但添人無之時ハ、其節居合候飛脚、役目同前添人ニ付可申候、其時ハ仲間より金壹両壹分本人へ相渡、其余者本人より出シ可申候

但し添人飛脚ハ金貳両壹分渡し切、然上ハ道中よなひ万端無構候

但本人より添人望申(候)ハ、仲間より金三分出し可申候、残入用ハ本人より可仕候

一 江戸より本人登貳太(駄)乗迄添人なし

但本人登三太乗より仲間より添人付可申候

但道中よなひ本人可仕候、心付者可為勝手候、尤添人ニ手前飛脚付候時ハ仲間より金一兩相渡、本人より金貳分并よなひ共可致候

一 近年仲間物入等多候付、江戸・大坂有物無数候、大黒講江戸掛金等も減少致度候へ共、夫ニ而ハ銘々及難儀候故是迄之通ニ致、大黒講之内へ江戸店・大坂店之分式口増シ落子「申」(抹消カ)候をのけ置可申候、毎月配分之儀も左之通五ヶ年之内相定可申候、戸棚有物出来候節者、又相談可有之候

正月三両、二月四両、三月三両、四月四両、五月三両、六月六両、七月三両、八月四両、九月三両、十月三両、十一月三両、十二月六両  
右之通相定候事

一 当地戸棚番之内、自分遣込無之様可致候、万一心得違ニ而算用不足御座候ハ、急度時々引渡之節相立可申候、跡役へ頼候ハ、本人ハ不及申、跡役共配分相渡し申間敷候、右之通配分相定候上者、不時之入用、又ハ節季入用有之候共、自分ニ才覚いたし、一切仲間より借り申間敷候  
一 毎月伊勢講、来春登りより夜食ニ可仕候

小附・食(飯)・吸物・干物・やきもの・取肴見合

一 江戸・大坂共登り之節用意金借用候ハ、金壺兩ニ九分宛利足出し可申候、尤上下共着候ハ、早速戸棚へ相渡し可申候

一 江戸詰番之内買掛り有之候ハ、登り之節急度払罷立可申候、尤有物かり御座候ハ、仕切等差引ニ而茂かり無之様可仕候

右之通先達而自分借之義相定有之候へ共、此已後猶又相互無御座候様可仕候事、依之銘々判形仍如件

延享元子十一月

小山屋庄右衛門

かゝ屋五郎右衛門

しま屋新右衛門

かゝ屋宗左衛門

しま屋伊兵衛

かわち屋喜右衛門

大和屋善右衛門

きの国屋九郎兵衛

右之通具承知仕候、私共儀ハ猶又内証ニ而借シ貸り仕ましく候、以上

しま屋八兵衛

大和屋利助

かゝ屋幸助

かゝ屋十兵衛

近年家風猥ニ相成候ニ付相改候、田村五郎右衛門・丹生宗左衛門・武田喜右衛門・安井善右衛門立合ニ而、久兵衛ニハ一通申渡、勤方急度相改候様申付、即一々書付渡、又証文取置申候、即右委細者、子年改之手代積金取替帳ニ相印置申候、手代宗助義者不勤ニ付暇出候而、即積金借越シ有之由も了簡致、外ニ金十兩遣申候、是も一札取置申候、宗助者十一月九日暇出し申候、委細者銘々存知之儀候得共、為末此処留置申候、仲間掟書・見せ掟書何れも出し申候、即同時ニ飛脚中触中へも申渡、掟書出し申候

一 (原文空白) 勘四郎上り船荷、阿久津ニ而船返へり、荷物

不残水ニひたり申候、即源六も福嶋より上り、段々干かわかし、荷物ハ何れも失不申候得共、大分濡損有之、方々御断ニ申参候、濟方奥ニ印申候

一 十一月十八日、江戸米屋仲間、長門守様へ御呼出し、先達而被仰出候御買米御免被遊候

右ニより住吉講中、其外白子や・村上・松本・かも屋・小池やなといつれも仕立也

一 此仕立、同廿一日寅刻着、首尾能届申候

同十九日、七ツ時より江戸北八丁堀・日比谷町裏通・幸町より出火、折節北南風強、丸太かし・長崎町不残、

南新川ハ大鹿屋・かめ屋小兵衛・かも七・小の井・岡田宗・伊坂彦・矢田藏・松本次助様・岡田安兵衛様・ちんかし屋・榎本宮(カ)屋・

湊や・嶋喜不残やけ申候

北新川者五軒店之木戸より、けいかういんの鳥井前迄、間口八間計やけ申候、宮ハ不焼、浜町ハ両側不残、南新堀ハ一丁目木戸きわより、

みなと橋の角迄

山本茂右衛門・こ川五郎兵衛・こ川屋長兵衛・津国屋・松や・粉河茂兵衛・同清右衛門・さか屋利右衛門・同市郎兵衛・北川三郎兵衛、

不残やけ申候、四ツ時火留り申候、冬(カ)木店やけ申候

右見廻として杉折二重、上ハにしめ五種ニして、下にやきめしニ致、不残配り申候、翌日茶碗十ヲツ、見廻として遣ス、大坂へハ三日半仕立、山八持合也

十一月廿九日、酒井修利(理) 太夫様より廻文廻り、先比出火之節、兩度迄早速欠付候御礼とて、御酒被下候様申来、極月朔日、佐右衛門被召寄、其外相客四十余人、御座敷ニ而御酒被下、吸物・取肴ニ而御座候、代八兵衛參申候

十二月朔日、坂口茂右衛門様より四日切仕立出申候、即十一月廿九日出候惣次状差留メ被成候事也、四日触状致遣

十一月廿九日出、上嶋より呼ニ參、さこや弥右衛門様被仰候者、先達而喜右衛門様ニも申置候、住吉講之中より年忘に押かけ可參と被(仰)渡候、十二月四日二者内証寄合御さ候、其次手に押かけ可參との御やくそく也、利助承之

十二月四日夕、御出也、御望ニ付竹本清太夫并ニ手前より御馳走ニ竹本西太夫其外三味線、以上三人、吸物・小付・飯・平・取肴也、八ツ過迄御遊被成候

さこや弥右衛門・津国屋・中河・あこや・千足長十郎様・前田・山路・真宜・小沢・西宮・差塔

メ以上 其外へ者手紙遣候得とも御出無之候

十二月十六日廻状、米惣代会所相立候、以後米買売者右会所より下知之通、みたりニ商売致ましく由

いせ町ニ会所立申候

去ル八月十九日、飛脚宇兵衛道中ニ而盜被取候勢州行金子、内証而色々吟味致候得共相知レ不申候、依之十二月十二日状ニ大坂も訴置申答也、江戸茂願申様申来、いか様後日ニ相しれ申候而の折宜可存、兩奉行へ御願、十二月廿日、兩御奉行様へ罷出申候

同月廿一日、道中御奉行逸見八之助様へ參候所、御立合萩原伯耆守様へ參候様被仰付、伯耆守様へ御訴申上候処、手掛相知レ候ハ、願候様被仰付候計也

訴書左ニ写ス

乍恐書付を以御訴申上候

瀬戸物町次郎兵衛店飛脚屋佐右衛門申上候、当八月十九日、從 御当地上方筋江登金銀荷物、町方諸得意より請負申候而荷物之内へ作込、私抱之宰領宇兵衛と申者為持差為登せ申候所、從 御当地より勢州表へ參候届金之内金百拾三兩、道中ニ而紛失仕候、何方ニ而紛失仕候哉難相知迷惑至極仕候、早速御訴申上候筈御座候得共、何分手掛り之儀無御座候ニ付、道中旅宿所々吟味仕候内、御訴及延引申上候、乍恐御帳面ニ御付ケ被為遊被下置候様奉願上候、已上  
延享元年子十二月廿日  
道中御奉行へハ廿一日ニ出候 家主 次郎兵衛  
五人組 喜兵衛  
佐右衛門

御奉行様

能勢肥後守様 兩所へ  
嶋 長門守様

十二月十五日日暮時より、豆州三嶋六反田千貫樋より出火、□側不残やけ、鐘つき堂の明地よりハ北側計、三嶋大明神御社境内不残やけ、二王門・三重塔・鳥井計残り申候、得意衆者一文字屋伊左衛門殿計やけ申候、残りの得意へ見廻之状遣ス、火者夜明留り申候

同日、尾州なこや杷批(枇杷) 嶋左古町宗兵衛橋より東へ兩側一丁計やけ申候、同日子刻より亥迄(以下記載なし)

十二月初方、日下鉄五郎様より被仰候者、御合力金出候迄、金三拾兩用立候様被仰付、時分と申成難由、五兵衛兩三度迄したひ申上候得共、是悲く用立呉候様達而被仰候付、金拾兩御用立申候、十二月廿二日、金子与八持參申候、御手形下名小沢要助殿、裏書者日下様直御印形有、其節五兵衛へも御手紙有、是も一所ニ取置申候

同月廿一日夜亥刻、川崎九郎右衛門より飛札を以為知候者、下り飛脚与次兵衛、道より抜状武州権太坂ニ而捨有之由、天満屋飛脚伊兵衛と申者見来、川崎ニ而咄候ニ付如此候、急山八へも為知、山田より組仁

一 右衛門、手前より五郎右衛門、飛脚甚兵衛召連早速欠付ニ参申候  
廿二日八ツ時、右之荷物無不足到着致候、五郎右衛門・仁右衛門も川  
崎之生麦村ニ而右之荷物ニ逢、即手紙相濟(添)送り来候

乍恐書附を以奉願上候

一 御当地飛脚問屋七人之者共申上候、私共古来より相勤来候早飛脚之儀、  
近年出入已後、道中継早飛脚ニ仕相勤申候所、三年以前亥閏四月、於  
途中状箱盗人に奪とられ、其已後茂外より指出し候状箱、道中筋ニ而  
紛失仕候付、御大切之御儀恐入、私共儀者其御より早速宿継之儀相止  
メ、同年十月以来、先規より勤来候通、馬早飛脚ニ相改、宰領之者を  
附、念入相勤申候、然所右之段為 御吟味、去春より道中筋早状箱継  
所之もの共、御当地日雇頭外飛脚屋三人之者并私共不残被為召出、御  
吟味之上、自今継早飛脚之儀御停止被為 仰付、双方奉畏難有仕合奉  
存候、尤私共相勤候馬早飛脚、道中川々出水其外故障之儀共御座候而、  
三日半限・四日限相延、京・大坂江着難仕節ハ、何れ之宿より成共、  
其状箱計を抜状ニ仕、道中早道請負之ものへ相渡、差急キ先江遣し、  
早飛脚宰領之者ハ、段々其跡をしらべ、刻限等吟味仕罷登り候儀ニ御  
座候段委細申上候所、日限延着可仕節抜状仕候儀者、古来より相勤来  
候通ニ仕候様被為 仰付、難有則只今ニ至り右之通相勤罷在候、右抜  
状之儀者、日限延着可仕時節計指遣し、跡よりしらへ罷越候宰領之も  
のハ、京・大坂迄五日・六日限罷通候儀御座候、私共仲間会所より指  
出し候早飛脚抜状之外ニ、何方より指出し候哉、去冬已来宿継之様成  
早状箱相通り候様ニ、三度飛脚之者共風聞仕候、宿継御停止之所、右  
之類段々相募候而ハ、私共早飛脚之抜状ニ紛敷罷成、御大切之御儀、  
別而恐入奉存候、依之恐多奉存候得共、此度奉願上候者、私共会所よ  
り指出し候早飛脚抜状、何れ之宿より差出し候共、道中筋宿々江私共  
方より合しるし遣置、抜状仕候節、宿継早状箱ニ紛敷不罷成候様ニ仕  
度奉存候、尤自今宿継之様成状箱等御座候ハ、其筋とくと見届、乍  
恐御訴申上度奉存候、毎以御停止被為 仰出候御大切之御儀、此已後  
紛敷義出来不仕候様乍恐奉存、右之趣此度御訴訟奉申上候、御慈悲

を以被為 仰付被下置候ハ、永々無滞家業相続仕、御用等相勤可申  
与難有仕合奉存候、已上  
延享式年丑二月

左内町

和泉屋甚兵衛

室町式丁め

十七屋孫兵衛

瀬戸物丁

嶋屋佐右衛門

岩附町

木津屋六左衛門

北鞘町

山城屋宗左衛門

金吹町

伏見屋五兵衛

本石町式丁め

京屋弥兵衛

御奉行様

一 三月廿日ニ七軒屋不残御番所へ右之願書出し置候、御窺ニ罷出候処、  
追而此方より呼出可申渡由被 仰付候  
一 三月廿八日、本町壺丁目松坂屋三郎右衛門殿へ組合印鑑遣し、則受取  
来候而、此裏ニはり置ク  
一 右同日、駿河町越後屋木綿店へ組合之印鑑差遣候

乍恐書付を以奉御窺候

一 御当地飛脚問屋七人之者共申上候、道中継早飛脚紛敷義御座候付、先  
達而私共前々より致来候抜状仕候場所へ、七人之合しるし遣置度段御  
願申上候所、追而可被 仰付旨被為 仰渡候、依之恐多御座候へ共奉  
御窺候、以上

延享式年丑

木六

四月廿三日

御奉行所様

泉甚  
十七孫  
嶋佐  
山宗  
伏五  
京弥

大川支覚

延享貳年乙丑年四月廿日より大井川留り、廿三日迄越無之、廿四日ニ越在之候而、又廿五日申刻より留り、一切越無御座候、五月八日ニ御上り日光宮様計御越被遊候而、往還之旅人一切越不申候、尤三日・四日比ニハいろ(色尾カ)廻り歩行致来候人在之候、四月十九日出登り飛脚、嶋田ニ逗留仕候由、廿二日・廿六日出ハ、阿部川支并サハタリと申所、八町之間川ニ成候由、府中逗留、廿九日・五月二日出ハ、富士川支吉原ニ逗留仕候由五月八日出ニ吉原より申来候、府中より吉原迄之間ニ、御大名様方ニも十一頭御逗留候由  
七八年以前如此在之候、其節も上方江廿日振ニ而飛脚着候

口上

道中筋川々満水ニ而、上下之飛脚所々ニ逗留仕候由承知仕候ニ付、惣飛脚屋中寄合相談之上、今明之飛脚休日ニ仕候、尤早状者差立申積御座候、乍憚御町内宜御披露奉頼上候、右御断申上度如是御座候、以上

丑五月十八日

太物御問屋  
御行司様

嶋屋  
佐右衛門  
手板組中

右之通之断書式通

太物売場御両家様へ遣ス

右之通丑五月十八日加賀屋宗左衛門持參仕候

口上

先達而も御断申上候通、雨天打続候ニ付、一切飛脚到着不仕候、依之今明之儀相延申候、双方飛脚屋一統之儀ニ御座候間、左様ニ思召可被下候、尤阿部川切込、佐渡り申所、此往還難渡候由、府中より当十八日出之便りニ申来候、此方此方飛脚出立之儀者何方も一同之御事ニ御座候間、其節者追而可申上候、已上

大伝馬町壺丁目

御行司へ壺通

太物売場御支配人中様

両売場へ二通

メテ三通遣ス

茶店壺丁目・式丁目・三丁目へ

壺通

新堀酒問屋中・住吉講中へ

壺通

北新川・南新川、右同断

壺通

紙店御衆中様へ

壺通

坂本町・茅場町酒問屋中

壺通

中橋呉服町酒問屋中へ

壺通

断書九通

右之通五月廿一日・廿二日出之御断申上候

丑 五月廿一日

「延享二乙丑年道中大水

「四月中旬より道中上方筋惣而大雨降続」(以下空白、「」部分を含め、余白部分全体を斜線二本で抹消)

丑年大水之事

一 四月中旬より五月末ニ至迄、諸国惣而大雨降続、別而駿州路大荒也、阿部川之川上金山と申山へ切込、手越村と佐渡り村之上并木(本カ)海道筋十四五町程一面二海之如、水早キ事富士川をも物之数とせず、

八日計者一向二渡水之便無之候、御大名様方者不申及、町人旅荷 三度荷物、府中二差支、大井川者右先書二書付有之候通也、下り飛脚大坂早番者、廿四日早次兵衛、廿二日太郎兵衛、次者廿二日太兵衛最初として、五月八日吉郎右衛門迄金谷而一所二成、黒田次兵衛方二五拾駄才領廿五人有之、京次者四月十一日出近江屋伝兵衛迄凡四拾人余、荷物式百六拾駄差支申候、上りハ府中二差支候も有、富士川水出、吉原二も支居申候、嶋田二も十人計、府中二も三十五六人差支、上り者爰かしこ二差支居申候、其上道中麦秋二而馬間、又々下り飛脚三嶋二差支、京者五十六日ふり二而江戸着仕候、大坂次太兵衛者江戸へ三十一日ふり二而帰り申候、大坂次登り之最初者四月十九日、吉兵衛大坂へ三十四日ふり二而大坂着仕候、府中二罷有候先荷物登り者京太兵衛〔廿二日〕と左横に添書〕・か、屋十兵衛〔廿六日〕と左横に添書〕也、是も五月廿六日着仕候、右阿べ川之切所者、代官所より船出、渡船也、夫より前者歩行越二越申候、上金山切口百五十間、下海道二而者水の有所十四町、此内歩行二而渡ル所兩方二而十一町程、渡所より船着処四町余二御さ候、右委細者銘々道出候而存知之事、未代之亀鑑二も存候而有増印置物也、穴かしこく

一 走り之儀二付御願申上候写

一 乍恐以書付奉願上候  
御当地飛脚問屋七人之者共申上候、私共差出候馬早飛脚之儀二付、当二月委細以書付御願申上候所、追而御下知可被下置旨被為 仰付奉畏候、然所道中御奉行様江右為御吟味、道中筋問屋共之内被召寄、継早

飛脚之儀猶又急度御停止被為 仰出、難有仕合奉存候、依之宿々問屋共より支配之者共江右之趣急度申渡候二付、宿々二而も恐入奉存、馬早飛脚・抜状ともに自今難相勤由、追々私共方へ申越候間、とくと承合候所、何れ之宿二而も馬早飛脚・抜状之義も見分り不申候二付、一向二請負難罷成由申聞候、然所毎(再)度御吟味之上御免被為仰付、古来之通、馬早飛脚・抜状相勤来候所、此節宿々二而一向抜状請合不申候而ハ、差掛り候、急御用之儀相弁兼、乍恐難儀至極仕候、依之奉願上候馬早飛脚・抜状毎以御免被為 仰付候通、何れ之宿二而も只今迄之通、抜状無滞相勤候様、以御慈悲道中筋へ被為 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、已上

延享貳年丑六月

御奉行様

嶋 山 伏 泉 十 木 京 七人

一 糸荷四固、当地より本七日切二掛り何程と尋二参候、四固二而も、忒固二而も格段二飛脚立不申候てハ勤不申よし申遣候、然ハ忒太二付金四兩三分位飛脚二渡し不申候てハ参り不申候、忒固二而も、乗代金忒分計も引申迄二御さ候段(以下記載なし)

丑六月廿六日

福嶋源六方へ申遣

丑九月八日夕 嶋長門守様より七軒家御差紙来候  
明後十日九ツ時七人之者共 御番所江可罷出候  
丑九月八日

十七屋 木津屋

京屋  
泉屋  
伏見屋  
山城屋  
鳴屋

丑八月より大坂御状固、尾張屋宗右衛門・江戸山城屋宗左衛門被仰付候、依之大坂仕出シハ、柳屋嘉兵衛承、嶋屋・山城屋・山田屋三軒江相付、登リハ右三軒之者共順々格番ニ下請負申、差立可申候由、大坂より連状来候

此元御状固差立候節ハ、是迄荷物直段左之通

次荷物 四匁五分 大坂行司

同金 五匁六分 九月津重

八日切荷物 八匁五分 十月江源

同金 六匁五分 十一月江宗

右ハ金六拾式匁カヘ  
セニ(錢)右之割ヲ以時相場

一 丑九月十日、嶋長門守様より七軒家へ被仰渡候写

一 当二月、其方共願出候者、仲間会所より差出候早飛脚抜状之外ニ何方より差出候哉、去冬已来宿繼之様成早状箱通り候様ニ風聞在之旨申出候ニ付、道中奉行より道中筋宿々吟味在之所、繼早飛脚請負候者壱人茂無之候、此已後、若繼早飛脚請負候者背(有)之候ハ、早速申可出旨宿々江道中奉行より申渡候、且又道中筋宿々江其方共より合印遣置度旨相願候、繼早飛脚停止申付候而最早一ケ年余ニ相成候得共、差支候儀無之候ニ付、右之願者不及沙汰ニ候、二三年も見合、其方共差出候早飛脚之抜状ニ差支候儀出来候ハ、其節可申出候、已上

右之通七軒江被仰渡候

丑九月廿四日ニ長井与兵衛様ニて、大伝壱丁目司衆御寄合之上、泉屋・此方兩人呼ニ参候而、兩人参候所、飛脚延着用事不弁難義候、弥是迄之通ニ而不弁候者、賃銀引下ケ候様ニ被仰渡候、夫故下り状之分ハ泉屋と申合、柳屋飛脚ニ持セ下候様ニ相談致候、泉屋方ハ京都早飛脚ニ為持申様ニ承申候

右之返答、十月三日両家名判ニ而左之通書付差出申候

乍憚口上書ヲ以御断申上候

一 近比御状延着仕候ニ付、先頃御吟味御座候ニ付、以前御断申上候通、近年道中筋馬扠底ニ付、所々馬差支、及延引ニ候段御断申上候へ共、何分馬支之申訳ニ而ハ御承引無之段被仰付、御尤至極ニ奉存候、此段上方組合之者共へ申遣、何卒早着仕候様ニ飛脚之者ニも急度申候、今暫ク御見合可被下候、彼是御返答延引ニ罷成候段、以書付御断申上候、以上

泉屋判

嶋屋判

十月二日

〔一〕内原文全体を×印で抹消

乍憚口上書ヲ以御断申上候

一 近年御状延着仕候ニ付、先頃私共被寄召、御吟味御座候段御尤至極ニ奉存候、前以御断申上候通、近年道中馬扠底ニ罷成、御用御荷物其外御大名様方御荷物等相重り候節者、一向ニ馬当テ不申候ニ付、無是非相對ヲ以格別之駄賃等仕罷通り候へ共、自然と江戸着延引ニ罷成、難儀至極仕候、其上当春より度々之満水ニ付、所々難所多ク罷成、少々之雨ニ茂差留り、旁以及延引候段御断申上候へ共、此度者御承引無御座候趣、委細承知仕、此段上方取組之者江申遣、飛脚共江茂急度申付、早着仕候様ニ相働可申上と奉存候間、工面之内今暫ク御用捨被遊可被下候、右御返答及延引候ニ付、書付を以御断申上候、以上

丑 泉屋甚兵衛 判  
嶋屋佐右衛門 判

十月三日 太物店御行司様

右和泉屋卜申合、相談之上相認差出候、長井与兵衛様ニ而被仰付候故、長井へ持参仕候

一 十月三日ニ木村清兵衛様江新宅御祝儀ほら三本遣候

一 十中間大行事より和泉屋甚兵衛江十月朔日ニ被仰渡候、近年上下飛脚延着仕候、此儀吟味仕候様ニ且又錢下直ニ候俣、賃銀吟味致候様ニと委細其方拾組々行司より可申参と被仰渡候

一 九月廿四日夕、山八より三日半切仕立差出候風聞承候、飛脚者越前屋八右衛門より遣候由、山八自分出し候ニ相見申候

一 御状固之連状九月廿三日出、廿九日ニ参候

一 十月二日出山城屋より仕立申候

一 中間の柳固壱、三月ニ太一左衛門上州より持帰り申候、其後小庄<sup>(小)</sup>右衛門上州へ持参  
十月十一日ニ書

一 京越後屋喜右衛門殿より奥州・上州行金子大黒屋庄次郎殿請負被申、右証人ニ奈良物屋三右衛門殿相立被申、三右衛門殿へ此方より左之通之証文遣申候

一 札之事

一 其御地越後屋喜右衛門殿より上州・奥州江下り金、大黒屋庄次郎殿御請合被成ニ付、貴殿証人ニ御立被成候故、奥州・上州惣而江戸より先ニてハ、我等組中証人相立申所実正也、右下り金、万一江戸より先、奥筋ニ而遅滞・紛失等在之候者、我等方より急度相弁埒明申、貴殿へ少茂御難義かけ申間敷候、尤此証文何ヶ年ニ而も御用可被成候、為後日仍而如件

延享三年十月

奈良物屋三右衛門殿

嶋屋佐右衛門  
同 新右衛門  
紀九郎兵衛

上州多葉粉問屋衆中留メ

堀留町

清水庄兵衛殿

伝馬町

小津太兵衛殿

同

清水次郎右衛門殿

筏屋三郎右衛門殿

同

乾 九兵衛殿

日本橋

磯屋五郎兵衛殿

本材木町

伊勢屋安右衛門殿

天満屋庄兵衛殿

神田永富町

同

津国屋権兵衛殿

橘屋甚右衛門殿

田所町 大和屋庄右衛門殿

堀留町

吉野屋五兵衛殿

中橋

木曾屋孫兵衛殿

差上ヶ申町飛脚請合証文之事

一 今度大坂御在番御登り被遊候ニ付、来ル寅八月迄、三度飛脚拙者共御請合申実正也、從江戸大坂御城内迄、一ヶ月ニ三度宛、毎月四日・十四日・廿四日、大坂表茂四日・十四日・廿四日、飛脚相立申候、但道中日限八日・九日ニ相定、則御状箱・御荷物等無相違差上可申候、万一飛脚之者、於道中相煩候歟、又ハ如何様之儀御座候共、御定日限之通、少茂無滞相勤可申候、若大風・大水ニ而道中往來止り申候者、其所之役人方より逗留之刻限証文請取、差上可申事

一 御請合申候三度飛脚之外、御仕立飛脚并間之飛脚御状箱・御荷物等被

仰付候通、無相違差登せ可申候、何茂賃銀別紙ニ書付差上申候通、少  
茂相違仕間敷候事

御状箱・御荷物紛失仕候歟、又ハ濡損シ申候ハ、紛失之品急度相弁、  
差上可申候事

右之条々急度相守可申候、若如何様之儀出来仕候共、私共何方へ茂罷出、  
急度埒明、少茂懸御苦勞申間敷候、為後日之、町飛脚請合証文仍而如件

延享貳年丑十月

江戸名判  
大坂名判

岡孫三郎様  
雜賀重兵衛様

直段附

御状箇月並三度片道 壹貫匁ニ付拾壹匁

御状壹封 四拾貳文

五日切差込幸便御状壹封 四百文 一 荷物壹貫匁ニ付 九匁五分かへ

六日切差込幸便壹封 三百文

覚

道中八日限御状箇壹貫匁ニ付 賃銀拾四匁

封御状壹通 賃銀壹匁五分

但大封御状ハ賃銀見合申請候

御状箱壹通入より式通入迄 賃銀三匁五分

同三通入より五通入迄 賃銀四匁五分

増口(カ)五分

御状箱之目百匁迄 賃銀五匁式分

同百拾匁より式百匁迄 百匁ニ付 賃銀五匁式分

同貳百拾匁より上ハ何程 百匁ニ付 賃銀四匁五分

二而も 賃銀四匁五分

雨紙包・紙包類ハ 賃銀見合せ申請候

御荷物 壹貫匁ニ付

日永便御荷物 同 拾貳匁五分  
八匁九分

但何れ茂割レ物・水物・長キ物・かさ高キ物・濡物・人形類、  
右之賃銀ニ、三割之御増可被下候

金百兩ニ付 賃金貳拾貳匁

但五拾兩より内ハ拾兩ニ付賃銀四匁かへ  
尤五拾兩より上者右百兩之割

是より御仕立飛脚

四日半切

賃「銀金拾兩」(「」部分を貼紙で抹消)

五日切 賃金五兩三分ト五匁

六日切 賃金四兩ト拾匁

七日切 賃金貳兩三分

右御状箱三百匁持、夫より上者百匁ニ付拾匁御増申請候

同幸便

五日切 賃金三分ト拾匁

六日切 賃金貳分ト八匁五分

七日切 賃金壹分ト七匁

右御状箱貳百匁持、夫より上者百匁ニ付拾匁御増申請候

四日限御仕立御請合不申上候

四日限・四日半限幸便御請合不申上候

道中定馬御合印之板三枚頂戴仕度候

道中宿々問屋へ私方へ被為 仰付候御触書被遊御出可被下候

右之通ニ而御請合申上候、以上

丑十月十一日

津国屋

重右衛門

吉賀新兵衛 様

野間口惣左衛門 様

池田藤太夫 様

右ハ嶋津山城守様賃銀附、大坂よりの写留メ置候  
丑十一月十一日

江戸 嶋屋佐右衛門 飛脚中  
大坂 津国屋重右衛門

利兵衛 六右衛門 甚兵衛 太兵衛 弥兵衛  
宗兵衛 吉兵衛 源二郎

右之通手前飛脚ニ相違無御座候、藤枝より下り御用御出し被遊候ハ、無  
相違御届可申上候、為後日如件

御役人衆中様

嶋屋佐右衛門

右之通本多紀伊守様当地御屋敷へ差上ケ申候

丑十一月十四日

大坂御城代阿部伊勢守様御役人衆中留メ

上 竹田市兵衛様

海塩庄兵衛様

丸山 萩原伝蔵様

山室六之進様

同 山上勘左衛門様

小林条左衛門様

村上次郎右衛門様

下役 中嶋伝助様

元メ 町野金助様

(「えきていしりょう」をよむかい)

論 文

# 近世における飛脚関係の金石史料―常夜灯、道標、墓誌を中心に―

巻島 隆

## はじめに

江戸時代中後期に各地方に出店を置いた江戸の定飛脚問屋京屋弥兵衛と嶋屋佐右衛門は、地域社会で尊崇を集める寺社境内や街道筋に常夜灯や道標などを奉納した。本稿は、京屋・嶋屋に代表される定飛脚問屋、また京都・大坂の飛脚問屋、荷物輸送に専門で当たった宰領飛脚、人足派遣業に従事した上下飛脚屋（通日雇）に関連する金石史料について、現在わかり得る範囲で総覧した上で、石造物に込めた寄進者たちの願いを検討した。

飛脚関連の金石史料に関する研究は藤村潤一郎氏、藪内吉彦氏の研究がある<sup>(1)</sup>。藤村氏は八基の常夜灯などの履歴を明らかにし、また藪内氏は整理して京都、大坂、静岡、三重、奈良、滋賀、広島、二府五県に亘る飛脚問屋に関連した道標六、常夜灯七基を紹介した。本稿では金石史料をもっと広い意味に捉え、道標・常夜灯と合わせ、飛脚関係者の供養墓、墓誌、馬頭観音、俳諧碑、玉垣、鉦鼓などにも範囲を広げて、東日本エリアを中心とした金石史料五一点を紹介する。

金石史料は文献や古文書類から窺える飛脚像を補完すると同時に、紙史料から知り得ない情報を提供してくれる。これら金石史料から窺える飛脚問屋の信仰との関わり、さらにはネットワークについて論述する。なお解読文についての表記は藪内氏の記載法（A⇨向かって正面、B⇨向かって右面、C⇨裏面、D⇨向かって左面）を踏襲する。解読文には読みやすさ

に配慮して読点を打った。なお掲載写真は全て筆者が撮影した。

## 一 東北地方

(1) 京屋弥兵衛奉納鹽竈神社常夜灯

A 奉献

B 定飛脚問屋京屋彌兵衛

C 取次 鈴木刑部

世話人 引地屋安之丞

石工 惣助

D 文化四年丁卯五月吉日

宮城県塩竈市一森山一一一、鹽竈神社。境内南側の楼門脇に位置する。高さ約一・四メートル。鹽竈神社は陸奥国一之宮として、江戸時代を通じて仙台藩の庇護を受け、多くの信仰を集めた。創建年代は明らかではないが、平安時代初期の史料上には出てくるようである。

文化四年（一八〇七）五月、京屋弥兵衛が引地屋安之丞を世話人に立て、同社の取次鈴木刑部を介して寄進した。右の京屋弥兵衛が京屋弥兵衛江戶店を指すのか、また京屋弥兵衛仙台店を指すのかはわからない。

同社は武甕槌神（たけみかづちのかみ）と経津主神（ふつぬしのかみ）を祀る。共に武神である。これ以降で紹介する金石史料の全般にあてはまるのだが、飛脚問屋は寺社の祭神・本尊の性格に余り拘泥せずに各土地で



「定飛脚問屋京屋彌兵衛」



京屋弥兵衛鹽竈神社奉納常夜灯



嶋屋建立馬頭観世音

崇拜されている神々を尊重し、常夜灯を奉納する傾向がある。

(2) 嶋屋奉納馬頭観世音

A 馬頭観世音

B 文化二乙丑年六月

石出シ手傳清水町中

D 嶋屋飛脚中

施主

西山弥七

松本清六

齊藤茂兵衛

松本宗兵衛

飯村庄助

□木左治郎

□(欠ケ)兵衛



「島屋飛脚中」

福島県福島市伏拝行人下一三、共楽公園内。文化二年(一八〇五)六月、嶋屋飛脚中によって奉納された馬頭観世音である。高さ約一メートル。嶋屋飛脚中とは嶋屋佐右衛門組及び江戸店、出店の総称であろう。福島には嶋屋の出店が置かれたので、その福島店の関わりがあったとも考えられる。現在は共楽公園内に立つが、近くには旧奥州街道があり、さらに行くとい伏拝交差点で国道四号線と交差する。伏拝は「大名もカゴから下りて歩いたという難所」<sup>(2)</sup>だったという。馬頭観音を祭祀することによって、宰領飛脚や走り飛脚らの道中安全を祈願したのであろう。

(3) 羽黒神社参道嶋屋奉納常夜灯

A 月山 天下

湯殿山 奉獻 御燈明

羽黒山 太平

B 世話人



「嶋屋飛脚中」とある



羽黒山寄進常夜灯

加藤大學

C 嶋屋飛脚中

D 文化八辛未年三月吉日

福島県福島市御山谷一九、羽黒神社参道沿い。この常夜灯は、文化八年（一八一）三月に嶋屋飛脚中が加藤大學を世話人に奉納したものである。

羽黒三山の山名と、「天下太平」が刻まれる。高さ約一・六メートル。

これにより飛脚問屋の祈願が交通安全だけでなく、「天下太平」を祈願したこともわかる。地方に出店を置いた飛脚問屋は各地の寺社を篤信し、常夜灯や道標といった石造物を奉納したことが特徴的である。

(4) 嶋屋佐右衛門駛歩隊奉納大江丸俳諧碑

A 能因にくさめさせたる秋はここ

B (なし)

C

三浦有恒識

安井成胤翁者浪華大江岸人也、號大江丸一號旧国世為駛歩長其亭號曰嶋屋、而有八家皆冒嶋屋之號輪回以從事安井氏則其一也、己能勤其業又能定其法、為世所稱云翁素善所謂俳諧者每往来於諸州同業之家以俳諧暢懷情者最多集為一篇藏諸家文化乙丑三月十八日年八十八終于家令茲嘉永甲寅實為五十回忌辰駛歩隊刻遺于石以追表翁意云雨

嶋屋佐右衛門駛歩隊建之

清六

執 静吉

又兵衛

事 安兵衛

D (なし)

福島県白河市白坂明神八〇、境の明神境内。社殿向かって左側にある。高さ約一・五メートル。俳諧師安井大江丸（嶋屋組の一つ）が逝去した文化乙丑は文化二年（一八〇五）であり、建碑された嘉永甲寅は嘉永七年（一八五四）である。師の五四回忌を記念して建てたとある。



「嶋屋佐右衛門駛歩隊建之」



嶋屋佐右衛門駛歩隊奉納大江丸俳諧碑

A面の大江丸作「能因にくさめさせたる秋はここ」は平安時代の歌人、能因法師(九八八—一〇五〇)の著名な短歌「都をば霞とともに立ちしかど秋風ぞ吹く白河の関」(「後拾遺集」)を懸けて詠んでいる。碑文は嶋屋福島店と仙台店を設置して奥州進出の基盤を築いた俳諧師大江丸の飛脚問屋業における業績と、俳諧師としての足跡を讃えた内容となっている。

「嶋屋佐右衛門駛歩隊」とは、「飛脚問屋」をやや気取った感じで漢語風に言い換えたものであろうか。それとも俳諧結社の名なのか。いずれにせよこの俳諧碑でしか見ることのできない風雅な表現である。

「執事」の四人はいずれも嶋屋関係者であると同時に俳諧の弟子でもあったことが推察される。大江丸の流通史・文化史に残した足跡は共に重なっている点が松尾芭蕉や与謝蕪村らと異なり、ユニークさが際立っている。

(5) 多湖思楽俳諧碑

A 卯乃花や

思楽

清水が

三(花押カ)

すえの

里つつき

C 施主 福島

島谷栄吉

世話人 白川

阪本屋

清六

紀元二千五百三十四年建之

福島県白河市白坂明神八〇、境の明神境内。社殿向かって左側の大江丸俳諧碑と同じ碑林一角にある。高さ約一・五メートル。思楽とは俳諧師の多湖思楽(通称、九郎兵衛)であり、幕末期における飛脚問屋嶋屋組の一つであり、明治期に陸運元会社、内国通運の創業に参加した。紀元二五三四年(西暦一八七四年、明治七年)、施主の島谷栄吉が白河の阪本屋清六を世話人に立てて建碑した。この清六とは、大江丸俳諧碑にある執事の「清六」と同一人物であろう。白河の飛脚取次所である可能性も考えられる。



「施主福島 島谷栄吉」



多湖思楽俳諧碑



仙台、江戸、越後の出店支配人の名前が刻まれる



京屋・嶋屋奉納境の明神狛犬

卯の花とは「卯月」の由来でもある被子植物の低木「空木（うつぎ）」のことであり、本来は空木の花であるはずが、空木の「う」のみを使い、「卯の花」と呼んだ。卯の花が咲き、その下に清らなる小川の流れの末に人里があることよ、という意味であろう。

(6) 定飛脚問屋奉納境の明神狛犬  
 〈向かって左側〉

- |        |              |          |
|--------|--------------|----------|
| A 奉納   | A 奉納         | C 大坂屋五兵衛 |
| B (なし) | B 氏子         | 荒物屋藤右衛門  |
| C (なし) | 世話人          | 益田廉助     |
| D 仙臺   | 大嶋屋勝吉        | 吉田屋庄吉    |
| 京屋清兵衛  | 大榎屋文右衛門      | 松屋新兵衛    |
| 同 久兵衛  | 松坂屋勇藏        | 富川屋幸八    |
| 江戸     | 白川           | 釜屋藤右工門   |
| 京屋新兵衛  | 味噌屋又左衛門      | 松河屋新助    |
| 嶋屋又七   | 松河屋儀兵衛       | 丸井九兵衛    |
| 同 源八   | 榎木屋五兵衛       | 菱屋吉兵衛    |
| 同 亀藏   | 八幡屋治兵衛       | 関東屋源五右工門 |
| 越後     | 田村屋弥藏        |          |
| 嶋屋熊八郎  | 藤田弥五兵衛       |          |
| 同 栄一郎  | 栞持屋吉兵衛       |          |
| 同 良作   | 加藤屋利兵衛 (※下へ) |          |

福島県白河市白坂明神八〇、境の明神。鳥居の両脇一対。向かって左側。高さ約一・四メートル。珍しいことであるが、奉納年が刻まれていない。右側の狛犬にも刻まれておらず、正確な奉納年は不明であるが、恐らく嶋屋越後店営業開始の天保二年（一八三一）から、江戸店と越後店がトラブルとなる嘉永二年（一八四九）の期間であろうと思われる。この金石史料は古文書で言えば、一級史料の価値に相当する。その理由



嶋屋福島店奉納堂原地蔵堂常夜灯

は京屋弥兵衛と嶋屋佐右衛門の仙台、江戸、越後の三地域の出店が協同して建立したものであるという点にある。仙台と江戸は奥州街道の輸送ルートで結ばれているから首肯し得るが、なぜ越後も加わっているのかであろうか。これは江戸―会津―越後の輸送ルートの実際を示しているが、越後に不出店のない京屋の荷物を嶋屋が請け負った可能性も示唆する。  
史料的价值はそれだけにとどまらない。各出店の支配人の名前が記される。特に越後嶋屋については水原店の史料が若干残されるのみである。新潟店と三条店の史料については残念ながら行方がわからない。

## 二 関東地方

(1) 嶋屋福島店奉納堂原地蔵堂常夜灯

A なし

B 天保十三年壬寅



〔福嶋／嶋屋／定飛脚〕

六月廿四日再建

C なし

D 福嶋

定飛脚

嶋屋

栃木県さくら市氏家一七四一〇の西側。堂原地蔵堂本堂向かって右前(玉垣外)にある。常夜灯の内、火袋部分は後世のものであり、穴のない石製の四角立方体に乗っかるのみで、常夜灯の用をなさなくなっている。高さ約二メートル。

最初の奉納年月日は不明であるが、恐らく嶋屋福島店が奉納し、その後、損壊したものと思われる。B面から天保十三年(一八四二)六月二十四日、嶋屋福島店が再建したことがわかる。石材の様子から察して、火袋と竿の部分は再建時のもの、それ以外は最初の建立時のものと窺われる。東海道の嶋屋奉納常夜灯と比べると、素朴な味わいがする。



京屋福島店宰領奉納堂原地蔵堂常夜灯

栃木県さくら市氏家二一七四一〇の西側。堂原地蔵堂入口左脇にある。堂原地蔵堂は將軍地蔵ともいい、「勝山」交差点から北へ三五〇メートルの場所にある。前を走る県道一二五号線は江戸期の奥州街道である。地蔵堂から南へ一・一キロの場所には江戸時代に物流の拠点として栄えた阿久津河岸跡がある。奥羽の荷物の一部は、ここで船積みされて江戸へ輸送された。現在は東に阿久津バイパスができたことで寂しい場所となったが、

- (2) 京屋福島店宰領奉納堂原地蔵堂常夜灯
- A 奉 定飛脚 福島 宰領中
- B 納 京屋
- 嘉永六癸丑 六月吉日
- C (なし)
- D (なし)



「定飛脚／福島／京屋／宰領中」の文字

江戸時代は人と物の往来が盛んな交通の要衝であった。常夜灯は京屋福島店の宰領が、嘉永六年（一八五三）六月に寄進した。折しもペリーが来航した時期と重なる。常夜灯の存在からは京屋福島店の宰領飛脚が奥州街道を盛んに往来したことが推察される。あくまで推測の範囲であるが、阿久津まで陸送し、河岸からは宰領が荷物に付き添って水運で下した可能性も考えられる。宰領飛脚は道中安全祈願のため、常夜灯を奉納した。

- (3) 和泉屋甚兵衛奉納不動明王像道標
- A (不動明王浮彫像) 右なりた道
- B □□ (柵で見えず) 道
- C なし
- D なし

安永六年丁酉秋九月建 願主 和泉屋甚兵衛  
日本橋左内町



「願主 和泉屋甚兵衛」の文字



和泉屋甚兵衛奉納不動明王像道標

當邑世話人 伊勢屋富蔵

千葉県船橋市前原西一丁目二二一七付近。東京方面から国道二九六号線の「成田街道入口」交差点を成田方面へ左折して、一〇〇メートルほど向かった左側に位置する。JR総武本線の東船橋駅と津田沼駅との間の踏切近くにある。高さ約一九〇センチ。最上部が不動明王像、下半分が道標である。安永六年（一七七七）九月に願主の和泉屋甚兵衛が奉納した。和泉屋はD面にあるように日本橋左内町で営業した定飛脚問屋である。

和泉屋は京屋と嶋屋のように出店を各地に持たなかった。恐らく受注した荷物は、抱え宰領と雇い宰領により江戸―上方を搬送し、それ以外のエリアに関しては京屋か嶋屋を取り次ぐ形で荷物輸送を委託していたものと思われる。和泉屋は奉納に当たり、「當邑」すなわち葛飾郡前原新田村の伊勢屋富蔵を世話人に依頼した。伊勢屋は何者か不明であるが、和泉屋の取引先の可能性である可能性もある。だすとれば、和泉屋は下総方面に荷物輸送をすることがあったことになる。

奉納時は不動明王部分が赤色に彩色されていたものと推測される。不動明王像の宝剣握り手脇の光背部分に赤絵具の残存が僅かに認められる。建立時は街道の風景としてとりわけ目立ち、旅人の目を引いたことであろう。建立場所は当初、成田街道と東金街道の追分（分岐点）に建てたものと思われるが、後に道路拡幅工事などで移されたものと思われる。

道標の左側には五基の不動明王庚申塔が並び立つ。いずれも奉納年が古く、右から享保一四年（一七二九）、享保五年（一七二〇）、宝永五年（一七〇八）、不明、寛保元年（一七四一）と確認できる。高さは約五〇センチ（約一・二メートル）である。

(4) 佐原飛脚吉岡氏奉納馬頭観世音

A 馬頭観世音

B 嘉永七甲寅二月吉日

C (なし)

D 佐原飛脚

吉岡氏



佐原飛脚吉岡氏奉納馬頭観世音

千葉県千葉市市川市本行徳二三。住宅街の一角にある。馬頭観音は八つ  
の石仏群の一つである。高さ約八〇センチ。  
嘉永七年（一八五四）二月に佐原飛脚の吉岡氏が奉納した。馬頭観音近  
くに立て札の説明によると、「佐原飛脚問屋 吉田氏」とあるが、実見し  
たところ「問屋」の文字を確認できなかった。ちなみに説明にある「吉田  
氏」は「吉岡氏」であり、「二月七日」は「二月吉日」である。  
吉岡氏が佐原の飛脚問屋であるのか、佐原行き飛脚問屋であったのか  
は解釈に迷うところである。後考を待ちたいが、いずれにせよ行徳という  
場所は行徳河岸として関東北部と東部の物流交叉点であり、江戸―佐原を



〔佐原飛脚 吉岡氏〕

恐らく馬荷に付き添った宰領飛脚が盛んに往来したのであろう。なお立て  
札の説明によると、この馬頭観音の下からは「内匠堀の改修の折、この馬  
頭観音の下から多数の馬の骨がでてきました」ということである。なじみ  
の深い馬の供養と共に道中の平穏無事と商売繁盛を祈願して建てたものと  
思われる。

(5) 佐々木莊助君之碑

A 君諱末金、通称莊助、佐佐木氏、系出自左兵衛尉盛綱、常陸国真壁  
郡下妻人、年二十二来江戸、事吉村甚兵衛、吉村氏業郵信、所謂定  
飛脚問屋者、初徳川氏開府江戸、今府民管通信脚夫、至安政年間有  
五家、吉村氏其一、号和泉屋、凡畿内七道、通邑大都、各有兒店、  
彼此連絡、同業相結、通送書柬貨幣及大小物件、行之二百有餘年、  
以明治革新、朝廷設郵便司、將大興郵務、諭旨問屋、諸問屋、牽恋  
旧業、不能棄去、君獨知郵信之不可不歸於官、乃勸吉村氏、舉從來  
所經驗事例方法呈官、以備参考、明治四年三月官初設三都間郵便於  
東海道、是年廢諸道伝馬所、置陸運会社於各駅、君將変更旧業、而

創物貨運送会社、適駅通寮亦論此意、乃与吉村氏謀、説諭同業諸人、五年五月連署請創立陸運元会社、得允、駅通寮為之保管、於是合併三都及各地鋪店、与諸道同業者新結盟約、兼郵便御用、以開物貨運送之便、至明年、会社体面全成矣、八年二月、官罷諸道陸運会社、委全国駅伝事於陸運元会社、改名曰内国通運会社、吉村氏為頭取、君為之副、乃派社員、遴各駅幹了者、申約束、設人馬繼立所、於是駅伝之業始成私社体裁、而旧時伝馬所之情弊全除矣、明治十二年、君代吉村氏為頭取、二十五年四月七日以病歿、年五十有九、葬谷中墓域、君父又右衛門有故冒長谷川氏、至君復本姓、母薄木氏、君二娶、前配中野氏生二女、長適佐久間氏、次適薄木氏、繼室太田氏生二男二女、長男正三嗣家、次男周次尚幼、二女在家、君為人温和、思慮深密、容貌恂恂、而氣節之堅如鉄石、二十年前道路未完、舟車未備、世未知合資結社之利、創設之難、非可以今日測、而君堅忍不屈、遂能成之、社員追悼、欲建碑表其功、初君受知於駅通總官前島密君、每事諮詢取決、常曰、吾所父事者吉村氏、而所師事者前島君也、乃乞前島氏書篆額、而余係之銘、銘曰

公私奉公 能成其私 棄旧謀新 其新孔宜  
 德之流行 連於置郵 業之永伝 貞珉千烁

明治二十八年一月

正四位勲四等

文学博士

重野安繹 撰

柳沢信大 書

(粹外に)

田鶴年刻

(なし)  
(なし)

本碑ハ建設以來墨堤ノ側木母寺ノ南約一町ノ地ニ在リシカ、昭和九年同堤擴張ノ砌、當境内内ニ移サレ識ル者稀ナルニ至レリ、乃チ茲ニ神社卜計リ社資ヲ投ジテ、舊態ニ復シ、業界不滅ノ功績ヲ後世ニ傳フルコトトナセリ

昭和二十六年十一月六日  
 日本通運株式会社

社長 早川慎一<sup>③</sup>

東京都墨田区堤通二一七一の隅田川神社。駐車場の一角にある。明治二十八年三月に建碑され、その際に建碑委員（黒部利兵衛）と内国通運社員総代藪正一らによる建碑式祭典が執り行われた。四月に建碑の概要や



佐々木莊助君之碑



「定飛脚問屋」の文字が見える

漢詩・俳句を寄稿した『春のかたみ』が発刊された。建碑の元々の場所は東京府南葛飾郡隅田村一五二番地である。碑D面によると現在地より北へ二〇〇メートルの地点にある「木母寺」の南一町（一〇九メートル、即ち現在地より一〇〇以北）の「墨堤」の側に建碑された。

碑の石材は陸奥国牡鹿郡産の「稲井石」であり、寸法は長さ一五尺（四五〇センチ）、幅八尺（二四〇センチ）、厚さ一尺八寸（五四センチ）である。台の石材は伊予国産「青生石」である。碑最上部の「佐々木莊助君之碑」の篆額は前島密の揮毫による。彫刻石工は田鶴年である。

建碑資金は二二七八円二銭であり、全額が多額の関係者による募金によつて賄われた。そのうち一人二百円を提供した高額寄付者は稲延利兵衛（日本通商銀行頭取、鐘淵紡績・内国通運取締役）、吉村甚兵衛（和泉屋甚兵衛、内国通運社長）、大倉喜八郎（実業家、大倉財閥創始者）、岡本善七（岡本銀行創立）、真中忠直（明治政府官僚）、佐羽吉右衛門（群馬県山田郡桐生町の織物買次商）、佐久間精一（後に内国通運社長）、初山半三郎（後に内国通運社長）、茂木亀雄（亀甲萬創業者、七代目茂木佐平治）、鈴木重恒（内国通運監査役、百十三銀行取締役）の一〇人である。いずれも事業家、官僚である。そのほか金一〇円を寄付した中に村井弥兵衛、多胡三郎兵衛など旧飛脚問屋関係・内国通運関係者も見られる。

佐々木莊助（一八三五—一九二二）は常陸国真壁郡下妻に生まれた。碑文によると、二十二歳で江戸日本橋左内町の定飛脚問屋和泉屋甚兵衛に奉公したとあるが、十二歳の間違いではないだろうか。江戸時代の慣例からすると、二十二歳からの奉公では和泉屋で惣代を務めるほどの出世はできないものと思われる。佐々木が郵便創業の折に郵便制度を提案した前島密と談判を行い、飛脚問屋側が郵便事業を請け負う形で合意した。江戸定飛脚仲間を会社組織化し、明治五年（一八七二）五月に陸運元会社創業に関わつた。明治八年の内国通運の創業に際しては副社長に就任、明治十二年に社長に就任した。明治二十五年に増資による業績悪化の責任を取り、「病歿」ではなく、所持していた拳銃により自殺を図つて死去した。



佐々木莊助墓

(6) 佐々木莊助墓

A 故内国通運會社社長佐二木莊助墓（花入れ）佐々木  
明治廿五年四月七日卒

B 大徳院長譽通運莊壽居士

行年五十九歳

C (なし)

D (なし)

東京都台東区谷中七丁目一、谷中霊園（谷中墓地）。高さ約二・五メートル。周囲には一族の墓がある。

(7) 和泉屋甚兵衛墓

A 吉村家歴代墓 (台) 和泉屋 (横書き)

B (なし)

C 大正六年四月二十三日改

D (なし)

A

(石製角塔婆)  
(上部に梵字で) 空風火水地  
正譽道閑信士 明曆三年十月廿一日  
元祖 甚兵衛  
順譽妙清信女 天和二年五月二日  
同 妻  
實譽浄心信士 正徳五年九月十八日  
二代目 甚兵衛  
善譽清真信女 延宝六年五月廿二日  
同 妻  
運譽貞心信女 宝永元年四月廿一日  
同 後  
総譽安心信士 宝永五年四月廿八日  
三代目 甚兵衛  
心譽妙蓮信女 享保二年十月廿六日  
同 妻  
興譽源清信士 延享四年十一月十四日  
四代目 甚兵衛  
本譽理清信女 寛延三年一月五日  
同 妻女  
本性院覺全貞居士 寛政四年四月十四日  
五代目 甚兵衛  
薩應院相譽本壽大姉 享和三年九月十一日  
同 妻 可祢  
覺音院演譽暢善居士 天明七年二月十一日  
六代目 甚兵衛  
浄光院惠照妙知大姉 文政元年三月廿九日  
同 妻 ゑつ  
安譽樂然居士 天保十一年三月十九日  
七代目 甚兵衛

B

樂譽貞精大姉 安政五年四月十八日  
七代目 妻八尾  
轉譽洗心居士 天保十四年三月六日  
八代目 甚兵衛  
洗譽貞心大姉 安政五年八月二十九日  
同 妻つげ  
真譽實道居士 嘉永二年二月二十二日  
九代後見 八代目甚三郎  
然譽貞樂大姉 明治三年九月一日  
九代目後見八代目姉志□  
清光院信譽浄安居士 明治十九年十一月廿六日  
九代目 甚兵衛  
浄雲院光譽貞照大姉 明治十八年九月四日  
同 妻佐代  
(以下、大正・昭和逝去の十一人は略す)  
(上部に梵字で) 空風火水地  
花屋清春信女 明曆二年十二月十二日  
得開心眼信士 延宝四年五月十三日  
道仁禪定門 天和二年三月廿四日  
覺月道圓信士 寶永六年二月十六日  
安譽心随信士 元文元年四月二日  
莊雲院心萼智萼居士 元文四年八月十二日  
覺譽了性信士 寛保元年八月廿六日  
本譽了覺信士 寛保三年五月十八日  
奏譽妙然法尼 文政四年十二月十一日  
妙清信女 延享三年九月十一日  
性覺亮法信士 宝曆元年五月廿四日  
唱譽名禰法尼 宝曆三年六月六日  
貫譽艶月練心信女 宝曆三年七月三十日  
聲岳念教信士 宝曆三年十一月十六日

D C

- 誓譽成貞信女 宝曆四年二月廿三日  
 林月道雲信士 宝曆七年十二月廿五日  
 觀譽妙喜信女 安永七年六月三日  
 德譽怡然法悦信女 大正九年二月四日  
 真光院松譽壽榮大姉 明治廿五年六月廿六日  
 釋善應信女 明治卅三年一月十三日分骨  
 大樂院順譽義道居士 明治卅七年五月十二日  
 紫雲院乘譽歸元大姉 大正十年三月二十六日  
 光照院深譽心仁道居士 明治四十二年六月廿二日分骨  
 淨心院欣譽求道妙近大姉 明治卅九年七月三十二日分骨  
 迎生院來譽雪應大姉 大正三年十一月三十日  
 瑞法院心譽吉祥念道居士 昭和十二年八月七日
- (略)
- (上部に梵字で) 空風火水地  
 一峯無純童女 延宝七年三月十六日  
 如幼觀心童子 元禄六年四月廿一日  
 教智童子 寶永元年十二月廿一日  
 恵暁童子 正徳二年一月八日  
 光照童子 享保六年九月廿九日  
 故月芳心童女 享保八年八月五日  
 幽光消雪童子 享保十五年十一月十日  
 幼華童女 元文五年三月三日  
 露身童女 延享元年九月廿三日  
 春智童子 安政六年三月十五日  
 愛蓮童子 文久二年十一月十五日  
 涼夢童子 慶應元年五月廿四日  
 冷夢童子 慶應二年五月廿六日  
 冷光童子 明治元年八月廿七日  
 海圓智生童女 寶曆三年五月九日  
 光含童子 宝曆八年四月三十日

- 現泡童子 宝曆十年六月五日  
 蒙光輦心童女 天明七年三月廿四日  
 暁霜童女 文化八年十一月廿八日  
 蓮曜童子 文政五年七月十一日  
 清霜童女 天保十四年二月十日  
 芳顔童子 嘉永二年四月三日  
 宜靜童子 嘉永五年二月十一日  
 智玉孩児 明治廿四年五月廿日  
 智玉孩児 明治廿四年五月廿日  
 淨蓮孩児 明治廿六年七月七日  
 微雲童子 明治廿七年七月十二日  
 樂邦暁夢童子  
 慧勸童子 明治二年五月十一日  
 秋蓮童女 明治四年七月五日  
 秋露童子 明治九年十月十七日  
 善心教夢童子 明治十九年七月十九日  
 吉村家之墓 (なし)  
 D C 大正六年四月二十三日  
 D (なし)
- 東京都台東区谷中七丁目一、谷中靈園(谷中墓地)。左右兩端の墓石は高さ約二メートル、真ん中の石製角塔婆は高さ約三・五メートル。和泉屋甚兵衛家が建立した。角塔婆には八九人(子供戒名三人を含む)の戒名が刻まれる。右に掲げたのは主に明治以前に死去した人物のみであり、大正・昭和に逝去した人物については一部を除いて省略した。A面の九代目と泉屋甚兵衛が江戸定飛脚仲間、陸運元会社、さらに内国通運へと近世物流から近代物流への転換を乗り切った。



歴代和泉屋甚兵衛墓

(8) 甲府三度飛脚奉納常夜灯

A (竿) 常夜燈

(台) 甲府  
三度

飛脚  
中

B (竿) 文久二千戌歳  
C (なし)

D (竿) 十一月穀且

東京都八王子市裏高尾町一七八五、小仏山寶珠寺。本堂西側に位置する。高さ約一三〇センチメートル。同寺境内下の道は旧甲州道中である。同寺は臨済宗南禅寺派。同寺の水野直樹住職によると、元々は街道沿いに山王権現があり、そこに常夜灯もあったという。同寺から三〇〇メートルほど小仏峠方面に行った緊急車両出入り口ゲートの手前付近の箇所のようにである。ところが「明治以降に土地の問題でこちらに移された」という。



甲府三度飛脚奉納常夜灯

文久二年(一八六二)十一月穀且に甲府三度飛脚中が奉納したことがわかる。飛脚関係の金石史料では初見の「穀且」とは、吉日を指すようである。常夜灯は甲府側から見ると、小仏峠を越した所であり、江戸から見るとこれから難所を越さねばならない。道中無事への祈願と感謝の意味を込めたように思われる。

### 三 群馬県

(1) 嶋屋江戸店奉納桐生天満宮本殿玉垣

A 江戸瀬戸物町

島屋佐右衛門

桐生市天神町一丁目二一、桐生天満宮。本殿玉垣の中の一つである。田中社寺(本社、岐阜県)の調査によると、玉垣は全部で一三本あり、嶋屋奉納の玉垣は北側六五本目(西から数えて)の位置にある。玉垣のサイズは一辺二五〇、四方、高さ九一・五センチ、頭頂部(四角錐)勾配



右から「甲府三度飛脚中」の文字

が立ち、その中に兩名の名前が刻まれる。  
 碑は織物買次商の佐羽吉右衛門、書上文左衛門、長澤新助、玉上甚左衛門、玉上易左衛門、栗田清藏、古木四郎兵衛の七人が「発起人」となり、有志一同が桐生天満宮の祭神菅原道真公没後九百五十周年の一大記念事業として御影石常夜灯と石橋を寄進した。  
 併せて奉納者の連名を刻んだ。個人・団体合計四七九を数え、「桐生町」の箇所で「京屋弥兵衛」「鳥屋佐右衛門」の名前も確認された。

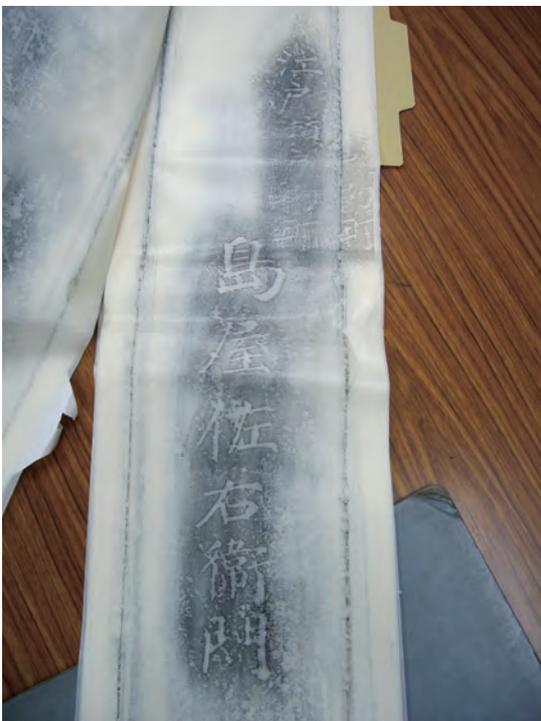
一五ミ。  
 嶋屋江戸店が奉納した。奉納年は不明であるが、桐生天満宮の現在の社殿が完成したのが寛政五年（一七九三）だから、それ以降のことである。

(2) 菅原道真九五〇年  
 忌御影石常夜灯・  
 石橋寄進碑

A 菅神九百五十年御  
 忌依之御影石常夜  
 灯一对石橋兩所奉  
 納連名次第不同

(前略) 鳥屋佐右衛  
 門(中略) 京屋弥  
 兵衛(後略)

桐生市天神町一丁目  
 二一、桐生天満宮。参  
 道の太鼓橋手前右側に碑



拓本 (田中社寺提供)



嶋屋江戸店奉納桐生 天満宮本殿石玉垣



「島屋佐右衛門」



菅原道真九五〇年忌 御影石灯・石橋寄進碑



「京屋彌兵衛」

- (3) 文虎亭墓誌
- A 釋 道憶居士  
如應理慈居士  
墓 (台) 村 井 氏
- B 釋 道念居士  
元禄二己巳年正月廿日 慈大村太祖  
享和二壬戌年三月初八日 壽同 祖  
安永四乙未年正月廿八日 億山川中興  
天明七丁未年十二月五日 念同 末祖
- C 文虎亭墓誌  
我家君始称喜平次、後曰五兵衛以冒養父之称也、家号有二之称、曰近江屋曰京屋、養家属依伝送之業、居住于京師東洞院之市坊、安永
- 文虎亭相續當主 村井喜平次建



文虎亭墓誌

年間自上賜符二種、其一令以大版植荷苞、其一以小版着脚夫之腰是為莫遲滯通行也、天明年季家君罹災而没、從類者數十人宛如喪其父只束手悲泣而已、京師江戸及桐生等肆皆亡豈不可悲哉、創業于今百有余年更代也、三其世数不詳創業

D 大祖称曰十七屋孫兵衛、世人通称我家号十七屋以此故也、散在諸方勤業其中開肆於桐生享保年間也、本肆亡末肆絶而後人皆雖欲興之未得其計、于茲家属嘉介者憑大村某再興至寛政年間遂成、於是数千人者復満足矣、後來家属服膺焉云  
文化元年甲子中夏 家属伊八撰  
東苑原道書

桐生市西久方町一丁目四一三二、平等山妙音寺(真言宗)。山の斜面の墓地の中腹にある。高さ約二メートル。文化元年(一八〇四)、近江屋喜平次が建立した供養墓である。

文虎亭墓誌について考察した藤村潤一郎氏はAの四人について「元禄二



十七屋孫兵衛關所の折の様子が「悲泣而已」と記される

年正月二〇日大村大祖とは初代大村彦太郎可全であり、享和二年三月八日同祖とは六代大村彦太郎商全である。安永四年正月二八日山川中興とは、墓誌に創業大祖を十七屋孫兵衛としているから二代近江屋五兵衛ではあるまいか。天明七年一二月五日末祖とは十七屋一件で獄門になった三代と考えられる近江屋五兵衛である」と比定している<sup>(4)</sup>。

大村彦太郎可全は大手呉服商白木屋の創業者である。『白木屋三百年史』によると、没年月日が文虎亭墓誌のそれと一致している。六代商全も享和二年(一八〇二)に死去しており、やはり年月が一致する<sup>(5)</sup>。藤村氏の比定は妥当と思われる。但し、白木屋当主の墓地は京都市の両足院にあるので、文虎亭墓誌は供養墓の意味合いを持つものと推察される。

藤村氏によると、中川嘉介について「京都から上州に下った中川嘉介が寛政元年六月から桐生、高崎、藤岡で同時に近江屋喜平次名前で営業した」とし、中川嘉介が文虎亭相続当主村井喜平次その人であるとしている。



円満寺妙見宮常夜灯

(4) 円満寺妙見宮常夜灯  
A 妙見宮  
B 文政九丙戌年

當處

長澤清八

丸岡藤兵衛

京屋弥兵衛

栗原弥惣次

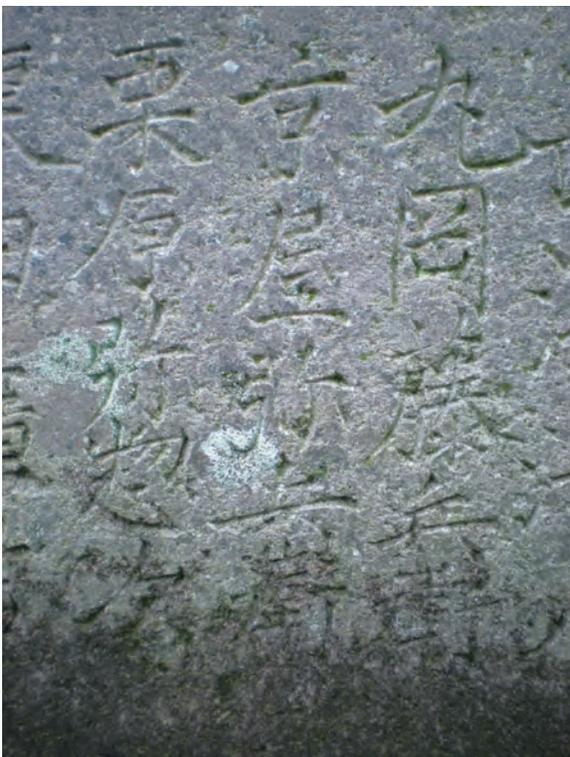
栗田廣吉

荒井林兵衛

関口金兵衛

荒居源蔵

大森金右衛門



「京屋弥兵衛」

D 冬十一月吉日

蓼沼由右衛門

稲村幸蔵

石原弥七

榎原吉兵衛

同 啓輔

吉田儀兵衛

八木橋元恭

桐生市西久方町二丁目三十一、鷲ヶ峰福心山成蓮院円満寺（真言宗）。京屋弥兵衛桐生店の檀家寺は妙音寺であるが、ここでは妙見信仰の表れとして奉納したようである。常夜灯は左右一対になっている。円満寺の石段を上がり切った両側に立っており、左側に京屋弥兵衛の名が刻まれている。高さ約三メートル。

(5) 孝女茂世之碑

A 孝女茂世之碑  
此方之玉梓乎彼處尔通波世彼處之重荷乎此方尔／運氏人之旁尔代留  
乎飛脚止云比其飛脚余利文乎／母物乎母預氏致預者乎宰領止云米理  
島屋某之宰／領尔德江榮清止云人有利天保三年二月其國尔／往止桶  
川駅尔到祁留尔許多之金乎収太留／荷一箇乎被奪大利祁禮婆公尔毛  
訴申氏岩根／凹氏馬爪之至限乎令探索給閉留限行方更尔知／由無利  
祁禮婆同四年正月余□利二月尔係氏食乎断／命尔換氏高雄山尔擔白  
世杼毛其驗無乎其女茂世／伊父乃志之不達乎深憫氏日每尔身潔氏淺  
聞神尔／乞祈都留尔將其詮不有那毛有祁禮婆其五月九日／尔自身罷  
尔伎茲年廿二也其主尔忠那流其親尔孝／那流其心者可賞乎父毛子毛  
其志乎得邪留那父可／憐伎事那利祁流安政二年五月九日穗積重胤此  
乎誌傳流尔那母 大竹培書并篆額 宮龜年鑄

京都和糸絹問屋中  
島屋佐右衛門組中  
建

D 徳大寺正二位大納言公純卿御詠

よしや 身はくたけ  
行ともよろつ代□(の力)  
道の枝おりとなりに  
けるかな

(読み、山本廣信氏による)  
此方の玉梓(手紙)を彼処に通はせ、彼処の重荷を此方に運びて、人の  
旁に代わるを飛脚とい云う。その飛脚より文をも物をも預かりて致す者を  
宰領と云うめり。島屋某の宰領に徳江榮清と言う人あり。天保三年十二月  
某国に上野に往かんと桶川駅に到りけるに、許多の金を収めたる荷一箇を  
奪われたりければ、公(幕府)にも訴え申し出て、岩根凹めて、馬爪の至  
らん限りを探索せしめ給えるに、其行方更に知る由無ければ、同四年正月  
より二月にかけて、食を断ち命に換えて高雄山に誓い白せども、其の驗な



「京都和糸絹問屋中／島屋佐右衛門組中」



孝女茂世の碑

きを其の女茂世、伊父の志の達せざるを深く憫みて、日每身を潔めて浅間神社に乞祈つるに將其の詮有らざるも有りければ、其の五月九日に自ら身罷りにき茲に年二十二也。其の主に忠なる、其の親に孝なる其の心は賞可きを父も子も其の志を得ざるなむ。また、惜しむ可き事なりける。安政二年五月九日、穂積重胤ここに誌し伝ふるにまも。

大竹培書并篆額 宮龜年鑄  
京都和糸絹問屋中

建

島屋佐右衛門組中

伊勢崎市太田町五一二の南側。元々は太田町薬師鉾泉旅館「金瓶館」の南、薬師堂参道南側の松の木の下にあったのを昭和三八年四月一五日に現在地に移転した<sup>(6)</sup>。高さ約一・七メートル。

安政二年(一八五五)五月九日、「京都和糸絹問屋中」と「島屋佐右衛門組中」が協同で建碑した。孝女茂世については碑文にあるように江戸期に推奨された徳目である「親孝行」という美談にくるまれている。実際はどのような事情で自死してしまったのかは不明である。

しかし、この場合、京都和糸絹問屋と嶋屋佐右衛門組が建碑を実現させたという点が重要である。うがった見方かもしれないが、御用を確実に請け負いたい両組としては孝女茂世の美談を前面に掲げ、業者の製品や荷物への誠実さ、奉公人の仕事への真摯な態度をPRしたい動機があったとも考えられる。

山本廣信氏は「この年の十一月に火付盗賊改役の太田半助によって、犯人が越後で召し捕られた。木島の大谷宗右衛門の書き残した『一代光陰録』に、『島屋の金子を追落し候盗賊越後へ逃れ去り、手続き相連れ、御取締役太田半助殿越後へ馳せ向い御召捕なり』とある」と記す。

(6) 孝女茂世仮墓

A (阿弥陀像レリーフ)

B 茂世者徳江栄清女也、有故随母去、長嫁勢多郡野中村堀直次郎、栄清遭賊失金、茂世深歎、祈之浅間山神、欲雪父之難、自



孝女茂世仮墓

D 割腹死時、天保四癸巳五月九日、年二十二、葬同所大泉寺中焉實徳

江貞幹之異腹姉也、法號觀山智妙信女仮墓

伊勢崎市太田町五三〇―七南の徳江家墓地。高さ約八〇センチ。A面に半跏思惟の阿弥陀像が浮彫で刻まれている。仮墓とは本墓を建てられない場合に埋葬しておく墓標を指すと思われる。

(7) 徳江八左衛門栄清墓誌

A 徳江八左衛門栄清墓

C 君諱栄清、通稱八左衛門、上毛伊勢崎治下太田邑人□(欠ケ)世業農桑、五歳喪母、十一失父榮瑩獨立既長宗族分産田之、刻苦務業家道頗優娶武士村丸山氏女、舉一男一女、男乃貞幹、嘉永三年提家従江戸管島屋佐右衛門方是時、主家紛糾世計漸衰君勉厲竭人賣鬻田産叩償主家之債為立接濟之法區屬井然感得其



徳江八左衛門栄清墓

D 宜安政二年四月二日、見召水戸邸 公聞其忠厚賜白布以褒賞之、且見許姓字郷人栄之君為人寛恕簡、諒望之也、嚴就之也、温惟義所不可難以威力而不可奪可謂主家柱石之叙、其性行鑄諸碑陰以告後昆  
安政六年己未夏四月

雪城澤俊卿書

伊勢崎市太田町五三〇—七南。広瀬河畔（左岸）にある徳江家墓地の中にある。高さ約一メートル。右を意識すると次のようになる。徳江八左衛門栄清は上州伊勢崎の人で、養蚕農家に生まれた。五歳で母を亡くし、一一歳で父を亡くした。苦勞して家業に励み、武士村の丸山氏の娘を娶り、一男一女をもうけた。嘉永三年に江戸の嶋屋佐右衛門方に奉公し、経営再建に成功し、安政二年（一八五五）四月二日に水戸藩主に召し出された。藩侯はその忠義の厚さを聞き、褒賞として白布を下賜した。それから嶋屋の柱石として活躍した功績を建碑して残すものである。

徳江栄清は孝女茂世の父である。苦勞して飛脚業界で立身した様子がわ



徳江萬之助貞幹墓

(8) 徳江萬之助貞幹墓誌  
A 徳江萬之助貞幹墓  
B 君姓徳江、諱貞幹、通称萬之助、上毛伊勢崎人、父曰八右衛門栄清、母丸山氏先歿、嘉永五年與父從江戸管轄島屋佐右衛門家自幣帛出納以至零星諸費井然立法咸得其宜、人皆感稱焉君為人敏捷強記喜讀国史頗通大義、接物直實樂揚人美又嗜臨池妍美可見、今茲戊午秋溼瀝盛行于府下沿門闔境比比相染君亦罹其災終至不起以八月廿八日殞于瀬戸物街、享年三十七權葬淺草崇福寺釋曰淨安即應良清居士、襄（カ）事既畢親戚孤櫬寄他郷相與謀埋衣服遺物於其郷先塋之兆更以碑之蓋恐奠祭之戎不繼也、君配小林氏生一男二女皆幼、遺言長女適小林氏二女承家乃誌其概略以貽後云

かる。何かとわからない点が多い宰領飛脚の実態を知る上でも希少な史料であると言えよう。



嶋屋半兵衛奉納常夜灯

- 安政五年戊午十月 澤俊卿書 島屋組中建
- 伊勢崎市太田町五三〇―七南。広瀬河畔（左岸）にある徳江家墓地の中にある。徳江家は嶋屋佐右衛門の宰領飛脚を務め、江戸―伊勢崎を往来した。萬之助は孝女茂世の弟に当たる。父と同様に嶋屋に勤め、また学識があつて特に国史に精通していたことが墓誌から窺われる。
- しかし、勤務中に江戸瀬戸物町で流行病で死去した。享年三七。浅草の崇福寺に葬られたとある。注目されるのは「島屋組中建」の箇所である。宰領の墓石を嶋屋組が建てたということは、嶋屋への貢献度が反映したものと見ることができると言える。嶋屋宰領の実態を知る上でも、また流通史と文化史の点からも貴重な墓誌であると言えよう。
- (9) 嶋屋半兵衛奉納常夜灯
- A (竿) 奉納石燈籠
- B (竿) 享保二十歳
- C (なし)



「嶋屋半兵衛」

- D (竿) 嶋屋半兵衛
- 伊勢崎市曲輪町二二―二一、伊勢崎市立図書館駐車場。元々は異なる場所にあったが、現在地に移転された。火袋と台の部分がそっくりなく、行方はわからない。そのため高さ約一メートルと低く、見逃しそうになるほど小さい。竿部分は円筒形であるが、あえて正面と左右に分けて、右に記した。
- 嶋屋伊勢崎店は享保一四年（一七二九）の創業である。「島屋佐右衛門家声録」に「(享保)十二年比々桐生佐羽市兵衛様、清右衛門御す、めにて支配半兵衛」とある。桐生新町四丁目の織物買次商、佐羽市兵衛、清右衛門の誘致により伊勢崎店が設置された。この「半兵衛」が嶋屋半兵衛であり、嶋屋伊勢崎店の支配人を務めた人物である。
- (10) 倉賀野宿閻魔堂前常夜灯
- A (竿) 常夜燈
- (台) 伊勢崎
- (略)



倉賀野宿閻魔堂前常夜灯

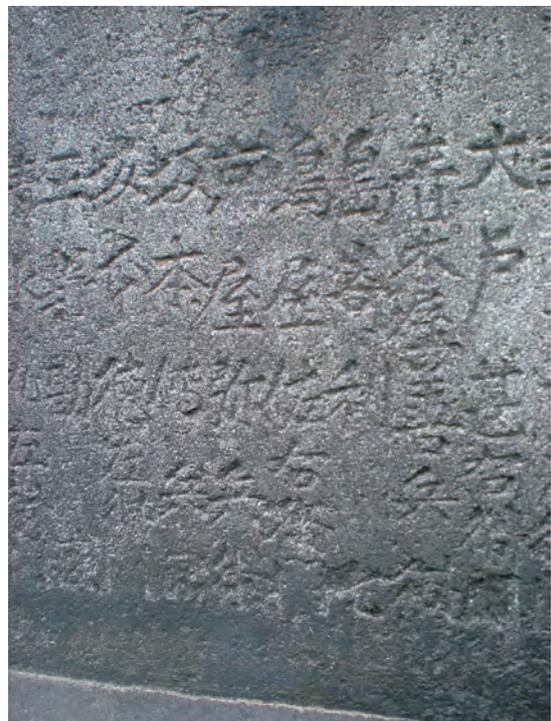
(台) 桐生町  
島屋佐右衛門

B (竿) 左  
(略)  
京屋弥兵衛

C (竿) 右  
(台) 藤岡町  
島屋佐右衛門

D (竿) 文化十一年甲戌五月  
高橋佳年書  
京屋弥兵衛

高崎市倉賀野町二二三の西側。高崎から江戸へ向かって中山道を下り、ちょうど日光例幣使街道との分岐点に位置する。閻魔堂が立ち、その脇に常夜灯が道標を兼ねて立っている。文化十一年(一八一四)の建立。高さ約三メートル。



藤岡町の「島屋佐右衛門／京屋弥兵衛」の名が見える

五料河岸で旅籠を経営する高砂屋文之助(高橋光賢)が寄付を呼びかけ、上州、本庄宿などの商人・文化人など三七三人が応じた。中には相撲力士の雷電為右衛門、柏戸利助、相撲行司の木村庄之助、式守鬼一郎、歌舞伎役者の市川団十郎ら文化人の名も見える。特に力士は地方巡業で上州を訪れることもあったから、その縁で応じたものと思われる。

京屋桐生店、嶋屋伊勢崎店、嶋屋藤岡店、京屋藤岡店が奉加に応じた。その理由は、信仰心はもちろん重要な動機としてあるが、得意先たちと一緒に名前を刻むことによって、その社会的・経済的効果を意図したものとも考えられる。

(11) 成道寺京屋店供養墓  
A (墓石)  
先祖代二墓  
(台) 京屋店



成道寺京屋店供養墓

B 享和二壬戌年三月八日

鶴汀道壽居士

寛文四年甲辰八月二日

最経院觀譽勝道居士

天明七年丁未十二月五日

祐光院正譽道念居士

C 嘉永四年辛亥四月建之

富田金蔵

鶴田久兵衛

D 文化四年丁卯六月十二日

光譽照隨居士

享和二年壬戌二月十九日

春譽清岸信士

文化六年己巳三月十五日

生譽往西信士

石塚甚助

中川嘉助

松村清兵衛



右から「京屋店」とある

天保十二年辛丑十月十九日

鶴年照香居士

鶴譽法林永世居士

藤岡市藤岡三九六、十劫山成道寺(浄土宗)。

の墓地にある。嘉永四年(一八五二)四月、富田金蔵と鶴田久兵衛が建て

た。富田金蔵は京屋藤岡店の支配人を務めたが、地誌『上野名跡志』を著

した富田永世(一七七七一―一八五五)としても知られる。富田の詳細につ

いては拙著(7)を参照されたい。金蔵と名を連ねる鶴田久兵衛も京屋藤岡

店の奉公人と思われる。

B 面三人の戒名も京屋にゆかりのある人物である。興味深いのは先に掲げた文虎亭墓誌の戒名の一部と一致する。鶴汀道壽居士は白木屋六代の大村彦太郎商全であり、一番左の祐光院正譽道念居士は没年月日と一致する三代目近江屋五兵衛、最も古い寛文四年（一六六四）に死去した最経院觀譽勝道居士に関して不明である。

(12) 成道寺京都近江屋宰領長兵衛墓

A 寛政六甲寅天

通山清信士

六月初八日

B 京都近江屋宰領

長兵衛

C なし

D なし

藤岡市藤岡三九六、十劫山成道寺（浄土宗）。寛政六年（一七九四）六月、京都近江屋宰領長兵衛が死去し、ここに葬られた。この近江屋は京都に拠点を置いた近江屋喜平次であろう。高さ約一メートル。十三の墓石が一列に並ぶ中の左から七番目の墓石である。この一角は近江国出身者が目立ち、左から五番目が近江国坂田郡顔戸村の久保田利兵衛が眠る。利兵衛は寛政七年（一七九五）八月に死去。戒名の「道性清信士位」から宰領の可能性もある。

宰領飛脚<sup>8)</sup>の金石史料はいくつか確認できるが、宰領の墓は伊勢崎の徳江栄清と長兵衛のものしか確認できず、非常に珍しいものと言える。問屋場と渡り合って馬・人足賃銭を取り決め、また街道の様子に精通した「交通達者」とも言えるほどの宰領飛脚であったが、寒暖容赦ない過酷な仕事であるが故に中には旅の空の藤岡で客死する者もいたのである。

(13) 貫前神社唐銅製常夜灯

A (竿) 献燈

B (省略)



「京都近江屋宰領／長兵衛」



京都近江屋宰領長兵衛の墓



貫前神社唐銅製燈籠

C (竿) 慶応元乙丑歳  
九月吉日

東都御鋳物師

西村和泉守藤原政時

D (台) 江戸	
一	金五十兩 糸問屋中
一	同十兩 麻問屋中
一	同五兩 島屋佐右工門
一	同 京屋弥兵衛
一	同 北村富之助
一	同 松坂屋弥兵工
一	同 堀越角次郎
一	金二兩二分 萬屋作兵工
一	同二兩 木屋小左工門
一	同 佐野屋半右衛門
一	同 大村屋傳次郎
一	同 駿州屋定次郎
一	同二兩三分 鈴木善太郎
一	江戸七八人
一	野沢屋滝蔵



「一 同五兩 島屋佐右工門 / 一 同 京屋弥兵工」

(台) 藤岡

富岡市一ノ宮一五三五、貫前神社。総門両脇にあり、左右一対である。高さ三九五センチ。慶応元年(一八六五)に製作され、翌二年に養蚕製糸業の繁栄を祈願して奉納された。献納者の人数は一五四人であり、製作費が四七九〇両かかった。上州、江戸、横浜の生糸・絹織物商人らが名を連ねている。

一	金三兩二分	新井喜兵工	一	金二兩二分	京屋弥兵工
一	同五兩	大戸甚左工門	一	同	川田仙右工門
一	同	新井徳左工門	一	同二兩	飯塚喜助
一	同二兩	新井兵右工門	一	同	万屋倉吉
一	同二兩二分	十一屋作右工門	一	同	松屋清三郎
一	同二兩	新木屋良助	一	同	中村屋辰右工門
一	同二兩二分	島屋佐右工門	一	同二兩	松屋助次郎



郵便通送人蛭田仙吉遭難碑

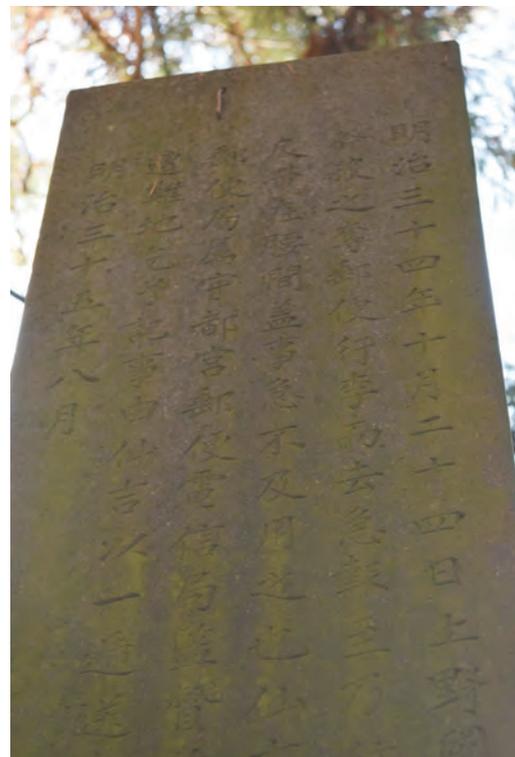
京屋と嶋屋の江戸店が金五両ずつ、藤岡店が半額の二両二分ずつを寄付している。上州一之宮の貫前神社に銅製常夜灯を寄付するという一大事業に参加する意義は信仰の発露という以外に得意先との付き合いという一面も多分にあつたであろう。

(14) 郵便通送人蛭田仙吉遭難碑

A 郵便通送人蛭田仙吉遭難之碑

B (なし)

C 明治三十四年十月二十四日、上野国群馬郡三倉郵便局通送人蛭田仙吉擔郵便物自三倉□(村カ) 大戸村距本局里餘夜半過倉田村坂路遇盜盜／斧殺之奪郵便行李而去急報至乃往檢其屍胸部面部及頸肩皆受創胸部尤重因以致斃云□(文字欠ケ) 仙吉出局局員慮其夜深授鐵尺以為護身用鐵／尺帶在腰間蓋事急不及用之也、仙吉下野国那須郡金田村産、来三倉村為雇工糊口會本局通送人病、以仙吉補関僅二日遭難、年四十九、三倉／郵便局属宇都宮郵便電信局監督於是監督局長



二行目に「奪郵便行李」とある

D なし

※「／」は碑文の改行を示す

群馬県高崎市倉渕町権田二五八一の北側。南から行くと、草津街道とも呼ばれる国道四〇六号線沿い右側に立つ。倉渕温泉二〇〇メートル南。高さ三二七メートル、四角柱。明治三十四年(一九〇一)十月二十四日夜半過ぎ、上野国群馬郡三倉郵便局通送人蛭田仙吉が郵便行李を運んで、大戸方面へ向かう途中で、強盗に遭遇し、行李を奪い取られた。仙吉は、凶器の斧で顔・首・肩・胸に重傷を負って死去した。四九歳と働き盛りであった。その非業の死を悼み、宇都宮郵便電信局監督局長の宍戸省三が埋葬料と

宍戸省三氏給埋葬料金十圓瘞骸於三倉村全透院頃者宍戸氏與有志者謀釀金建碑於其／遭難地乞予記事由仙吉以一通送夫為職務□(文字欠ケ) □(惟カ) 奇禍誠可憫焉而諸氏此舉悼死勵生之意至親□(文字欠ケ) 故不辭而作之文  
正四位勲三等文學博士重野安繹撰并題碑面  
正八位巖城處厚書碑陰 戸塚作與次刻

して金一〇円を寄付し、さらに宍戸と有志が図り、遭難場所に建碑に至った。事件現場は現在も自動車の通行はあるが、人通りが少ない寂しい山間部である。仙吉のように事件に巻き込まれるケースだが、明治初期の郵便通送人もしばしば標的とされたため、彼らに拳銃を携帯させたことはよく知られる。これは江戸時代の宰領飛脚と走り飛脚が輸送途中で強盗に襲われた史実の延長上の出来事であると言えよう。

#### 四 中部地方

(I) 宗閑寺蔵大坂三度飛脚仲間奉納鉦鼓

A (表面なし)

B (側面)

大坂三度飛脚中

江戸屋組

喜右衛門

清五郎

徳兵衛

太良兵衛

権兵衛

金兵衛

吉右衛門

江戸會所

利兵衛

(把手を挟み)

嶋屋組

兵助

吉兵衛

吉右衛門

弥兵衛

七右衛門



宗閑寺蔵大坂三度飛脚仲間奉納鉦鼓

天満屋組

作兵衛

平兵衛

武兵衛

勘兵衛

山城屋組

四良兵衛

利兵衛

治兵衛

治右衛門

平八

善兵衛

志六人

C (裏側縁) 寛延二己巳七

月吉日 世話人箱根宿徳

右衛門 神田住 小幡内

匠作

箱根山中水呑地藏堂

D (裏側なし)

静岡県三島市山中新田九四の宗閑寺本堂(蓮華寺住職が兼任)に安置される。最大直径は二五センチ。鉦鼓は仏具として現在も施餓鬼などの折に用いられている。寛延二年(一七四九)七月に奉納されたものである。こちらの鉦鼓の名称であるが、三島市では「芝切地藏堂の鐘」と称しているが、同寺檀家惣代の牧野安夫氏(六五歳)によると、鉦鼓は宗閑寺にずっと安置されており、芝切地藏尊の宵宮の折に地藏尊に持ち出され、敲かれるという。

鉦鼓側面には大坂三度飛脚仲間属する江戸屋組、嶋屋組、天満屋組、山城屋組、江戸會所の各名前が確認される。いずれも大坂―江戸の輸送を専門とした飛脚問屋である。

鉦鼓については言い伝わる情報が存在しないが、鉦鼓C面を素直に解釈



「大坂三度飛脚仲間」の名前が確認できる



嶋屋組奉納身延道道標

すると、もとは「箱根山中水呑地藏堂」に奉納されたことになる。「山中」は地名であるが、この「箱根山中水呑地藏堂」が山中新田の芝切地藏尊を指すものと思われる。

とまれ飛脚問屋奉納による鉦鼓の存在自体は大変に珍しい。本稿の他の事例からもわかるように、その多くが常夜灯か供養塔か道標である。ぜひ大切に長く伝えていってほしい。

(2) 嶋屋組奉納身延道道標

- A ミのぶさんけ□(いカ)
- B これより御山へのぼる事十三里(以下欠ケ)  
ふじ川ばた いわぶちへ出るみち十(以下欠ケ)
- C 享和元年辛酉十月十三日建之  
八十三翁 大江丸拜書
- D 江戸 嶋屋(欠ケ、佐右衛門) 江戸 松井利兵衛



「江戸嶋屋／京都大黒屋庄治郎／津国屋十右衛門」

京都 大黒屋庄治郎  
大坂 津国屋十右衛門 願主 万屋宗八

静岡県静岡市清水区興津本町二二三、教敬山耀海寺(日蓮宗)境内。東海道興津宿の中。高さ約二メートル。元々の位置は同寺から国道一号線を東へ約一キロの地点にある東海道と身延道との追分(分岐点)に存在した。耀海寺の末寺である石塔寺が管理していたが、明治七年(一八七四)に同寺が廃寺となり、さらに明治十三年の中宿の大火の際、高熱のために道標が二つに折れてしまい、上部のみ耀海寺に移された。下部は長年行方不明であったが、平成一七年(二〇〇五)に永代供養墓建設の際に地中から発見された。

C面とD面から享和元年(一八〇一)十月十三日、三都の飛脚問屋の嶋屋、大黒屋、津国屋の協業作業で建立されたことがわかる。その関係者とみられる江戸の松井利兵衛と万屋宗八も願主として奉加に応じたものと思われる。

C面によると、A、D面の文字は全て嶋屋組の一人である俳諧師の安井大江丸（大和屋善右衛門、大伴旧国）の手になる筆跡のようである。A B面の流麗なかな字と、C D面の楷書は当時八十三翁の人生の甘いも酸いも知る境地と生真面目な人柄の両面を滲ませる。

(3) 定飛脚宰領中奉納耀海寺水盤  
A 京都

大坂

定飛脚宰領中



定飛脚宰領中奉納耀海寺手水鉢

献 奉

世話人

河内屋長吉

江戸屋宗吉

B 発起人

佐野左右藏

宮城喜兵衛

高山太郎

池田代助

C なし

當宿 問屋下役中

朝倉武兵衛

酒屋平藏

D



「京都大坂定飛脚宰領中」

文政十丁亥年

五月吉日

静岡県静岡市清水区興津本町二二三、敬教山耀海寺（日蓮宗）境内。境内西側にある夏心堂左前に位置する。夏心了道上人の縁起を持つ夏心堂は、病氣一般、皮膚病、腫瘍、美肌に効き、また「いじめ」からも守ってくれるとの御利益があるとされる。

水盤のサイズは縦約一メートル、横五〇メートル、高さ約八〇センチと、こじんまりとしている。現在も中に天水を貯えているが、実際は手を浄める役割は果たしていない。

文政十年（一八二七）五月、京都と大坂の定飛脚宰領中が奉納したものである。奉納の忠臣となった人物が発起人の宰領の佐野左右藏、宮城喜兵衛、高山太郎、池田代助の四人である。定飛脚宰領中と、同寺及び興津宿との間を仲介した世話人が河内屋長吉と江戸屋宗吉の二人である。また興津宿でも問屋下役中と朝倉武兵衛、酒屋平藏の三人が協力した。いわば、街道と宿場を職場とする宰領飛脚らの面目躍如といったところであろう。

(4) 通日雇奉納大川神社常夜灯

A 奉納（竿） 通日雇仲間（基台）

江戸



大川神社通日雇奉納常夜灯

両組

伏見

京都

B なし

C 安政三辰年六月吉日

D なし

静岡県島田市大井町二三一六、大川神社境内。右の常夜灯は境内東正面の鳥居ではなく、拝殿前から南側へと伸びる参道の鳥居両脇に位置する。左右一対となっており、刻まれる文字内容は全く同じである。「通日雇」は上下飛脚屋ともいい、有償で人足を派遣した民間業者である。特に大名参勤交代の折に道中の荷物持ちを請け負うことを主業務とする。竿C面の文字から奉納年月が安政三年

(一八五六) 六月、基台部分の文字から「江戸六組」「大坂両組」「伏見」「京都」の通日雇仲間により建てられたことがわかる。

「江戸六組」とは寛政元年（一七八九）に幕府から認可された六組飛脚仲間のことであり、「大坂両組」とは大坂で営業した川西組と上町組のことである。伏見と京都にもそれぞれ伏見日雇頭仲間と京都道中日雇請負仲間が存在し、その傘下の業者が営業した。

大坂の両組は、奉納年から二年前の嘉永七年（一八五四）の段階で川西組が三五軒、上町組が三〇軒営業した。

六組  
大阪



三都の「通日雇仲間」による奉納



中山道十三峠三十三処観音石窟前碑

彼らが常夜灯を奉納した動機については常夜灯側に神社側で作成した立札に「道中及び大井川越の無事を祈って奉納した灯籠である」と説明を付してある通り、街道交通上の安全祈願と、難所である大井川を渡河する際の渡渉安全を祈願したものと考えられる。

また江戸、京都、大坂の各通日雇仲間が共同して奉納した行為からは、彼らがそれぞれ無関係に日々の業務を遂行していたのではなく、街道という職場を介してネットワークを結び、情報を交換しながら業務に励んでいたことが窺われる。

- (5) 中山道十三峠三十三処観音石窟前碑
- A 世話人 太市 卯蔵  
天保拾壹年庚子十月吉日  
奉建立三十三所
- 銀之助  
伊平
- 奥州飛脚才領中  
定飛脚 嶋屋才領中  
佐助



〔定飛脚嶋屋才領中／同 京屋才領中…〕

B D (なし)

岐阜県瑞浪市大湫町六二一―七九の東側山中。旧大湫宿から旧中山道へ向かう途中の山中にある。実見したが、表面の風化が進み、判読が困難であった。右の判読は渡辺俊典氏の調査に負うものである(9)。碑の最下部に記される名前も同氏によって保々銀之助、江戸屋伊平、小川屋佐助、吉野屋栄助、河内屋庄兵衛と特定されている。宰領飛脚の連携がかなり広域に亘る事実を確認できる一級の金石史料。京屋・嶋屋・甲斐・彦根・奥州・松本の宰領たちが建碑に関係している事実も興味深いが、注意を引くのは信州伊那と越後の中馬(駄賃稼ぎ)との協業作業である点である。

- 同 京屋才領中  
同 甲州屋才領中  
彦根産物 才領中
- 松本飛脚才領中  
越後 伊兵衛  
中馬連中 庄兵衛  
伊奈

(6) 伊勢神宮十七屋・嶋屋・近江屋奉納常夜灯

※向かって右側の常夜灯竿部分

A (竿) 奉寄進大神宮 (台) 飛脚中

B 左いせ道

C 寛延二己巳歳三月吉辰

D 近江屋五兵衛

嶋屋佐右衛門

十七屋孫兵衛

※真ん中の妙見宮

A 妙見宮

B 遠山治郎平

世話人

榎ヶ根平中

C 尾州

柴山藤蔵

清次

D 于時明治三年

午三月吉祥日

世話人 清次

萬右衛門

東國屋

小十郎

岐阜県恵那市長島町中野一六九―二協和ダンボール工場株式会社。同社建物に向かつて左側に位置する。入口前は国道一九号線が走る。一段高い場所に常夜灯二基と妙見宮一基が並び立ち、写真を参照してほしいが、向かって左側の常夜灯は、



伊勢神宮十七屋・嶋屋・近江屋奉納常夜灯

右に掲げたB面とD面の文字位地が逆となり、D面に「右 京海道」と刻まれる。ここでは省略した。文字は「飛脚中」を除き、全て竿に記されている。

寛延二年(一七四九)建立の常夜灯は、飛脚問屋の伊勢信仰の発露として道標を兼ねて大神宮(伊勢神宮)に寄進されたものである。明治三年(一八七〇)建立の妙見宮は、北斗七星を神格化した妙見菩薩を信仰して建てられた。このことから常夜灯と妙見宮は時代的にも信仰対象も異っており、もともとは関連性がなかったものと思われる。

常夜灯の本来の位置は特定できないが、「左 いせ道」「右 京海道」の文字から中山道大井宿から西へ一里ほど行った中山道と下街道の分岐である榎ヶ根追分に立っていたものと推察される。つまり時代も目的も元来異なっており、明後世のようにして現在並立しているわけである。

D面には近江屋五兵衛、嶋屋佐右衛門、十七屋孫兵衛の三業者の名が列記される。近江屋と十七屋は互いに京都資本、嶋屋は大坂資本と別地域であるが、上野国と縁深い三業者は特産の織物を盛んに京都へ輸送した。資本は別とは言え、様々なリスクが潜む街道を職場とする点では利害一致しており、協業で道標兼常夜灯を建立する動機が十分にあった。

常夜灯は現在、同社が管理する。同社企画管理部長の水野琢磨氏によると、毎年仕事納めの日には全従業員が妙見宮と常夜



「飛脚中」と確認できる

灯前に集合し、神事が執り行われる。一九八七年一月二五日付「朝日新聞」掲載の常夜灯紹介の記事によると、一九六七年二月、同社工場増設の際、買い取った竹林に造成工事を行っている最中、地中から半ば埋まりかけていた二基の常夜灯が発見された。同社創業者の高木重年氏が戦前まで常夜灯を管理していた人物を探したが、「関係ない」と引き取りを拒否され、また近くの寺院でも受け取りを拒絶されたため、「離れたくないのを無理に追い出すこともない」と同社で引き取ることを決意し、現在地に再建したとある。その後、同社の業績が向上したため、社業発展と結びつき、同社の「守り神」のような役割を今に至るまで果たしている。奇しき縁である。

## 五 関西地方・同以西

(I) 手板組奉納関宿追分常夜灯

A (木製灯火部分)

(竿)

大坂 津国屋重右衛門

工匠 當國內宮領長峰住

常夜燈

徳田庄九郎

江戸 嶋屋佐右衛門

親範

B (竿) 元文五庚申歳正月 手板組中

C なし

D なし

三重県亀山市関町木崎一四八一の西側。東海道関宿の東追分、東海道と伊勢別街道との分岐に位置する。高さ約二メートル。元文五年(一七四〇)正月、手板組が経営する嶋屋佐右衛門と津国屋十(重)右衛門が共同で奉納した。石製の竿の上部に乗っている灯火部分は後世の作である。常夜灯建立の経緯について「島屋佐右衛門家声録」に次のように記される。

関伏拝燈籠 元文四年未

造立ハ同五年六月、柱石之手跡ハ江戸の荒木狂水、細工は大工文右衛門、いせ掛宗左衛門、うしろの坪はかめ山の御領主板倉周防守(勝澄の横書き)様御満足の余り、西南之風ふせぎにかけさせらる、此坪か



「手板組中」の字が見える



手板組奉納常夜灯

けの庵に狂水の師知丹住る也、宗左衛門師也<sup>10</sup>  
 竿部分の手跡は江戸の荒木狂水により、細工は大工文右衛門といせ掛宗左衛門によるものようである。

注目されるのが亀山藩二代藩主の板倉勝澄（一七一九—一六九）が常夜灯の出来栄えに「満足」し、その計らいによって常夜灯西南からの防風を目的に「うしろの坪」をかけたとある。しかし、これは「塀」の誤記ではないだろうか。さもないと意味が通じない。

この坪を共有する庵には荒木狂水の師である「知丹」が住んでいたとあり、この知丹はいせ掛宗左衛門の師でもあったとある。

(2) 京屋弥兵衛奉納関宿常夜灯

A 是よりいせみち

B 江戸 京屋彌兵衛

常夜燈

京大坂同組合中

C 海陸安全 享保七壬寅歳九月吉日

D なし

三重県亀山市関町木崎。関宿の中にある。筆者は実見しておらず、右は藪内吉彦氏の解説に基づくものである。筆者は二〇一〇年五月、関宿に赴いた際、右の常夜灯を探したが、見つけることができなかった。現在、藪内氏が実見した場所には立っておらず、宿場の整備事業に伴い、町民会館に移されたようである。藪内氏が実見した折の状況は竿と台部分のみであり、火袋から上部がない状況であった。

右常夜灯は享保七年（一七二二）九月、京屋弥兵衛と京都・大坂の京屋の相仕によって建立された。道標で示されている「いせみち」すなわち伊勢神宮への街道を示すことによって「海陸安全」を祈願して同神宮に奉納されたものと考えられる。意外に思うのは、この時期の京屋弥兵衛がすでに京都・大坂の業者と組合を持っていたという点である。京屋弥兵衛の発展が江戸後期であるという認識を覆す希少価値を有する金石史料である。

(3) 飛脚・通日雇奉納草津宿追分常夜灯  
 A 右 東海道いせみち（竿）

(台) 播州日雇方

川西屋友七

同 友三郎

丹波屋治右工門

北條屋喜三郎

戸田屋千郎

橋本屋文右工門

同 伝右工門



草津宿追分道標

B 文化十三年丙子三月建之(竿)  
C なし(竿) 江戸日雇方(横書き)

尾西屋勘兵衛  
播磨屋長作  
備前  
石井長兵衛  
木屋千太郎  
備中屋小左工門  
よしや伊三郎

赤坂

出雲屋弥太夫

日本橋

大津屋喜兵衛

芝

三河屋□(欠ケ)

政田屋善左工門

尾張屋かめ吉

京橋

芝田屋関右衛門

京都順番

会所

同

宰領中

大坂定飛脚

問屋

同

宰領中

尾州

井口屋半左工門

大垣

宰領中

福井

宰領中

滋賀県草津市一丁目三十一四近く。  
中仙道と東海道の分岐点、草津宿追分  
にある常夜灯であり、道標も兼ねてい  
る。草津宿本陣の北東五〇メートル。  
高さ約三メートル。

台部分は京都順番会所、大坂定飛脚  
問屋、それぞれの宰領が記される。尾  
張名古屋の「井(野)口屋半左衛門」  
の名が見え、井野口屋の宰領中、同取  
次も名を列ねる。

注目されるのが「岐阜定日」という  
表記である。恐らく「定日」とは飛脚  
を意味するのであろう。桑名・大垣・  
福井の宰領も寄進に関わったことが窺  
える。十三峠三十三所観音と同様に、  
広域的に宰領に呼びかけて協力を募っ  
たことがわかる。



同 宰領中  
同 取次  
岐阜定日  
宰領中  
織屋中  
加州 宰領中  
棄名 宰領中

「京都順番会所…岐阜定日 宰領中 織屋中」

広域とは言っても、常に移動している宰領だから、宿場で顔を合わせる機会が多かったものと推察される。喩るならば、業者は異なれども、今日の新聞業界の記者クラブ的な共通利害関係に由来する横の連帯感が宰領同士にもあったのではないだろうか。共通利害とは、問屋場における馬の設置状況（馬の多寡によって継立が影響される）、交通環境（川支、土砂崩れなど）、道中の治安状況などの情報交換である。これらは宰領にとって荷物輸送の遅速と自身の生命に影響を及ぼすものである。

この常夜灯もそうであるが、文献史料のみでは知り難い宰領同士の間係性を、金石史料は示唆してくれる。もう一つユニークな点は、通日雇の名前が見られることである。江戸の日雇（上下飛脚屋）、播磨・備前の日雇である彼らが定飛脚問屋、その他の飛脚屋と協業作業で常夜灯を寄進したが、今のところは他に例を見ない。江戸の定飛脚問屋と通日雇との密接な関係が窺われる。

(4) 嶋屋組奉納三井寺観音道道標

A 三井寺観音道

B 願諸来者入重玄門

C 文政五季

定飛脚問屋

二月建之

D 小關越

滋賀県大津市横木一丁目一一三。

フレスコ四ノ宮店の角に位置する。高さ約四メートル。文政五年（一八二二）二月、定飛脚問屋の京都・江戸・大坂の（中三店）が奉納した。即ち江戸の嶋屋佐右衛門、京都の大黒屋庄治郎、大坂の津国屋十右衛門の三店を指している。発起の「心相禅門」とは誰のことを指すのか不明であるが、嶋屋組を構成するいずれかの人物を指すものと考えられる。

道標の真ん前には江戸時代以来の旧東海道が走っている。三井寺観音道と小關越は行程こそ違うが、共に大津市にある天台宗寺門派総本山の三井寺（園城寺）に通ずる。三井寺観音とは、西国三十三所観音霊場の第一四

京都

江戸（中三店）

大阪

發起

心相禅門



「定飛脚問屋」が確認できる



嶋屋組奉納三井寺観音道道標

番目札所の正法寺(三井寺観音堂)のことである。観音堂には如意輪観音坐像が安置されており、江戸期に信仰を集めた。嶋屋組による道標建立もそうした参詣客の多さを反映すると同時に、嶋屋組の経済力と信仰心の厚さを象徴している。旧東海道を西へ七〇〇メートル行くと、後述の徳林庵があり、宰領飛脚が奉納した井戸・水盤がある。

(5) 宰領奉納徳林庵井戸

A 通

B 発起人



宰領奉納徳林庵井戸

当所

白井金八

松村与三郎

C 京都

大坂

名古屋

金澤

奥州

上州

宰領中

D なし

京都府京都市山科区四ノ宮泉水町七、徳林庵山科廻地藏。縦約一メートル



「京都 大坂 名古屋 金澤 奥州 上州 宰領中」

ル、横約一・五メートル、高さ約一メートル。京都、名古屋、奥州、上州の宰領飛脚たちが奉納した。奉納時期は不明である。井戸の前は旧東海道が走る。

東国各地から上方を目指す場合、必ず徳林庵前を通過した。発起人の白井金八は宰領飛脚と思われ、井戸寄進における宰領たちのとりまとめ役になつたものと思われる。それに応じた宰領は東国一円に及び、ここから宰領同士の強い紐帯、またネットワークが窺われる。

街道を往来した宰領はいつ危険に直面するかわからない。問屋場や飛脚宿で自身と荷物を守るための交通情報を交換したものと推察される。A面の(通)に関してだが、この「通(とお)し」の対義語は「継(つぎ)」となる。すなわちリレー輸送の「継」(幕府継飛脚、民間の早飛脚)に対して、飛脚が交代せずに「とおし」で荷物を目的地まで運んだことを意味する。明治期の内国通運、昭和期から現在の日本通運に継承された。

(6) 順番定飛脚宰領中奉納徳林庵水盤

A 奉

納

B なし

C 順番

定飛脚

宰領中

文政四巳年

六月吉日

D 信者

片山茂左衛門

上田藤兵衛

福井藤兵衛

青木又右衛門

嶋津藤平

坂本兵七



順番定飛脚宰領中奉納徳林庵手水鉢

井口清兵衛  
嶋津平右衛門

京都府京都市山科区四ノ宮泉水町七、徳林庵山科廻地蔵。文政四年(一八二二)六月、京都順番定飛脚の宰領中が寄贈したものである。手水鉢のサイズは縦約、横約一メートル、高さ約五〇センチ。

宰領中奉納井戸に連なる水盤の中にすっぽり入る形で設置されている。そのため本来はD面を見る事は困難であるが、かろうじて「信者」八人の名を撮影でき、読み取ることができた。八人は宰領の面々であろう。史料上で宰領飛脚の名前が残ることは賊難の被害者や不始末を仕出かした場合



「順番定飛脚」の文字

以外ではあまりないだけに貴重な金石史料であると言えよう。  
近くの古老によると、江戸期には常に井戸水が水盤を満たし、東海道を  
行く馬が途中で喉を潤したという。常設馬が不足がちな問屋場から有償提  
供された馬のよしあしは、宰領にとって延着をできるだけ抑制する重要事  
であった。だから事故の原因となる弱馬・老馬に荷物を載せることはな  
るべく避けたことであった。そうした大切な馬の喉を潤す水盤の奉納は彼  
ら陸運業者の死命に関わる重要事であったと言えよう。

- (7) 十七屋孫兵衛奉納北野天満宮常夜灯
- A 常夜灯
  - B 天満宮
  - C 延享三丙寅年正月元日  
神事奉行 松梅院
  - D 江戸十七屋孫兵衛



「江戸十七屋孫兵衛」



十七屋孫兵衛奉納北野天満宮常夜灯

京都同 組中

京都府上京区馬喰町、北野天満宮境内。拜殿東側の常夜灯群の並びの中にある。高さ二・五メートル。延享三年（一七四六）正月元日、江戸日本橋室町二丁目に江戸店を構えた飛脚問屋十七屋孫兵衛と、十七屋株を持つ京都の順番飛脚仲間が共同で建てたものである。

C面に神事奉行の松梅院の名前が刻まれる。松梅院は北野天満宮の社僧を務めた天台宗の寺院であり、徳勝院と妙藏院と共に天満宮に奉仕する三祠官の一家である。十七屋の常夜灯奉納に際して梅松院が仲介したということである。十七屋最盛期の勢いを象徴する常夜灯であると言えよう。

なお北野天満宮には嶋屋組が奉納した常夜灯一基がかつて存在したはずである。大江丸は「島屋佐右衛門家声録」に「一丈余の石とろうろ、取次寺井玄蕃保氏、世話人山家や又兵衛、細工人市郎兵衛、銘文安井宗二」と記している。

(8) 通日雇奉納伏見御香宮神社水盤

A (石井桁)

斯水神霊

B 西浜運送屋中

京都□

石□

天□

石□

C 天保十五年歳次甲辰

秋八月中瀬新造

世話方

近江屋小兵衛

鉄屋吉兵衛

尼箇崎屋善(カ)兵衛

日野屋喜太郎(カ)

北村喜兵衛

大和屋莊兵衛  
山城屋市兵衛  
竹屋源三郎

B (なし)

D (なし)

A (水盤)

奉寄進

御香宮前石盥盤

盥漱清浄至誠致虔

神功永禱靈疵万年

正徳元年辛卯十二月吉祥日

伏見与力

横田助社(カ)

岡田正房

津田豊封

長瀬正上(カ)

伊出宗恒

杉山好広

小泉明貞

蘆谷重規

三輪則茂

大嶋参忠

B (なし)

C 正徳所寄附石盥盤

再磨石巧而新清潔

之伝永世已矣

峯

天保十五甲辰九月

伏見与力

小泉伊織

- A (水盤周囲の石枠)
  - 通 横田孫太郎
  - 日 津田貞三郎
  - 伏見 村井平三郎
  - 雇 杉山左右介
  - 大島勘助
  - 棚橋慎平
- B (なし)
- C 天保十五年
  - 辰八月 石工 大松
- D (なし)

京都府京都市伏見区御香宮門前町一七四、御香宮神社。参道右側にある。筆者は実見していないので、右の解読文は藤村潤一郎氏の調査によるものである<sup>(13)</sup>。藤村氏によると、正徳元年(一七一)十二月、伏見与力が水盤を奉納し、一三三年後の天保一五年(一八四四)九月、伏見与力が水盤を研磨した際、西浜運送屋が石井術、伏見通日雇が石枠を奉納したのだという。伏見与力は幕府遠国奉行の一つである伏見奉行所に勤務した与力を指すが、伏見通日雇とはどのような関係があったのであろうか。伏見通日雇は西浜運送屋と共通して、伏見奉行所の与力が公務を目的に荷物や手紙を輸送する際に人足を派遣していたのであろう。

- (9) 福知山飛脚中奉納道標
    - A 丹後なり阿以 右道
    - 但馬ゆし満
    - B 左 京大坂道
    - C 當町飛脚中
    - D 文化貳乙丑歳 十一月吉祥日
  - (10) 大和屋善右衛門建立五輪塔
    - A 英誉茲國信士
- 京都市福知山市内記二一、惇明小学校前。高さ約一メートル。筆者は実見しておらず、右の解読文は藪内吉彦氏の調査によるものである<sup>(12)</sup>。「當町飛脚中」とは江戸期の福知山で営業した飛脚問屋を指すことは間違いないだろう。どういった飛脚問屋が営業したのか店名は不明である。



大和屋善右衛門建立五輪塔

- 信譽越圓信士  
廻譽舊國居士  
亨譽教貞信士  
知峰香雲信士  
福譽浄徳禪定門  
繁譽智榮信女  
戚譽意薫信女  
元譽廻心信女  
蓮室芳意信女  
蓮往知生信女  
大譽宗感信士  
心譽唯可禪尼  
往譽宗壽信士  
量譽壽寛禪門  
寛譽永壽禪尼  
稱譽雄讚善士  
艶譽智芳善女  
雉譽智麗禪定尼
- C 施主  
布屋吉左衛門  
同九郎右衛門  
同平三郎
- 敬白  
大和屋善右衛門 再興之  
智春童子  
但月智聞童女  
覚峯澄圓童子  
融法童子  
超倫童女  
浅月浄圓信士
- D



右から三番目に大江丸の戒名「廻譽舊國居士」

到玄童子  
夏室幻夢童子  
稚玉童子  
梅舎春香童子

大阪府大阪市天王寺区生玉寺町五―四円通寺。墓地の西南隅に見える巨大な五輪塔がそれである。高さ約三・四メートル。C面から察するに布屋吉左衛門、布屋九郎右衛門、布屋平三郎の三人が「施主」として建立し、大和屋善右衛門が再建した五輪塔である。この布屋の三人については不明である。

五輪塔の建立・再建時期は共に不明であるが、俳諧師安井大江丸（一七二二―一八〇四）の戒名「廻譽舊國居士」がA面右から三番目に刻まれていることから、まだ経済力を有していた江戸時代後期から末頃のものではないかと推測される。藤村潤一郎氏によると、大和屋善右衛門は大和屋善右衛門が嶋屋株を所持していなかった可能性もある。

五輪塔の構成は、下から地輪、水輪、火輪、風輪、空輪から成るが、地輪の四方側面に右のA、Dで掲げた戒名と施主の名前が刻まれる<sup>14)</sup>。戒名は二十九人であり、内訳は男性十八人、女性一人である。「居士」「信士」「禪門」「信女」「善女」「禪尼」といった成人戒名は十九人（男性十人、女性九人）である。子供の戒名が多いのも特徴であり、「童子」「童女」の戒名が一〇人（内一人は信士号、男児八人、女児二人）と三分の一を占める。筆者は二〇〇八年九月二四日に俳諧師大江丸の末裔に当たる上田高嶺氏（故人）の案内により五輪塔を初見した。その折の上田氏への聞き書きを次に掲げる。

僕の祖母が安井ハナといましてなあ、このハナさんが大江丸の直系の子孫です。ハナは上田寅吉と結婚しまして、その時点で安井姓が絶えました。ハナさんは家が落ちぶれて天満村にいましたなあ。寅吉は丁稚奉公して木工関係の商売をしていました。提灯の柄をつくる仕事で、ハナさんは一生懸命に手伝っておった。五歳ごろの記憶ですが、ハナさんは人柄のええ人でしたなあ。身だしなみがきっちりしていま

した(中略)ハナさんはお盆と彼岸になると、きっちり安井家のお墓参りをしていました。私も手を引かれて行きました(中略)安井家はおともと大阪の商業中心部北浜の大阪証券取引所に近い革屋町で大店舗を構えていたが、幕末に家業破綻し、淀川を越えて、天満村に住居し、落ちぶれてしまいましたから、世間に恥ずかしいという気持ちがあつたようで、お寺(圓通寺)に参るときも隠れるようにして参りました<sup>(15)</sup>。

五輪塔は景気がよかつた時期の大和屋善右衛門家を象徴するものであることがわかる。嶋屋株式を手離していた時期に五輪塔を再建し得たことを考えると、遡って株を所有していた頃の大和屋の威勢が相当のものであつたことが推察される。

(11) 嶋屋家業興立先塋塔

A 家業興立先塋塔 (台) (中)

B 江戸嶋屋佐右衛門

大坂津国屋十右衛門

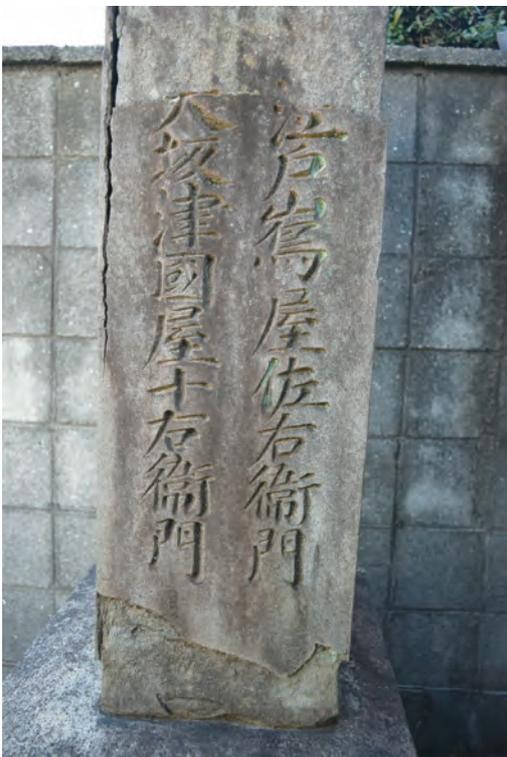
C 破損

D 天明七年丁未九月吉(カ) □

手板組中

大阪府天王寺区下寺町二丁目二一四一正覚寺(浄土宗)。入口を入って右側の墓地の西隅に位置する。同寺住職坂野雄信氏の妻明子さんによると、第二次世界大戦によって一帯が空襲に遭い、寺域も「もつと広がった」という。戦災と戦後の混乱の中で寺域は次第に縮小し、今日の規模になった。そのため家業興立先塋塔も戦災と風雨で損傷が激しく、特にC面は全面が剥離し、文字の有無も確認できないほどである。B面の上下部、D面も傷みが激しく、D面はかろうじて建立年月日が読み取れた。日にはは恐らく「吉日」だったものと推測される。

A面文字の上から三字目の「興」は「興」と誤伝されていたが、「興立」では意味が通じない。「興」の崩しは「興」に似るため、いつからか誤伝されたものと思われる。六字目の「塋」は「墓」「塚」の意味である。



「江戸嶋屋佐右衛門 大坂津国屋十右衛門」



家業興立先塋塔

問題は全面剥離のC面であるが、そこには一体どういった字が記されていたのであろうか。その手掛かりとなる史料が、嶋屋の興隆に貢献した二代目大和屋善右衛門（手板組の一つ、俳諧師大江丸）が著した「島屋佐右衛門家声録」にある。家業興立先塋塔の建立経緯が記される。

組合格式ノ両帳 同年

古格新式改正看略してあしたに両帳を記し、諸事を相糺ス、内銅の板に彫付、石棹之内へ納ル、大坂西寺町正覚寺に備前屋与三兵衛、嶋屋弥十郎、其の外延宝比之組合、先祖十一人之姓名を顕石碑を建、石面は興隆先塋塔ト記ス、又江戸・大坂に高恩神之札を祭ル、円通寺手跡、又御得意繁昌道中無事之九文字、組合并二飛脚中之竈に祭ル。<sup>16)</sup>

右の「興隆先塋塔」とは、現在の家業興立先塋塔と同一のものであろう。右の史料によると「備前屋与三兵衛、嶋屋弥十郎、其の外延宝比之組合、先祖十一人之姓名を顕」とあるから、嶋屋に業務発展に貢献した先祖（先人の意味として使用）十一人の名前が記されていたことがわかる。明らかに家業発展に尽力した先人たちの顕彰にあったことがわかる。

奉納は手板組である。B面に江戸嶋屋佐右衛門と大坂津国屋十右衛門とあることから、手板組が経営した両業者の家業興立を記念し、併せて先人の供養を兼ね、祀ったのであろう。嶋屋と津国屋は江戸と大坂の輸送ルート（中）の両端で営業した。なお、建立された天明七年（一七八七）は、くしくも江戸定飛脚問屋の一つ十七屋孫兵衛の闕所（家財没収）と時期が重なる。これ以降に嶋屋が家業をさらに発展させる契機ともなった。

(12) 嶋屋・津国屋奉納住吉大社常夜灯

A (竿) (台) 江戸

永代常夜燈 嶋屋佐右衛門

(中)

大坂

永代常夜燈 津国屋十右衛門

B (台) 執次

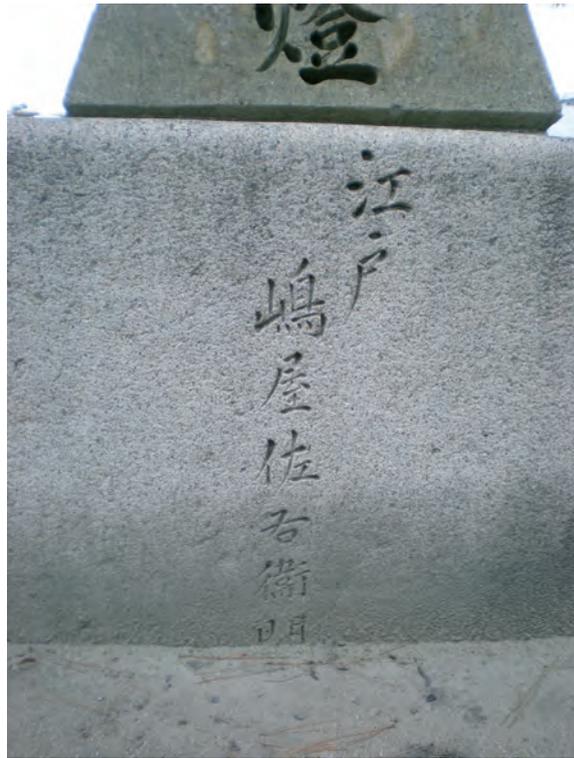
山上喜太夫

(竿) 御得意繁昌道中無事  
※津国屋常夜灯も同文  
D (台) 大江隣監  
雪根舎鑿  
市宇八匠

石工大坂  
松屋町  
泉定



常夜燈に刻まれる「江戸 嶋屋佐右衛門」の文字



〔江戸嶋屋佐右衛門〕

(竿) 初寛文十一年辛丑春

文化元年甲子秋再建

東都井上春蟻書

印印

※津国屋常夜灯も同様の文字

大阪府大阪市住吉区住吉二丁目九―八九、住吉大社境内。上田高嶺氏のご教示により住吉大社を訪ね、同社文教課の権禰宜の川畑勝久氏の案内で実見した。同社によると、境内の常夜燈は約六二四基ある<sup>17)</sup>。嶋屋寄進の常夜燈は、境内南側の参道沿いの常夜灯群に位置する。左右一対だが、同じ一つの基台の上に二基の常夜灯が乗る。高さ約二・五メートル。

寛文十一年(一六七二)春、嶋屋佐右衛門(右側)と津国屋十右衛門(左側)が執次の山上喜太夫を介して奉納した。常夜灯の製作は大坂松屋町の石工泉定に発注した。D面にある「大江隣監」は俳諧師大江丸である。「雪根舎鑿」「市宇八匠」は不明である。



京飛脚仲間奉納住吉大社常夜灯

常夜灯は文化元年(一八〇四)秋に再建された。嶋屋と住吉大社との関係は深く、同社境内に植わる松の木が枯れた際、大江丸が寄進を募り、その際に俳諧も合わせて寄進者に納めさせた。その作品をまとめた俳諧集『松苗集』全十四巻が同社に保管される。同社では大江丸の行為を「緑化運動の先駆」として高く評価している。

(13) 京飛脚仲間奉納住吉大社常夜灯

A (台) 京丸

(竿) 大 飛 京  
献 燈 脚 合

坂 仲 資

間 會

B

御得意繁昌

大(京) 阪

- C 天保十一年歳 明治廿七年  
 在庚子十一月 十月修覆
- D 執次

田中直衛大夫

大阪府大阪市住吉区住吉二丁目九一八九、住吉大社境内。同社西側の正面鳥居から北へ約一〇〇メートル地点にある角鳥居(大正八年十一月奉納)をくぐった両側に一対で立つ。高さ三・二メートル。右に掲げた史料は社殿方向を見て右側の常夜灯である。左側の常夜灯A面は右側A面と同じ、B面がD面と、C面はC面、D面はB面と同文である。但し、左側常夜灯D面台部分は「大(京)阪」でなく、「京(阪)都」となっている。

天保十一年(一八四〇)年十一月、京飛脚仲間が同大社の執次田中直衛大夫を仲介して「御得意繁昌」を祈願して奉納した。この京飛脚仲間が京都の飛脚業者の仲間を意味するのか、京都方面と往来した大坂の飛脚仲間を指すものかは不明である。右側常夜灯B面と左側常夜灯D面から察して京坂両方の飛脚仲間を包含する可能性も考えられる。東海道を往来した京都の順番仲間と大坂の三度仲間とはまた異なる飛脚仲間であるように思われる。

その後、常夜灯が損壊したためか、明治二十七年(一八九四)十月、丸京合資会社が常夜灯を修復した。恐らく一番下の「丸京合資会社」の台座部分が新たに敷かれ、その上に再建されたのであろう。

同会社について、藤村氏は「明治二三年に設立された丸京会社が前身だろう」<sup>18)</sup>と推論している。京飛脚仲間の後身、仲間の一部業者の後身であろうか。



「大坂／京飛脚仲間／丸京合資会社」

- (14) 米屋久右衛門奉納住吉大社常夜灯  
 A (台) 江戸

日本橋川瀬石町

米屋

久右衛門

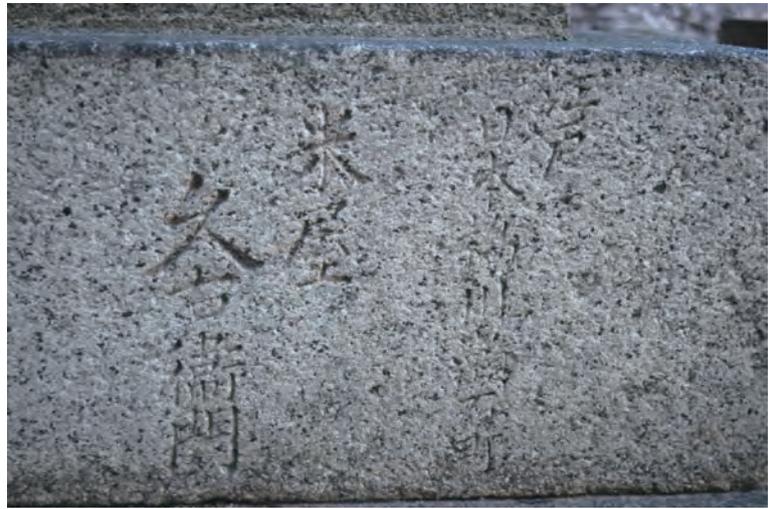
(竿) 常夜燈

(台) 同

久平治



米屋久右衛門奉納住吉大社常夜灯



〔江戸日本橋川瀬石町 米屋久右衛門〕

- B (なし)
- C 元治元年甲子六月建之
- D 執次

山上松太夫

大阪府大阪市住吉区住吉二丁目九―八九、住吉大社境内。京飛脚仲間奉納住吉大社常夜灯の一〇メートル西の参道右側に位置する。左右一对の常夜灯であるが、一番下の基台が接して並列して立つ。右に掲げた史料は向かって右側常夜灯のものであるが、左側常夜灯も全て同じ文面である。高



大坂飛脚中奉納常夜灯

さ約二・五メートル。  
元治元年（一八六四）六月、江戸日本橋川瀬石町の上下飛脚屋の米屋久右衛門と同業の米屋久平治が連名し、同大社執次の山上松太夫を仲介して奉納した。上下飛脚屋は通日雇ともいい、前に静岡県島田市の大川神社の通日雇仲間が奉納した常夜灯を掲げたが、住吉大社のそれは米屋単独で奉納したものである点で珍しいと言えよう。  
米屋久右衛門は六組飛脚仲間の一つ日本橋組に属し、日本橋川瀬石町で営業した。江戸時代中期の延享元年（一七四四）から史料上で名前が確認でき<sup>(19)</sup>、幕末に至っている。米屋久平治は同じ屋号を冠していることから察して米屋久右衛門の系列店とみられる。米屋久右衛門の一族か奉公人がのれん分けして独立したのであろう。恐らくは経営が比較的安定した業者であり、常夜灯をそうした財力の象徴として見ることもできよう。

- (15) 大坂飛脚中など奉納常夜灯
- A (竿) 春日大明神 (基台) ※五カ村、一カ所、五六人の名前



「大坂飛脚中／宇陀屋庄治良／近江屋宗八」の文字が確認できる

B 維時文久二癸亥歳

十一月大吉祥日

寄進志主之面々

家門永昌子孫長久

C 八幡大菩薩 徳融寺現主忍道

産物仲間

寺社案内中

彌勒堂町中

岡村屋又兵衛

綿屋喜六

磨屋伊之助

大安寺村

大坂飛脚中

宇陀屋庄治良

近江屋宗八

登大路町

三條西町

北室長三郎

石工宇助

同

田村久五郎

嘉助 印

井戸野村

上村利兵衛

秋田屋佐助

扇屋藤助

納屋甚三郎

久保塚

森田文兵衛

紀苧田辺

山科屋市右衛門

D 天照皇太神

(基台)

天下泰平

五穀成就

発起世話人

※以下六〇人の名前

奈良県奈良市三条本町一〇八二丁R奈良駅東口。同駅東口から三条通(春日大社参道)方向一〇〇メートルの「奈良駅前」交差点角に位置する。高さ約四メートルの仰ぐほど高い常夜灯は左右一対である。駅舎を背にして右側常夜灯のC面に「大坂飛脚中」の文字が確認される。常夜灯は幕末の文久二年(一八六二)十一月、大和国の百姓と商人らが中心となり、「天下泰平 五穀成就」「家門永昌 子孫長久」を祈願して春日明神、八幡大菩薩、天照皇太神の三神に奉納したものである。

「大坂飛脚中」の宇陀屋庄次郎と近江屋宗八の名前は、大坂の地誌「難波丸綱目」で確認できなかった。大坂―奈良を専業とした飛脚問屋であろう。

(16) 道中通人足方請負仲間奉納厳島神社銅製常夜灯

A (竿) 常燈

勅許

御鋳物師



## おわりに

以上、飛脚問屋及び宰領飛脚らが奉納した常夜灯、道標、墓誌などを中心にみてきた。こうした奉納の背景には道中の危険が常に存在したことを忘れてはなるまい。難所を控える街道を往来して現金輸送に直接携わる宰領飛脚や走り飛脚は目的地までの行程で災難（盗難、水難、地震）に遭うケースがあった。中には強盗に出会って命を落とすこともあった。

巻末の一覧表を参照しながら、全体の特徴を述べておきたい。まず金石史料の数だが、県別では群馬（表No.15～28）が最多の一四（但し郵便含む）、京都（No.39～42）大坂（No.44～48）と福島（No.2～6）が各五、東京（No.11～14と）静岡（No.29～32）が各四となっている。これは筆者が群馬県在住者であり、地の利を得ていることも反映しているが、やはり上野国が生糸・織物産地であることを背景に京屋と嶋屋の出店が集中していたことと表れでもある。また大坂と京都は飛脚問屋揺籃の地であり、福島は嶋屋による奥羽進出の橋頭堡であったこと、静岡は江戸と京坂を結ぶ東海道沿いであったことが主な理由である。

江戸の定飛脚問屋の京屋・嶋屋の各出店では、それぞれの地域社会や街道途中で篤く尊崇されている寺社（塩竈神社、羽黒神社、桐生天満宮など）を中心に石造物を寄進している。こうした寄進行為の数々の事例は、飛脚問屋と地域信仰との密接な関係、延いては地域社会への浸透を物語っている。盛んに上方と東国を往来した俳諧師の安井大江丸（嶋屋組の一つ）は、各出店を巡察しながら俳諧を通じて出店奉公人（嶋屋佐右衛門歩隊）と地域社会との関係を深めた。芭蕉の如く旅に生きた大江丸の生涯からは逆に在村文化を介してネットワークを広げ、飛脚業務の発展に生かした節も窺える（No.4）。こうした大江丸の布石は奥州福島出店の繁昌、また嶋屋福島店を拠点とした奥羽地方（仙台・山形）への店舗展開へとつながるのである（No.2、3、6）。

時期的な特徴は、早くから飛脚問屋が関わった地点に一七世紀半ばのもの（No.23、29、35、36）が集中している。江戸中後期のものは京屋と嶋屋

の上州や奥州街道沿いへの進出と歩を一にしているのも重要な特徴である。改めて寄進行為の動機は次のように整理できよう。

- ① 道中安全の祈願のため交通の要衝に奉納
  - ② 出店を置いた地域の信仰対象への尊崇
  - ③ 嶋屋に限ると大江丸の築いた飛脚業務・俳諧ネットワーク
- さらには寄進行為からは次のようなことが読み取ることができよう。

- ① 地域社会との密着（No.1、3、15、16、24、27、29、51）
- ② 宰領飛脚同士の業者を超えた横のネットワーク（No.31、33、37、39、40）
- ③ 宰領飛脚と信州中馬との関係（No.33）
- ④ 飛脚問屋と通日雇との関連（No.37）
- ⑤ 飛脚問屋の相仕による連携（No.29、30、37、38、41、45）

右のように金石史料からは、文献史料からは窺えない宰領と信州中馬、通日雇らのネットワークが見えてくる。特に史料と研究の少ない通日雇の側面を探る上で、金石史料の果たす役割は大きいと言えるだろう。

最後に各地の金石史料をラインで結んでみて頂きたい。改めて金石史料が飛脚問屋により築かれた近世の物流・情報ネットワークをまざまざと体現していると指摘できる。延いては明治以降における郵便制度確立と物流業界再編に大きく寄与したことを、静かに物語っているとも言えよう。中には戦災に巻き込まれ（No.45）、明治以降の開発の中で地中に埋められる憂き目に遭い（No.34）、また甚だしく風化の進んだものもある（No.19、33、34、36、45）。唯一無二の誇るべき「文化財」を示すことで、今一度認識を新たにしていただければ幸いである。

【付記】 本稿を起こすに当たり、金石史料の所在地にある寺社・企業・地域の皆様にお世話になりました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

（1） 藤村潤一郎「江戸六組飛脚屋仲間について」（『史料館研究紀要』五、文部省史料館、一九七二年）、同「通日雇について」（『史料館研究紀要』七、一九七四年）、同「京飛脚仲間について」（『史料館研究紀要』一一、

- (1) 一九七九年)、同「近江国草津宿と飛脚屋」(『史料館報』四五、一九八六年)、同「奥州仙台における定飛脚問屋について」(見玉幸多監修、交通史研究会編『日本近世交通史論集』吉川弘文館、一九八六年)、同「天明二年『三春行楽記』前後(三)——土山宗次郎と朝田伴七を中心に」(『創価大学人文論集』一〇、一九九八年)、同「天明二年『三春行楽記』前後(四)——土山宗次郎と朝田伴七を中心に」(『創価大学人文論集』一一、一九九九年)、敷内吉彦「飛脚寄進の道標と燈籠」(『郵政考古紀要』第二〇号、一九九三年)、福島市杉妻地区史跡保存会「すぎのめ」一九号(一九九六年)。表紙に馬頭観世音の写真が飾られ、村山広治氏が表紙説明で触れている。
- (2) 平原直著・野口亮編『通運読本 通運史料 佐々木莊助篇』(通運業務研究会、一九五八年)
- (3) 藤村「天明二年『三春行楽記』前後(四)——土山宗次郎と朝田伴七を中心に」(注1に同じ) 四八—五一頁
- (4) 『白木屋三百年史』(白木屋発行、一九五七年)。同書によると、白木屋の大村家歴代当主は、可全、安全、豊全、勝全、昌全、商全、邦全、経全と続き、章全の代で明治維新を迎え、義全は大正八年まで四一年間に亘り経営に携わった。
- (5) 山本廣信「孝女茂世の碑と仮墓」(『温故知新——伊勢崎市郷土文化研究会連絡協議会20周年記念誌』二〇〇六年)。同書は参考文献に橋田友治『伊勢崎歴史散歩』(伊勢崎郷土文化協会、一九七二年)を挙げている。
- (6) 拙著『江戸の飛脚——人と馬による情報通信史——』(教育評論社、二〇一五年) 三四四、三四五頁
- (7) 拙著「宰領飛脚の権限とネットワーク——宰領議定と金石史料からみる——」(和泉清司編『近世・近代における歴史的諸相』創英社・三省堂書店、二〇一五年)
- (8) 渡辺俊典作成「中山道大湫宿地内街道絵写真」。生前に渡辺氏が作成した一枚刷りの資料。
- (9) 「島屋佐右衛門家声録」(見玉幸多校訂『近世交通史料集 七 飛脚関係史料』吉川弘文館、一九七四年) 一四頁
- (10) 「島屋佐右衛門家声録」(右同) 五四頁
- (11) 敷内前掲論文
- (12) 藤村「通日雇について」(注1に同じ) 一二、一三頁
- (13) 藤村潤一郎「翻刻 寛政三年五月序 安井宗二(大伴大江丸)『きのふの我』」(上田高嶺編『大江丸旧稿』一九九四年十月、自費出版)。一部読み取りにくかったため、同書を参考にした。
- (14) 拙著「飛脚問屋嶋屋佐右衛門の末裔に聞く——上田高嶺氏と金石史料紹介——」(『桐生文化史談会』四八、二〇〇九年)
- (15) 「島屋佐右衛門家声録」(注10に同じ) 五五、五六頁
- (16) 真弓常忠「住吉信仰」(二〇〇三年十月二十五日、朱鷺書房)
- (17) 藤村「京飛脚仲間について」(注1に同じ) 一四九頁
- (18) 「六組飛脚屋旧記 乾」(注10に同じ) 七〇頁
- (19) 奉納時期は敷内前掲論稿による。
- (20) 藤村「通日雇について」(注1に同じ) 一—四頁
- (21) 藤村潤一郎「江戸六組飛脚屋仲間について」(注1に同じ) 二四八—二五〇頁
- (22) (まきしま たかし 群馬大学 社会情報学部 非常勤講師)

No.	金石史料名	種別	所在	奉納年	奉納者	本文掲載章・節
1	京屋弥兵衛奉納鹽竈神社常夜灯	常夜灯	宮城県	1807	京屋弥兵衛	一 (1)
2	嶋屋奉納馬頭観世音	馬頭観音	福島県	1805	嶋屋佐右衛門	一 (2)
3	羽黒神社参道嶋屋奉納常夜灯	常夜灯		1805	嶋屋佐右衛門	一 (3)
4	嶋屋佐右衛門駄歩隊奉納大江丸俳諧碑	俳諧碑		1805	嶋屋佐右衛門	一 (4)
5	多湖思楽俳諧碑	俳諧碑		1874	鳥谷栄吉 (嶋屋関係者か)	一 (5)
6	定飛脚問屋奉納境の明神狛犬	狛犬		江戸後期	京屋弥兵衛 嶋屋佐右衛門	一 (6)
7	嶋屋福島店奉納堂原地藏堂常夜灯	常夜灯		栃木県	1842	嶋屋佐右衛門福島店
8	京屋福島店宰領奉納堂原地藏堂常夜灯	常夜灯	1853		京屋弥兵衛福島店宰領	二 (2)
9	和泉屋甚兵衛奉納不動明王像道標	道標	千葉県	1777	和泉屋甚兵衛	二 (3)
10	佐原飛脚吉岡氏奉納馬頭観世音	馬頭観音		1854	佐原飛脚吉岡氏	二 (4)
11	佐々木莊助君之碑	顕彰碑	東京都	1895	内国通運 ほか関係者有志	二 (5)
12	佐々木莊助墓	墓石		1892	佐々木家	二 (6)
13	和泉屋甚兵衛墓	墓石		1917	和泉屋甚兵衛家	二 (7)
14	甲府三度飛脚奉納常夜灯	常夜灯		1862	甲府三度飛脚中	二 (8)
15	嶋屋江戸店奉納桐生天満宮本殿玉垣	玉垣		江戸後期	嶋屋佐右衛門江戸店	三 (1)
16	菅原道真九五〇年忌御影石常夜灯・石橋寄進碑	寄進碑	群馬県	1852	479の個人・団体 京屋弥兵衛 嶋屋佐右衛門	三 (2)
17	文虎亭墓誌	墓誌		1804	文虎亭相統当主 村井喜平次 (近江屋喜平次)	三 (3)
18	円満寺妙見宮常夜灯	常夜灯		1826	商人ら16人 京屋弥兵衛	三 (4)
19	孝女茂世之碑	顕彰碑		1855	京都和糸絹問屋中 嶋屋佐右衛門組中	三 (5)
20	孝女茂世仮墓	墓誌		1833か	徳江家	三 (6)
21	徳江八左衛門栄清墓誌	墓誌		1859	徳江家	三 (7)
22	徳江萬之助貞幹墓誌	墓誌		1833	嶋屋組中	三 (8)
23	嶋屋半兵衛奉納常夜灯	常夜灯		1735	嶋屋伊勢崎店	三 (9)
24	倉賀野宿間庵堂前常夜灯	常夜灯		1814	嶋屋伊勢崎店、京屋桐生店、嶋屋藤岡店、京屋藤岡店など373人	三 (10)
25	成道寺京屋店供養墓	供養墓		1851	京屋藤岡店	三 (11)
26	成道寺京都近江屋宰領長兵衛墓	墓石		1794	不明	三 (12)
27	貫前神社唐銅製常夜灯	常夜灯		1865	京屋江戸店、嶋屋江戸店、京屋藤岡店、嶋屋藤岡店など1544人	三 (13)
28	郵便送人蛭田仙吉遭難碑	遭難碑		1901	郵便関係者	三 (14)
29	宗閑寺蔵大坂三度飛脚仲間奉納鉦鼓	鉦鼓		静岡県	1749	大坂三度飛脚中 (江戸屋組、江戸会所、嶋屋組、天満屋組、山城屋組)
30	嶋屋組奉納身延道道標	道標	1801		嶋屋佐右衛門、大黒屋庄治郎、津国屋十右衛門	四 (2)
31	定飛脚宰領中奉納耀海寺水盤	水盤	1827		京都・大坂定飛脚宰領中	四 (3)
32	通日雇奉納大川神社常夜灯	常夜灯	1856		通日雇仲間 (江戸六組、大坂両組、伏見、京都)	四 (4)
33	中山道十三峠三十三処観音石窟前碑	奉納碑	岐阜県	1840	大久手宿中の馬持連中、助郷村々、嶋屋と京屋宰領、甲州屋・彦根産物など	四 (5)
34	伊勢神宮十七屋・嶋屋・近江屋奉納常夜灯	常夜灯兼道標		1749	近江屋五兵衛、嶋屋佐右衛門、十七屋孫兵衛	四 (6)
35	手板組奉納関宿追分常夜灯	常夜灯	三重県	1740	嶋屋佐右衛門と津国屋重右衛門の奉献	五 (1)
36	京屋弥兵衛奉納関宿常夜灯	常夜灯		1722	「海陸安全」[江戸京屋弥兵衛/京大坂組合中]の奉献	五 (2)
37	飛脚・通日雇奉納草津宿追分常夜灯	常夜灯・道標	滋賀県	1816	播州日雇方、江戸日雇方、京都順番会所、京都順番宰領中、大坂定飛脚問屋、大坂定飛脚宰領中、尾州井口屋半左衛門、井口屋宰領中、井口屋取次、岐阜定日宰領中、岐阜定日織屋中、桑名宰領中、大垣宰領中、福井宰領中	五 (3)
38	嶋屋組奉納三井寺観音道道標	道標		1822	京都、大坂、江戸の嶋屋佐右衛門と相仕	五 (4)

No.	金石史料名	種別	所在	奉納年	奉納者	本文掲載 章・節
39	宰領奉納徳林庵井戸	井戸	京都府	不明	京都、大坂、名古屋、金沢、奥州、上州の宰領中	五(5)
40	順番定飛脚宰領中奉納徳林庵水盤	水盤		1821	順番定飛脚宰領中	五(6)
41	十七屋孫兵衛奉納 北野天満宮常夜灯	常夜灯		1746	十七屋孫兵衛京都十七屋組中	五(7)
43	通日雇奉納伏見御香宮水盤	水盤		1844	伏見通日雇、西浜運送屋	五(8)
42	福知山飛脚中奉納道標	道標		1805	福知山飛脚中	五(9)
44	大和屋善右衛門建立五輪塔	供養塔	大阪府	江戸後期か	大和屋善右衛門 (嶋屋組の一)	五(10)
45	嶋屋家業興立先登塔	供養塔		1787	嶋屋佐右衛門 津国屋十右衛門	五(11)
46	嶋屋・津国屋奉納住吉大社常夜灯	常夜灯		1671建立 1804再建	嶋屋佐右衛門 津国屋十右衛門	五(12)
47	京飛脚仲間奉納住吉大社常夜灯	常夜灯		1840建立 1894修復	京都飛脚仲間	五(13)
48	米屋久右衛門奉納住吉大社常夜灯	常夜灯		1864	米屋久右衛門(江戸六組仲間)、米屋久治平	五(14)
49	大坂飛脚中など奉納常夜灯	常夜灯	奈良県	1862	大坂飛脚中の宇陀屋庄治郎、近江屋宗八など	五(15)
50	道中通人足方請負仲間奉納 巖島神社銅製常夜灯	常夜灯	広島県	1864	道中通人足方 請負仲間	五(16)
51	大津屋奉納水前寺稻荷社常夜灯	常夜灯	熊本県	1817	六組飛脚屋大津屋喜右衛門	五(17)

飛脚問屋・上下飛脚屋金石史料一覧表

## 新刊紹介

巻島隆著

『桐生新町の時代—近世在郷町の織物と社会—』

発行：群馬出版センター 発行年：2016年3月

ISBN：978-4-906366-56-9 定価：本体3,000円＋税

東京文化財研究所監修

『J-BIRD 写真と登録記号で見る戦前の日本民間航空機』

発行：日本航空協会 発行年：2016年3月

ISBN：978-4-901794-08-4 定価：本体5,000円＋税

舞鶴市（舞鶴引揚記念館）編

『舞鶴への生還1945-1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録』

発行：舞鶴市（舞鶴引揚記念館） 発行年：2016年3月

国立歴史民俗博物館編

『死絵 ライデン国立民族学博物館・国立歴史民俗博物館所蔵』

発行：国立歴史民俗博物館 発行年：2016年3月 非売品

「建築記録／名古屋通信局」編集委員会編

『建築記録／名古屋通信局 通信建築の真珠』

発行：日本郵便株式会社 管財室 発行年：2016年3月

株式会社 日本郵趣出版編

『さくら日本切手カタログ2017』

発行：公益財団法人 日本郵趣協会 発行年：2016年4月

ISBN：978-4-88963-797-7 定価：本体926円＋税

裏田稔 大内那翁逸 共著

『日中戦争・太平洋戦争期における実例による軍事郵便解析の手引き』

編集・発行：浅野周夫 発行年：2016年4月 定価：4,500円税込（本体価格4,167円）

中川越著

『漱石からの手紙 人生に折り合いをつけるには』

発行：株式会社 CCCメディアハウス 発行年：2016年5月

ISBN：978-4-484-16215-7 定価：本体1,400円＋税

長谷川純編

『日本印紙カタログ 第6版』

発行：株式会社 鳴美 発行年：2016年5月

ISBN：978-4-86355-051-3 定価：本体3,704円＋税

原山喜亥編著

『大西民子の足跡』

発行：株式会社 沖積舎 発行年：2016年5月  
ISBN：978-4-8060-4775-9 定価：本体1,800円＋税

谷暎子著

『占領下の児童出版物とGHQの検閲—ゴードン・W・プランゲ文庫に探る—』

発行：株式会社 共同文化社 発行年：2016年6月  
ISBN：978-4-87739-285-7 定価：本体7,000円＋税

祖父江義信著

『手彫切手 JAPAN 1871-1876』

発行：株式会社 鳴美 発行年：2016年7月  
ISBN：978-4-86355-058-2 定価：本体7,407円＋税

岡藤政人著

『関東大震災と郵便—震災郵券拾話—』

発行：株式会社 鳴美 発行年：2016年7月  
ISBN：978-4-86355-057-5 定価：本体1,852円＋税

田島奈都子編著

『プロパガンダ・ポスターにみる日本の戦争 135枚が映し出す真実』

発行：勉誠出版 株式会社 発行年：2016年7月  
ISBN：978-4-585-27031-7 定価：本体2,800円＋税

山崎好是著

『飛脚—飛脚と郵便—』

発行：株式会社 鳴美 発行年：2016年7月  
ISBN：978-4-86355-052-0 定価：本体7,407円＋税

森田創著

『紀元2600年のテレビドラマ ブラウン管が映した時代の交差点』

発行：株式会社 講談社 発行年：2016年7月  
ISBN：978-4-06-220153-7 定価：本体1,600円＋税

原田昌幸著

『函説・戦前記念切手』

発行：株式会社 日本郵趣出版 発行年：2016年8月  
ISBN：978-4-88963-799-1 定価：本体2,000円＋税

竹之内康雄著

『郵便ポストのグッズ収集』

発行：株式会社 文芸社 発行年：2016年9月 頒価：1,400円

中井桂子著

『絵手紙 墨絵奈良』

発行：株式会社 郵研社 発行年：2016年9月

ISBN：978-4-907126-05-6 定価：本体2,778円+税

郵便史研究会編

『郵便史研究 第42号』

発行：郵便史研究会 発行年：2016年9月 会員外頒価：2,000円

一般社団法人 霞会館編

『美術工芸の半世紀 明治の万国博覧会 [II] さらになる挑戦』

発行：一般社団法人 霞会館 発行年：2016年10月

川崎市市民ミュージアム 編集

『旅する人びと～東海道五十三次から世界へ～』

発行：川崎市市民ミュージアム 発行年：2016年10月

富増章成著

『日本史《伝説》になった100人』

発行：株式会社 三笠書房 発行年：2016年11月

ISBN：978-4-8379-6802-3 定価：本体650円+税

公益財団法人 日本郵趣協会編

『日本普通切手専門カタログ VOL.1 戦前編』

発行：公益財団法人 日本郵趣協会 発行年：2016年11月

ISBN：978-4-88963-801-1 定価：本体2,300円+税

平林恵（横尾忠則現代美術館）編

『ヨコオ・マニアリズム vol.1』

発行：現代企画室 発行年：2016年11月

ISBN：978-4-7738-1618-1 定価：本体2,500円+税

## 展覧会紹介

### ◆郵政博物館が主催した展覧会

〈簡易生命保険誕生100年記念・扇面原画展「一竹内栖鳳から東山魁夷、平山郁夫まで―美をあふぐ 華麗なる巨匠たちの扇の世界展」〉

期間：2016年4月9日（土）～6月26日（日）

会場：郵政博物館 企画展示場

概要：大正から昭和・平成にかけ、通信省・郵政省において、事業功労者への贈呈用として、日本美術界の大家たちが原画を手がけた扇子が制作された。当館には、このうち約60点の扇子原画が収蔵されている。簡易生命保険誕生100周年の記念として、当館収蔵の扇子原画を前期・後期に分けて公開するとともに、簡易生命保険事業に関するさまざまな資料を紹介した。



〈夏休み子どもイベント「かわいいテディベア」展〉

期間：2016年7月16日（土）～8月28日（日）

会場：郵政博物館 企画展示場 多目的スペース

概要：夏休み期間のイベントとして、ファミリー層も楽しめるように欧米諸国の代表的コレクションアイテムであるテディベアをテーマにイベントを行った。メーカーの新作や日本有数のコレクターの作品展示、クマに関連したゆるキャライベントを行い、世界の熊切手などを展示した。



〈企画展「切手でみる星の物語展」〉

期間：2016年9月10日（土）～11月27日（日）

会場：郵政博物館 企画展示場

概要：ホログラムを使用したデザインで人気を博した「星座シリーズ」切手及び「星の物語シリーズ」切手を中心に、切手デザイナーのデザイン下絵等を展示したほか、星にまつわるギリシア神話やその神話を主題とした切手、宇宙や天文に関する切手等を紹介した。



〈企画展「年賀状展—春を寿ぐ—」〉

期間：2016年12月10日（土）～2017年1月15日（日）

会場：郵政博物館 企画展示場

概要：過去の著名人の年賀状や酉年の年賀切手になった郷土玩具など、年賀に関わる資料を紹介するとともに、全国の高校生の年賀状によるコンテスト「第8回年賀状甲子園」の作品、日本漫画家協会所属の漫画家が新たに描きおろした酉年の作品を展示した。



〈企画展「郵政博物館秘蔵コレクション 日本郵趣切手展」〉

期間：2017年1月28日（土）～4月9日（日）

会場：郵政博物館 企画展示場

概要：日本で最初に発行された切手のエピソードや貴重な切手、切手に係わる珍しい資料など、切手や郵趣に関わる資料を数多く展示した。またNPO郵趣振興協会の協力により「目打ちが初めて公式に採用されるまでに世界で発行された切手 1840年5月1日～1854年2月23日」「ビンテージ郵趣雑誌と郵趣用品の世界」を期間限定で展示した。



◆郵政博物館が協力した展覧会

〈第66回全日本切手展2016〉

期間：2016年7月22日（金）～7月24日（日）

主催：全日本切手展2016実行委員会、一般社団法人全日本郵趣連合、公益財団法人通信文化協会

会場：すみだ産業会館、郵政博物館

概要：全国の切手収集家が、コレクションのテーマと完成度を競うコンクールで、1951年から毎年開催され、今回66回目を迎える。当館も「二重丸型日付印」及びオリンピック東京大会記念切手原画等を出品した。

〈第51回全国切手展 JAPEX2016〉

期間：2016年11月4日（金）～11月6日（日）

主催：公益財団法人日本郵趣協会

会場：東京都立産業貿易センター台東館

概要：郵政博物館ではJAPEX2016とのタイアップとして、郵政博物館常設展示場内において企画展「郷土の郵便印展」、「新動植物国宝切手50年」に関連する資料の特別公開展示「通信日付印類と新動植物国宝切手原画等」を開催し、不統一印や記番印などの通信日付印類や、関連するエンタィア及び「新動植物国宝切手」の原画や試刷を特別公開した。

◆郵政博物館収蔵資料が展示された展覧会

〈特別企画展「大鎖国展—江戸に咲いた異国の花—」

期間：2016年4月9日（土）～5月22日（日）

会場：岡崎市美術館

概要：「エレキテル 平賀家伝来」を貸出



「エレキテル 平賀家伝来」

〈切手の博物館開館20周年記念特別展「切手という小さなキャンバス」

期間：2016年5月1日（日）～5月5日（木・祝）

会場：切手の博物館

概要：切手原画（ふみの日「飛べ手紙」ほか）10点を貸出

〈特別展「1945年±5年 激動と復興の時代 時代を生きぬいた作品」

期間：① 2016年5月21日（土）～7月3日（日）

② 2016年7月30日（土）～10月10日（月・祝）

会場：① 兵庫県立美術館 ② 広島市現代美術館

概要：逓信省発行絵葉書原画（小磯良平「香港黄泥涌高射砲陣地奪取」）を貸出

〈企画展「樋口一葉の芸術小説～「うもれ木」  
に見る陶芸の世界～」

期間：2016年4月26日（火）～6月26日（日）

会場：台東区立一葉記念館

概要：「郵便現業絵巻」を貸出



「郵便現業絵巻 上巻 第一図」

〈古川美術館分館 為三郎記念館特別展「磯田皓と12人の作家たち」

期間：2016年8月20日（土）～10月10日（月・祝）

会場：古川美術館分館 為三郎記念館

概要：切手原画（「世界デザイン博覧会記念」ほか）2点を貸出

〈企画展「旅する人びと～東海道五十三次から世界へ～」

期間：2016年10月8日（土）～11月20日（日）

会場：川崎市市民ミュージアム

概要：「東海道分間延絵図」等10点を貸出

〈「美術工芸の半世紀 明治の万国博覧会展Ⅱ」

期間：2016年10月29日（土）～12月4日（日）

会場：久米美術館

概要：「郵便現業絵巻」を貸出

〈切手の博物館開館20周年記念特別展〈秋〉「著名人の切手と手紙」〉

期間：2016年11月3日（木・祝）～11月6日（日）

会場：切手の博物館

概要：切手原画（「文化人切手」全18点、「平成8年文化人切手」1点）を貸出

〈特別展「普通選挙をめざして～犬養毅・尾崎幸雄～」〉

期間：2016年11月9日（水）～12月2日（金）

会場：衆議院憲政記念館

概要：「集配人用掛革庫」等16点を貸出



「集配人用掛革庫」

〈企画展「琉球・沖縄の地図展」〉

期間：2017年2月1日（水）～4月16日（日）

会場：沖縄県立博物館・美術館

概要：「郵便線路図（明治11年）」を貸出

〈横浜みなと博物館平成28年度企画展「海難と救助—信仰からSOSへ—」〉

期間：2017年2月18日（土）～4月16日（日）

会場：横浜みなと博物館

概要：「船遭難時ニ付定書」「海難除祭文」を貸出

〈IUCコミュニケーションミュージアム常設展示〉

期間：2016年3月24日（木）～2017年3月31日（金）

会場：電気通信大学 ICUコミュニケーションミュージアム

概要：「火花式送信機コイル切替盤」「コヒーラ／デコヒーラ検波器」「シーメンスモールス受信機」3点を常設展示資料として貸出

## 『郵政博物館 研究紀要』投稿規程(平成29年度)

- 1 応募資格  
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。
- 2 論文等テーマ  
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定した研究論文・研究ノート・資料紹介とする。
- 3 応募の条件  
郵政博物館の資料、またはそれと同様な基礎資料を活用したものとする。  
「日本語」で書かれたものとする。  
応募は1人1編(共同執筆は可)のみとする。  
応募原稿は未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。  
応募原稿の返却はしない。
- 4 論文等応募方法  
論文等の投稿を希望する執筆者には、あらかじめ所定の「『郵政博物館 研究紀要』応募用紙」(以下、「応募用紙」と表記)を編集委員会へ提出し、投稿についての許可を得ること。
- 5 応募用紙の入手方法  
応募用紙は、2017年5月12日(金)午前10時以降に、下記入手先宛に、返信用封筒(角2サイズ)を同封の上、郵送をもって請求すること。その際、封筒表には「応募用紙希望」と朱書で記入すること。  
なお、返信用封筒は、返信先住所・氏名のほか、140円切手(速達希望の場合はさらに280円分の切手)を貼付した上で同封すること。送付先記入および切手貼付がない場合は発送しかねる。
- 6 応募用紙入手先  
〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号  
公益財団法人 通信文化協会 博物館部(郵政博物館資料センター)内  
「郵政博物館 研究紀要」編集委員会
- 7 応募用紙提出方法および期限  
2017年6月30日(金)午後5時必着にて、氏名・連絡先等必要事項を記入した応募用紙を編集委員会宛に送付すること。
- 8 応募結果の通知  
提出期限内に到着した応募用紙に基づき、「郵政博物館 研究紀要」編集委員会において、学術的な視点からの審査を行い、投稿の可否について連絡する。
- 9 原稿提出方法および期限  
2017年11月10日(金)午後5時必着にて、MS-WORDで読み書き可能なファイル形式で作成したファイル(図を掲載する場合は原図ファイルを含む)を保存したメディア(CD-R等)および打ち出し原稿1部を提出すること。  
なお、原稿は完全原稿とすること。
- 10 原稿執筆要項(概要)  
原稿はパソコン使用のこと。  
文字量は、換算値として、論文原稿はA4用紙(1行40字×40行)15~20枚程度、研究ノート・資料紹介は、A4用紙(1行40字×40行)15枚以内とする。

図表・注は枚数に含まれるものとする。

写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。

詳細は投稿許可者に送付する「執筆要項」を参照すること。

11 提出先

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号

公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内

「郵政博物館 研究紀要」編集委員会

12 その他

上記9の期限までに投稿された原稿は、編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。

査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（研究論文・研究ノート等の別）の変更や、投稿された原稿の分量や内容等の修正を求めることがある。

13 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は郵政博物館に帰属するものとする。

**[執筆者]**

新井 勝紘 (あらい かつひろ)

元専修大学文学部教授 (第2分科会)

小原 宏 (おばら こう)

郵便史研究会 会員 (第1分科会)

伊藤 真利子 (いとう まりこ)

静岡英和学院大学 人間社会学部 専任講師 (第3分科会)

高橋 陽一 (たかはし よういち)

東北大学 東北アジア研究センター 助教 (第5分科会)

後藤 康行 (ごとう やすゆき)

千葉商科大学 国際教養学部 非常勤講師 (第2分科会)

井村 恵美 (いむら えみ)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 主席学芸員

井上 卓朗 (いのうえ たくろう)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 館長兼主席資料研究員 (第1・第5分科会)

岩島 美月 (いわしま みづき)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 主席学芸員

富永 紀子 (とみなが のりこ)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 学芸員

「駅通志料」を読む会 (えきていしりょうをよむかい) (第5分科会)

巻島 隆 (まきしま たかし)

群馬大学 社会情報学部 非常勤講師 (第1分科会)

(掲載順)

## 編集後記

『郵政博物館 研究紀要』第8号をお届けします。巻頭エッセイ1本、論文3本、研究ノート1本、エッセイ1本、資料紹介2本、資料調査報告1本、トピックス2本の構成です。

新井先生と後藤氏からは、軍事郵便に関するエッセイを寄稿いただきました。新井先生の巻頭エッセイでは、戦後70年が経過し、戦争を直接体験した人が少なくなった今日、軍事郵便は後世に戦争を伝える貴重な歴史的資料であるにもかかわらず、失われつつある現状に警鐘を鳴らし、軍事郵便のインターネット公開という新たな試みを通して戦争を伝承していく意義と今後の課題が論じられています。後藤氏のエッセイでは、人の「つながり」をテーマとした文学作品に登場する軍事郵便に注目し、そこから軍事郵便の現代的意義を見出そうとしています。

また寄稿いただいた研究は、明治期の郵便事業、高度成長期の郵便貯金、江戸時代の交通、飛脚とテーマも幅広く、小原氏、伊藤氏、高橋氏のご論考では当館収蔵資料を活用いただきました。巻島氏のご論考は、宮城県から京都府まで広域にわたる飛脚関係の金石史料の現地調査活動に基づく労作です。

郵政博物館の歴史は、明治35（1902）年6月20日に、当時の京橋区木挽町の逓信省内に「郵便博物館」を創設したことから始まり、今年で115年を迎えます。長年の収集活動により当館の資料は、データベースに登録されているものだけでも40万件を超えており、郵政歴史文化研究会の先生方をはじめ多くの方々のご協力を賜りながら、随時調査・整理を進めております。本年度は「定飛脚日記」、初期の国際年賀状、郵政事業関連の特許状の調査の成果が掲載されています。当館はまだ多くの未整理、未調査資料を収蔵しており、その中には貴重な歴史資料が埋もれているかも知れません。貴重な資料を預かる者として、また皆様により多くの研究材料を提供させていただくために、今後も一層資料の調査・整理に努めてまいります。

(研究会事務局 田原)

### [編集委員]

石井 寛治（東京大学名誉教授）  
新井 勝紘（元専修大学文学部教授）  
杉浦 勢之（青山学院大学総合文化政策学部教授）  
杉山 伸也（慶応義塾大学名誉教授）  
藤井 信幸（東洋大学経済学部教授）  
山本 光正（元国立歴史民俗博物館教授）  
田良島 哲（東京国立博物館 学芸研究部 調査研究課長）

(分科会担当順)

---

## 郵政博物館 研究紀要 第8号

印刷 平成29年3月24日

発行 平成29年3月25日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号